（素案）

多摩市地域防災計画

【令和７年○月修正】

［本冊］

多摩市防災会議

第１部
総則
第２部　震災対策計画（予防・応急・復旧計画）
第１章　市長、市民及び事業者の基本的責務 35
第１節　基本理念及び基本的責務 35
第２節　多摩市、東京都及び防災機関の役割 36

第２章　災害対応の態勢 46
予防対策
基本方針１　市の体制を整備する
１　初動対応態勢の整備 46
２　事業継続態勢の確保 52
基本方針２　救出救助体制を整備する
１　消火・救助・救急活動態勢の整備 53
２　広域連携体制の構築 54
応急対策
基本方針１　市の初動体制を確立する
１　災害対策本部 60
２　対策部 68
基本方針２　早期の救出救助体制及び受援体制の確立を図る
１　消火・救助・救急活動 81
２　派遣要請・活動拠点の調整 84

第３章　市民と地域の防災力の向上 95
予防対策
基本方針１　防災意識の向上を図る
１　自助による市民の防災力向上 95
２　防災意識の啓発 96
３　防災教育・防災訓練の充実 99
基本方針２　地域による共助の推進
１　地域による共助の推進 101
２　マンション防災における自助・共助の構築 102
３　地区防災計画の推進 103
４　自主防災組織の活動 104

５　自主防災組織の活性化　104
基本方針３　事業所やボランティアによる共助の推進
１　事業所による自助・共助の強化　105
２　ボランティアとの連携　106
３　市民・行政・事業所等の連携　110
応急対策
基本方針１　自助・共助による応急対策を推進する
１　市民自身による応急対策　111
２　地域による応急対策の実施　111
基本方針２　ボランティア・事業所よる応急対策を推進する
１　ボランティアとの連携　113
２　事業所による応急対策の実施　116

第４章　安全な都市づくりの実現　118
予防対策
基本方針１　安全に暮らせる都市づくりを推進する
１　地域特性に応じた防災都市づくり　118
２　高層建築物等における安全対策　120
３　がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止等　120
基本方針２　建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する
１　建築物の耐震化の促進　122
２　応急危険度判定実施体制の整備　124
３　エレベーター対策　125
４　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止　126
５　文化財施設の安全対策　127
６　液状化への対策の強化　128
７　長周期地震動対策の強化　128
基本方針３　出火、延焼等の防止及び危険物対策を実施する
１　消防水利の整備、防火安全対策　129
２　石油等危険物取扱施設及び危険物等の輸送の安全化　130
３　放射性物質対策　131
応急対策
基本方針１　応急危険度判定を迅速に実施する
１　公共施設の応急危険度判定　133
２　被災建築物の応急危険度判定の実施体制　134

３　被災宅地の危険度判定実施体制　138
基本方針２　危険防止措置を実施する
１　急傾斜地崩壊防止施設の応急対策　141
２　危険物施設の応急措置　141
３　危険物等の輸送の安全化　144
４　放射性物質対策　144
復旧対策
基本方針１　公共施設の復旧を迅速に行う
１　公共施設の復旧　146
２　二次的な土砂災害防止対策　147

第５章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保　148
予防対策
基本方針１　公用車が緊急通行車両として運用できるようにする
１　緊急通行車両等の確認届出　148
２　緊急輸送ネットワークの整備　150
基本方針２　道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。
１　道路・橋梁　152
２　鉄道施設　153
３　河川施設等　154
４　水道　154
５　下水道　154
６　電気・ガス・通信・エネルギー等　155
７　ライフラインの復旧活動拠点の確保　157
応急対策
基本方針１　発災後の交通規制を把握し、緊急通行を行う
１　道路交通規制等　158
基本方針２　ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する
１　道路・橋梁　165
２　鉄道施設　167
３　河川施設等　167
４　水道　168
５　下水道　170
６　電気・ガス・通信等　172

７　エネルギーの確保　172
復旧対策
基本方針１　速やかにまちの復旧を行う
１　道路・橋梁　173
２　鉄道施設　174
３　河川施設等　174
４　水道　174
５　下水道　175
６　電気・ガス・通信等　175

第６章　情報通信の確保　176
予防対策
基本方針１　防災機関相互の情報通信連絡体制を整備する
１　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備　176
基本方針２　市民等への情報提供体制を整備する
１　市民等への情報提供体制の整備　180
応急対策
基本方針１　情報通信・連絡体制を確立するとともに、被害状況を把握する
１　防災機関相互の情報通信連絡体制の確立　182
基本方針２　広報広聴体制を確立する
１　広報広聴体制　185

第７章　医療救護等対策　188
予防対策
基本方針１　初動医療体制を整備する
１　体制の整備　188
２　医療救護活動の確保　191
３　負傷者等の搬送体制の整備　192
４　医療系防災訓練の実施　193
基本方針２　医薬品・医療資器材を確保する
１　医薬品・医療資器材の確保　194
応急対策
基本方針１　早期に初動医療体制を確立する
１　医療体制　196
２　負傷者等の搬送体制　202

３　保健衛生体制　203
基本方針２　早期に医薬品・医療資器材の調達を行う
１　医薬品・医療資器材の供給　205
復旧対策
基本方針１　防疫体制を確立する
１　防疫体制の確立　211

第８章　帰宅困難者対策　213
予防対策
基本方針１　帰宅困難者対策を周知徹底する
１　帰宅困難者対策の周知徹底　213
２　帰宅困難者への情報通信体制整備　219
基本方針２　帰宅困難者対策の体制整備を促進する
１　一時滞在施設の確保　220
２　帰宅支援のための体制整備　226
応急対策
基本方針１　帰宅困難者の収容を行う
１　駅周辺での混乱防止　229
２　一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ　232
復旧対策
基本方針１　帰宅困難者の安全化帰宅を推進する
１　帰宅困難者の安全な帰宅の支援　236

第９章　避難者対策　238
予防対策
基本方針１　多様な避難の推進と避難所・避難場所等の指定を行う
１　避難体制の整備　238
２　避難場所・避難所等の指定・安全化　243
基本方針２　避難所の管理運営体制の構築を行う
１　指定避難場所の管理運営体制の整備等　250
２　感染症への対応　251
応急対策
基本方針１　避難所の管理運営体制の構築を行う
１　指定避難補の開設・管理運営　253
２　動物救護　263

３　ボランティアの受入れ　264
基本方針２　感染症対策を実施する
１　感染症流行時における避難所の設置　264
２　避難所における感染症対策　267
３　避難所閉鎖における清掃について　268
復旧対策
基本方針１　市内の防疫体制を確立する。
１　防疫体制の確立　270

第１０章　要配慮者対策　274
予防対策
基本方針１　高齢者や障碍者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する
１　要配慮者の特徴　274
２　要配慮者への支援　277
３　福祉避難所等　281
４　外国人への支援　287
応急対策
基本方針１　要配慮者の安否確認を確実に実施する
１　要配慮者の情報伝達　288
２　要配慮者の安全確保　289
基本方針２　避難先での要配慮者への支援を実施する
１　避難所等における応急支援対策　290
基本方針３　福祉避難所の開設及び充実を図る
１　福祉避難所の開設　292
２　福祉避難所への移送及び物資供給　293
３　福祉避難所の運営　294

第１１章　遺体の収容等対策　295
予防対策
基本方針１　死者への尊厳や遺族感情に配慮した、効率的な検視・懸案・身元確認の実施体制を構築する
１　遺体収容所の指定　295

応急対策
基本方針１　死者への尊厳や遺族感情に配慮した、効率的な検視・懸案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する
１　行方不明者の捜索　297
２　遺体の搬送　298
３　遺体収容所の開設　298
４　遺体の検視・検案　299
５　身元確認　300
６　埋火葬の相談と火葬及び火葬許可書の発行等　301
７　遺体の引き渡し　303
８　市民等への情報提供　305

第１２章　備蓄・調達対策の推進　307
予防対策
基本方針１　ローリングストックを推奨する
１　ローリングストックの推奨　307
基本方針２　食料・飲料水・生活必需品等を確保する。
１　食糧の確保　308
２　飲料水及び生活用水の確保　311
３　物資等の確保　314
４　備蓄倉庫の整備　315
５　地域内輸送拠点（物資集積拠点）の整備　317
基本方針３　輸送体制を確立する
１　輸送体制の整備　319
２　燃料の確保　319
応急対策
基本方針１　食料・飲料水・生活必需品等を供給する
１　物資の調達・供給　320
２　飲料水の供給　323
３　生活用水の供給　325
基本方針２　災害時における輸送を実施する
１　輸送車両及び燃料の確保　327
復旧対策
基本方針１　安定的に飲料水等を供給する
１　多様なニーズへの対応　328

２　水の安全確保　329
３　生活用水の確保　330
基本方針２　安定的な輸送を継続する
１　物資の輸送　331

第１３章　市民の生活の早期再建　333
予防対策
基本方針１　生活再建のための事前準備態勢を構築する
１　生活再建のための事前準備　333
２　災害救助法等　334
基本方針２　児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する
１　応急教育　336
２　応急保育（学童クラブ含む）　337
応急対策
基本方針１　被災者生活再建を速やかに実現する
１　住家の被害認定調査等　338
２　罹災証明書の発行　338
３　災害救助法等の適用　342
４　激甚災害の指定　343
５　義援金の募集・受付　344
基本方針２　児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する
１　応急教育　345
２　応急保育（学童クラブ含む）　346
復旧対策
基本方針１　市民生活を再建する
１　被災者相談窓口の設置　348
２　罹災証明書の交付　350
３　被災住宅の応急修理　350
４　応急仮設住宅等の供与　352
５　義援金の募集・受付・配分　354
６　被災者の生活再建資金援助等　357
７　租税等の徴収猶予及び減免等　358
８　災害救助法の運用等　361
基本方針２　児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する
１　応急教育　363

２　応急保育（学童クラブ含む）　364

第１４章　仮設トイレ・し尿・ごみ・災害廃棄物対策　365
予防対策
基本方針１　災害用トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する
１　災害用トイレの確保体制及びし尿処理　365
基本方針２　災害廃棄物（ごみ・がれき等）の処理体制を整備する
１　災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制　367
応急対策
基本方針１　災害用トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する
１　災害用トイレの確保・設置及びし尿処理の実施　369
基本方針２　災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する
１　ごみ処理　372
２　災害廃棄物処理　374

第３部 災害復興計画

第１章　復興の基本的考え方　381
第２章　復興本部　383
１　復興本部の設置　383
２　復興本部の廃止　383
３　復興本部の関連組織　384
４　復興本部における各局の分掌事務　384
５　復興本部の廃止　385
第３章　震災復興計画の策定　386
震災復興基本方針の策定　386
震災復興計画の策定　386
特定分野計画の策定　386
被災者総合相談所の設置　389

第４部 南海トラフ地震等防災対策

第１章　対策の考え方　390
第２章　南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策　390
第３章　被災者の受け入れ　395

第５部 火山災害対策計画

第１章　富士山の現況等　397
第２章　富士山火山災害対策　402

第　1　部
総　　則

第1章 計画の基本理念　災害に強い都市構造の形成

～災害に強いまち・防災都市多摩をめざして～

○　「災害に強い都市構造の形成」と「災害に強い市民の育成」を目指すとともに、公園などの都市空間の確保や市街地の不燃化・難燃化の促進等「都市の安全化」を図り、災害に強いまち・防災都市多摩を実現する。

○　計画の基本理念である災害に強いまち･防災都市多摩をめざすためには、多摩市を「災害に強い都市構造の形成」「災害に強い市民の育成」「防災態勢の確立」「都市の安全化」で構成される「防災都市」としていくことが必要である。

１　災害に強い都市構造の形成

「災害に強い都市構造」とは、災害に対して万全の備えがあることであり、「災害を発生させない機能」「災害の拡大を防止する機能」「安全ゾーンの確保を図る機能」の 3 点を維持していることである。

そのためには、地形や地盤、都市基盤としての都市施設の安全化が必要となる。また、個々の建築物そのものと共に、家具やブロック塀に代表される建築物の内部及び外部空間の安全化も重要である。

以上のことについては、それぞれの対策を個々に行うだけでなく、土地利用計画に防災的な視点を導入して総合的な安全化を図らなければならない。

２　災害に強い市民の育成

「災害に強い市民」とは、災害対策について自ら強い関心と深い理解を持ち、災害発生時において、冷静沈着に行動できる人であり、精神的肉体的にも強く自らを守るだけでなく、家族を守り隣人を助け、地域を守ることのできる市民を意味する。

防災対策を進めるうえで市民の役割は重要であり、市民と行政が一体となって「防災まちづくり」を進めなければならない。

多摩市では、多摩ニュータウン地域を中心に計画的な都市整備が行われ一時に住民が大量入居したことにより、現在においては高齢化が加速的に進んでおり、令和７年には高齢化率が 29%を超える超高齢社会が進行している。平成３年には高齢化率 5.7%と全国でもトップ５に入るほど低かったものが、令和５年には 29.3%と国を上回るスピードで高齢化率が上昇してきており、令和 22 年度には 35.7%に上昇する見込みである（令和 22 年度は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023 年推計（公表値）による)。

このことにより、災害時に、積極的に活動できる世代が不足している地域が存在するとともに、市全体としても高齢者を中心としたが要配慮者が増加する懸念がある。

また、集合住宅の共有財産を管理する目的で組織している管理組合は多数存在するが、その目的が建物の管理であることから、「自分たちの“まち”は自分たちで守る」といった防災の意識までたどり着かず、地域の連携が希薄化してしまっている地域も存在する。

さらに、令和２年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、防災訓練などの地域

における様々な活動が中止になり、これまで実施してきた取り組みがストップするなど、地域での防災活動が低調化したが、コロナ禍が明けても活動が停滞している状況にある。

そこで、様々な世代や様々な活動主体が防災活動に関わる機会を創出し、地域での防災活動を活性化させていくことが重要であり市民の防災活動をより有効なものとするため、地域単位での「まちづくり」施策が必要である。

３　防災態勢の確立

災害の拡大を防止するためには、災害応急対策や災害復旧対策等の活動が円滑に行われなければならない。このため、災害応急対策や災害復旧対策等の防災態勢について現状を把握し、あらかじめ関係機関との協力態勢の充実を図る必要がある。また、これらの活動に必要な資機材を確保するとともに、食料・飲料水等についても、備蓄等しておかなければならない。

また、近年の災害対策において、情報収集・発信は、市として重要視しなければならず、発災直後から円滑に実施しなければならい。そのために、防災行政無線やインターネットなど、情報収集等に関連する資器材を円滑に稼働させるための設備や体制の整備と、停電に備えた電源の確保が必要である。

これらを実現するためには、「多摩市役所本庁舎建替基本計画（令和 6 年 11 月策定)」に則り、通常業務はもとより、災害時にも行政機能を維持して業務を継続するとともに、災害対応の指令拠点として、市内に設置された避難所や主に復旧対策期以降に市民の窓口となる駅近機能（防災駅近支援拠点）等と情報ネットワークを確保・連携しながら、市民とまちの安全を守ることが重要である。

加えて、新庁舎の建設に際しては、外周道路も含めて土地区画整理事業の実施により再整備し「市の防災指令拠点」として相応しい、安全で防災性の高い基盤整備を行っていく必要がある。

４　都市の安全化

１　防災ブロック化の推進

地震発生直後に効果的な初期消火が行えないと、延焼拡大する危険性が高い。火災延焼の危険性を低くするためには、建物の不燃化、建物密度の低減等を図ることが有効だが、すべての建物を不燃化することは困難である。このため、公園、緑地、河川、耐火建物群による延焼遮断帯で分割（ブロック化）し、ブロック間の延焼を阻止し、ブロック内での消火活動に専念できるようにする。

２　市街地の不燃化・難燃化

○　「燃えないまちづくり」を目指し、建築物の不燃化、難燃化を推進する。
○　市街化の状況に併せて、不燃化、難燃化を図る。
○　街づくり条例を活用した地域街づくり計画の推進、地区計画等の導入等、市民による自主的な「まちづくり」を推進し、延焼防止を促進する。

３　都市空間の確保

震災時の安全確保と火災の延焼阻止等に効果の大きいオープンスペースを確保することは、防災対策上重要なことである。オープンスペースとしては、公園・緑地、グラ

ウンドや農地等が考えられる。これらは、市街地の中での一時集合場所や地域の防火活動場所として利用することができる。

（1） 公園の整備

現在、整備されている公園を適正に維持・保全する。

（2） 現存緑地の保全

防災及び環境保全という観点から、既存樹林や傾斜地等の現存緑地の保全に努める。

（3） 現存農地の保全

農地は食料生産の場だけではなく、「防災空間」としての機能も備える。農地のその機能を最大限活用するために、防災上の観点からも保全に努める。

（4） 多摩市街づくり条例等の活用

多摩市街づくり指導基準等により、みどり豊かでゆとりのある都市空間の確保を推進する。

（5） 木造住宅地区での空地の確保

木造住宅地区では、道路整備等で発生した小空間も、ポケットパーク等の小広場として確保する。

（6） オープンスペースの把握と活用

災害時に、住民の一時集合場所、物資輸送拠点、支援機関の活動拠点、資材置場、仮設住宅建設用地等に活用する公園・緑地、グラウンド、学校跡地等のオープンスペースについて、定期的に実態調査を行い、災害時には有効に活用する。

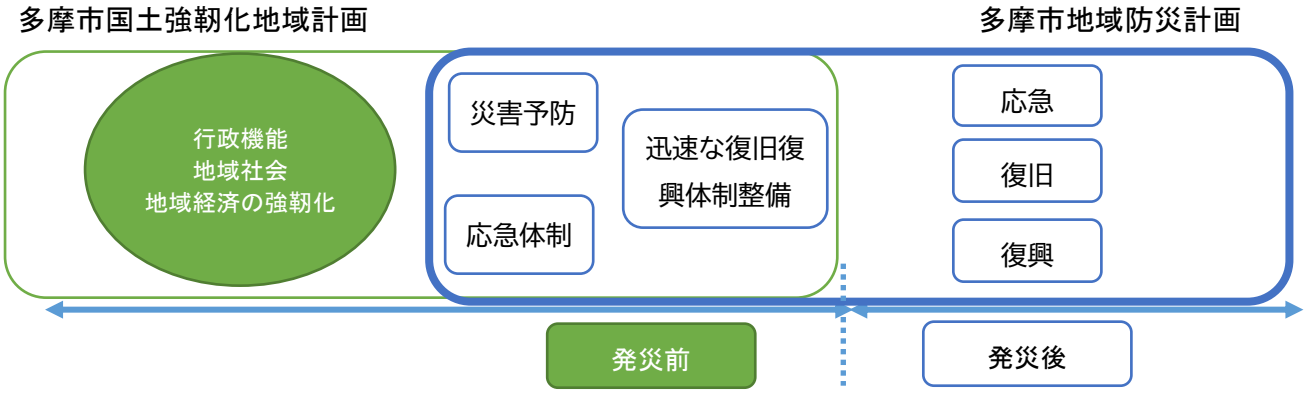
５　多摩市地域防災計画と多摩市国土強靭化地域計画の関係

多摩市地域防災計画は、地震や風水害等の自然災害への防災対策に関する業務を定めたものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画である。

一方、多摩市国土強靭化地域計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めている。

【計画の主な違いについて】

	多摩市国土強靭化地域計画	多摩市地域防災計画
特徴	「強靭なまちづくり」を目指して、平時からの取組を幅広く位置付けたハード・ソフト両面での包括的な計画	災害予防等も含めているが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画 【計画の種類】 ・震災対策（地震） ・風水害対策（大雨等） ・南海トラフ地震等防災対策　他
対象のリスク	地震、地震火災、局地的な大雨等の自然災害全般が対象	・地震 ・風水害 ・火山災害等その他の自然災害
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法	災害対策基本法



第2章 地域防災計画（震災編）の概要

第１節　計画の目的及び前提

１　計画の目的

○　多摩市地域防災計画（震災編）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第４２条の規定に基づき多摩市防災会議が策定する計画である。

○　その目的は、多摩市、東京都及び防災機関、事業者、地域の自主防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮して、主体間で連携を図り、「自助」「共助」「公助」を実現し、地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興対策を推進することである。また、多摩市の防災力を向上し、「災害に強いまち・防災都市多摩」の実現を図ることにある。

２　計画の前提

○　この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づき策定された「東京都国土強靭化地域計画」や「多摩市国土強靭化地域計画」との整合を図りつつ、被害想定や最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会の提言などを可能な限り反映してきた。

○　国は、令和３年５月、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、避難勧告・避難指示の一本化や個別避難計画の作成などの内容を織り込み、災害対策基本法等を改正した。

○　東京都防災会議は、令和４年５月、大規模地震災害発生時に起こりうる被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減するため、10 年ぶりの被害想定の見直しとなる「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。今回の被害想定では、前回の被害想定以後の住宅の耐震化・不燃化などの防災対策の進展や、高齢化の進行・単身世帯の増加などの都内人口構成や世帯構成の変化、全国で頻発した大規模地震災害を通して蓄積した最新の知見を踏まえ、科学的・客観的な手法やデータを用いて、可能な限り定量的に被害が評価されている。

○　被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人などの要配慮者等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。

○　今回の修正に当たっては、震災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法の改正等を踏まえつつ、男女平等参画、その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大するなど、所要の修正を行った。

第２節　計画の構成

○　この計画には、多摩市、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき災害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

○　構成と主な内容は、次のとおりである。

構　成	主　な　内　容
第１部 総則	○多摩市の概要 ○被害想定 ○減災目標　など
第２部 震災対策計画 （予防・応急・復旧計画）	○各震災対策(14分野)の予防･応急･復旧対策
第３部 災害復興計画	○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策　等
第４部 南海トラフ地震等防災対策	○災害予防対策、臨時情報発表時の応急活動体制　等
第５部 火山災害計画	○多摩市内における火山対策

第３節　計画の習熟

○　各防災関係機関は、平素から危機管理の一環として、防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

第４節　計画の修正

○　この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

○　修正に当たっては、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を多摩市防災会議に提出する。

第５節　マニュアルの作成

○　この計画は、多摩市の防災計画のマスタープランに位置するものであるため、細部の取組みを表記することは馴染まない。このことから、この計画に係わる細部の取組みや具体的な運用要領については、各種のマニュアルを整備して対応する。

○　各種のマニュアルについては、この計画の趣旨や背景を十分に踏まえ整備する。

第3章　多摩市の概要

第１節　地勢

１　地盤地質の概況

１　市の地形等

多摩市は、東経 139 度 27 分、北緯 35 度 38 分に位置し、東京都の西南約 30 ㎞にあり北は多摩川を境に府中市、東は稲城市、南は町田市と神奈川県川崎市、西は八王子市と日野市に接している。

地形は、多摩丘陵地帯の一部に属し、おのおの東西にのびる最高標高 160m 前後の緩い丘陵地形を呈し、地形状からいくつかの丘とその間を流れる大栗川、乞田川によってひらけた平地からなり、東西 7 ㎞、南北 4.8 ㎞、面積 21.01 ㎢で、市域の 6 割を、新住宅市街地開発法等による多摩ニュータウンが占めている。

交通機関としては、市北部を東西に京王線が、中央部を東西に小田急多摩線と京王相模原線が乗り入れている。京王線聖蹟桜ヶ丘駅、小田急唐木田駅と小田急・京王両電鉄線が乗り入れている永山駅、多摩センター駅を交通機関の中心とし、鉄道を基幹部門、バスを補助部門として市内の交通体系が構成され、平成９年からは、ミニバスが 2 路線運行されている。平成 12 年からは、多摩市域を南北に走る多摩都市モノレールが運行されている。

２　市の地質

地層を時代別に要約してまとめれば次のようになる。

地質時代			地層名
新生代	第四紀	沖積世	沖積層
		洪積世	上部洪積層（立川ローム層） （武蔵野ローム層） 中部洪積層（下末吉ローム層） 下部洪積層（多摩ローム層） （御殿峠礫層）
	第三紀	鮮新世末～洪積世前期	上総層群

多摩丘陵の基盤は上総層群である。鮮新世末から第四紀洪積世前期までに形成された浅海水、汽水成層である。層厚は、多摩丘陵部で約 800ｍとされる。砂・シルト・礫からなり、固結度は、全国の鮮新世、洪積世前期の堆積層と同様、半固結の状況にある。砂は掘り崩しが容易な固さ、シルトは粘板岩程度の固さに固結している。

上総層群の上に、不整合に御殿峠礫層が堆積する。層厚は、約 15m、貝取地区以北の丘陵頂部に分布する。古桂川（相模川）に起因する堆積で、風化した岩石からなる（頂部が砂層あるいはシルト層になることもある。）固結度は低く容易にシャベルで削れる程度軟質である。

御殿峠礫層の上に多摩ローム層、下末吉ローム層が堆積する。いずれも粘土化した火山灰層であり多摩ローム層の層厚は、約 20m、下末吉ローム層は約 3m である。下末吉ローム層は大栗川沿いの丘陵中位に認められる河岸段丘堆積層の上に良く発達している。

さらにこの上部に武蔵野ローム層、立川ローム層が堆積する。層厚は、平均それぞれ 4m である。火山灰層であり粘土分は多くない。

なお、大栗川、乞田川などの谷底には、ローム層の堆積は認められず、第四紀沖積層が堆積している。

丘陵部では、ローム層上に黒土が認められる。

第２節　面積・人口等

１　面積

種別	面積（千㎡）	割合（%）
宅地	9,423	46.9
田	28	0.1
畑	345	1.7
雑種地	2,589	12.9
山林	512	2.5
その他	7,199	35.8
合計	20,096	100

（固定資産概要調書抜粋）

２　人口・世帯数

令和７年４月現在

	地区名称	面積（ha）	男	女	合計	世帯	人口密度【人/ha】
1	関戸	145	5,688	6,208	11,896	6,408	82.0
2	連光寺	263	4,781	4,674	9,455	4,414	36.0
3	貝取	10	621	572	1,193	651	119.3
4	乞田	31	1,344	1,266	2,610	1,429	84.2
5	和田	161	4,749	4,494	9,243	4,488	64.2
6	百草	10	486	452	938	470	93.8
7	落川	14	672	650	1,322	610	94.4
8	東寺方	42	1,531	1,568	3,099	1,528	73.8
9	一ノ宮	91	3,486	3,261	6,747	4,063	74.1
10	桜ヶ丘	92	3,017	3,177	6,194	2,981	67.3
11	和田(百草団地)	17	586	644	1,230	874	72.4
12	聖ヶ丘	98	3,004	3,356	6,360	3,029	64.9

	地区名称	面積（ha）	男	女	合計	世帯	人口密度【人/ha】
13	馬引沢	28	2,207	2,029	4,236	2,334	151.3
14	山王下	23	316	311	627	511	27.3
15	中沢	82	1,626	1,627	3,253	1,702	39.7
16	唐木田	78	1,087	1,198	2,285	1,203	29.3
17	諏訪	126	5,060	5,478	10,538	5,316	83.6
18	永山	182	7,049	7,582	14,631	8,098	80.4
19	貝取	94	3,542	3,942	7,484	3,791	79.6
20	豊ヶ丘	116	4,925	5,190	10,115	5,220	87.2
21	落合	166	6,745	7,151	13,896	6,866	83.7
22	鶴牧	119	6,531	6,944	13,475	6,070	113.2
23	南野	63	938	936	1,874	917	29.7
24	東寺方３丁目	2	0	1	1	1	0.5
25	和田３丁目	7	255	313	568	350	81.1
26	愛宕	65	2,315	2,755	5,070	2,975	78.0
	合計	2,108	72,561	75,779	148,340	76,299	70.4

※　令和７年４月１日現在多摩市住民基本台帳町丁目別人口調べ

※　面積は企画課資料（令和６年版統計たま抜粋）

３　昼間人口・夜間人口

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口	昼間人口指数
146,951	146,247	43,129	43,833	99.5

（令和２年国勢調査より）

４　市内乗降客数（１日平均）

聖蹟桜ヶ丘駅	永山駅		多摩センター駅			唐木田駅
京王電鉄	京王電鉄	小田急電鉄	京王電鉄	小田急電鉄	多摩都市モノレール	小田急電鉄
57,022	40,579	26,819	77,670	44,153	32,921	13,964

（令和６年版統計たまより）

第３節　産業

商業については、本市は近隣他市と比べ、従業者規模の大きい事業所が多く立地しており、また、令和2（2020）年の１事業所あたりの付加価値額は都内26市で３位と高い数値となっていることなどが特色と言える。

「聖蹟桜ヶ丘駅周辺」「多摩センター駅周辺」「永山駅周辺」の３拠点は、鉄道駅周辺として利便性が高く、それぞれ特徴を持った商業拠点を形成している。特に、「聖蹟桜ヶ

丘駅周辺」「多摩センター駅周辺」は、多様な機能の集積により、市民だけではなく、市外からも来街者が多く訪れている。

一方で、建物の老朽化や空き店舗の増加により、来街者の減少や買い物利便性の低下など、各拠点の賑わいが失われてしまう恐れがある。

そのため、「聖蹟桜ヶ丘駅周辺」「多摩センター駅周辺」「永山駅周辺」の３拠点については、それぞれの課題や特徴に合わせた再整備を行うとともに、来街者を市内に滞留させる取り組みを検討する必要がある。また、市内事業者が、引き続き市内で事業を継続していけるよう、事業者が抱える課題を把握し、課題解決に向けた取組みを進めるほか、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出や地域経済の活性化をはかることが求められている。

市内事業所数については減少傾向にあり、地域経済を持続的に発展させるためには、幅広い分野において起業がしやすく誰もが夢に向かって羽ばたける土壌を作るほか、経営基盤のより一層の強化が不可欠となっている。

デジタル技術の発展などから、事業者においてもDXの推進が不可欠となってきているが、市内事業者、特に中小企業等においては取組みがなかなか進んでいない状況がみられる。

また、本市において市内で働く方は増加傾向にあるものの、人口減少時代の到来や若年者の雇用問題等の社会情勢を踏まえると、人材の確保は課題となっている。このため、市内企業の人材の育成・確保など成長に向けた強力な後押しにより市内経済の持続的な発展に繋げていく必要がある。

一方農業は、多摩ニュータウン事業を含めた都市化の進捗により、農家戸数・農地面積は急激に減少した中で、小規模であるが都市農業の強みを活かした農業経営が行われている。

第4章　被害想定

第１節　計画の前提条件

東京都の被害想定は、災害対策基本法第 14 条及び東京都防災会議条例に基づき設置される知事の附属機関である東京都防災会議にて検討・作成・公表されている。

東京都防災会議は、平成３年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成９年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。平成１８年５月には、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成１７年２月に公表したことなどから、「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。さらに、平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成 24 年４月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。

前回の被害想定から約 10 年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。

このため、東京都防災会議は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和４年５月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。

なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項が限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。

また、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計した。

多摩市においては、東京都防災会議が作成した「首都直下地震等による東京都の被害想定報告書」（令和 4 年 5 月 25 日）の想定ケースのうち、発生確率が比較的高く多摩市への影響が大きい、「多摩東部直下地震 M7.3（冬の夕方、8m/秒）」を多摩市地域防災計画における主たる被害想定とする。

なお、南海トラフ巨大地震等による被害想定については、第４部で記載する。

１　前提条件

１　想定地震

項目	内容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	M7.3		M8 クラス	M7.4
震源	東京都 23 区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約 49km	約 45km	約 11 ㎞	約 17 ㎞
発生確率	今後 30 年以内 70% （南関東地域における M7 クラスの確率）		今後 30 年以内 0～6% （180 年から 590 年の発生間隔）	今後 30 年以内 0.5～2%

２　気象条件等

季節	時刻	風速	想定される被害
冬	夕 18 時	4m/秒 8m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路は、ほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

２　想定結果の概要

１　東京都全体の傾向

○　最大震度７の地域が出るとともに、震度６強の地域が広範囲に発生する。

○　建物被害は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。大正関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。

○　死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷は建物を原因とするものが多い。

○　道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度６強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。

○　ライフラインは、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、区部東部や区部南部に被害が多い。

○　避難者は、都心南部直下地震が最大となり、約 299 万人の避難者が発生する。

○　鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。

○　エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

○　首都直下地震等が発生した場合は、東京だけでなく、首都圏全体に広域かつ大規模な被害が生じることに留意が必要である。

２　地震動（地震のゆれ）

区分		５強以下	６弱	６強	7
都心南部直下地震	M7.3	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%
多摩東部直下地震		22.9%	48.2%	28.8%	0.0%
大正関東地震	M8 クラス	46.2%	45.5%	8.3%	0.0%
立川断層帯地震	M7.4	65.7%	22.0%	11.8%	0.5%

※　小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

３　ライフライン被害

区分		電力 （停電率）	通信 （不通率）	ガス （供給停止率）	上水道 （断水率）	下水道 （被害率）
都心南部直下地震	M7.3	11.9%	4.0%	24.3%	26.4%	4.0%
多摩東部直下地震		9.3%	2.9%	12.5%	25.8%	4.3%
大正関東地震	M8 クラス	4.0%	0.9%	2.8%	15.7%	2.9%
立川断層帯地震	M7.4	2.2%	0.9%	2.8%	4.7%	2.0%

※　拠点的な施設や機能の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、 被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性がある点に留意する必要がある。

第２節　被害想定（総括表）

１　都心南部直下地震[1]　M7.3（時期＝冬、時刻＝夕方、風速＝8m/秒）

想定シーン				東京都	多摩市
原因別建物全壊棟数		計		82,199 棟	121 棟
		原因別	ゆれ	80,530 棟	115 棟
			液状化	1,549 棟	2 棟
			急傾斜地崩壊	120 棟	4 棟
原因別建物半壊棟数		計		207,348 棟	1,095 棟
		原因別	ゆれ	197,640 棟	1,057 棟
			液状化	9,438 棟	28 棟
			急傾斜地崩壊	270 棟	10 棟
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計		47,230 棟	153 棟
		原因別	ゆれ	43,815 棟	141 棟
			液状化	3,363 棟	10 棟
			急傾斜地崩壊	53 棟	2 棟
火災	出火件数			623 件	2 件
	焼失棟数	倒壊建物を含む		118,734 棟	41 棟
		倒壊建物を含まない		112,232 棟	38 棟
人的被害	死者	計		6,148 人	7 人
		原因別	ゆれ建物被害	3,209 人	3 人
			屋内収容物	239 人	2 人
			急傾斜地崩壊	8 人	0 人
			火災	2,482 人	1 人
			ブロック塀等	205 人	0 人
			屋外落下物	5 人	0 人
	負傷者	計		93,435 人	248 人
		原因別	ゆれ建物被害	69,547 人	197 人
			屋内収容物	6,496 人	44 人
			急傾斜地崩壊	11 人	0 人
			火災	9,947 人	3 人
			ブロック塀等	7,057 人	4 人
			屋外落下物	378 人	0 人
		うち重傷者	計	13,829 人	17 人
			原因別 ゆれ建物被害	6,892 人	5 人
			屋内収容物	1,362 人	9 人
			急傾斜地崩壊	5 人	0 人
			火災	2,778 人	1 人
			ブロック塀等	2,752 人	2 人
			屋外落下物	40 人	0 人
要配慮者[2]		死者数		3,915 人	4 人
避難者		発生数		2,993,713 人	9,775 人
帰宅困難者		発生数		4,151,327 人	25,021 人
都内滞留者		発生数		15,836,955 人	150,689 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数		22,426 台	20 台
自力脱出困難者		発生数		31,251 人	54 人
災害廃棄物		重量		3,164 万ｔ	10 万ｔ
物資	食料（万食）	～3 日目		981 万食	3 万食
	飲料水（万 L）	～3 日目		955 万 L	3 万 L
	毛布	必要量		399 万枚	1 万枚

[1] 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
[2] 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

多摩東部直下地震[1] M7.3（時期＝冬、時刻＝夕方午後 6 時、風速＝8m/秒）

想定シーン				東京都	多摩市
原因別建物全壊棟数[2]		計		70,108 棟	253 棟
		原因別	ゆれ	68,094 棟	237 棟
			液状化	1,546 棟	2 棟
			急傾斜地崩壊	469 棟	13 棟
原因別建物半壊棟数		計		222,894 棟	1,446 棟
		原因別	ゆれ	212,439 棟	1,383 棟
			液状化	9,373 棟	34 棟
			急傾斜地崩壊	1,082 棟	30 棟
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計		50,871 棟	250 棟
		原因別	ゆれ	47,326 棟	232 棟
			液状化	3,340 棟	12 棟
			急傾斜地崩壊	205 棟	6 棟
火災	出火件数			599 件	4 件
	焼失棟数	倒壊建物を含む		94,425 棟	80 棟
		倒壊建物を含まない		91,408 棟	79 棟
人的被害	死者	計		4,986 人	14 人
		原因別	ゆれ建物被害	2,593 人	9 人
			屋内収容物	216 人	2 人
			急傾斜地崩壊	32 人	1 人
			火災	1,918 人	2 人
			ブロック塀等	224 人	0 人
			屋外落下物	3 人	0 人
	負傷者	計		81,609 人	487 人
		原因別	ゆれ建物被害	60,608 人	430 人
			屋内収容物	5,721 人	1,508 人
			急傾斜地崩壊	40 人	1 人
			火災	7,269 人	5 人
			ブロック塀等	7,720 人	8 人
			屋外落下物	252 人	0 人
		うち重傷者	計	11,441 人	43 人
			原因別	ゆれ建物被害	5,107 人	28 人
				屋内収容物	1,246 人	9 人
				急傾斜地崩壊	20 人	1 人
				火災	2,031 人	1 人
				ブロック塀等	3,011 人	3 人
				屋外落下物	27 人	0 人
要配慮者		死者数		3,299 人	8 人
避難者		発生数		2,755,568 人	16,819 人
帰宅困難者		発生数		4,151,327 人	25,021 人
都内滞留者		発生数		15,836,955 人	150,689 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数		19,808 台	22 台
自力脱出困難者		発生数		24,056 人	143 人
災害廃棄物		重量		2,699 万ｔ	21 万ｔ
物資	食料（万食）	～3 日目		841 万食	5 万食
	飲料水（万 L）	～3 日目		842 万 L	5 万 L
	毛布	必要量		367 万枚	2 万枚

[1] 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
[2] 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

３　大正関東地震[1]　M8 クラス（時期＝冬、時刻＝夕方午後 6 時、風速＝8m/秒）

想定シーン					東京都	多摩市
原因別建物全壊棟数[2]			計		28,319 棟	96 棟
			原因別	ゆれ	26,664 棟	89 棟
				液状化	1,505 棟	2 棟
				急傾斜地崩壊	150 棟	4 棟
原因別建物半壊棟数			計		133,228 棟	950 棟
			原因別	ゆれ	123,768 棟	910 棟
				液状化	9,118 棟	29 棟
				急傾斜地崩壊	343 棟	10 棟
	うち、原因別建物大規模半壊棟数		計		28,670 棟	123 棟
			原因別	ゆれ	25,357 棟	111 棟
				液状化	3,249 棟	10 棟
				急傾斜地崩壊	65 棟	2 棟
火災	出火件数				301 件	2 件
	焼失棟数		倒壊建物を含む		27,216 棟	43 棟
			倒壊建物を含まない		26,643 棟	41 棟
人的被害	死者		計		1,777 人	5 人
			原因別	ゆれ建物被害	969 人	2 人
				屋内収容物	140 人	2 人
				急傾斜地崩壊	10 人	0 人
				火災	556 人	1 人
				ブロック塀等	100 人	17 人
				屋外落下物	2 人	0 人
	負傷者		計		38,746 人	219 人
			原因別	ゆれ建物被害	29,214 人	169 人
				屋内収容物	4,247 人	44 人
				急傾斜地崩壊	13 人	0 人
				火災	1,676 人	3 人
				ブロック塀等	3,442 人	4 人
				屋外落下物	154 人	0 人
		うち重傷者	計		4,481 人	14 人
			原因別	ゆれ建物被害	1,907 人	3 人
				屋内収容物	739 人	9 人
				急傾斜地崩壊	6 人	0 人
				火災	469 人	1 人
				ブロック塀等	1,342 人	1 人
				屋外落下物	16 人	0 人
要配慮者			死者数		1,117 人	3 人
避難者			発生数		1,506,105 人	8,984 人
帰宅困難者			発生数		4,151,327 人	25,021 人
都内滞留者			発生数		15,836,955 人	150,689 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター			停止台数		15,977 台	20 台
自力脱出困難者			発生数		10,021 人	46 人
災害廃棄物			重量		1,385 万ｔ	9 万ｔ
物資	食料（万食）		～3 日目		406 万食	3 万食
	飲料水（万 L）		～3 日目		477 万 L	3 万 L
	毛布		必要量		201 万枚	1 万枚

[1] 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
[2] 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

４　立川断層帯地震[1]　M7.3（時期＝冬、時刻＝夕方午後６時、風速＝8m/秒）

想定シーン				東京都	多摩市
原因別建物全壊棟数[2]		計		16,066　棟	174　棟
		原因別	ゆれ	15,643　棟	168　棟
			液状化	90　棟	2　棟
			急傾斜地崩壊	332　棟	4　棟
原因別建物半壊棟数		計		50,119　棟	1,280　棟
		原因別	ゆれ	48,640　棟	1,244　棟
			液状化	715　棟	26　棟
			急傾斜地崩壊	764　棟	10　棟
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計		9,894　棟	196　棟
		原因別	ゆれ	9,495　棟	184　棟
			液状化	255　棟	9　棟
			急傾斜地崩壊	144　棟	2　棟
火災	出火件数			226　件	3　件
	焼失棟数	倒壊建物を含む		36,941　棟	57　棟
		倒壊建物を含まない		35,862　棟	56　棟
人的被害	死者	計		1,490　人	10　人
		原因別	ゆれ建物被害	593　人	6　人
			屋内収容物	54　人	2　人
			急傾斜地崩壊	22　人	0　人
			火災	775　人	1　人
			ブロック塀等	47　人	0　人
			屋外落下物	0　人	0　人
	負傷者	計		19,229　人	352　人
		原因別	ゆれ建物被害	13,559　人	298　人
			屋内収容物	1,465　人	43　人
			急傾斜地崩壊	27　人	0　人
			火災	2,556　人	4　人
			ブロック塀等	1,617　人	6　人
			屋外落下物	4　人	0　人
		うち重傷者	計	2,898　人	27　人
			原因別	ゆれ建物被害	1,300　人	14　人
				屋内収容物	239　人	9　人
				急傾斜地崩壊	14　人	0　人
				火災	714　人	1　人
				ブロック塀等	631　人	2　人
				屋外落下物	0　人	0　人
要配慮者		死者数		924　人	5　人
避難者		発生数		590,149　人	11,316　人
帰宅困難者		発生数		4,151,327　人	25,021　人
都内滞留者		発生数		15,836,955　人	150,689　人
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数		5,309　台	20　台
自力脱出困難者		発生数		5,829　人	90　人
災害廃棄物		重量		636　万ｔ	14　万ｔ
物資	食料（万食）	～3 日目		194　万食	4　万食
	飲料水（万 L）	～3 日目		152　万Ｌ	3　万Ｌ
	毛布	必要量		79　万枚	2　万枚

[1] 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
[2] 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

第5章　本計画の概要等

第１節　計画修正に当たっての背景と計画の特徴

○　令和７年修正では、令和６年能登半島地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、家庭や地域における防災・減災対策の推進、外国人の増加等、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた上で、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、所要の修正を行った。

※ 参考 多摩市における、各種計画等（個別のマニュアルを除く）の策定経緯

- 平成 20（2008）年 10 月　多摩市地域防災計画修正
- 平成 23（2011）年２月　多摩市事業継続計画（BCP、地震編）
- 平成 23（2011）年８月　多摩市災害時要援護者避難支援計画
- 平成 24（2012）年 10 月　多摩市の防災対策方針
- 平成 25（2013）年 12 月　多摩市地域防災計画全面修正
- 平成 26（2014）年 12 月　各対策部　震災対応マニュアル作成
- 平成 27（2015）年５月　震災対策計画修正
- 平成 28（2016）年８月　風水害計画修正
- 令和４（2022）年４月　多摩市地域防災計画全面修正
- 令和７（2025）年８月　多摩市地域防災計画全面修正

第２節　計画の全体像

○　第１部で総論、第２部で震災対策、第３部で復興対策、第４部で南海トラフ地震等防災対策、第５部で火山災害対策に関する計画を定めている。

○　個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の３つのスキームに分けて記載した。

○　本計画の全体像は、次のとおりである。

【個別施策と各フェーズの体系整理図】

第１部　総　　則

■　計画の基本理念　災害に強い都市構造の形成
■　地域防災計画（震災編）の概要
■　多摩市の概要
■　被害想定
■　令和７年修正の概要等
■　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第２部　震災対策計画（予防・応急・復旧計画）

■ 予防対策　　平時の活動
■ 応急対策　　72 時間以内
■ 復旧対策　　４日目以降

震災対策計画

- 市長、市民及び事業者の基本的責務
- 災害対応の態勢
- 市民と地域の防災力の向上
- 安全な都市づくりの実現
- 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 情報通信の確保
- 医療救護等対策
- 帰宅困難者対策
- 避難者対策
- 要配慮者対策
- 遺体の収容等対策
- 備蓄・調達対策の推進
- 市民の生活の早期再建
- トイレ・し尿・ごみ・がれき対策

第３部　復興計画

- ■　復興の基本的考え方
- ■　復興本部
- ■　震災復興計画の策定
- ■　多摩市復興マニュアルへの取組み

第４部　南海トラフ地震等防災対策

- ■　計画の考え方
- ■　南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策
- ■　被災者の受け入れ

第５部　火山災害計画

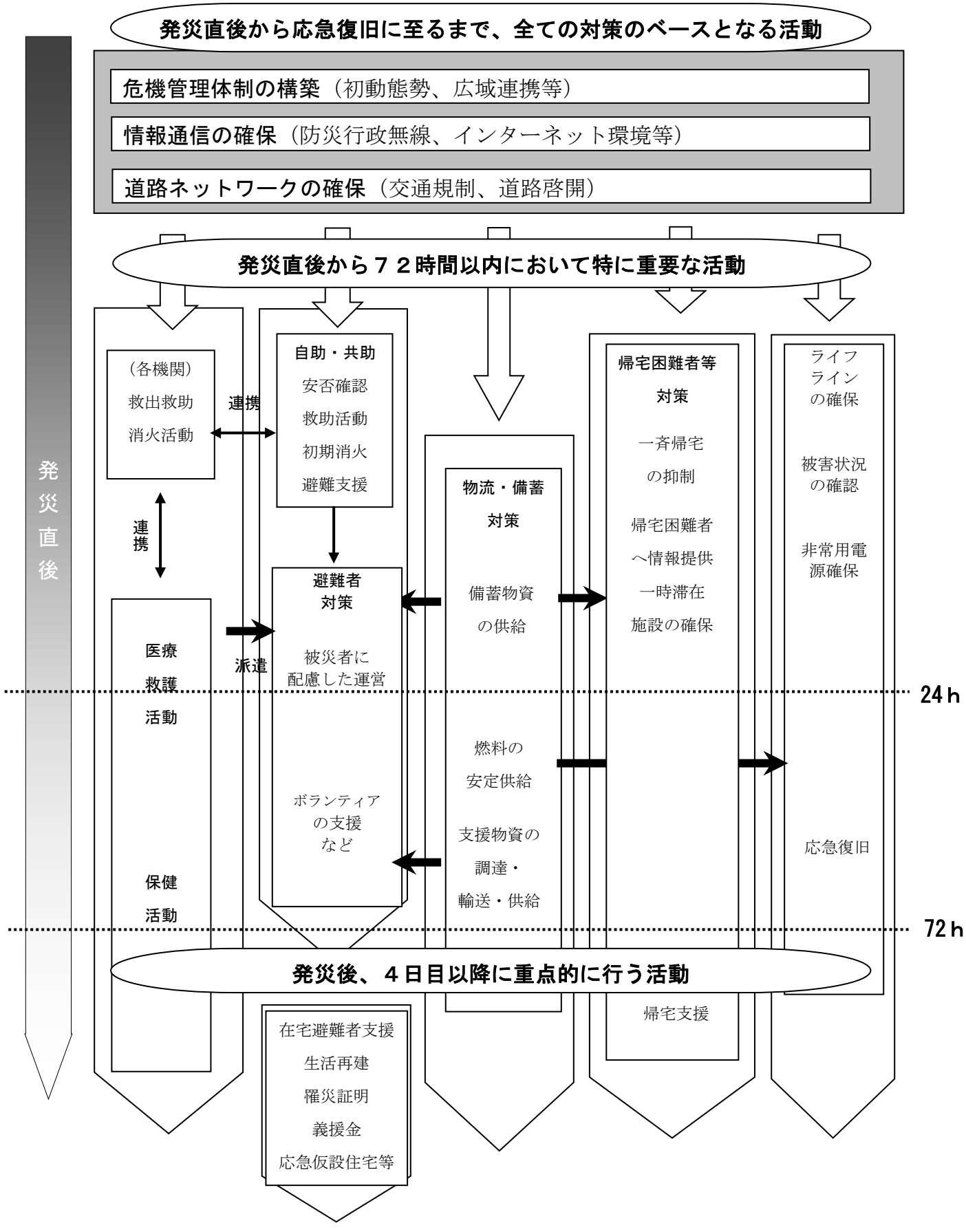
- ■　富士山の現況等
- ■　富士山火山災害対策

多摩市地域防災計画　風水害編

近年の、甚大化する風水害被害を受け、より実践的かつ効果的な対策を行うとともに、風水隊に特化した態勢をとるため、「多摩市地域防災計画　風水害編」として、別に定める。

第３節　施策相互の連携相関イメージ図

■　多摩市民及び多摩市・防災関係機関が実施する活動内容を時間軸で表記した。



第２部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、「発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動」、「発災直後からの 72 時間以内において特に重要な活動」、「発災後、4 日目以降に重点的に行う活動」の 3 つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

なお、時間的な目安として、初期対応の 24 時間及び、要救助者の生存率の高い時間と言われている 72 時間に区切って記載しているが、これはあくまで目安として記載しているものであり、各実施時期については実際の災害状況に応じて柔軟に対応を行う。

１　発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動
（危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク）

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との連携など、直面している災害に効率的かつ効果的に対応することのできる危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、消防活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、道路ネットワークを確保することが重要である。

２　発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動
（安否確認、救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン）

被災者を迅速に救助するためには、発災直後の地域住民による安否確認が重要である。また、救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした活動によって助けられた被災者に対し、適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者が一斉に帰宅しようとすると、道路の混雑及び混乱の発生により、迅速な救出救助活動の展開の妨げになるため、一斉帰宅は抑制する必要がある。そのためにも、帰宅困難者の一時滞在のための物資の供給は、円滑に行われなければならない。

このような様々な活動のためのライフラインの確保、燃料の安定供給も重要な取組である。

３　発災後、４日目以降に重点的に行う活動
（在宅避難者支援、生活再建）

発災後４日目以降については、避難所避難者に加えて、在宅避難者に対する支援を重点的に実施する。

また、被災者の早期の生活再建に向け、罹災証明の請求受付を可能な限り速やかに開始すると共に、住家被害認定調査及び罹災証明書の発行、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

第6章　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第１節　これまでの経緯

○　多摩市は、東京都の修正に準じ、平成 20 年の地域防災計画修正の際に、3 つの目標からなる減災目標を立て、対策を推進してきた。

○　東京都は、「東京都地域防災計画（平成 24 年修正）」において「被害軽減と都市再生に向けた目標」と改めた上で、減災目標を定め、国、区市町村、事業者、都民と協力して対策を推進してきた。

○　多摩市も、新たに減災目標を定め、国、東京都、地方自治体、事業者、市民等と協力して対策を推進していくと共に、この目標を 10 年以内に達成する。

第２節　今後の防災対策の充実強化に向けた基本認識と取組の方向性

１　今後の防災対策の充実強化に向けた基本認識

これまでの取組が着実に効果を挙げる一方、社会環境等の変化等により、顕在化した課題等を踏まえ、以下の基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図っていく。

① ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要
② 市民の生命と生活を守る応急体制のさらなる強化が必要
③ 全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要

２　基本認識に基づく今後の取組の方向性

基本認識を踏まえ、今回の令和７年修正では、以下の３つの視点と分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図っている。

【３つの視点】

視点１ 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
視点２ 市民の生命と生活を守る応急体制の強化	市の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、市民の生命と生活を守り抜く
視点３ すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、都民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靭なまちづくり」の加速化
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災ＤＸの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災 DX」を積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

また、これらの視点に基づき、関係機関等の各主体との一層の連携強化により、各防災施策の重層化を図っている。

第３節　減災目標の設定

今回の令和７年修正においては、３つの視点に、分野横断的な視点も加え、2040 年代までの概ね中間地点となる 2030 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおり定める。

減災目標１

○　死者を 1/2 に減少させる。
○　避難者を 2/3 に減少させる。
○　建物の全壊・焼失棟数を 1/2 に減少させる。
○　中枢機能を支える機関（病院等）の機能停止を回避する。

多摩市における被害を下表とおり減少させる。

項目	被害想定数	減少数	目標値
死者	18 人	▲9 人	9 人
避難者数	16,819 人	▲5,619 人	11,200 人
建物の全壊・焼失棟数	333 棟	▲167 棟	166 棟

◇目標達成に向けた主な取り組み

１　建物の耐震化

１　耐震化の目標

○　住宅の耐震化率を約 92.7%から令和８年度までに旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする。また、2000 年基準については、令和 17 年度末までに、耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消することを目標とする。

○　民間特定建築物については、令和８年度までに耐震化率を 97%以上とすることを目標とする。

ただし、不特定多数の者が利用する建築物については、令和８年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。

○ 防災上重要な公共建築物については、できる限り早期に耐震化率を 100%とすることを目標とする。

○ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和 17 年度までに市内の区間到達率 100%とすることを目標とする。

２ 主な対策

○ 耐震化の重要性についての市民啓発を推進する。

○ 建物所有者の耐震化の取組を促進するよう、相談体制及び情報提供の充実を図る。

○ 住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する助成制度について、より一層の充実を図る。

２ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

１ 対策の方向

実施率 75%以上設置を目標に推進する。

２ 主な対策

関係団体等と連携し普及啓発を推進する。

○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の器具の設置支援

○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の器具の斡旋

○ 防災訓練・防災講話による設置推進

○ ホームページや広報紙などによる啓発

○ 事業所に対し自衛消防訓練や立入検査実施時に対策の推進を指導

３ 木造住宅地区の不燃化・難燃化

１ 対策の方向

○ 住宅・建築物の不燃化を推進する。

２ 主な対策

○ 地域街づくり協議会結成の促進

○ 地区計画の導入・建築協定の締結の促進

４ 防災ブロック化の推進

１ 対策の方向

○ 市全域を道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群を活用した延焼遮断帯でブロック化する。

２ 主な対策

○ 主要道路の整備促進

○ 公園の適切な維持管理

○ 現存緑地の保全と適切な維持管理
○ 現存農地の保全

５ 消防力の充実・強化

１ 対策の方向

○ 消防団の定員の充足、活動の強化を図る。
○ 消防水利不足地域の解消を目指すとともに、消防団の装備の充実を図る。

２ 主な対策

○ 多様な方法による消防団への入団促進
○ 消防団ポンプ車の更新
○ 消防団装備の充実
○ 防火水槽の整備・点検及び事業者等と連携した消防水利の確保

６ 初期消火力の強化

１ 対策の方向

○ 地域の初期消火力を強化する。
○ 住宅用火災警報器の設置の推進を図る。

２ 主な対策

○ 自主防災組織等に対する訓練の推進
○ 地域配備消火器の点検管理
○ 住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの設置促進並びに適正管理に係る普及啓発
○ スタンドパイプ活用の促進

７ 建築物のガラスの落下及び飛散の防止

１ 対策の方向

○ 建築物のガラスの落下及び飛散の防止対策の推進を図る。

２ 主な対策

○ 公共施設におけるガラスの飛散防止対策の推進
○ 不特定多数集合住宅及び中高層建築物の所有者に対する啓発
○ 市民への啓発

８ ブロック塀等の安全化

１ 対策の方向

○ ブロック塀等の安全化の啓発を行う。

２ 主な対策

○ 市道に面して設置されているブロック塀等に対し、撤去等への誘導
○ 地区計画の導入・建築協定の締結の促進
○ 市民への啓発

９ 急傾斜地への対策

１ 対策の方向

○ 市民に対する急傾斜地の周知を図る。
○ 土砂災害等の発生危険時における、情報伝達態勢の確立を図る。
○ 市が所有する土地における優先順位をつけた対策工事の実施

２ 主な対策

○ ハザードマップの作成や配布
○ 土砂災害等発生危険時の、防災行政無線等を活用した伝達態勢の確立
○ 急傾斜地の適切な維持管理
○ 崩壊による影響の大きい急傾斜地に対する崩壊防止工事の実施
（多摩市役所本庁舎周辺の土砂災害特別計画区域の解除）
○ 自治会・管理組合、自主防災組織との連携
○ 監視態勢の強化

１０ 医療機関との連携

１ 対策の方向性

○ 災害医療コーディネーターを中心とした災害時の医療救護体制を充実する。

２ 主な対策

○ 医師会などと協力し、災害時医療コーディネーターの体制整備
○ 災害時における医療機能の停止の防止及び迅速な対応体制の構築
○ 薬剤師会や卸売販売業者と連携した緊急医療救護所等の医薬品等の供給体制の構築
○ 南多摩保健医療圏の災害医療コーディネーターとの連携

減災目標２

① 被災者の健康的な生活を維持することにより、災害関連死を減らす。
② 家庭備蓄の推進と地域の防災活動の支援により、災害時における自助力及び共助力を向上させる。

◇目標達成に向けた主な取り組み

１ 帰宅困難者の発生抑制及び混乱防止

１ 対策の方向

○ 事業者が作成する事業所防災計画に定める備蓄の推進と帰宅困難者対策により発生を抑制する。
○ 児童・生徒等の留め置きにより、帰宅困難者の発生を減少させる。
○ 一時滞在施設の指定及び同施設の円滑な運営要領を策定する。
○ ICT 技術などを活用した迅速かつ適切な情報提供の体制等を整備する。

２ 主な対策

○ 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発
○ 事業所における、３日分の備蓄の普及啓発
○ 市立小中学校等における児童、生徒分の備蓄の確保
○ 災害時における情報共有に関する協定書の推進
○ 鉄道事業者・多摩中央警察署・周辺企業と協力した、帰宅困難者受入れ訓練等の実施

２ 地域防災力の強化

１ 対策の方向

○ たま広報だけでなく、様々な広報媒体を活用した啓発により、家庭備蓄を推進する。
○ 市の事業だけでなく、都や関係機関等の事業等も周知する。
○ 自主防災組織を 186 組織から、令和 12 年度までに 191 組織以上に増やす。
○ 防災連絡協議会を６組織から、令和 12 年度までに９組織以上に増やす。
○ 地域の防災リーダーの育成や、自助・共助による地域の防災力の向上をさせる。
○ 従来、地域の防災活動への参加が限定的だった小・中学生、高校生、大学生や子育て世代などの他、地域での活動に積極的でない「防災ライト層」を取り込む施策を推進する。
○ 「防災ライト層」を取り込むため、自主防災組織に対して助言や支援を行い、自主防災組織をはじめとした地域の防災活動の活性化を図る。

２ 主な対策

○ 様々な広報媒体を活用した啓発活動の実施
○ 自主防災組織や防災連絡協議会の結成の働きかけ
○ 自主防災組織への各種助成
○ 総合防災訓練等による地域防災力の向上
○ 民間企業や高校、大学と連携した「防災ライト層」の取り込みによる地域の防災活動の活性化
○ 救命講習等による救護能力の向上

減災目標３

① ライフライン事業者と連携したライフラインの早期回復を行う。
② 応急仮設住宅への入居などを含む被災者の早期生活再建の道筋をつける。

◇目標達成に向けた主な取り組み

１ 避難所の環境整備と在宅避難者支援

１ 対策の方向

○ 被災者に対する生活物資の円滑な供給体制を構築する。
○ 災害時に地域の拠点となる避難所の運営要領の習熟を図る。

○ 在宅避難者に対する支援体制を検討し、構築する。
○ １次避難所（指定避難所）・２次避難所（福祉的避難所）・福祉避難所それぞれの目的にあった運用により、被災者の健康的な生活を維持する。
○ 各避難所においてスフィア基準に該当する避難スペースの確保を目指す。
○ 非常用トイレだけでなく、マンホールトイレも活用し、避難所において良好なトイレ環境を構築する。

２ 主な対策

○ 備蓄倉庫のあり方を含めた食糧や資器材の備蓄体制の再検討による最適化
○ 供給物資の着実な備蓄及び協定に基づく円滑な調達体制の構築
○ 庁用車両に加え、輸送事業者の輸送力を確保した輸送体制の強化
○ 地域住民及び市職員による継続的な避難所の開設・運営訓練の実施と、訓練での気付きによる避難所の運営要領の見直し
○ 在宅避難者数の把握方法や在宅避難者への情報提供・物資供給方法の検討
○ 在宅避難の推進並びに民間施設との協定締結及び地域の集会所等の活用による各１次避難所（指定避難所）の避難者数の減少
○ 各１次避難所（指定避難所）へのマンホールトイレの設置推進

２ ライフラインの早期回復

１ 対策の方向

○ ライフライン事業者等との相互応援体制の構築などにより、各種ライフラインの早期復旧に向けた体制づくりを推進する。

２ 主な対策

○ 多摩市下水道プラン 2020 の推進
○ 災害対応上重要な道路の無電柱化の推進
○ 各ライフライン事業者に対する耐震化等の働きかけ。
○ 災害対策本部からの被災情報、道路情報の継続した提供
○ ライフライン事業者の復旧作業に資するオープンスペースの提供

３ 生活再建の早期化

１ 対策の方向

○ 罹災証明書の早期発行体制を整備する。
○ 応急仮設住宅の早期確保体制を整備する。
○ 義援金品の迅速な配分を行う。
○ 他自治体からの支援を、効率的かつ効果的に市民生活の再建に寄与させる体制を整備する。

２ 主な対策

○ 住家被害認定調査体制の確立（調査要領の策定）
○ 被災者再建支援システムの操作の習熟を図る

○　多摩消防署や関係機関、他自治体からの応援職員を含めた罹災証明発行体制を検討する。
○　東京都等と協力し、市営住宅、都営住宅、ＵＲ賃貸住宅の応急住宅として積極的な運用を図る。
○　応急仮設住宅の建設予定地を選定する。
○　義援金品の受付・配分体制を構築する。
○　受援計画を策定する。
○　被災後の復旧・復興に向けて事前の準備を行う「事前復興まちづくり」に向けて必要な検討と準備を行う。

第7章　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第１節　はじめに

○　東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、首都圏に未曾有の被害をもたらした大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から３週間後に台風が接近した。近年では、令和２年７月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

　複合的な災害が発生すると、対処するべき多数の事象が同時に発生する。それぞれの災害に対応する体制を整えつつも、発生している事象に迅速かつ柔軟に対応できるように備える必要がある。

○　また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

○　こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第２節　複合災害に備え留意すべき事項

○　複数の災害が複合的に発生した場合に、先に発生した災害の被害状況等を踏まえ、第２部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後から発生した災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

（留意事項）

○ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
○ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
○ 様々なシナリオを想定した、BCP の策定、訓練の繰り返し実施・検証
○ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
○ 夏季発災時における熱中症対策 等

（大規模自然災害＋大規模自然災害）

○ 先に発生した災害から後に発生した災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
○ 後に発生した災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
○ 後に発生した災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

（感染拡大＋大規模自然災害）

○ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
○ 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第　2　部

震災対策計画

（予防・応急・復旧計画）

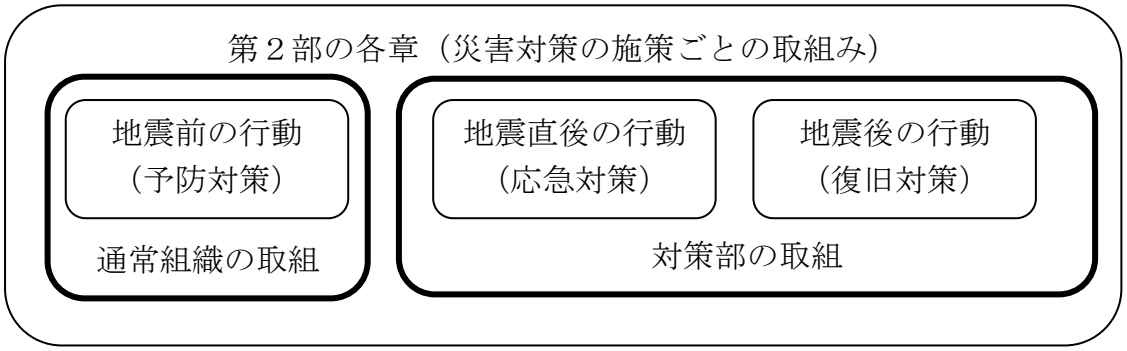
【第 2 部の構成について】

○ 第１章で、市及び関係機関の役割を示す。

○ 第２章から第１４章で、災害対策の施策ごとに（避難者対策、医療救護等対策など）、（１）日頃の対策、（２）発災時の対策、（３）発災後の復旧対策を災害の各フェーズに応じて、「誰が、何を、行うのか」を明確にする。

構成	内容
予防対策（日頃の対策）	平時の活動
応急対策（発災時の対策）	発災直後から 72 時間以内に必要な活動
復旧対策（発災後の復旧対策）	発災から 4 日目以降に重点的に行う活動

※　応急対策と復旧対策の時間的な区分は、おおむねの目安であり、各取組み内容によって差異が発生する。



第1章　　市長、市民及び事業者の基本的責務

第１節　基本理念及び基本的責務

１　基本理念

１　　地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任の原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この２つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

２　　震災対策の推進に当たっては、多摩市は基礎的自治体として第一義的責任と役割を果すため、東京都や国と連携し市民の生命・身体及び財産を守らなければならない。

３　　住民は自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに､自発的な防災活動に参加する、または、防災に寄与するように努めなければならない。

＊災害対策基本法第７条第３項

２　基本的責務

１　市長の責務

○　　市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

○　　市長は、震災時における避難、救出及び救助を円滑に行うため、必要な態勢の確立及び資器材の整備等に努めなければならない。

○　　市長は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを推進するように努めなければならない。

２　市民の責務

○　　市民は、震災による被害を軽減するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

○　　市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 家具類の転倒・落下・移動防止
- 出火の防止
- 初期消火に必要な用具の準備
- 飲料水及び食料の備蓄
- 携帯トイレなどのトイレ対策のための備蓄

・　避難の経路、場所及び方法についての確認
・　家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

○　市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。

○　市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

３　事業者の責務

○　事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の防災に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の被害の軽減、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

○　事業者は、その事業活動に関して震災の被害を軽減するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

○　事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、従業者の３日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。

○　事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

○　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災の被害を軽減するため、周辺住民との連携及び協力に努めなければならない。

○　事業者は、その事業活動に関して震災の被害を軽減するため、市及び東京都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の事業所防災計画、消防計画若しくは危険物施設予防規定など、その業種別に応じた内容で作成しなければならない。

第２節　多摩市、東京都及び防災機関の役割

１　多摩市の役割

多摩市は、市の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、多摩市地域防災計画及び東京都地域防災計画の定めるところにより、近隣市、都及び指定地方行政機関等並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に務める。

１　多摩市

名　称	内　　容
多　　摩　　市	1　多摩市防災会議に関すること。 2　防災に係る組織及び施設に関すること。 3　災害情報の収集及び伝達に関すること。 4　防災関係機関との連絡調整に関すること。 5　緊急輸送の確保に関すること。 6　避難の指示等及び誘導に関すること。 7　消防及び水防に関すること 8　１次避難所（指定避難所）、２次避難所（福祉的避難所）等の開設に関すること。 9　消防及び水防に関すること。 10　被災市民の生活再建支援に関すること 11　医療、防疫及び保健衛生に関すること。 12　帰宅困難者の対策に関すること。 13　応急給水に関すること。 14　救助物資の備蓄及び調達に関すること。 15　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 16　ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 17　ペットの避難や危険動物の逸走時に関すること。 18　公共施設の応急復旧に関すること。 19　各種防災に関する訓練に関すること 20　災害復興に関すること。 21　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 22　自主防災組織の育成に関すること。 23　事業所防災に関すること。 24　防災教育及び防災訓練に関すること。 25　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

※　各部の役割は、第２章「多摩市災害対策本部の組織・各対策部の所管事務分掌表」を参照

２　多摩市消防団

名　称	内　　容
消　　防　　団	1　水・火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること 2　救助・救護活動、避難誘導に関すること 3　被災状況の収集伝達に関すること 4　行方不明者、遺体の捜索に関すること 5　その他消防団活動に関すること

２　東京都の役割（東京都地域防災計画より抜粋）

１　東京都

名　称	内　　容
東　　京　　都	1　―東京都防災会議に関すること。 2　防災に係る組織及び施設に関すること。 3　災害情報の収集及び伝達に関すること。 4　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 5　政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 6　警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 7　緊急輸送の確保に関すること。 8　被災者の救出及び避難誘導に関すること。 9　人命の救助及び救急に関すること。 10　消防及び水防に関すること。 11　医療、防疫及び保健衛生に関すること。 12　帰宅困難者の対策に関すること。 13　応急給水に関すること。 14　救助物資の備蓄及び調達に関すること。 15　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 16　区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 17　公共施設の応急復旧に関すること。 18　災害復興に関すること。 19　区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 20　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 21　事業所防災に関すること。 22　防災教育及び防災訓練に関すること。 23　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

２　東京都関係部局（多摩市関連）

名　称	内　　容
建設局 ・南多摩東部建設事務所 ・西部公園緑地事務所	1　河川及び関係施設の保全及び復旧に関すること。 2　都道及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 3　水防に関すること。 4　河川における流木対策に関すること。 5　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 6　公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。

名　称	内　　容
	※　河川については、国直轄河川は除く
都市整備局 ・多摩ニュータウン整備事務所	1　新住宅市街地開発事業に係る用地等の保守及び整備に関すること。
保健医療局 ・南多摩保健所	1　医療及び防疫に関すること。 2　乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3　前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること（他の局に属するものを除く）。
警視庁 ・多摩中央警察署	1　被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2　交通規制に関すること。 3　緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 4　被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 5　行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6　遺体の調査等及び検視に関すること。 7　公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 ・多摩消防署	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　救助及び救急に関すること。 3　危険物等の措置に関すること。 4　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
水道局 ・多摩給水管理事務所	1　応急給水に関すること。 2　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下水道局 ・流域下水道本部	1　下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関すること。 3　他都市等からの支援受け入れに関すること。
東京都 住宅供給公社	1　新住宅市街地開発事業に係る用地施設等の保守及び整備に関すること。 2　被災管理住宅等に係る応急危険度判定に関すること。 3　被災者への応急的な住宅提供に関すること。

3　指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第１項 において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第１項並びに国家行政組織法第９条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものである。

名　　称	内　　容
関東地方整備局	1　防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2　通信施設等の整備に関すること。 3　公共施設等の整備に関すること。 4　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5　官庁施設の災害予防措置に関すること。 6　豪雪害の予防に関すること。 7　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 8　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 9　建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 10　緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 11　災害時における復旧資材の確保に関すること。 12　災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
東京管区気象台（気象庁）	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2　気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。 3　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報･注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4　市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。 5　災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 6　都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

４　自衛隊の役割

名　　称	内　　容
陸　上　自　衛　隊 （第１後方支援連隊）	1　災害派遣の計画及び準備に関すること。 ①　防災関係資料の基礎調査 ②　災害派遣計画の作成 ③　多摩市地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2　災害派遣の実施に関すること。 ①　人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 ②　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

５　指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第６条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

多摩市の防災対策に際して、平常時には多摩市防災会議、発災時には多摩市災害対策本部に参画する。

名　　称	内　　容
日　本　郵　便	1　郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 ①　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③　被災地宛救助用郵便物の料金免除 ④　被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東　京　ガ　ス グ　ル　ー　プ	1　ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2　ガスの供給に関すること。
東京電力グループ	1　電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2　電力需給に関すること。
Ｎ Ｔ Ｔ　東 日 本	1　電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2　災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
Ｎ　　Ｔ　　Ｔ コミュニケーションズ	1　国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

名　　称	内　　容
ＮＴＴ　ドコモ	1　携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全関すること。 2　災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
ＫＤＤＩ	1　重要通信の確保に関すること。 2　災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
ソフトバンク	1　重要通信の確保に関すること 2　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること
日本赤十字社 東京都支部	1　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること 2　災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること 3　こころのケア活動に関すること 4　赤十字ボランティアの活動に関すること 5　輸血用血液の確保、供給に関すること 6　義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) 7　赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること 8　災害救援物資の支給に関すること 9　日赤医療施設等の保全、運営に関すること 10　外国人安否調査に関すること 11　遺体の検案協力に関すること 12　東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること
都市再生機構	1　新住宅市街地開発事業に係る用地施設等の保守及び整備に関すること 2　道路施設等の災害復旧工事に関すること 3　輸送路の確保に関すること

６　指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

名　　称	内　　容
京　王　電　鉄 小　田　急　電　鉄 多摩都市モノレール	1　鉄道施設等の安全保安に関すること。 2　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
放　送　事　業　者	1　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2　放送施設の保全に関すること。

7　公共的団体、協力機関の役割

多摩市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結等し、災害に関する業務への協力を依頼している。

名　称	内　　容
自治会・管理組合 自主防災組織	1　初期消火及び救出･救護に関すること 2　避難誘導、避難所の運営に関すること 3　炊き出し、救助物資の配分等に関すること 4　その他被災状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること 5　要配慮者対策に関すること
多摩テレビ	1　緊急放送及び災害情報の放送の協力に関すること
多摩市医師会	1　医療救護活動の協力に関すること 2　遺体の検案の協力に関すること 3　防疫の協力に関すること
東京都八南歯科医師会	1　医療救護活動の協力に関すること
多摩市薬剤師会	1　医薬品、医療資器材の供給及び管理並びに調剤･服薬指導の協力に関すること
東京都柔道整復師会 南多摩支部多摩地区	1　柔道整復師会会員柔道整復師の協力に関すること
東京都獣医師会 東京都獣医師会南多摩支部	2　災害時等の動物救護対策に関すること
アルフレッサ	1　災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
酒井薬品	1　災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
スズケン	1　災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
東邦薬品	1　災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
メディセオ	1　災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
京王自動車	1　災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
飛鳥交通ニュータウン	1　災害要援護者用避難自動車の提供協力に関する

名　称	内　　容
	こと
小田急交通南多摩	1　災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
八幸自動車	1　災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
府中カントリークラブ	1　ヘリポートの提供協力に関すること
多摩商工会議所	1　物資の安定供給の協力に関すること
東京南農業協同組合	1　物資の供給協力に関すること
京王ストア	1　物資の供給協力に関すること
イトーヨーカ堂	1　物資の供給協力に関すること
コモディイイダ	1　物資の供給協力に関すること
サミット	1　物資の供給協力に関すること
ユニカ［千歳屋］	1　物資の供給協力に関すること
三徳（貝取店・多摩店）	1　物資の供給協力に関すること
生活協同組合コープみらい	1　物資の供給協力に関すること
京王アートマン	1　物資の供給協力に関すること
多摩市身体障害者福祉協会	1　物資の供給協力に関すること
ヘルシーフード	1　要配慮者用食品等の供給協力に関すること
八洋	1　飲料水等の供給協力に関すること
東京都石油商業組合 南多摩支部多摩ブロック	1　燃料等の供給協力に関すること
レンタルのニッケン	1　資機材の供給協力に関すること
日本綜合産業	1　資機材の供給協力に関すること
アクティオ	1　資機材の供給協力に関すること
多摩市建設協力会	1　建設資機材等の協力に関すること
東京土建一般労働組合 多摩・稲城支部	1　建築資機材等の協力に関すること
立川ハウス工業	1　建設資機材等の協力に関すること
東京トラック協会　多摩支部	1　自動車の供給協力に関すること
東急自動車学校	1　自動車、燃料等の供給協力に関すること
トヨタモビリティ東京	1　電気自動車の供給協力に関すること
日本自動車連盟　東京支部	1　緊急輸送路確保業務の協力に関すること
東京都自動車整備振興会 むさし府中・多摩支部	1　応急活動の協力に関すること
クライシスマッパーズ・ジャパン	1　無人航空機（ドローン）の提供協力に関すること
多摩市消防団懇話会	1　消防救助活動の支援に関すること
多摩市社会福祉協議会	1　ボランティア活動の協力に関すること
東京都行政書士会　府中支部	1　行政書士業務相談に関すること
東京都市町村職員年金者連盟	1　労力・資機材等の提供協力に関すること

名　称	内　　容
多摩支部	
東京都理容生活衛生同業組合 南多摩支部	1　避難者に対する理容サービス業務の提供協力に関すること
帝京大学	1　避難場所の施設利用に関すること 2　避難所の施設利用に関すること
東京建物・東栄住宅・京王電鉄・ 伊藤忠都市開発	1　避難場所の施設利用に関すること
ヴィータ聖蹟桜ヶ丘管理組合・ 京王電鉄	1　避難場所の施設利用に関すること
都立永山高等学校	1　避難所の施設利用に関すること
東京グリーンスポーツリンク	1　避難所の施設利用に関すること
東京電力パワーグリッド 人材開発センター	1　避難所の施設利用に関すること 2　ヘリポートの提供協力に関すること
都立多摩桜の丘学園	1　二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関すること
東京すみれ会	1　二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関すること
桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘延寿ホーム	1　二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関すること
楽友会	1　二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関すること
大和会	1　二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関すること
河北医療財団	2　二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関すること
高齢者総合ケアセンター ケアプラザ多摩	1　二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関すること
大妻学院	1　二次避難所（母子避難所）の施設利用に関すること
バカン	1　避難所混雑状況可視化システムの提供協力に関すること
調布清掃	1　廃棄物処理等の協力に関すること
多摩興運	1　廃棄物処理等の協力に関すること
加藤商事	1　廃棄物処理等の協力に関すること
京王電鉄・小田急電鉄・多摩都市モノレール・多摩中央警察署・多摩消防署	1　駅周辺混乱防止対策情報連絡会の設置に関すること 2　情報共有に関すること

第２章　災害対応の態勢

【予防対策】

基本方針

１　市の体制を整備する
２　救出救助体制を整備する

基本方針１　　市の体制を整備する

１　初動対応態勢の整備

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 総　　務　　部 各　部　・　施　設	○　本庁舎内の用途を指定する。 ○　多摩市総合防災訓練等を実施する。 ○　各種マニュアルを整備する。

□　詳細な取組内容

１　会議室等の用途の指定

○　事前に、会議室等の活用方法を定める。ただし、状況に応じて、適宜、再指定を行う。

○　応接室は本計画から除外する。

庁舎	階層	会議室名	用途
本庁舎	地下	男子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	女子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	健康相談室	職員救護用
本庁舎	１階（市民相談係奥）	相談室	市民相談用
本庁舎	１階（健康福祉部）	相談室（A 棟）	福祉医療対策部本部用（医療）
本庁舎	２階（健康福祉部）	相談室（B 棟）	福祉医療対策部本部用（福祉）
本庁舎	２階（健康福祉部）	健康福祉部２階打合せスペース	福祉医療対策部本部用（福祉）
本庁舎	２階	ランチルーム	職員休憩用
本庁舎	２階	課税課奥打合	住民対策部本部用

庁舎	階層	会議室名	用途
		せスペース	
本庁舎	２階	防災対策室	災害対策本部室 消防団・消防・警察・自衛隊・東京都・国土交通省･ライフライン等関係機関詰所
本庁舎	３階	特別会議室	災害対策本部長室
本庁舎	３階	企画政策部打合せスペース	市民情報対策部本部用
本庁舎	３階	301 会議室 302 会議室	災害対策本部長室（リエゾン・各対策部連絡員が同席の場合）
本庁舎	３階	文書横打合せスペース	統括対策部本部用
本庁舎	４階	キッズスペース横打合せスペース	子ども対策部本部用
本庁舎	４階	議場	記者会見場
本庁舎	４階	第１委員会室	職員休憩用
本庁舎	４階	第２委員会室	職員休憩用
本庁舎	４階	理事者控室	職員休憩用
西会議室	１階	第１会議室	医療救護活動拠点・保健師活動拠点
西会議室	１階	第２会議室	医療救護活動拠点・保健師活動拠点
西会議室	１階	第３会議室	医療救護活動拠点・保健師活動拠点
西会議室	２階	第４会議室	住民対策部　受援調整用スペース
西会議室	２階	第５会議室	住民対策部　受援調整用スペース
西会議室	２階	第６会議室	住民対策部　受援調整用スペース
西会議室	２階	第７会議室	受援調整用スペース
東会議室	２階	第３会議室	記者待機場所
東庁舎	地下１階	休憩室	職員・協定締結事業者等派遣職員休憩用
東庁舎	１階	東庁舎会議室	復旧復興・給水対策部　受援調整用スペース
東庁舎	１階	打合せスペース	清掃対策部本部用
東庁舎	１階	警備員室	職員・協定締結事業者等派遣職員休憩用
東庁舎	２階	打合せスペース	復旧復興・給水対策部本部用
第二庁舎	１階	第二庁舎会議	受援調整用スペース

庁舎	階層	会議室名	用途
		室	
第二庁舎	１階	作業室	受援調整用スペース
第二庁舎	２階	旧教育長室	避難所施設対策部本部用
第二庁舎	２階	協創推進室打合せスペース	食糧物資調達対策部本部用
第二庁舎	２階	東側打合せスペース	食糧物資調達対策部　受援調整用スペース
第三庁舎	２階	会議室	職員休憩用
その他の各打ち合わせスペース等		適宜、活用を図ること。	
全駐車場	関係機関専用（関係車両以外は駐停車禁止）		

※各団体の活動場所については、災害の状況及び庁舎の使用状況等を勘案し、指定する。
※災害対応の進捗状況に応じて、適宜、用途を変更して活用する。
※災害対策本部室とは、各対策部が集まり、各種情報収集を一括で行う場所
※災害対策本部長室とは、災害対策本部員が集まり、災害対策の意思決定等を行う場所

【多摩市庁舎の概要】

令和４年３月１日現在

項　目		本　庁　舎	東庁舎	第２庁舎
構造		鉄筋コンクリート造・ 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造 ・一部鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造
建物規模		Ａ棟地下１階地上４階 Ｂ棟地上４階	地下１階 地上２階	地上２階
面積	敷地	8,176.33 ㎡	961 ㎡	1,432 ㎡
	延床	8,727.96 ㎡	1,495 ㎡	1,251 ㎡
平常時の電気設備	電気設備	高圧受変電設備 6,600Ｖ	高圧受変電設備 6,600Ｖ	低圧受電設備 （電灯動力）
		高圧受変電設備１箇所 設備容量：1,230KVA	高圧受変電設備１箇所 設備容量：130KVA	
	給排水	上水１系統	上水１系統	上水１系統
		受水槽：タンク容量 57 ㎥ 実貯水量 34 ㎥ 高置水槽：13 ㎥	受水槽：タンク容量 9 ㎥ 実貯水量 6.5 ㎥	直結給水

【多摩市庁舎の非常用発電装置の概要】

項目	庁舎系	防災系
所管課	総務契約課	防災安全課
設置年	１９８３年	１９９０年
出力量	１２０KVA	５０KVA
燃料タンク容量	１９９ℓ	４９０ℓ
燃費（／時間）	２５．３６L	１２．７L
無給油時発電継続時間	最大７．８時間	３６時間～３８時間
燃料	軽油	軽油
燃料補給方法	給油口から給油	給油口から給油
内燃機関（エンジン）	型番６HAL（ヤンマー） ６気筒ディーゼルエンジン 排気量１２，０００ｃｃ	型番６D14（三菱自工） ６気筒ディーゼルエンジン 排気量６，６００ｃｃ
電力供給先	・照明 ・給排水関係（各種ポンプ） ・排気ファン（電算室） ・排煙ファン（屋上） ・代表電話（内線は３時間程度使用可能） ・地下車庫シャッター ・コンセント（B 庁舎２F２個、３F４個、中央制御室関係） ※空調等への連動なし	・多摩市防災行政無線 ・東京都防災行政無線 ・災害対策室・無線室内の機器

２　市民の利便性向上を想定した出先機関の活用

○　災害時において、市民の利便性向上のため、罹災証明書の発行などの手続や相談等の業務を市内の複数地域で受けられるように、駅の近傍施設における設備や資器材の整備について検討しておく。

３　防災訓練の実施

○　災害対応を円滑に実施するため、各機関相互及び市民との協力態勢の確立に重点をおく各種の訓練を実施する。

○　多摩市は、発災時に的確な行動がとれるよう職員の防災教育を積極的に行う。

（１）総合防災訓練

①　目標

○　多摩市・防災関係機関及び地域住民が一体となり実効性のある総合的な訓練を実施し、参加機関、参加者の震災対応能力を向上させる。

○　総合防災訓練では、各機関相互の緊密な協力態勢を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。

②　実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア　想定
大規模震災（震度６強）時の各機関との連携を図る想定とする。
イ　時期
一年を通じ柔軟に訓練日を設定する。（年１回以上）
ウ　場所
原則として、小・中学校、公園等を訓練会場とする。

（２）水防訓練

①　目標

水防法等に基づき、市内河川の溢水、堤防決壊による氾濫時等における水防活動の習得を目的として、多摩消防署、その他の防災機関と連携し実施する。

②　実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア　時期
原則として、毎年水防月間（5 月）に実施する。
イ　場所
○　一ノ宮公園付近で実施するほか、中小河川の洪水も想定した場合は、水害の発生が想定される場所とする。
○　避難訓練を実施する場合は、避難所（各小中学校等）を活用する。
ウ　その他
○　東京消防庁からの要請に応じ、東京消防庁合同総合水防訓練及び第九消防方面本部合同総合水防訓練を実施する。
○　必要により隣接市との合同訓練を実施する。

（３）帰宅困難者対策訓練

①　目標

○　一時滞在施設と駅舎等との連携による帰宅困難者の受入れ等の対応要領の習熟を図る。
○　訓練を通じ「災害時駅周辺混乱防止情報連絡会」の連携を強化する。

②　実施要領

次に掲げる事項について、実施要領を定め実施する。

ア　時期
原則として年１回以上実施し、実施の時期は協定締結機関との調整による。
イ　場所
駅周辺及び一時滞在施設
ウ　その他
図上訓練や通信訓練をもって実動訓練に代えることができる。

（４）参集訓練

必要により市職員の参集訓練と防災研修会を実施する。

（５）定期通信訓練

○　通信要領の習熟を図るため、毎週水曜日に無線機、東京都災害情報システム等の操作等の訓練を実施する。
○　実施要領等の細部については、毎年、通知する。

（６） 図上訓練

防災関係機関や民間講師等の協力の下に図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

（７） 各種防災訓練及び職員の防災教育

○　各部（課・施設）は、あらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。

○　防災安全課は、各部（課・施設）の訓練実施に際して、積極的に支援し、訓練効果を高める。

（８） 職員の震災対策

○　職員は、率先して家庭内の家具類の転倒・落下・移動防止措置、必要物資の備蓄等の震災対策を行い、自身及び家族の安全を確保する。

○　多摩市は、事務所内（オフィス）の物品棚、書架、ロッカー、OA 機器等の転倒・落下・移動防止対策を実施する。

（９） 各種マニュアルの整備

○　各部（課・施設）は、発災時に担当する業務を迅速かつ円滑に処理するためのマニュアルを整備する。また、必要の都度更新を行う。

○　防災安全課は、各部（課・施設）のマニュアル整備に際して、積極的に支援する。

○　防災安全課は、マニュアルが複数の部に関係する場合には、作成主体となる所属等を指定する。

○　防災安全課は、必要により、各部（課・施設）に対し、マニュアルの作成、修正を通知する。

○　各部（課・施設）は、マニュアルの策定前に総務部長（防災安全課経由）に事前協議を行う。

２　事業継続態勢の確保

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 各部	○　事業継続計画（BCP）を適宜更新する。

※　多摩市は、平成２３年２月に BCP 策定し、令和元年１１月に第２版を作成した。

1　BCP とは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

2　その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

3　事業継続の取組は、以下の特徴がある。

（1）　事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。

（2）　災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。

（3）　各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。

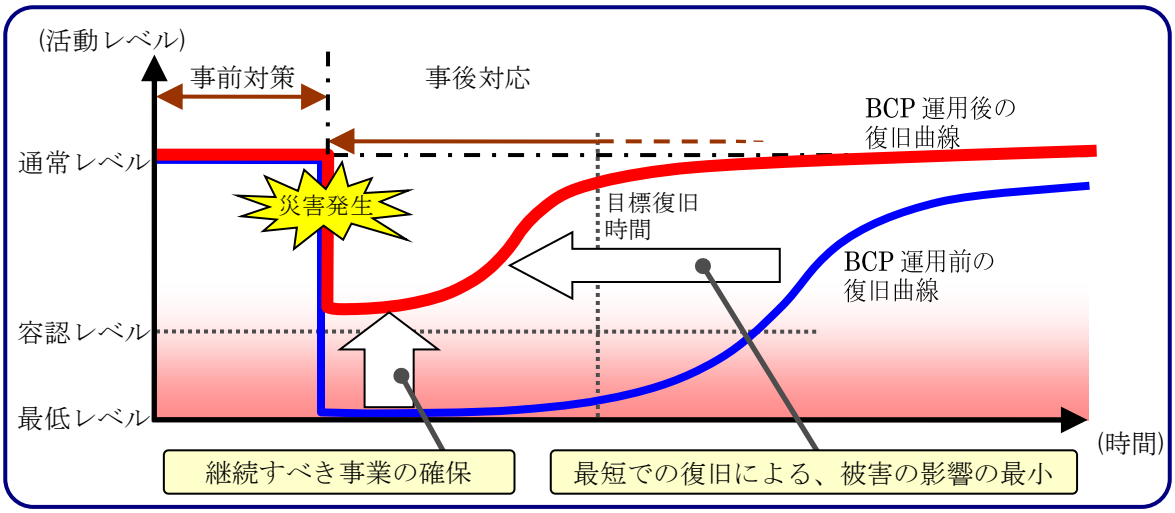
（4）　重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。

（5）　重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。

（6）　指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

4　BCP の策定に当たっては、多摩市地域防災計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検、課題を抽出して、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

【BCP 策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】



基本方針２　救出救助体制を整備する

１　消火・救助・救急活動態勢の整備

□　対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な態勢を整備する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部 多摩市消防団	○　消防団員を確保する。 ○　消防団資器材・分団本部施設等の整備を図る。 ○　消防団員の教育訓練を行う。 ○　地域等と連携した防災対策を推進する。
多摩中央警察署	○　災害時に対応できる突発態勢の強化を図る。 ○　緊急交通路等確保に必要な交通規制の整備を行う。
多摩消防署	○　平時、非常時における各種計画を整備する。 ○　消防職員に対し、大規模災害時の消火・救助・救急活動訓練を実施する。 ○　関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の構築を推進する。
自衛隊	○　災害派遣計画等を整備する。

□　詳細な取組内容

１　多摩市消防団の消防活動態勢

○　消防団の存在と活動を積極的に広報し、消防団員の入団促進を図る。

○　消防団専用無線の配備を充実し、消防団の統制能力の向上を図る。

○　震災を踏まえた資器材の配備を充実し、消火・救助能力の向上を図る。

○　可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を概ね１０年を目安に更新し、機動力の向上を図る。

○　新耐震基準以前に建設された消防団詰所の耐震化工事が完了したことから、発災後、迅速に消防団が、消火、救出・救助活動などを実施できるよう施設の老朽化に応じて、補修・改修等を実施する。

○　区画整理や大規模開発など、街づくり事業に合わせ、消防団活動用地（詰所用地を含む）の確保に努める。

○　地域特性に応じた活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

○　応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

○　新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

○　消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

○　団員の日常生活に配慮した訓練内容（時間、手法など）を検討、企画し、団員の

負担の軽減を図る。

○　消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

○　地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて、消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

○　女性消防団員を積極的に活用し、女性の視点を取り入れた消防団活動を充実させる。

２　多摩中央警察署の救出救助態勢

○　災害時に対応できる突発態勢の強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにしておく。

○　災害時に迅速な救出救助活動が行えるように、多摩中央警察署救出救助部隊を編成し、平素から各種訓練を反復、継続的に実施し、災害対処能力の向上に努める。

○　発災直後から速やかに緊急自動車専用路を確保するため、交通規制に必要な資器材等の整備を図る。

３　多摩消防署の消防活動態勢

○　平時、非常時における各種計画を整備し、消防活動の円滑化を図る。

○　平時から、多摩市及び多摩市消防団との連携を強化し、震災時における消防活動の円滑化を図る。

○　消火活動や救助活動を効果的に実施するため、継続した訓練を実施し、部隊の技能を向上させる。

○　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員の教育を充実するとともに、職員の応急救護能力の充実強化を図る。

○　各種救護用資器材を活用し、救急現場における救命効果向上を図る。

○　東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定を結び、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

４　自衛隊の活動態勢

○　東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。

○　東京都、防災関係機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

２　広域連携態勢の構築

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部	○　オープンスペースの確保・整備を行う。 ○　大規模救出救助活動拠点等の確保・整備を行う。 ○　ヘリコプター活動拠点の確保を行う。 ○　ヘリサインを整備する。 ○　自治体間の災害時応援協定の新規締結を推進する。 ○　受援態勢等の整備を図る。

□　詳細な取組内容

１　オープンスペースの確保

○　公園や緑地等の調査を行い、オープンスペースの指定を検討する。

○　オープンスペース利用計画を適宜更新する。

【オープンスペース利用計画（令和７年８月）】

	広域避難場所	救出救助活動拠点	ヘリコプター緊急着陸場	陸上自衛隊仮泊地	ボランティア活動拠点	物資集積・輸送拠点	災害廃棄物置き場	テント避難場所	応急仮設住宅建設用地	一時遺体安置所
愛宕東公園							○			
一ノ宮公園			○							
一本杉公園	○						○			
永山北公園								○		
永山南公園		○		○						
貝取南公園							○			
貝取北公園							○			
関戸公園		○		○			○			
諏訪南公園							○			
諏訪北公園							○			
乞田・貝取ふれあい広場								○		
多摩中央公園	○								○	
多摩東公園・陸上競技場		○	○	○						
大栗橋公園							○			
大谷戸公園	○						○			
鶴牧西公園									○	
並木公園	○							○		
中和田橋公園								○		
原峰公園								○		
聖ヶ丘緑地								○		
永山第１公園								○		
永山第６公園								○		
貝取第４公園								○		
豊ヶ丘第９公園								○		
宝野公園			○							
落合南公園							○			
落合第２公園								○		
落合第３公園								○		
奈良原公園								○		
鶴牧第２公園								○		
まろにえ公園								○		

	広域避難場所	救出救助活動拠点	ヘリコプター緊急着陸場	陸上自衛隊仮泊地	ボランティア活動拠点	物資集積・輸送拠点	災害廃棄物置き場	テント避難場所	応急仮設住宅建設用地	一時遺体安置所
李久保公園							○			
和田公園							○			
都立桜ヶ丘公園	○							○		
総合福祉センター					○					
総合福祉センター２階駐車場										○
旧豊ヶ丘中学校クラブハウス										○
旧永山第一学校給食センター										
旧南豊ヶ丘小学校グラウンド						○				
パルテノン多摩						○				

※　オープンスペースの利用は、状況に応じて柔軟に対応する。

２　大規模救出救助活動拠点等の確保

○　多摩市は、自衛隊、広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

○　下表の公園・施設を救出・救助活動拠点の候補地とする。

施　設　名	所　在　地	使用可能面積
関戸公園（グラウンド）	関戸 3-5 番地先	約 9,000 ㎡
多摩東公園・陸上競技場	諏訪 4-9	約 13,000 ㎡
永山南公園	永山 4-7-12	約 7,000 ㎡
多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場	唐木田 2-1-1	調整中

３　ヘリコプター緊急離着陸場の確保

○　迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。

○　下表の公園をヘリコプター緊急離着陸場所の候補地とする。

○　多摩南部地域病院・日本医科大学多摩永山病院から 5km 以内に、ヘリコプターの離着陸が行える、オープンスペースを確保する。

施　設　名	所　在　地
一ノ宮公園	一ノ宮 1049 番地先
多摩東公園・陸上競技場	諏訪 4－9
宝野公園	落合 5－5
府中カントリークラブ敷地内	中沢 1-41-1

※　発災時には、被災状況や他の応急対策の状況を踏まえ、上表に限らず、適宜、柔軟に候補地を拡充する。

４　ヘリサインの設置

○　概ね中学校区に１箇所の割合で屋上防水工事等に合わせて順次設置を促進する。

○　平成 14 年から設置し、現在は、市内 15 箇所に設置している。

○　市役所、南鶴牧小学校、豊ヶ丘小学校、和田中学校、諏訪中学校、聖ヶ丘中学校、多摩永山中学校、落合中学校、青陵中学校、多摩消防署、国士舘大学多摩キャンパス、南多摩保健所、多摩南部地域病院、多摩中央警察署、都立永山高校

※　ヘリサイン

航空部隊（特に他道府県の応援部隊）の道標として、防災拠点となる建物等の屋上部に施設名称などを表記するものである。航空部隊が防災上重要な施設を即時に特定できるとともに、上空からの情報収集において、ヘリサインの位置を基準として、被災場所と被災状況を正確に把握、報告することができる。



【ヘリサインの設置例・・・場所：多摩市役所屋上】

５　自治体間の災害時応援協定の新規締結

（1）　他自治体から、迅速かつ円滑な支援が得られるよう、以下を踏まえ、協定を締結する。

○　多摩直下地震が発生した場合でも、協定締結自治体に被害がない、又は、軽微であり、応援派遣の実効性があること。

○　協定締結自治体が車両で多摩市へ進入が可能であること。
（発災後、先遣隊の準備、移動を含め、陸路で概ね 24 時間以内に到着）

（2）　大規模災害を経験した自治体との協定締結を推進する。

（3）　関東･甲信越地方を中心に、協定締結自治体が均等的に配置できるよう協定締結を推進する。

６　受援計画の策定及び支援態勢の整備

（１）受援計画の策定

受援計画とは、地域防災計画と業務継続計画（BCP）に定める業務を確実に実施できるよう、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と業務継続計画（BCP）を下支えする計画であることから、多摩市として、東日本大震災や近年発生している自然災害からの教訓を踏まえ、国等のガイドラインに基づき、以下の７項目について早期に計画を策定する。

- 災害マネジメント
- 避難所運営
- 支援物資に係る業務
- 災害廃棄物の処理
- 住家の被害認定調査
- 罹災証明書の交付
- 被災者支援・相談業務

主な検討課題
○　**被災状況に応じた、ニーズ把握**
○　**支援先自治体との連絡調整**
○　**支援職員の受入れ態勢**
○　**支援職員の居住空間の確保**
○　**支援職員の配属先の調整**
○　**費用負担など**

（２）支援態勢の整備

他自治体が被災し、被災を免れた本市が他自治体を応援する場合の「支援態勢」（応援態勢）について、東日本大震災や熊本地震から得られた教訓等を踏まえて、整備する。

主な検討課題
○　**支援に係わる庁内の態勢整備（任務分担、調整機能）**
○　**支援内容の区分と各内容に応じた手順の検討**
○　**被災地ニーズの把握（先遣隊の派遣、被災地との連絡調整）**
○　**支援に係わる人的、物的資源の確保**
○　**派遣職員の支援態勢（情報提供、物資、メンタルケアなど）**

※　応援については被災地のニーズを把握し、多摩市として全部局が連携し、取り組む。

なお、任務分担の例示は、次のとおりである。

- 支援業務に係る統括及び総合調整..... 防災安全課
- 支援派遣者の選出..... 全所属
- 支援派遣者の選定..... 防災安全課・人事課
- 支援派遣に伴う個人装備品の用意（作業服等）.. 人事課
- 支援に係る費用の拠出..... 財政課

・　支援派遣に係る現金の取扱い……　会計課
・　支援に係わる報道対応等……　秘書広報課
・　支援業務に係わる雑務処理……　全所属　　など

【応急対策】

基本方針

１　市の初動体制を確立する
２　早期の救出救助体制及びの受援体制の確立を図る

基本方針１　市の初動体制を確立する

１　災害対策本部

□　対策内容と役割分担

１　時系列

【災害対策本部等の初動態勢等】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢	応急対策期		復旧対策期
多摩市災害対策本部	○非常配備態勢の発令 ○本部の設置 ○情報収集 ○本部長・本部員の参集 ○職員の参集 ○　第１回災害対策本部会議（以後、適宜開催） ○　自衛隊等への災害派遣要請 ○　報道発表（以後、適宜発表） ○　災害時応援協定締結機関等への応援要請 ○　災害救助法の適用申請			

２　災害対策本部の立ち上げ

多摩市災害対策本部条例、同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱に基づき、非常配備態勢を発令し、多摩市災害対策本部（以下、この章において「災害対策本部」という。）を立ち上げる。

３　災害対策本部

大規模な地震が発生した場合には、非常配備態勢を発令し、災害対策本部を設置するとともに、市、その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

（１）災害対策本部の設置

○　　市長は、多摩市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれ

がある場合には、非常配備態勢を発令し、災害対策本部を設置する。

○　副市長及び教育長は、必要があると認めたときは、市長に非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を具申することができる。

○　各部長は、必要があると認めたときは、総務部長に非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を要請することができる。

○　総務部長は、要請があった場合、又は、自ら必要があると認めたときは、副市長及び教育長と協議し、市長に具申する。

○　災害対策本部の主要機能は、市役所本庁舎に設置する。ただし、本部長が設置し難い状況にあると判断した場合については、総合福祉センターに設置する。

○　災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、多摩市災害対策本部条例、同条例施行規則及び多摩市災害対策本部運営要綱により定める。

（2）設置の通知等

○　総務部長は、災害対策本部が設置された場合には、東京都知事に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認めた者に災害対策本部の設置を通知する。

市の各部長、警視庁多摩中央警察署長、東京消防庁多摩消防署長、多摩市消防団長、防災関係機関、市民、隣接市長、防災会議委員

○　企画政策部長は、災害対策本部が設置された場合には、報道機関に発表する。

○　各部長は、通知を受けたときは所属職員に周知徹底する。

○　災害対策本部が設置された場合は、庁舎入口に「多摩市災害対策本部」の掲示板を掲出する。

（3）災害対策本部の廃止

○　本部長は、多摩市の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めた時、または災害応急対策がおおむね完了したと認めた時は、災害対策本部を廃止する。

○　災害対策本部の廃止の通知等は、災害対策本部の設置の通知等に準じて処理する。

４　災害対策本部の組織

（1） 災害対策本部の組織

構成員		職務
本部長	市長	災害対策本部の事務を統括し、多摩市災害対策本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。
本部員	総務部長 企画政策部長 協創推進室長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 保健医療政策担当部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 総務部防災安全課長 その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 部長は、本部長の命を受け、部（対策部）の事務を掌理する。

○　災害対策本部は、本部長室及び対策部で構成し、必要により現地災害対策本部を加えて構成する。
○　本部長室は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
○　本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

＜災害対策本部の組織図＞



※　現地本部

本部長は、必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

※　防災会議

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

（2）　本部長の代理等

本部長に事故等がある時、代理順位は副市長を教育長より優先する。

その職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第１位　総務部に関する事務を所掌する副市長

第２位　総務部に関する事務を所掌する副市長以外の副市長

第３位　教育長

第４位　総務部長

本部長及び副本部長並びに総務部長より先に本部員が参集した場合には、次の代行順位に基づき、災害対策本部と同等の活動を行う。

なお、職務代行時に上位の職務代行者が参集等した場合には、実施した職務内容を報告し交代する。

順位	代行者	備考
1	企画政策部長	
2	協創推進室長	
3	市民経済部長、くらしと文化部長、子ども青少年部長、健康福祉部長、保健医療政策担当部長、都市整備部長、環境部長、下水道部長、教育部長、議会事務局長	先着した部長が代行者となる。

（3）本部長室の所掌事務

本部長室は、各対策部及び現地災害対策本部の災害対応の進行管理を行うとともに、次の各号について本部の基本方針を審議決定する。

○　非常配備態勢の発令及び解除に関すること。
○　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
○　避難指示に関すること。
○　国、都、他市町村及び防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
○　災害救助法の適用申請に関すること。
○　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
○　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

５　災害対策本部の運営

（1）本部長室の開設

○　本部長は、災害対策本部を設置したときは構成員を招集し、本部長室の会議（以下、「本部会議」という。）を開催する。その後は、定期に本部会議を開催する。

○　本部長は、次のときには、本部長室において臨時に本部会議を開催する。なお、関係のある構成員のみを招集して、開催することもできる。

- 本部長室の所掌事務を審議決定するとき
- 災害対応に大きな進展があったとき
- 現地災害対策本部を設置するとき
- 副本部長又は本部員から要請があり、本部長が必要と認めたとき

● その他本部長が必要と認めたとき

○　本部長は、必要があると認めたときは本部長室に構成員以外の者の出席を求める。

（2）本部会議の議事

本部会議に付議する事項は、次のとおりとする。

○ 本部長室の所掌事務
○ 複数の対策部間の調整が必要で、かつ、重要な事項
○ 各対策部の災害対応の報告事項
○ 現地災害対策本部の災害対応の報告事項
○ その他本部長が必要と認めた事項

統括対策部長は、本部会議に付議された事項が複数の対策部に係る場合には、当該事項の総合調整を行う。

（3）付議手続き

○　各対策部長は、付議する事項を事前に統括対策部長と協議する。なお、報告事項にあっては、この限りではない。

○　本部会議への付議にあたっては、文書、写真、図面等の掲示に努め、分かりやすく、各対策部長との情報共有が図りやすいものに努める。

（4）本部長室の情報の処理

○　各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を必要により関係する機関や団体に連絡する。

○　各対策部長は、本部会議で審議決定された事項や報告事項を所属職員に連絡する。

○　統括対策部長は、適宜最新の情報を本部長室に掲示するものとする。

○　統括対策部長は、必要により本部会議で審議決定された事項や報告事項を庁内放送する。

○　統括対策部長は、必要により本部会議で審議決定された事項や報告事項を東京都、隣接市、自衛隊等に連絡するものとする。

（5）本部の財務

各対策部の分掌事務の遂行に要する費用が不足する場合は補正予算をもって措置する。ただし、補正のいとまがないときは、予備費により措置する。

統括対策部長は、前段の予算措置をとる必要があるときは、事前に市民情報対策部長と協議し、本部長室に付議するものとする。

（6）災害対策本部への派遣員

○ 本部長は、必要により次に揚げる機関に職員の派遣を要請する。

・ 指定地方行政機関
・ 陸上自衛隊
・ 東京都の機関
・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
・ その他必要な機関

○　本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、その他必要な協力を求める。
○　本部長は、必要により本部派遣員に対し、本部会議への出席を求める。

（7）災害対策本部事務局

○　災害対策本部の円滑な事務の遂行を図るため、災害対策本部室（防災対策室）に災害対策本部事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。
○　事務局長に統括対策部長を充てる。
○　事務局次長に防災安全課長を充てる。
○　事務局の分掌事務は、以下のとおりとする。

分掌事務	所掌事務
指揮統制	安全管理、広報、連絡調整、受援
対策立案	状況分析（情報）、資源配置（作戦）、文書管理、撤収管理、専門家による支援
後方支援	サービス供給（通信、医療救護、食糧）、業務支援（資器材、空間（宿泊、会議、駐車場）、車両）
総務	人事、契約、補償、財務

○　事務局員には、事務局の分掌事務に応じ、各対策部から派遣された職員を充てる。

分掌事務	派遣元対策部
指揮統制	市民情報対策部、統括対策部
対策立案	統括対策部
後方支援	市民情報対策部、統括対策部、食糧物資調達対策部、福祉医療対策部（医療）
総　　務	市民情報対策部、統括対策部

（8）災害対策本部と対策部との連絡員

○　各対策部長は、本部長室と対策部、対策部間の円滑な連絡調整を図るため、本部連絡員を指名する。
○　本部連絡員は、所属する各対策部長の指揮下で、同対策部長を補佐する。
○　本部連絡員は、必要に応じて、所属する各対策部長とともに本部会議へ出席する。
○　防災安全課長は、本部会議で審議決定した事項の細部を調整する必要があるときには、関係する本部連絡員を集めて本部連絡員会議を開催する。
○　本部連絡員は、自己の対策部長及び統括対策部長の承諾を得て退庁する。

６　現地災害対策本部

（1）目的

震災による大規模事故現場における、複数の関係機関との円滑な連携を確保することを目的に設置する。

（２）分掌事務等

機　関　名	対　策　内　容
現地災害対策本部	1　構成員 ①　現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。 ②　現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部員又は本部の職員とする。 ③　現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 ④　現地災害対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。 2　分掌事務 ①　被害及び復旧状況の情報分析に関すること ②　関係機関との連絡調整に関すること ③　現場部隊の役割分担及び調整に関すること ④　自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること ⑤　本部長の指示による応急対策の推進に関すること ⑥　その他現地災害対策本部長が必要と認めること 3　設置場所 災害現場又は災害現場付近の市が管理する施設等

２　対策部

１　各対策部の組織図

本部員	対策部名	構成課
本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 総務部長 企画政策部長 協創推進室長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 保健医療政策担当部長 都市整備部長 環境部長 下水道部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 その他本部長が必要と認める者 防災安全課長	統括対策部	防災安全課、元防災安全課職員のうち事前に指定した職員
		総務契約課、人事課、文書法制課、オンブズマン事務局
	市民情報対策部	企画課、秘書広報課、財政課、情報政策課、行政管理課
	住民対策部	課税課、市民課、納税課、経済観光課
	食糧物資調達対策部	文化・生涯学習推進課、平和・人権課、学校給食センター、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
	福祉医療対策部	福祉総務課、生活福祉課、健康推進課、保険年金課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、保健師の職を有する者のうち事前に指定した職員、こども家庭センター職員のうち事前に指定した職員
	子ども対策部	子ども・若者政策課、こども家庭センター（福祉医療対策部に指定された職員を除く）、児童青少年課
	復旧復興・給水対策部	都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課
	清掃対策部	環境政策課、公園緑地課、資源循環推進課
	避難所施設対策部	教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター、スポーツ振興課、協創推進室
	議会対策部	議会事務局

２　各対策部長の役割

○　対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること。
○　本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。
○　本部長、副本部長が不在又は事故があるとき、本部長、副本部長の職務を代行す

ること。

○　対策部長は、予め非常配備態勢時の職員の動員表及び活動要領を定め、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

○　対策部長は、前段に規定する動員表及び処理要領を定め、又は変更したときは統括対策部長に報告するものとする。

○　対策部長は、事前に又は、臨時的に対策部内を班編成し、災害対応能力の向上を図ることができる。

○　対策部長は、班編成を行った場合は、課長職相当以上の者を班長に指定する。

○　対策部長は、対策部長が不在の際の指示・命令をする者の代行順位を、あらかじめ定めておかなければならない。

○　対策部長は、対策部における本部連絡員を指名する。

３　各対策部の役割

（１）前提

○　発災後の時間経過に応じて各対策部の業務量が変化する。

○　応援を受ける対策部は、応援職員を円滑に運用するためには、手順書やフローシートなどの整備が必要である。

○　業務内容によっては、通常の行政事務に深く関係する分野がある。

（２）共通事項

○　各対策部は、相互に連携、協力し活動する。

○　各対策部は、統括対策部の調整により相互に応援を行う。

○　各対策部は、発災直後から災害情報の収集に努める。

○　各施設管理者は、発災時において、施設利用者の安全確保を行う。

○　各施設管理者は、発災直後において、速やかに人的被害、建物被害を確認し、本部に報告するとともに、必要な措置を行う。

なお、本部への報告は、通常の行政組織に従った系列で報告する。

○　各施設管理者は、発災後、来館者の安全を確保した後、施設を閉鎖するとともに、防災上特別な用途に指定されている施設（避難所や一時滞在施設）は、その任務が円滑に実施できるよう、初動任務の遂行にあたる。

○　市内の被害状況、避難所の開設状況等、東京都災害情報システム（DIS）に入力可能な情報は、指揮系統に基づく報告と併せて、システム（DIS）に入力を行う。

○　専門的な技能を有する職員（建築・土木・保健等）を班編成して、一括運用する。（職員リストや運用計画等の手順書が必要である。）

○　なお、保健師のうち事前に指定した職員及びこども家庭センターの職員のうち事前に指定した職員については、福祉医療対策部に所属する。

（3） 各対策部の分掌事務

名称	部長等	課名	役割
統括対策部	■担当部長 総務部長	防災安全課、 その他 （元防災安全課職員のうち事前に指定した職員）	・　本部長室及び本部会議の庶務に関すること。 ・　応急対策における総合調整に関すること。 ・　災害情報等の把握及び報告に関すること。 ・　各対策部との連絡調整に関すること。 ・　受援に関すること。 ・　消防団に関すること。 ・　避難指示等に関すること。 ・　自衛隊、防災関係機関及び他自治体への応援要請に関すること ・　一時滞在施設の統括管理に関すること。 ・　災害対策本部職員の動員及び服務に関すること。 ・　復興計画に関すること。 ・　他の対策部に属さないこと。
		総務契約課、人事課、文書法制課、オンブズマン事務局	・　市本庁舎の点検整備及び復旧に関すること。 ・　車両の調達に関すること。 ・　受援に関すること。 ・　市保有の資器材の調達及び配分に関すること。 ・　災害対策本部職員の食料、飲料水及び生活物資の調達、配分に関すること。 ・　災害の調査、記録及び集計に関すること。
市民情報対策部	■対策部長 企画政策部長 ■補佐 行政サービス・アセット担当部長 健幸まちづくり担当部長	企画課、秘書広報課、　財政課、情報政策課、行政管理課	・　広報及び広聴に関すること。 ・　報道機関との連絡調整に関すること。 ・　被災者等の相談に関すること。 ・　災害対策関係予算に関すること。 ・　基幹情報システム及びネットワークの復旧に関すること。 ・　復興計画に関すること。 ・　ふるさと納税による寄付に関すること。
住民対策部	■対策部長 市民経済部長	課税課、市民課、納税課、経済観光課	・　住家の被害認定調査に関すること。 ・　り災証明に関すること。 ・　市民の安否確認及び確認結果の整理、記録に関すること。 ・　中小企業等及び農業関係者の災害調査、支援対策等に関すること。 ・　復興計画に関すること。

名称	部長等	課名	役割
食糧物資調達対策部	■対策部長 くらしと文化部長 ■補佐 監査委員事務局長	文化･生涯学習推進課、平和・人権課、学校給食センター、会計課､監査委員事務局､選挙管理委員会事務局	・　食料、飲料水（ペットボトル等）及び生活物資の調達、配分に関すること。 ・　救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 ・　炊き出し（給食センターの運用を含む）に関すること。 ・　多摩市国際交流センターとの外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 ・　一時滞在施設（パルテノン多摩）の設置運営に関すること。 ・　現金の出納及び保管に関すること。
福祉医療対策部	■対策部長 （福祉班） 健康福祉部長 （保健医療班） 保健医療政策担当部長	▽福祉班 福祉総務課､生活福祉課、高齢支援課、介護保険課､障害福祉課 ※福祉班のうち､保健師の職を有する者のうち保健医療班に指定した職員は除く	・　日本赤十字社との連絡調整に関すること ・　ボランティアに関すること。 ・　社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターとの調整に関すること ・　要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること。 ・　遺体の身元確認、収容及び埋葬に関すること。 ・　義援金品に関すること。 ・　災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関すること。 ・　総合福祉センターに関すること
		▽保健医療班 健康推進課､保険年金課､保健師の職を有する者のうち事前に指定した職員、こども家庭センター職員のうち事前に指定した職員､災害医療コーディネーター	・　医療救護活動拠点の開設及び運営に関する ・　災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。 ・　D-MAT 等との連絡調整に関すること。 ・　負傷者等の搬送体制への応援要請に関すること。 ・　保健所、医師会、歯科医会、柔道整復師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 ・　災害拠点病院等医療施設との連絡調整に関すること。 ・　緊急医療救護所及び避難所救護所に関すること。 ・　応急医療器具及び医薬品の調達、搬送に関すること。 ・　乳幼児及び妊産婦への対応に関すること。 ・　救護状況の調査及び報告に関すること。 ・　保健、防疫及び消毒に関すること。 ・　災害薬事センターの設置及び運営に関すること。 ・　保健師の活動に関すること。 ・　その他、健康相談に関すること。

名称	部長等	課名	役割
子ども対策部	■対策部長 子ども青少年部長	子ども・若者政策課、こども家庭センター（福祉医療対策部に指定された職員を除く）、児童青少年課	・　市立保育園、学童クラブ及び児童館を利用する児童生徒の避難、救護及び引渡しに関すること。 ・　私立幼稚園及び私立保育園並び認定こども園等との連絡調整に関すること。
復旧復興・給水対策部	■対策部長 都市整備部長 ■補佐 下水道部長	都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課	・　応急危険度判定に関すること。 ・　倒壊家屋等の解体に関すること。 ・　道路、橋りょう及び下水道施設等の点検整備及び災害復旧に関すること。 ・　応急給水に関すること。 ・　必要な労務、資器材の調達、確保及び供給に関すること。 ・　公共施設の災害復旧に関すること。 ・　応急仮設住宅の設営に関すること。 ・　河川の流木等障害物の除去に関すること ・　水防活動の技術的指導に関すること。 ・　復興計画に関すること。
清掃対策部	■対策部長 環境部長	環境政策課、公園緑地課、資源循環推進課	・　ごみ、災害廃棄物、し尿処理に関すること。 ・　倒壊家屋等の処理に関すること。 ・　災害用トイレの調達及び設置に関すること。 ・　公園、緑地等の点検整備及び災害復旧に関すること。 ・　被災動物、逸走動物に関すること。 ・　ペットに関すること。 ・　亡くなったペット、死んでいる動物の収集運搬に関すること。 ・　放射能の環境測定に関すること。
避難所施設対策部	（１次避難所班） ■対策部長 教育部長 ■補佐 教育部参事	▽１次避難所班 教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター、スポーツ振興課	・　児童生徒の避難、救護及び引渡しに関すること。 ・　１次避難所（指定避難所）の設置及び運営に関すること。 ・　避難場所の運用に関すること。 ・　一時滞在施設（ベルブ永山、ヴィータ・コミューネ、中央図書館）の設置運営に関すること。 ・　学用品の調達及び供給に関すること。 ・　その他、児童生徒及び教職員に関すること。
	（２次避難所班） ■対策部長 協創推進室長	▽２次避難所班 協創推進室	・　一時滞在施設（関・一つむぎ館）の設置運営に関すること。 ・　老人福祉館及びコミュニティ施設の対応に関すること（２次避難所（福祉的避難所）の開設・運営を含む）

名称	部長等	課名	役割
議会対策部	■対策部長 議会事務局長	議会事務局	・　議員との連絡調整に関すること。
市立小中学校の職員			・　勤務校にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。 ・　避難所の設置及び運営に関すること。 ※　学校用務員（正規職員）は、学校の状況を熟知していることから、市内各校における避難所運営に関し、指導、助言を行うこと。
派遣職員（総合事務組合、東京都等）			・　勤務場所にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。

※　統括対策部は、対策部からの要請に基づき、対策部間の大規模な職員の応援に関する調整を行う。

※　福祉医療対策部は、福祉班と保健医療班に班編成して活動するが、福祉と保健、医療は横断的に対応が必要な場合もあるため人員体制も含め相互に連携する。

４　市職員の配備態勢

（１）非常配備態勢

○　市長は、災害が発生した場合は、次のとおり必要な非常配備態勢を発令する。

○　非常配備態勢が発令された場合には、対象となる職員は、速やかに所要の配置及び必要な措置を行う。

○　夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生し、市域に（２）震災非常配備態勢に掲げる震度階が観測された場合には、市長が非常配備態勢を発令したものとし、対象者は速やかに参集する。

○　対象者は、各勤務場所に参集し、参集状況を対策部長に報告する。

○　ただし、事前に参集場所を指定されている場合には、指定場所に参集する。

○　対象者は、参集途上において災害情報の収集に努め、参集場所に到着後、速やかに報告する。

○　参集後は、各対策部長の指揮下に入り、応急対応業務に従事するものとするが、災害の状況やそれに対する応急措置状況及び各対策部の参集人員等に応じて、本部長の指示により他の対策部の応援に入る。

（2） 震災非常配備態勢（首都直下地震、南海トラフ地震・噴火・大規模事故等）

	時期	対象	態勢
警戒配備態勢	市域に震度 4 の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき	○ 防災安全課職員	市内の被害状況について、情報収集を行い必要な措置を講ずる。
第１非常配備態勢	市域に震度５弱の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき	○ 本部長、副本部長及び本部員 ○ 防災安全課職員 ○ 元防災安全課職員のうち事前に指定した職員 ○ 保健師の職を有する者のうち、事前に指定した職員 ○ こども家庭センターの職員のうち事前に指定した職員 ○ 一部職員（約４割）	被害の拡大を防ぐために必要な対応を開始する。
第２非常配備態勢	市域に震度５強の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき	○ 本部長、副本部長及び本部員 ○ 防災安全課職員 ○ 元防災安全課職員のうち事前に指定した職員 ○ 保健師の職を有する者のうち、事前に指定した職員 ○ こども家庭センターの職員のうち事前に指定した職員 ○ 一部職員（約７割）	第１非常配備態勢を強化する態勢とする。
第３非常配備態勢	市域に震度６弱以上の地震が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要と認めたとき	○ 本部長、副本部長及び本部員 ○ 防災安全課職員 ○ 元防災安全課職員のうち事前に指定した職員 ○ 保健師の職を有する者のうち、事前に指定した職員 ○ こども家庭センターの職員のうち事前に指定した職員 ○ 全職員（約 10 割）	本部の全力をもって対処する態勢とする。

（3） 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の対策部に対してのみ非常配備態勢の発令し、または、特定の対策部に対し種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。

（4） 非常配備態勢に基づく措置

各対策部長は、非常配備態勢が発令されたときは、動員表に基づき所属職員を所定の部署に配置すること。

各対策部長は、非常配備態勢が発令されたときは、活動要領に基づき所属職員に対して必要な指示をしなければならない。（事前の指示を含む。）

（5） 非常配備態勢の対象除外の職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。

<table>
<tr><th colspan="2">想定する職員</th><th colspan="2">基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例のうち</td><td>病気休暇中の職員</td><td colspan="2">全て免除</td></tr>
<tr><td>妊娠出産休暇及び育児休業中の職員</td><td colspan="2">全て免除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護休暇を取得している職員</td><td>全部休業</td><td>すべて免除</td></tr>
<tr><td>一部休業</td><td>他に託せる状況ができるまで免除</td></tr>
<tr><td>妊娠中の職員</td><td colspan="2">本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務</td></tr>
<tr><td colspan="2">養育中の幼児・児童・要配慮者がいる職員で、他に預けることができない職員</td><td colspan="2">他に託せる状況ができるまで免除</td></tr>
<tr><td colspan="2">家族が負傷し、他に面倒をみる者がいない職員</td><td colspan="2">他に託せる状況ができるまで免除</td></tr>
<tr><td colspan="2">自身が負傷した職員</td><td colspan="2">療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある職員</td><td colspan="2">火災時は免除。火災が終息し、家族を避難所等に誘導後は参集する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">自宅が半壊相当以上で、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員</td><td colspan="2">状況が改善するまで免除</td></tr>
<tr><td colspan="2">会計年度任用職員</td><td colspan="2">本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務。</td></tr>
</table>

（6） 職員の配置

○ 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合に備え、常勤職員に限らず、対象となる職員の名簿（動員表）を作成するとともに、当該職員への連絡方法を定めておく。

○ 各対策部長は、非常配備態勢が発令された場合には、直ちに次の処置をとらなければならない。

・ 所属職員の掌握

・ 職員の所定の部署への配置

・　高次の非常配備態勢の移行に備えた措置
・　統括対策部長に対する被害状況、対応状況の共有
・　その他必要と認めたこと。

○　各対策部長は、所管する事務を円滑に処理するため、次の初動対応項目を定め、これを周知徹底させなければならない。

・　対策部内の指示・命令系統の確立
・　初動時の班編成（通信連絡班、参集受付班、資器材調達班など）
・　出先機関の被災状況の確認
・　ＢＣＰやマニュアルに定める初動の実施事項
・　その他必要な事項

○　各対策部長は、被害状況や長期活動の展望を踏まえ、「動員規模の縮小」や「ローテーション班の編成」を指示する。

（7）職員の服務

常勤職員に限らず全ての職員は、非常配備態勢が発令された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

○　常に災害に関する情報に注意すること。
○　災害対策本部及び各対策部の指示に従うこと。
○　通常業務を一時中止する（不急の行事、会議、出張等を中止する）こと。
○　正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。（会計年度任用職員を除く。）
○　勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
○　非常配備態勢が発令された時は、万難を排して速やかに参集すること。
○　自らの言葉によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。
○　相互に連携協力すること。

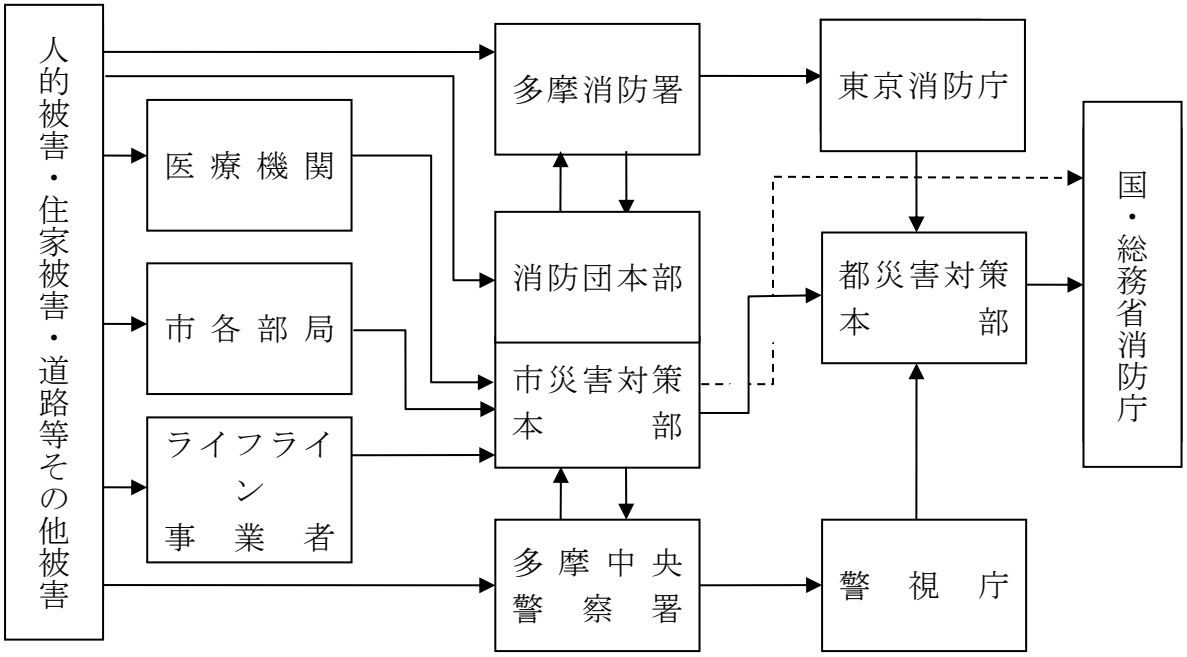
３　被害状況等の把握

□　対策内容と役割分担

東京都災害情報システムのほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、都等へ報告する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市統括対策部	○　災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告する。
ＮＴＴ東日本 NTT コミュニケーションズ ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ ソフトバンク	○　通信の被害、開通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等を確認する。

【多摩市災害対策本部の情報体制】



□　詳細な取組内容

１　被害状況の速報

○　各公共施設の施設長は、施設の被害状況を、防災行政無線ＦＡＸ・ＮＴＴＦＡＸを用いて、所管部長へ報告する。

○　各対策部は、防災行政無線、伝令等あらゆる通信手段を用いて、各施設の被害状況を災害対策本部に連絡する。

（書式は、資料編を参照）

２　各種被害状況等の調査

○　各対策部及び消防団は、次の被害情報について可能な限り調査・収集し、統括対策部に報告する。

○　統括対策部は、各防災関係機関から情報収集を行う。

○　各対策部は下表の被害状況を可能な範囲で把握し、人的被害、建物の使用可否、ライフラインの状況について統括対策部へ報告する。

調査事項			主な情報収集の担当対策部
被害状況	人的被害	死者	統括対策部、福祉医療対策部
		負傷者	統括対策部、福祉医療対策部
		行方不明者	統括対策部、福祉医療対策部
	建物被害	住家被害	住民対策部、復旧復興・給水対策部
		非住家被害	住民対策部、復旧復興・給水対策部
	公共土木施設の被害	道路被害	復旧復興・給水対策部
		河川の被害	復旧復興・給水対策部
	避難所指定施設の被害		避難所施設対策部
	福祉施設の被害	福祉関連施設	福祉医療対策部
		子ども関連施設	子ども対策部
	市民が利用する公共施設の被害		各所管部
	商工・農業・観光関係被害		住民対策部
ライフラインの状況等	医療機関の状況	市内医療機関の被害	福祉医療対策部
	ライフラインの状況等	水道の被害	復旧復興・給水対策部
		下水道の被害	復旧復興・給水対策部
		電気供給の状況	復旧復興・給水対策部
		ガス供給の状況	復旧復興・給水対策部
		通信の疎通状況	統括対策部
	公共交通機関の運転状況等	鉄道	復旧復興・給水対策部
		バス	復旧復興・給水対策部
		タクシー	復旧復興・給水対策部

３　東京都への報告事項

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

（1） 報告事項

○ 災害の原因
○ 災害が発生した日時
○ 災害が発生した場所又は地域
○ 被害状況
○ 災害対策として既に実施した措置及び今後の実施予定の措置
○ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
○ その他必要な事項

（2） 報告手段

原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。

※　報告項目は資料編参照

システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成５年４月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。

４　防災関係機関等の活動態勢

１　責務

防災関係機関等は、多摩市の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、多摩市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

２　活動態勢

防災関係機関等は、前項の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておく。

基本方針２　早期の救出救助体制及びの受援体制の確立を図る

１　消火・救助・救急活動

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　多摩市消防団の機能を最大限に活用し、消火・救助・救急活動を行う。 ○　消防機関、警察機関及び自衛隊等の総合調整を行い、救出・救助活動の推進を図る。
多摩市消防団	○　消防隊と連携して消火活動を行う。 ○　地域住民との協働による救助活動、応急救護活動を行う。 ○　災害情報の収集・伝達活動を行う。 ○　住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等を行う。
多摩中央警察署	○　東京消防庁、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出救助を実施する。 ○　救出救助活動に当たっては、現有する装備資器材のほか、協定事業者等から借用する建設用資器材等の重機類を有効に活用する。 ○　救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○　救出した負傷者は速やかに緊急医療救護所等に引き継ぐ。 ○　救出救助活動を速やかに行うため、必要な交通規制を実施する。
多 摩 消 防 署	○　所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○　限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○　消防隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助･救急活動を行う。 ○　警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急活動を実施する。
自　衛　隊	○　知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣し、次の活動を展開する。 ・　被害状況の把握 ・　避難の援助 ・　被災者等の捜索援助 ・　人員及び物資の緊急搬送 ・　応急医療、救護及び防疫 ○　東京消防庁・警視庁・自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急活動を実施する。

□　詳細な取組内容

１　消防団と連携した消火活動等

１　多摩市及び多摩市消防団

○　多摩市は、消防団本部の運営を支援する。
○　多摩市は、必要により消防団の本団指揮隊を運用する。
○　消防団長は、消防団本部を設置運営し、各分団を指揮する。
○　消防団は、多摩消防署長の所轄の下（連携、協力）に活動する。
○　各分団は、地域に密着した防災機関として分団受持区域内の市民に対して出火防止、初期消火、応急救護等の呼びかけを行う。また、火災その他の災害に対して、消防活動にあたる。

２　消防団の具体的な活動内容

（1）出火防止
発災と同時に付近の市民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

（2）情報収集・伝達活動
災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。

（3）消火活動
同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署との連携を強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を行う。

（4）消防署隊への応援
多摩消防署と連携し消火活動等を実施する。

（5）救出・救護
簡易救助器具等を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

（6）広域避難場所の防護等
関係機関と連携し、避難者の安全確保や広域避難場所等の防護活動を行う。

（7）道路障害排除等
消防活動上支障がある場合には、道路障害排除等の活動を行う。

（8）その他
その他、消防団長が認める活動を行う。

3　消防団による応急対策の実施

地域に密着した防災機関として、市民に対して出火防止、初期消火活動等を呼びかけるとともに、火災その他災害に対し、多摩消防署と連携し、消防活動にあたる。

（1） 具体的な取組内容

項　　目	内　　容
活動態勢	指定された場所に参集する。 各分団は、事前計画に基づき参集状況に応じた班編成を行う。 必要により消防署隊と災害現場を区分し、消防活動を行う。 各分団は、原則として自己分団区域内の災害に対応する。 消防団本部は、必要により各分団の相互応援を指示する。 消防団本部は、消防署隊と連携し、効果的な部隊の運用を行う。
出火防止	市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
情報の収集等	参集途上において、消火活動上必要な災害状況、道路障害状況等の情報収集を行う。 参集後において、情報班を編成し、担当区域の災害状況、道路障害状況等の収集を行う。 収集情報を、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に報告する。
消火活動	救助救急に優先し、対応する。 各分団は、自己分団区域内の火災に出動する。 各分団は、消防団本部が出動を指示した火災に出動する。 建物火災や避難所、避難経路に係る火災を優先して対応する。
救助救急	地域住民と協働し、救助救急活動を行う。 負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。
消防部隊への応援	多摩消防署と連携する。
その他	消防活動上支障がある道路障害物の排除等を行う。

4　消防機関、警察機関及び自衛隊等との総合調整

（1） 多摩市

○　災害対策本部長は、地震により大型施設が倒壊する等の大規模な災害現場において、現地災害対策本部を設置し、消防機関、警察機関、自衛隊等の災害対応の総合調整を行う。

○　災害対策本部長は、次のとおり消防機関、警察機関、自衛隊等の活動を支援する。

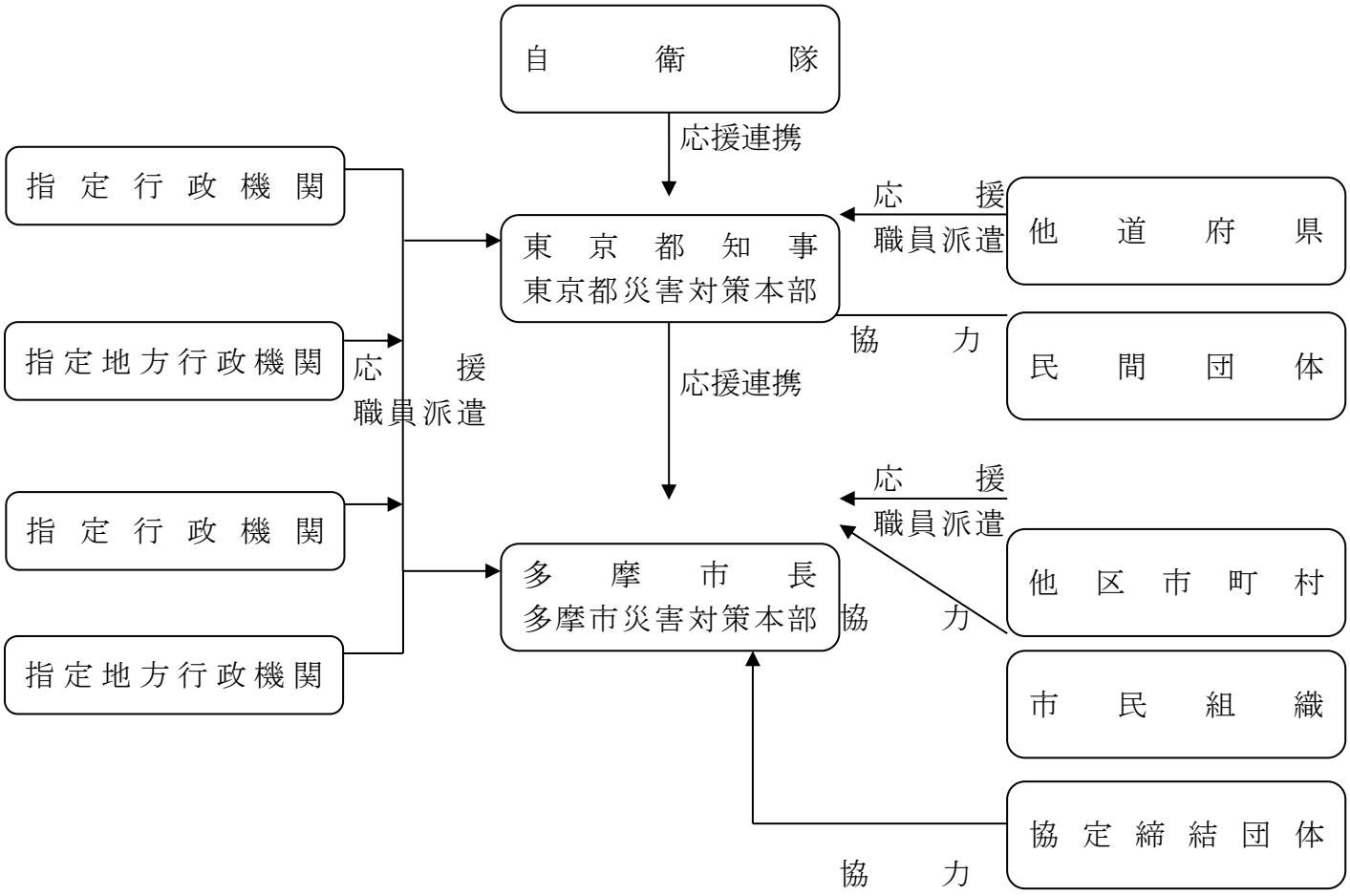
・　収集した情報を提供する。
・　保有する災害対応資器材を貸与する。
・　必要により敷地や燃料の確保を行う。

２　派遣要請・活動拠点の調整

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統　括　対　策　部	○　必要により、次の機関に応援を要請する。 ・　国（対口支援、応急対策職員派遣） ・　東京都（総務局総合防災部経由） ・　協定締結自治体 ・　ネットワークおぢや ・　都内市町村 ・　協定締結民間事業者等 （協定内容によっては各対策部が直接要請） ・　自衛隊 ○　オープンスペースの確保、調整を行う。
東　京　都	○　他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。 ○　他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施する。 ○　地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

□　災害時の防災協力態勢図



□　詳細な取組内容

1　東京都への応援要請

○　本部長は、必要に応じ都知事に応援を要請する。

○　本部長は、応援を求める場合には、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、東京都災害情報システム（ＤＩＳ）、口頭、電話等をもって要請し、後日文書により処理する。

○　災害の状況及び応援要請を求める理由

・　応援を希望する機関名
・　応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
・　応援を必要とする場所、期間
・　応援を必要とする活動内容
・　その他必要な事項

2　自衛隊への災害派遣要請

（1）災害派遣の要請

○　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命、又は財産の保護のため、必要があると認める場合には、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、都

知事に対し（総務局総合防災部）、自衛隊の派遣を要請する。

○　市長は、通信等の途絶等により都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、直接関係する部隊に通知し、事後、所定の手続を速やかに行うものとする。

○　ただし、災害が発生し、自衛隊の災害派遣に関わる要請ができないときは、災害派遣に関する訓令に基づき、自衛隊は災害救援活動を展開することができる。

（2）災害派遣の手続き

○　市長は、下記の事項を明らかにし、都知事（総務局総合防災部）に派遣を要請する。

（3）災害の状況及び派遣を要請する理由

○　派遣を希望する期間
○　派遣を希望する区域及び活動内容
○　その他参考となるべき事項
○　患者輸送の場合の航空機の要請には、次の項目を追加する。
○　患者の住所、氏名、年齢、性別、職業、疾病名、容体
○　患者の付き添い、医師の有無、収容先
○　気象情報、使用飛行場（ヘリポート）

（4）災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

○　災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣をした結果、派遣される場合。

○　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。

○　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣をした結果、派遣される場合。

○　災害に際し、通信の途絶等により市長が都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合。

○　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。

○　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合。

○　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合。

（５）　陸上自衛隊災害派遣担任区分

【災害基礎資料の調査及び収集担任（陸上自衛隊第１師団）】

都担当	地区担任部隊	担　当　地　域
第１師団（練馬）	（23 区分区） 第１普通科連隊	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
	（多摩東分区） 第１後方支援連隊	立川・武蔵野・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・多　摩・稲城・西東京の各市
	（多摩西分区） 第１施設大隊	八王子・青梅・町田・日野・福生・羽村・あきる野の各市、瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
	（島しょ部） 師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

（６）派遣部隊の受入れ態勢

①　**他の機関との競合重複の排除**

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、事前に関係機関の長と協議し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。

②　**活動計画**

自衛隊に対し活動を要請するときは、先行性のある活動計画を立て、指示する。

③　**連絡員等の配置**

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう、部隊の誘導及び災害対策本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間連絡員を配置する。

④　**仮泊予定地**

派遣部隊の仮泊地は、下表のとおりとする。なお、これ以外でも、主たる災害地域に近い仮泊地がある場合は、別に選定する。

施　設　名	所　在　地	使用可能面積
関戸公園（グラウンド）	関戸 3-5 先	約 9,000 ㎡
多摩市陸上競技場	諏　訪 4-9	約 13,000 ㎡
永山南公園	永　山 4-7-12	約 7,000 ㎡

（7）ヘリコプター緊急離着陸場

市内のヘリコプター緊急離着陸場は、下表のとおりである。なお、これ以外でも、主たる災害地域に近い発着可能地点がある場合は、別に選定する。

施　設　名	所　在　地
一ノ宮公園	一ノ宮 1049 先
多摩市陸上競技場	諏　訪 4-9
宝野公園	落　合 5-5
府中カントリークラブ	中沢 1-41-1

（8）主な活動内容は以下のとおり

被害状況の把握・避難の援助・避難者等の捜索援助・水防活動・消防活動・道路または水路の障害物除去・応急医療、救護及び防疫・人員及び物資の緊急輸送・被災者生活支援・救援物資の無償貸付または譲与・危険物の保安及び除去・その他臨機の措置等

（9）多摩市の地域性

多摩市は市域の約７割が集合住宅であり、これらの住宅が倒壊した場合は、大多数の死傷者の発生が予想される。

その為、迅速な救出救助を展開するためには、救助資器材を活用するなど、救助に関する専門的な部隊の早期投入が必要である。よって、多摩市の特性を十分に踏まえて、自衛隊への要求順位を予め決定しておく。

（10）自衛隊に対する要望内容の優先順位

災害派遣部隊の活動に関する要望内容の優先順位は、以下のとおりである。

①被害状況の把握　②道路障害物除去　③避難者等の捜索援助　④避難の援助
⑤応急医療、救護及び防疫　⑥消防活動

（11）経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した下記に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

○　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
○　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
○　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
○　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
○　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

（12）第１後方支援連隊の連絡員派遣要領

多摩市において大規模地震が発生した場合、地震発生後速やかに多摩市災害対策本部へ連絡員を派遣する。

3　応急対策職員派遣制度による応援要請

統括対策部長は、以下の仕組みに基づき、応援要請を行う。

○　「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。

○　総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部の調整の下、各ブロック知事会（関係都道府県）における支援体制を構築するとともに、関係都道府県との協議により被災市区町村応援職員確保現地調整会議を設置し、被災市区町村ごとに対口支援団体等を決定する。（第一段階支援）

○　対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。（第二段階支援）

○　対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。

○　被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

4　協定締結自治体等への応援要請

（1）都外自治体等への応援要請

○　本部長は、必要に応じて次の協定締結自治体の長に対し応援を要請する。

- 長野県富士見町
- 北海道置戸町
- 静岡県西伊豆町
- 中越大地震ネットワークおぢや（新潟県小千谷市経由）

○　本部長は、応援を求める場合には、協定締結自治体の長に対し、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。

○　なお、応援要請に係る連絡事項は、東京都への要請に準ずる。

- 中越大地震ネットワークおぢやとは、平成 16 年 10 月に発災した新潟県中越地震において、被災地である新潟県小千谷市に対し、全国から応援に係った自治体で形成されるネットワークである。
- 同ネットワークの自治体で災害が発生した場合には、当該自治体の要請に応じて、応援や支援を行う。同ネットワークの事務局は、新潟県小千谷市が所管している。

【ネットワークおぢや加盟自治体一覧】

都府県名	自治体名	所在地
岩手県	久慈市	岩手県久慈市川崎町 1 番 1 号
福島県	只見町	福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039
	北塩原村	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ケ作 3151 番地
	南相馬市	福島県南相馬市原町区本町二丁目２７
	浪江町	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2
茨木県	守谷市	茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
	取手市	茨城県取手市寺田 5139
	日立市	茨城県日立市助川町 1-1-1
	常総市	茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3
栃木県	大田原市	栃木県大田原市本町 1 丁目 4-1
群馬県	太田市	群馬県太田市浜町 2-35
	大泉町	群馬県邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号
	邑楽町	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1
	明和町	群馬県邑楽郡明和町新里 250 番地 1
埼玉県	戸田市	埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
	草加市	埼玉県草加市高砂一丁目 1-1
	八潮市	埼玉県八潮市中央一丁目 2 番地 1
	所沢市	埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1
	深谷市	埼玉県深谷市仲町 11 番 1
	三郷市	埼玉県三郷市花和田 648 番地 1
	ふじみ野市	埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1
千葉県	浦安市	千葉県浦安市猫実 1-1-1
	流山市	千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
	四街道市	千葉県四街道市鹿渡無番地
	君津市	千葉県君津市久保 2 丁目 13 番 1 号
東京都	杉並区	東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1
	国分寺市	東京都国分寺市戸倉 1-6-1
	多摩市	東京都多摩市関戸 6-12-1
	あきる野市	東京都あきる野市ニ宮 350 番地
	町田市	東京都町田市森野 2－2－22
	狛江市	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

都府県名	自治体名	所在地
神奈川県	南足柄市	神奈川県南足柄市関本 440
	小田原市	神奈川県小田原市荻窪 300
	開成町	神奈川県足柄郡開成町延沢 773 番地
	秦野市	神奈川県秦野市桜町一丁目 3－2
	座間市	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号
新潟県	新潟市	新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1
	三条市	新潟県三条市旭町 2-3-1
	十日町市	新潟県十日町市千歳町 3 丁目 3 番地
	見附市	新潟県見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
	燕市	新潟県燕市吉田西太田 1934 番地
	妙高市	新潟県妙高市栄町 5-1
	湯沢町	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
	加茂市	新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号
	長岡市	新潟県長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10
	柏崎市	新潟県柏崎市中央町 5-50
	出雲崎町	新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地
	津南町	新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地
	小千谷市	新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号
富山県	富山市	富山県富山市新桜町 7 番 38 号
石川県	穴水町	石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの 174 番地
	輪島市	石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
	小松市	石川県小松市小馬出町 91 番地
	かほく市	石川県かほく市宇野気ニ 81 番地
	金沢市	石川県金沢市広坂 1-1-1
	野々市市	石川県野々市市三納 1 丁目 1 番地
	内灘町	石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1
	津幡町	石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ 3 番地
山梨県	南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原 376
	上野原市	山梨県上野原市上野原 3832
	北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
長野県	飯田市	長野県飯田市大久保町 2534 番地
	喬木村	長野県下伊那郡喬木村 6664 番地

都府県名	自治体名	所在地
	阿南町	長野県下伊那郡阿南町東條 58 番地 1
	小布施町	長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491 番地 2
静岡県	富士市	静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
	裾野市	静岡県裾野市佐野 1059
	小山町	静岡県駿東郡小山町藤田 57 番地 2
	御殿場市	静岡県御殿場市荻原 483 番地
	富士宮市	静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
	磐田市	静岡県磐田市国府台 3 番地 1
	焼津市	静岡県焼津市石津 728 番地の 2
	三島市	静岡県三島市北田町４番４７号
	藤枝市	静岡県藤枝市岡出山１丁目１１番１号
	袋井市	静岡県袋井市新屋 1-1-1
岐阜県	関市	岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地
愛知県	田原市	愛知県田原市田原町南馬場 30 番地 1
	清須市	愛知県清須市須ケ口 1238 番地
三重県	松阪市	三重県松阪市殿町 1340-1
	津市	三重県津市西丸之内２３－１
	伊勢市	三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
	鈴鹿市	三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
大阪府	大阪市	大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
兵庫県	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
奈良県	奈良県	奈良県奈良市登大路町 30 番地
和歌山県	有田川町	和歌山県有田郡有田川町大字下津野 2018-4
愛媛県	今治市	愛媛県今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
	大洲市	愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1
	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
香川県	善通寺市	香川県善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号
福岡県	北九州市	福岡県北九州市小倉北区城内１番１号

（2） 都内市区町村への応援要請

○　本部長は、多摩市域において局所的に被害が大きく、都内他市区町村の応援が見込める場合には、当該市区町村に対して「震災時の相互応援に関する協定（平成８年３月締結）」及び「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定（令和

３年 12 月)」に基づき応援を要請する。

○　本部長は、応援を求める場合には、東京都又は協定締結自治体の長に対し、電話等をもって要請し、後日文書により処理する。

○　なお、応援要請に係る連絡事項は、東京都への要請に準ずる。

○　本部長は、応援要請を行った場合には、東京都に対し報告する。

５　協定締結民間事業者等への応援要請

○　各対策部長は、協定締結民間事業者から必要な物資、車両、施設等を調達、確保し、速やかに本部長へ報告する。

○　ただし、大規模な調達、確保を行う場合は、事前に報告し了承を得る。

○　各対策部長は、時期を失することなく、応援協定に基づき、事後の対策業務に必要な物資等を調達、確保する。

○　各対策部長は、協定締結民間事業者に対して、口頭または電話等をもって要請し、後日文書により処理する。

○　各対策部長は、調達、確保した物資等の規模及び費用を速やかに本部長へ報告する。(協定締結民間事業者からの物資等は有償である。)

６　経費の負担

○　国、都及び他区市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第 18 条)

○　防災関係機関及び他の区市町村が市に協力した場合、若しくは、多摩市が他の区市町村等に協力した場合の経費負担については、各計画の定めるもののほかは、その都度または事前に相互に協議して定める。

７　オープンスペースの確保及び調整

○　オープンスペース利用計画に基づき応援部隊の受入れ拠点を確保及び調整する。また、被災状況等により同計画を柔軟に変更する。

○　都が実施するオープンスペースの使用調整に協力する。

３　受援業務

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統　括　対　策　部 各　対　策　部	○　受援に係る調整を行う。 ○　災害対応に必要な外部からの支援を受ける態勢を構築する。

□　詳細な取組内容

１　応援職員等の受入れ

○　各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

○　各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の受援担当者と情報共有する。

○　応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を受援シートなども活用しながら説明する。

２　受援業務の開始・状況把握

○　各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。

○　各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市町村の災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

○　庁内全体の受援担当者は、応援職員等の代表者等が市町村の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

３　撤収調整

○　各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。

○　応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

４　精算

○　都や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

第1章　第３章　市民と地域の防災力の向上

【予防対策】

基本方針

１　防災意識の向上を図る
２　地域による共助の推進
３　事業所やボランティアによる共助の推進

自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団による取組を定めている。

これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。

基本方針１　防災意識の向上を図る

１　自助による市民の防災力向上

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

○　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
○　日頃からの出火の防止
○　消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
○　家具類の転倒落下移動防止や窓ガラス等の落下防止
○　ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
○　水（１日一人３ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ簡易トイレの準備
○　災害関連死等の二次健康被害を防止する観点から、持病の薬、衛生用品や口腔ケア用品等を備蓄する。
○　災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認

○　買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
○　自転車を安全に利用するための適切な点検整備
○　在宅避難に向けた食品や生活用品を備えるローリングストックを活用した日常備蓄の実施（最低３日間分、推奨１週間分）、太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の設置
○　保険共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防安全対策
○　市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
○　自主防災組織や町会、自治会などが行う地域の相互協力体制の構築への協力
○　避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」を活用した円滑かつ迅速な避難への備え
○　災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認点検並びに適切な情報収集方法の確認
○　過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

※　ローリングストックとは
日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えること

２　防災意識の啓発

□　対策内容と役割分担

行政等は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化･不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部 企画政策部 環境部 福祉医療対策部	○　自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、市民の防災意識や取組状況を把握する。 ○　要配慮者の把握に努め、要配慮者に対する支援策を検討する。 ○　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。 ○　防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ防災訓練・講習会を実施する。 ○　防災教育を推進する。 ○　防災マップや防災パンフレット等の作成・配布する。 ○　災害対策や防災情報をホームページへ掲載する。 ○　従来、地域の防災活動への参加が限定的だった「防災ライト層」を対象としたイベントの開催や啓発活動を推進する。 ○　動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。
多摩中央警察署	○　予防として市民等のとるべき措置等に係る広報を実施する。 ○　防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じて、防災に係る広報活動を実施する。 ○　災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相

機　関　名	対　策　内　容
	談窓口等をホームページ、災害対策課Twitter等へ掲載する。 ○　震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練を実施する。
多摩消防署	○　「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○　「地震から命を守る「７つの問いかけ」」を活用した要配慮者についての意識啓発 ○　関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○　消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○　東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○　ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○　「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○　防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○　各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災巡回」及び要配慮者等を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○　出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○　家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○　家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○　「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○　長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 ○　市民の応急救護意識の啓発を目的とした救命講習の推進
日本赤十字社東京都支部	○　市民、学校等を対象に、救急・救護に係る講習会及び防災・減災に関するセミナーを実施する。 ○　東京都赤十字救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーを開催する。 ○　各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオを活用する。 ○　防災情報・救護活動状況等をホームページ等に掲載する。
ＮＴＴ東日本	○　防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)の利用体験を行うとともに、防災パンフ

機 関 名	対 策 内 容
	レット等を配布する。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等を紹介する。 ○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練を支援する。 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動を実施する。
ＮＴＴ ドコモ	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板の利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
Ｋ Ｄ Ｄ Ｉ	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ○ 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソフトバンク	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器・サービスの紹介
東京ガスグループ	○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○ 防災・安全対策に関する取組紹介
東京電力グループ	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

□ 詳細な取り組み

○ 多摩市政世論調査や自主防災組織を中心としたアンケート調査、防災訓練の機会等を通じて、市民の防災に関する意識を把握するとともに、啓発活動を展開して行く。

○ 防災マップ・洪水ハザードマップ、防災パンフレット等の作成や配布を行い、防災意識の高揚を図る。

○ たま広報、自主防災組織だより、多摩市公式ホームページによる啓発広報を行うとともに、多摩テレビ等のメディアを効果的に活用し、積極的な広報を展開する。

○ 防災用品のあっせんを行い、市民の防災意識を喚起するとともに、家庭内の備蓄や安全を促進する。

○ 市は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化･不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

○ 高校、大学、専門学校などの教育機関との連携を強化するとともに、教育機関、

民間企業、地域団体等との連携に努め、産官学民が協力して防災活動を実施する機会を創出することにより、災害時における他機関連携につなげていく。

○　従来、地域の防災活動への参加が限定的だった小・中学生、高校生、大学生や子育て世代などの「防災ライト層」を対象としたイベントの開催や啓発活動を推進する。

○　「防災ライト層」を取り込むため、自主防災組織に対して助言や支援を行い、自主防災組織をはじめとした地域の防災活動の活性化を図る。

○　商業施設、民間企業、高校・大学、地域の活動主体など、自主防災組織だけに留まらず、様々な組織、団体と協力して啓発活動や防災イベントを実施し、市民の自助力・共助力の向上に努める。

○　市は、飼い主に対し、日頃から、動物の適正な飼養を啓発するとともに、災害においてもペットの食糧や飼育用ゲージなどの備えが必要になる事を、普及啓発する。

３　防災教育・防災訓練の充実

□　対策内容と役割分担

多摩市や各機関は、自組織内や各機関が連携した防災訓練を実施するとともに、地域が行う防災訓練の実施を促進し、地域の防災力向上を図っていく。

○ 女性や要配慮者が参画しやすい防災訓練や地域づくり
○ 幼児期からの継続した防災教育の推進
○ 広報等による訓練参加者の増加の推進

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 関　係　各　課	○　総合防災訓練を実施する。 ○　自主防災組織の育成指導を推進する。 ○　要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練を支援する。 ○　総合防災訓練や防災連絡協議会による避難所運営訓練等への要配慮者と家族の参加を支援する。 ○　幼稚園、保育園、小中学校における防災教育を推進する。 ○　各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育を推進する。 ○　実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上を図る。
多摩中央警察署	○　テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育を推進する。
多 摩 消 防 署	○　多摩防火女性クラブ及び多摩消防少年団の育成指導の実施 ○　市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○　初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおける VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○　自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進

機　関　名	対　策　内　容
	○　出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○　ＶＲ防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○　デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○　市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○　市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○　一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上 ○　幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○　小・中学校等で行われる防災体験活動における総合防災教育の実施 ○　小学生には救命入門コース、中学生及び高校生には普通救命講習の受講を推奨 ○　町会・自治会本部を中心に、民生・児童委員、町会員等と連携した救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○　要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○　消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

□　詳細な取り組み

○　総合防災訓練の内容を、実戦に即した内容とする。

○　市民と協力して避難所運営訓練や各種防災訓練を実施する。

○　災害時に、地域住民や各自主防災組織等の連携を保ち、また、避難所の開設・運営を円滑に行うなど、地域が主体となって災害に立ち向かうための組織である「防災連絡協議会」の立ち上げを支援する。

○　「防災連絡協議会」には、女性や障がい者などの要配慮者を含めた多様な地域住民の参画を促進し、誰も取り残さない地域の防災体制の確立を目指す。

○　防災知識や技術習得のため、自主防災組織リーダー研修会への参加促進や、立川防災館などの利用等を促進する。

○　それぞれの地域や対象者に合わせた防災教育を推進する。

○　学校においては、児童や生徒の発育段階に応じた防災教育を行うとともに、地域等と連携を図り、社会に奉仕する精神を養う教育を推進し、災害活動への協力、いわゆる「担い手」としての意識を醸成する。

○　防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく

○　市民、自主防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者

の増加を図っていく。

基本方針２　地域による共助の推進

１　地域による共助の推進

□　対策内容と役割分担

首都直下地震（多摩東部直下）等の大規模災害の被害の軽減には、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要である。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部	○　自主防災組織の新規結成を推進する。 ○　自主防災組織の助成制度の充実を検討する。 ○　「防災ライト層」の取り込みなど、自主防災組織の活性化を図る。 ○　地区防災計画の策定を支援する。
自主防災組織等	○　防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を行う。 ○　初期消火、安否確認、救出救助、応急救護、避難、応急給水など各種訓練を実施する。 ○　消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等を備蓄する。 ○　地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知を行う。 ○　地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備を推進する。 ○　非常用発電機等を活用し、スマートフォンの充電を行い、市民相互の連絡を図れるよう資器材の作動確認や訓練を行う。
多摩中央警察署	○　テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進。
多摩消防署	○　防災意識の啓発（再掲） ○　防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○　訓練用模擬消火器等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ○　初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施 ○　自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
都水道局	○　消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、自主防災組織等が自主的に行う応急給水の支援

□　詳細な取組内容

1　自主防災組織への支援

○　他組織の取組の紹介や共助の必要性について指導・助言により、自主防災組織の新規結成を推進する。

○　各組織に対し、組織の円滑な運営及び充実強化を図るため、多摩市自主防災組織用防災用品及び助成金交付要綱に基づき、新規結成後の防災用品や防災態勢の充実を図る助成金の交付を行う。

○　複数の自主防災組織が合同で実施する訓練に対して、助成を行う。

○　自主防災組織や地域の防災の中核である団体等の継続的な活動を支援する助成制度等の新設に関して検討する。

○　自主防災組織リーダー研修、地域の防災活動の支援等を通じて、先進事例を紹介することにより、自主防災組織の活性化を推進する。

○　地域が実施する要配慮者に関する取り組みに関し、市職員の派遣や他の自治体の活動事例の紹介など、積極的に支援していく。

○　地域の避難行動要支援者への対策を促進するため、災害時避難行動要支援者避難支援個別計画の策定を支援する。

○　新規に避難行動要支援者避難支援個別計画を策定する自主防災組織等に対し、助成金の交付を行う。

○　東京都が実施している「地域の底力発展事業助成」、(一財) 自治総合センターが実施している「コミュニティ助成事業」を活用して、自主防災組織の活動を支援する。

【自主防災組織の補助制度一覧】

区　分	内　容
自主防災組織 防災用品交付	結成された自主防災組織に対し、消火器や救出機材等の防災用品を交付する。
自主防災組織 助成金交付	結成時から３年間は訓練や資器材整備費用を助成する。
避難行動要支援者避難支援個別計画作成補助	新規に、避難行動要支援者避難支援個別計画を作成した、自主防災組織に対し、作成費用を助成する。
自主防災組織 合同訓練助成金	複数組織で防災訓練を実施するときは、その訓練を合同訓練と位置づけ、訓練経費を助成する。

2　マンション防災における自助・共助の構築

(1) 防災意識の啓発

多摩市、自主防災組織、管理組合、管理会社等は、地震発生時におけるマンション特有の課題に対応するため、住民に対して次に掲げる啓発を行う。

○　エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施

○　排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

（2） 在宅避難のための協力態勢

○　近隣住民同士の協力態勢を構築するため、平常時から顔の見える関係づくりに努める。

○　在宅避難に必要な情報や物資を入手するため、防災連絡協議会において、地域内での連携強化を図る。

○　地域内での連携強化を図るため、平常時から合同防災訓練や会議を実施する。

○　高層階に住む要配慮者に対して食糧や生活用品の運搬を支援するなど、近隣住民同士の協力態勢を構築する。

3　地区防災計画の推進

（1） 地区防災計画とは

住民等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地域の防災力を高めるために必要な避難行動や避難所運営の役割分担、防災訓練、資機材の備蓄など、各地域の特性に応じた防災活動のルールを定めた計画を指す。

ただし、「多摩市地域防災計画」と整合性を図る必要がある。

（2） 地区防災計画の推進

地域住民等により多摩市防災会議に対し、地区防災計画が提案された場合は、その発意を積極的に受け止め、当該計画提案で示された地域の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地域に係る地区防災計画として定めるように努める。

（3） 地区防災計画策定の支援

多摩市は、地区防災計画の提案があった場合は、関係所管及び当該地区代表等と事前協議を通じ、策定の支援を行う。

事前行儀を行う内容は、以下のとおり。

○　地区防災計画の内容及び実施体制

○　計画対象地区が重複している地区防災計画との整合

○　多摩市市地域防災計画との整合

○　その他必要と認める事項

（4） 地区防災計画の規定

○　計画提案が行なわれた場合は、その内容が、本計画内容の趣旨に沿っているか等十分に検証し上で、本計画へ規定する。

○　本計画へ規定するかの判断は以下の事項を十分に考慮するものとする。

・　提案書に不備はないか（提出書類上がきちんと揃っているか）

・　提案地域（団体）の活動実態はあるか

・　対案地域（地区）の理解は得られているか

・　多摩市との連携は可能か

・　本計画の趣旨を十分に踏まえているか

・　その他

○　規定の必要がないと判断した場合は、その旨及び理由を提案者へ通知する

（5） 地区防災計画の規定方法

計画提案により、多摩市地域防災計画の内容と合致している場合、もしくは、地区計画にあわせ、地域防災計画を修正した場合は、資料編に以下の内容を掲載する。

○　タイトル
○　作成団体名
※　計画内容は、作成団体の意向を確認し、公開可能な場合は、ＨＰへ掲載する。

４　自主防災組織の活動

○　災害が発生した時に、地域住民の防災活動が効果的かつ円滑に行われるよう、組織づくりを行う。
○　組織は、その編成員の役割を明確にし、機能的に活動できるようにする。
○　日常生活上一体性を有する地域で編成し、一致協力して守るという連帯感が持てる規模とする。
○　自主防災組織は、非常用発電機、蓄電池・ソーラーパネルを使用し、地域においてスマートフォン等の充電が行えるよう、日頃から資器材の作動確認を行うとともに、自主防災組織全体で、操作方法の習熟が図れるよう、常に、訓練を行う。
○　自主防災組織の任務は、おおむね次のとおりである。なお、災害時には、自治会、管理組合等の区域を越えた活動も考慮する。

区　分	主な活動内容
平　　時	・　防災知識の普及・意識の高揚 ・　防災訓練の実施 ・　防災資器材の整備 ・　高齢者、障がい者、難病者等要配慮者の把握 ・　消防水利の把握　　他
災　害　時	・　情報の収集・伝達 ・　出火防止、初期消火活動 ・　被災者の避難誘導 ・　負傷者の救出・救護・搬送 ・　給食、給水活動 ・　避難所の設置・運営 ・　要配慮者の支援・安否確認　他

５　自主防災組織の活性化

（1）人材の育成

自主防災組織リーダー研修会や市民防災講演会等の取組を通じて、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成する。

特に、災害対策や災害対応に女性や若者の視点を取り入れるため、女性や若者の防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

（2）「防災ライト層」の取り込み

従来、地域の防災活動への参加が限定的だった小・中学生、高校生、大学生や子育て世代などの「防災ライト層」を取り込むため、自主防災組織に対して助言や支援を行い、地域の防災活動の活性化を図る。

基本方針３　事業所やボランティアによる共助の推進

１　事業所による自助・共助の強化

□　対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画（※）の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

※　事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限に止めるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画

機　関　名	対　策　内　容
多摩市総務部	○　事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。
多摩消防署	○　事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○　事業所の救出・救護活動能力の向上 ○　事業所防災計画の作成指導 ○　危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○　防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○　事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○　東京都震災対策条例第 11 条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○　都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
各事業所	○　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。 ○　帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記） ○　社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の３日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ○　災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点

機　関　名	対　策　内　容
	である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進 ○　地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 ○　組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 ○　要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 ○　多摩商工会議所など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

□　詳細な取組内容

○　広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

○　帰宅困難者対策について、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、積極的に普及啓発を行っていく。

○　自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

２　ボランティアとの連携

□　対策内容と役割分担

１　一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携

大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機　関　名	活　動　内　容
多摩市健康福祉部総務部	○　多摩市社会福祉協議会等との連携による多摩市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○　平常時から市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。
多摩市社会福祉協議会	○　多摩市福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施する ○　「多摩市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づき、訓練を実施する。

□　詳細な取り組み内容

１　多摩市及び多摩市社会福祉協議会等

○　多摩市災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施する。
○　ボランティアによる自主的な防災活動が円滑に行える条件の整備を図るため、災害ボランティアの育成等を推進する。
○　自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者避難支援個別計画の作成を支援する。
○　多摩市災害ボランティアセンターの機能を強化するために、災害ボランティア講座等を実施し、災害ボランティアコーディネーターの育成を図る。
○　災害時においても効率的、有機的に機能するシステムづくりを行う。
○　災害ボランティアの広報等により、登録希望者の拡充を行う。
○　広域的な災害時ボランティアの受入れ体制の構築を行う。
○　多摩市社会福祉協議会と連携し、市内大学等と協定を締結するなど、受入れ拠点施設の確保に努める。

２　東京都防災ボランティアとの連携

○　災害時のボランティア活動では、一定の知識や経験、特定の資格を有する者の即時的対応が重要であり、このために氏名、連絡先、活動の種類等を予め把握し、協力態勢の確立を図っておく必要がある。
○　ボランティア要員の専門技能（医療関係、パソコン関係、重機操縦関係等）を事前に登録し、円滑な災害時の活動体制を確立する。
○　東京都は、平成７年５月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

【東京都防災ボランティア等の概要】

機　関　名	要　件	活　動　内　容
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第２条に規定する１級建築士、２級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都　建　設　局	《建設防災ボランティア》	建設局所管施設の被災状況の点検

機　関　名	要　件	活　動　内　容
	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

３　東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁災害時支援ボランティア制度は東京消防庁管下に発生した地震災害などの大規模災害に対して、消防活動に係わる知識・技術を持った災害時支援ボランティアが、お互いに協力して、災害の拡大を防ぎ、被害を軽減する。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

■　多摩消防署

要　件	活　動　内　容
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1　応急救護に関する知識を有する者 2　過去に消防団員、消防少年団として１年以上の経験を有する者 3　元東京消防庁職員 4　震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1　災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 2　平常時 消防署が市民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 3　チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。

４　交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成８年８月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

■　多摩中央警察署

要　件	活　動　内　容
警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1　大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2　平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動

要　件	活　動　内　容
	３　その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

５　赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

■日本赤十字社東京都支部

要　件	活　動　内　容
《赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施
《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

３　市民・行政・事業所等の連携

□　対策内容と役割分担

各主体は、従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機関名	対策内容
多摩市 総務部 協創推進室 健康福祉部 多摩消防署 防災関係機関	○　地域、事業所、ボランティア間相互の連携を支援する。 ○　自主防災組織・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災体制を構築する。

□　詳細な取組内容

１　多摩市及び多摩消防署

○　多摩市及び多摩消防署は応急救護に関する知識・技術の普及を推進するため、専門的な知識技術を有する消防団員や災害時支援ボランティア等と連携して訓練指導を実施する。

２　多摩市、防災関係機関

○　地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための防災連絡協議会の設置や情報連絡態勢の確保など、協力態勢の推進を図る。

○　自主防災組織の態勢強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災態勢の強化を図る。

○　地域の防災連携態勢を確立するため、地域における複数の自主防災組織による合同訓練の実施を推進するとともに、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織の連携活動を促進し、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

【応急対策】

基本方針

１　自助・共助による応急対策を推進する
２　事業所・ボランティアによる応急対策を推進する

基本方針１　自助・共助による応急対策を推進する

１　市民自身による応急対策

○　発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
○　災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
○　地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

２　地域による応急対策の実施

□　対策内容と役割分担

自主防災組織等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、安否確認、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機　関　名	対　策　内　容
自主防災組織	○　近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）を行う。 ○　安否や被害についての情報収集を行う。 ○　初期消火活動を行う。 ○　救出活動を行う。 ○　負傷者の手当・搬送を行う。 ○　市民の避難誘導活動を行う。 ○　要配慮者、避難行動要支援者の避難支援を行う。 ○　避難所の設置・運営を行う。 ○　自治体及び関係機関への情報伝達を行う。 ○　炊出し等の給食・給水活動等を行う。

□　詳細な取組内容

１　消火活動

○　地域配備消火器等を活用した初期消火を実施する。
○　地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街

地の特性を勘案して行う。

○　消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

２　安否確認

○　各家庭が掲示した可燃ごみ用のごみ袋、安否確認用のマグネット等を確認し、安否確認を行う。

○　安否が確認できなかった家庭に対しては、声掛けを行い、要救助者や負傷者の早期発見に努める。

３　救出・救護活動

○　地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。

○　倒壊建物等の二次災害の防止を図りつつ、負傷者を救出し、応急救護を実施するとともに、緊急医療救護所等へ搬送する。

○　避難行動要支援者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

４　避難所の設置・運営

○　自主防災組織等のリーダーを中心に、市職員や施設職員と連携して、避難所を設置する。

○　自主防災組織等のリーダーを中心に避難所運営協議会を設置し、避難所の運営を行う。

○　女性や要配慮者等にも配慮した避難所の運営を行う。

５　非常用電源の確保

○　非常用電源の確保を行い、パソコン等を活用して地域における円滑な情報収集活動を行う。

６　マンション防災における応急対策の実施

○　マンション居住者の安否確認

○　マンション共有の資器材を用いた救出活動支援

○　集会室等を利用した避難所運営

○　建物被害調査と二次被害防止

○　ライフライン復旧状況の確認

○　在宅避難継続のためのマンション居住者への支援

○　マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

基本方針２　ボランティア・事業所による応急対策を推進する

１　ボランティアとの連携

□　対策内容と役割分担

多摩市は、多摩市社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンター、都及び関係機関等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができる態勢を構築する。

なお、都又は都から事務の委任を受けた区市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する区市町村災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市福祉医療対策部	○　多摩市社会福祉協議会等と協働し、災害ボランティアセンターを設置・運営する。 ○　ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援する。
多摩中央警察署	○　交通規制支援ボランティアへ支援を要請する。
多摩消防署	○　東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を設置する。 ○　東京消防庁災害時支援ボランティアへ活動を要請する。
多摩市社会福祉協議会	○　多摩市災害ボランティアセンターを設置・運営する。 ○　東京都災害ボランティアコーディネーターとの連携調整を図る。 ○　全国社会福祉協議会など福祉関係組織との連絡調整を図る。 ○　災害ボランティアへ必要な情報や資器材等を提供する。

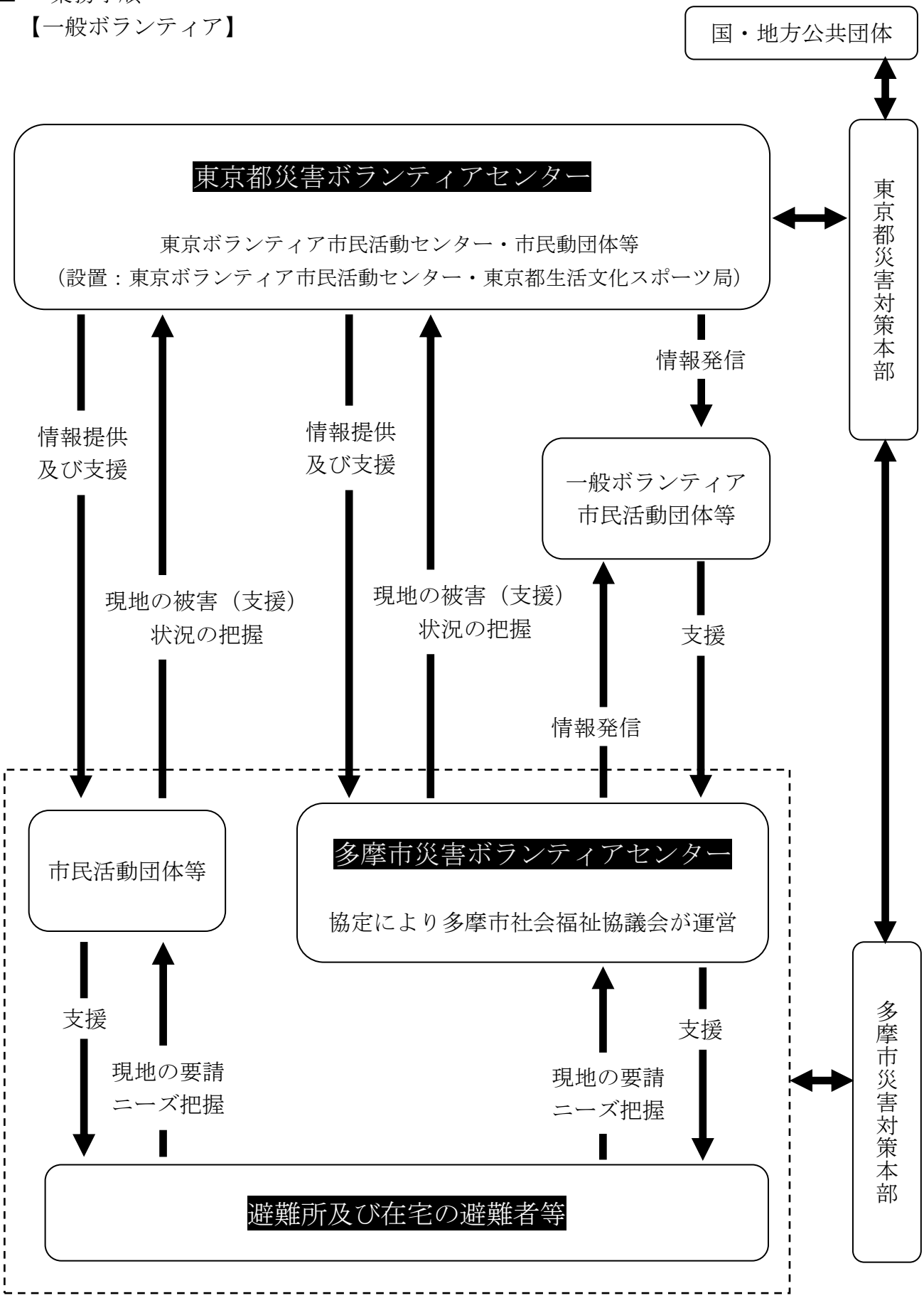
【東京都における防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	東京都が区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定

ボランティア名	出動要件及び活動内容
被災宅地危険度判定士	東京都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度５強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度６弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度６弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施

□　業務手順

【一般ボランティア】



２　事業所による応急対策の実施

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
事　　業　　所	○　来訪者や従業員等の安全確保措置を行う。 ○　出火防止を実施する。 ○　正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。 ○　施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。 ○　事業所での災害対策完了後、事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等と連携し、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。 ○　火災が発生した場合は、安全確保を実施したうえで、初期消火を実施する。 ○　応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。 ○　事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等を行う。

□　詳細な取組内容

措　　置	内　　容
在館者等の誘導・安全確保	○　在館者の整理、誘導、案内 ○　宿泊客、入院患者等の安全な場所への誘導 ○　避難経路の確認、避難障害の排除 ○　エレベーターの使用禁止
出火防止対策	○　やむを得ないものを除き、火気使用設備の使用停止 ○　火気取扱場所の安全確認、消火器等による初期消火
救助救急	○　地域住民と協働した救助救急活動 ○　負傷者に対する応急措置、安全な場所への搬送
危険物等の安全管理	○　やむを得ないものを除き、取扱いの中止 ○　タンク、ボンベ、収納容器等の安全措置の確認 ○　取扱場所及び設備の安全確認 ○　消火器、中和剤、土のう、油吸着材等の活用
建築物等の緊急点検・補強等	○　看板、照明器具、装飾品等の固定状況の確認と安全措置 ○　窓ガラス、書棚等のガラス等の落下、散乱状況の確認 ○　ロッカー、書棚、オフィス機器等の転倒落下状況の確認 ○　カーテン、ブラインド及びシャッターの閉鎖（受傷危険の排除） ○　破損しやすい物、重量物等の転倒等状況の確認 ○　危険箇所への立入りの禁止措置
非常用物品等の	○　救出・救護等の資器材の確認

措　　置	内　　容
確認、準備	○　飲料水、消火用水、非常用物品の点検、確保 ○　すぐに使用できる場所等への移動

第４章　安全な都市づくりの実現

【予防対策】

基本方針

１　安全に暮らせる都市づくりを推進する
２　建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する
３　出火、延焼等の防止及び危険物対策を実施する

基本方針１　安全に暮らせる都市づくりを推進する

１　地域特性に応じた防災都市づくり

□　対策内容と役割分担

計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。

また、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、安全な都市づくりを図る。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 総　　務　　部 都　市　整　備　部 環　　境　　部	○　市役所本庁舎の建替えに併せて、市の防災指令拠点としての機能を強化する。 ○　地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。 ○　緊急輸送道路（南多摩尾根幹線道路）の整備を促進する。 ○　都市空間の確保を推進する。 ○　道路・公園の改修・整備及び維持管理を行う。 ○　防災及び環境保全という観点からの既存樹林や傾斜地等の現存緑地の保全に努める。

□　詳細な取組内容

多摩市は、関係機関と連携し、以下の取組を推進する。

区　分	施　策
防災指令拠点の機能強化	○　市役所本庁舎の現地建替えに併せて、新庁舎を市の防災指令拠点として再整備し、各種機能を強化する。 ○　市役所敷地周辺においても、土地区画整理事業の実施により土砂災害特別警戒区域の一部解除、無電柱化等を行い、市の防災指令拠点として相応しい防災性の高い基盤整備を行う。 ○　市役所敷地周辺の道路についても、災害時や日常時にお

区　分	施　策
	ける人や車のアクセス性を向上させるための再整備を行う。
防災上安全な建物づくりの推進	○　倒れにくい建物づくりの推進（住宅の耐震診断や耐震工事に係る助成制度の活用、公共建築物等の耐震改修） ○　燃えにくい建物づくりの推進 ○　屋外空間の防災性の向上(接道部の緑化(生垣化等)によるブロック塀倒壊の解消)
燃え広がらない市街地づくり	○　避難経路となる幹線道路沿道や後背地を含めた地区の不燃化の推進 ○　防火ブロック形成のための道路整備 ○　緊急車両困難地域の解消に向けた取り組み
安全な避難手段や防災拠点の確保	○　避難所等の防災拠点を確保する ○　避難生活の拠点となる学校や行政機能の中枢を担う庁舎等の防災拠点の耐震性を強化する。 ○　安全な避難を確保するため、避難所周辺の道路（自転車歩行者専用道路を含む）を中心に、照明設備の設置やバリアフリー化などの取り組みを行う。
オープンスペース(農地・公園・緑地）の確保	○　オープンスペースとしては、公園・緑地、グラウンドや農地等が考えられる。これらのスペースは、火災の延焼防止や地域の防災拠点としての機能を有するとともに、避難場所や一時避難場所（一時集合場所）として利用できるなど、防災上重要な役割を担っているため、オープンスペースを積極的に確保する。 ○　生産緑地地区の追加指定を検討する。
公園に設置する防災関連施設の整備の検討	○　防災活動拠点や避難場所に指定されている公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した市民等のための災害用トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、ソーラーパネルを利用した携帯電話充電設備、公園の入口から園内の拠点(避難場所、ヘリポート、がれき置き場等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備する。
緊急輸送道路の整備促進（南多摩尾根幹線道路）	○　南多摩尾根幹線道路は、多摩ニュータウン通り、川崎街道、鎌倉街道とともに、東京都の緊急輸送道路に位置づけられ、沿道には防災拠点となる施設が数多くある。広域的にも震災時における防災拠点を連絡する重要な路線であるため、整備を促進する。
地区計画や建築協定の促進	○　住宅市街地において、建築物の用途の混在や敷地の細分化、建物の建て詰まりなどを防ぎ、地域の防災性の維

区　分	施　策
	持・向上を図るため、地区計画や建築協定を促進する。
開発事業を活用した防災施設の整備	○　市内で実施される開発事業の機会を活用し、マンホールトイレや防災倉庫の設置、指定緊急避難場所や一時滞在施設の指定等、防災施設を整備する。
避難場所の確保の推進	○　都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう、開発事業者を誘導する。
デジタルツインの活用	○　現実空間のデータを仮想空間に３Ｄで再現し、様々な分析・シミュレーションが可能となるデジタルツインについて、防災事業での活用を検討する。 ○　国や東京都が実施するデジタルツインに関する取組を有効に活用する。

２　高層建築物等における安全対策

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部	○　東京都の取組みの普及啓発を行う。
都都市整備局 指定確認検査機関	○　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保
多摩中央警察署	○　高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を実施する。
多摩消防署	○　高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導を行う。 ○　関係事業所に対する対策の指導を行う。

□　詳細な取組内容

○　家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を普及啓発する。また、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄を普及啓発する。加えて、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域住民との間の共助の仕組みづくり等を推進する。

※　首都直下地震などの地震が発生した場合には、高層建築物においては、建物の揺れによる家具類等の転倒・落下・移動やエレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性がある。

また、居住者は、エレベーターの復旧まで、階段を利用する必要があり、高層階の居住者ほど、孤立するおそれがある。

３　がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止等

□　対策内容と役割分担

がけ・ブロック塀等の崩壊防止及び急傾斜地崩壊の災害等防止

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部 都市整備部	○　ブロック塀等の安全化を推進する。 ○　急傾斜地法、土砂災害防止法等に基づく対策を実施する。 ○　市役所敷地周辺の土砂災害特別警戒区域の一部を解除する。 ○　土砂災害ハザードマップを作成、配布する。
都都市整備局	○　がけ・擁壁等、ブロック塀等の安全化を図る。 ○　宅地の安全化を図る。
都　建　設　局	○　急傾斜地法、土砂災害防止法等に基づく対策を実施する。

□　詳細な取組内容

１　がけ・擁壁等の安全化

○　がけ、擁壁に接している宅地及び建築物の安全を図るため、東京都と連携して市民へ啓発周知に努める。

○　がけ地に関係のある者から申し出がある場合は、現地調査を行い、また、パトロール等でがけの危険性を確認した場合は、東京都へ指導改善の依頼を行う。

２　ブロック塀等の安全化

○　多摩市民から被害者も加害者も出さないように、建築基準法を満たしていないブロック塀の所有者に対し、改善工事を促す。

○　多摩市内の避難路に位置づけられた道路に面している危険なブロック塀等の撤去工事に係る助成事業を実施する。

３　急傾斜地崩壊対策

○　特別な警戒箇所として付近の状況把握に努めるとともに、危険度が高くなった場合には、周辺市民に周知する。

○　なお、異常があった場合は、都へ崩壊防止のための依頼を行う。

４　土砂災害防止法対策

○　土砂災害防止法に基づく、特別警戒区域(レットゾーン)、警戒区域（イエローゾーン）の所有者に対し、日頃の点検や適正な維持管理を行うよう依頼する。

○ 市役所敷地周辺の市有地に指定されている土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、市役所新庁舎の建設に併せて整備し、解除する。

５　土砂災害ハザードマップの作成・配布

○　土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の危険箇所を示した土砂災害ハザードマップを作成し、市民に配布する。

基本方針２　　建築物の耐震化・安全対策及び液状化対策を促進する

１　建築物の耐震化の促進

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部 都市整備部 関　係　各　課	○　多摩市耐震改修促進計画を改定し、住宅、建築物の耐震化の促進を図る。 ○　公共施設の耐震化を図る。

□　詳細な取組内容

１　建築物等の耐震化

○　令和６年１月に改定した多摩市耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物の耐震化を促進する。

○　耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。

○　東京都が主催する「東京都耐震改修促進行政連絡協議会」に参画し、耐震化に向けた円滑な推進について、東京都及び他の区市町村と連携を行う。

○　耐震化の推進にあたり、必要がある場合には、国、東京都、関係団体に要望や協力要請等を行う。

○　建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、市民が安心して建築物を利用することができるように創設された「耐震マーク表示制度」の普及を図る。

◇耐震化率の現状と目標

建築物の種類		耐震化率	
		現　状 （令和４年度末）	目　標 （令和８年度末）
住　宅		92.7%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消
	主な公共住宅	96.0%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消
民間特定建築物		95.8%	97%以上
	防災上特に重要な建築物	93.5%	95%以上
	要配慮者が利用する建築物	95.3%	100%
防災上重要な公共建築物		97.7%	（できる限り早期に） 100%

※現状について、住宅は、平成 30 年度末の数値

２　公共建築物等の耐震化

○　公共建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時に活動拠点、避難施設に活用されること、さらに、民間建築物の耐震化を先導する役割を担うことから、できる限り早期に耐震化率 100％の達成を目指す。

３　民間特定建築物の耐震化

○　多数の方が利用する民間特定建築物については、令和８年度末までに耐震化率を97％以上とすることを目標とする。

○　特に、学校や病院などの防災上特に重要な建築物の耐震化を促進し、令和８年度末までに耐震化率を 95％以上とすることを目標とする。

○　また、要配慮者が利用する建築物は、民間特定建築物の中でも震災による倒壊被害が特に甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を図り、令和８年度末までに耐震化率を 100％とすることを目標とする。

４　住宅の耐震化

○　住宅については令和８年度までに旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消とすることを目標とする。

○　また、新たに新耐震基準の木造住宅の耐震化を図ることで、耐震性が不十分なすべての住宅を令和１７年度末までにおおむね解消することを目指す。

○　市は、住宅の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居住用木造住宅及び賃貸以外の民間非木造住宅を対象として、耐震診断等の助成事業を行う。なお、耐震診断結果が「危険」と判断された居住用木造住宅を対象として、除却の助成事業を行う。

○　また、昭和 56 年 6 月 1 日以降平成 12 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居住用木造住宅を対象として、耐震診断の助成事業を行う。さらに、昭和 56 年 6 月 1 日以降平成 12 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居住用木造住宅で、耐震診断結果が「危険」もしくは「やや危険」と判断された住宅を対象として、耐震改修の助成事業を行う。

○　今後、耐震診断及び耐震改修等に係る助成事業については、国等の耐震改修の促進に係る補助制度等を活用し、より一層の充実を図っていく。

５　地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化

①　特定緊急輸送道路沿道建築物

都では、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある緊急輸送道路として「特定緊急輸送道路」を指定し、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路（一般緊急輸送道路）とともに耐震改修促進法に基づく地震発生時に閉塞を防ぐべき道路と指定している。

《特定緊急輸送道路》

川崎街道（新大栗橋交差点～一ノ宮交差点）

多摩ニュータウン通り（多摩センター入口～乞田新大橋）

鎌倉街道（関戸橋～多摩卸売市場先）

旧鎌倉街道（乞田交差点～多摩市役所交差点）

《一般緊急輸送道路》
川崎街道（新大栗橋～連光寺坂上交差点先）
南多摩尾根幹線（多摩東公園交差点先～唐木田３丁目先）
その他の第二次緊急輸送道路

② 沿道の建築物の耐震化

重点的に耐震化を図る沿道の建築物は、耐震改修促進法第６条第３号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、政令で定める建築物とする。

市は、国の補助事業等を活用し、耐震化促進のための助成事業を行う。

６　防災上重要な公共建築物の耐震化

防災上重要な公共建築物のうち耐震診断未実施の施設は、速やかに耐震診断を行い、耐震性が確保できていない施設の耐震化を図る。

なお、市役所本庁舎は「多摩市役所本庁舎建替基本計画（令和６年 11 月策定）」において、災害発生時における「市の防災指令拠点」として位置付けられているため、新庁舎の建設に当たっては「免震構造」を取り入れるなど、防災指令拠点としての機能を強化する。

２　応急危険度判定実施体制の整備

□　対策内容と役割分担

市内の建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部 企画政策部 都市整備部 各施設管理者	○　応急危険度判定の実施体制を整備する。 ○　応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士を養成するとともに、訓練を実施する。
都都市整備局	○　応急危険度判定の講習等を実施する。

１　応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

ア　応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の養成・確保

◇　応急危険度判定員

○　都では、平成７年５月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定して応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けるとともに、判定員の養成講習を実施している。

○　市は、都が実施する判定員の養成講習に職員を派遣し、判定員の確保に努めるとともに、被災地への応援職員の派遣や講習会などの機会を通じて練度向上を図る。

◇　被災宅地危険度判定士

○　平成 13 年 11 月に区市町村が会員となり発足した「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が

認定登録を行っている。

○　市は、東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会が実施する判定士の養成講習に職員を派遣し、判定士の確保に努めるとともに、被災地への応援職員の派遣や講習会などの機会を通じて練度向上を図る。

２　社会公共施設の応急危険度判定

ア　対象施設

○　市立の公共建築物
○　１次避難所（指定避難所）等に指定されている都立及び私立の学校施設等
○　福祉避難所に指定されている社会福祉施設等
○　災害拠点病院等に指定されている医療機関等
○　防災上特に重要な建築物
○　応急仮設住宅となりうる公的住宅等

イ　判定実施体制の整備

○　各施設管理者に対し応急危険度判定の意義を周知する。
○　判定技術者の養成に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を配備する。
○　社会公共施設の応急危険度判定の実施体制を整備する。

３　社会公共施設の応急危険度判定

ア　対象施設

３　エレベーター対策

□　対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部 都市整備部 各施設管理者	○　市立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能を向上させる。
都都市整備局 都住宅政策本部	○　都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進する。 ○　エレベーター改修方法等を示したリーフレットによる普及啓発を行う。 ○　都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制を構築する。
日本エレベーター協会	○　民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。 ○　都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制を構築する。 ○　協会加盟各社による全国からの応援体制を構築する。
多摩消防署	○　エレベーター閉じ込め事故からの救出体制を構築する。

□　詳細な取組内容

1　エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

○　市施設

○　多摩市は、震災時における防災上重要な公共施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止対策を推進し、安全性を向上させる。

○　必要に応じ、下記のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装　置　名	機　　能
リスタート運転機能	○　地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○　停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄り階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
Ｐ波感知型 地震時管制運転装置	○　主要動（Ｓ波）が到達する前に、初期微動（Ｐ波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

4　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部 都 市 整 備 部	○　家具類の転倒･落下･移動防止を普及啓発する。 ○　家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置支援事業を推進する。 ○　建築物の天井等の落下防止対策を啓発する。 ○　屋外広告物に対する規制に関する啓発を行う。
多 摩 消 防 署	○　家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及啓発を行う。 ○　関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策を普及啓発する。

□　詳細な取組内容

1　家具類の転倒・落下・移動の防止

○　公共施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

○　防災訓練などの機会を通じて、家具類の転倒･落下･移動防止対策の普及啓発を行うとともに、器具類のあっせんを行う。

○　高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置支援事業を推進する。

○　家具類の転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対

策全般の相談窓口を設けるなど、市民の利便性を図るように努める。

○　高層階の建物においても、長期地震動の危険性や家具等の転倒・落下・移動防止の重要性について周知するとともに、室内安全性対策の啓発を行う。

２　建築物の天井等の落下防止

○　建築物の天井等の落下による人身事故を未然に防止するため、建築物の所有者や管理者に対して、建築物の維持管理の重要性について周知啓発に努める。

○　広報等を通じて、市民に対して天井等の落下の危険性について啓発する。

○　公共施設における天井等の落下防止及び窓ガラスの飛散防止を推進する。

３　建築物等からの落下物による被害の防止

○　公共施設の定期的な外装等の状況を調査し、必要な改修を行う。

○　民間施設に対しては、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）等に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時に指導するとともに、設置後も維持管理について指導を行う。

５　文化財施設の安全対策

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
所　有　者 管　理　者	○　定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施する。 ○　消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。 ○　文化財防災点検表を作成する。
多摩消防署	○　文化財施設の所有者又は管理者に対して指導する。

□　詳細な取組内容

１　文化財防災点検表の点検内容（主要項目）は以下のとおりである。

ア　文化財周辺の整備・点検

○　文化財の定期的な見回り・点検

○　文化財周辺環境の整理・整頓

イ　防災体制の整備

○　防災計画の作成

○　巡視規則や要綱の作成等

ウ　防災知識の啓発

○　国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加

○　ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

エ　防災訓練等の実施

○　関係機関と連携した防火防災訓練の実施

オ　防災設備の整備と点検

○　外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

カ　緊急時の体制整備

○　消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表によ

る定期的な自主点検を行う。

６　液状化への対策の強化

□　対策内容と役割分担

液状化被害の発生危険性のある箇所について、施設等の液状化対策、市民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 各施設管理者 都市整備部 環境部 下水道部	○　庁舎や学校等の公共施設に対する液状化対策を推進する。 ○　道路、橋りょう、公園等の公共施設の液状化対策を推進する。 ○　液状化予想図・地盤柱状図・地盤調査方法・対策工法などの情報提供を行う。 ○　ライフラインの液状化対策（道路占用企業の対策の把握）を行う。

□　詳細な取組内容

１　液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

○　液状化のおそれがある区域で公共建築物等の工事を行う際には、「建築物を強化する方法」、「地盤を改良する方法」などにより、液状化対策を促進する。

○　都市整備部は、東京都が作成した「液状化による建築物被害に備えるための手引き」を活用して、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、市民に情報提供を行う。

○　都市整備部は、東京都と連携し、液状化のおそれがある区域の建築物の設計者などに対して、的確な対策について啓発する。

○　都市整備部は、液状化対策の強化のため、アドバイザーの育成、相談体制、液状化の関係資料の整備について、東京都へ要請する。

○　都市整備部及び環境部は、道路、橋りょう、公園等の公共施設の液状化対策について、調査し検討を行う。

○　都市整備部、環境部及び下水道部は、マンホール浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

○　ライフラインを設置している道路占用企業の液状化対策を把握する。

７　長周期地震動対策の強化

□　対策内容と役割分担

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部 都市整備部	○　長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業者に周知する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　消　防　署	○　長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業者に周知する。

□　詳細な取組内容

１　室内の安全確保

○　市及び多摩消防署は、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く都民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

基本方針３　出火、延焼等の防止及び危険物対策を実施する

１　消防水利の整備、防火安全対策

□　対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部	○　消防水利の整備を図る。 ○　消防活動路の整備を推進する。
多摩消防署	○　消防水利の機能保全を図る。 ○　消防活動路の確保を行う。 ○　消火活動が困難な地域への対策を行う。 ○　火気使用設備・器具の安全化を推進する。 ○　電気設備等の安全化推進する。 ○　その他出火防止のための査察・指導を行う。

□　詳細な取組内容

１　出火等の防止

○　多摩市及び多摩消防署

①　市民や事業所の指導の強化

○　火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

○　電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

○　地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可

燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

○　その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

○　各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

２　火災の拡大防止

○　多摩市街づくり条例、東京都震災対策条例に基づき、地域の実情を踏まえた防火水槽の設置を推進する。

○　市有地の売却に際しては、既存の防火水槽や消防水利に指定されている水源の存置又は代替水利の確保に努める。

○　借地にて設置している防火水槽用地が売却される場合は、既存防火水槽の存置又は、代替水利の確保を行う。

○　消防活動に必要な幹線道路の拡幅、狭隘な道路の広幅員化、道路側溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。

３　消防水利の整備

○　災害時に消防水利の不足による消火活動の支障を起こさないために、大震災時にも使用可能な消防水利として、２５０メートルメッシュに最低１箇所の耐震性防火水槽の整備を促進する。

○　経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。

○　雨水地下浸透や雨水有効利用により水量の確保に努める。

○　親水空間として整備する場合は、消防水利として、利用しやすいよう環境整備を検討する。

○　大栗川、乞田川、水路、中沢池等の自然水利を消防水利として確保する。

○　消防水利不足区域について水利の設置を推進する。

○　全消火栓へ消火栓標識の設置を推進する。

２　石油等危険物取扱施設及び危険物等の輸送の安全化

□　対策内容と役割分担

石油等危険物取扱施設及び危険物等の輸送の安全化

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市	○　関係機関との連絡通報体制を確立する。
総　務　部	○　市民、作業員、ボランティア等への広報を実施する。
環　境　部	○　協定締結団体等との体制を構築する。

機　関　名	対　策　内　容
多 摩 消 防 署	○　事業所防災計画等の作成及び届出を指導する。 ○　危険物施設に対して、耐震性強化等、安全化を指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。 ○　石油等危険物施設の安全化を普及啓発する。 ○　タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策を実施する。 ○　イエローカードの車両積載の確認及び活用の推進を図る。
多摩中央警察署	○　関係機関等との連絡通報体制を確立する。 ○　危険物等運搬車両の通行路線を検討する。 ○　危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りを推進する。

□　詳細な取組内容

１　危険物取扱施設の安全化

ア　対象施設

○　石油等危険物施設
○　液化石油ガス消費施設
○　火薬類保管施設
○　高圧ガス取扱施設
○　毒物・劇物取扱施設
○　化学物質関連施設
○　放射線等使用施設
○　石綿含有建築物

イ　取組内容

関係機関や協定締結団体等とのとの連絡通報体制を確立するとともに、市民、作業員、ボランティア等への広報を実施する。

２　危険物等の輸送の安全化

関係機関と協力し、保安意識の高揚に努める。

３　放射性物質対策

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部	○　関係機関との連絡通報体制を確立する。 ○　原子力防災に関する教育の充実に努める。

１　放射性物質への対応体制の強化

○　都の動向に合わせて、必要な体制を検討する。
○　対応体制について習熟を図る。

２　市民への情報提供等

○　東京都と連携し、放射線、放射性物質及び原子力災害に関する知識の情報提供を行う。

○　情報提供に際しては、乳幼児や妊婦、要配慮者に十分配慮する。

【応急対策】

基本方針

１　応急危険度判定を迅速に実施する
２　危険防止措置を実施する
３　出火、延焼等の防止対策及び危険物対策を実施する

基本方針１　応急危険度判定を迅速に実施する

１　公共施設の応急危険度判定

□　対策内容と役割分担

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 復旧復興・給水対策部	○　社会公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○　応急危険度判定技術者が不足する場合には、他団体への協力を要請する。 ○　指定管理者等から判定実施の支援要請があった場合には、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
社会公共施設の管理者	○　所管する社会公共施設の応急危険度の確認を実施する。 ○　必要により、多摩市に応急危険度判定を要請する。

□　詳細な取組内容

１　社会公共施設等の応急対策

○　各施設管理者は、あらかじめ策定した計画等に基づき、次の確認を行う。
- 施設利用者、施設職員の人的被害
- 施設や設備の被害
- 電気、水、ガス、通信などのライフラインの被害

○　施設管理者は、必要により応急手当、応急処置を行う。

○　施設管理者は、確認した被害状況を多摩市災害対策本部に報告する。

２　社会公共施設の等の応急危険度判定

○　施設管理者は、施設の被災状況を確認し、必要により応急措置を実施する。

○　施設管理者は必要により、災害対策本部に応急危険度判定の要請をする。

○　復旧復興・給水対策部は、次のとおり応急危険度判定を実施する。
・　避難所となる施設を優先的に実施する。
・　他の対策部に、建築技術職員の派遣を要請する。
・　判定が困難な場合、都災害対策本部に支援を要請する。

２　被災建築物の応急危険度判定の実施体制

□　対策内容と役割分担

地震発生後、早期に市内住宅の応急危険度判定を行い、所有者・管理者、並びに、付近の通行者等へ当該建築物の危険度を周知する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 復旧復興・給水対策部	○　被災建築物応急危険度判定実施本部を設置・運営する ○　被災建築物に対して、応急危険度判定を実施する。 ○　応急危険度判定技術者が不足する場合には、他団体への協力を要請する。 ○　自治体からの応援職員及び防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の活動に対するコーディネートを行う。

□　詳細な取組内容

１　被災建築物応急危険度判定制度の趣旨

○　短時間で建築物の被害状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について、応急的に判定することで、余震等による建物の倒壊等からの二次災害を防止する。
○　罹災証明書発行の基礎資料とする。
○　倒壊家屋の解体の要否の基礎資料とする。

２　応急危険度判定実施本部の設置

○　復旧復興・給水対策部長は、次の場合には、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。
・　災害対策本部長から指示された場合
・　自ら必要と判断した場合
○　復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部の指揮命令に基づき、被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する。
○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、復旧復興・給水対策部長を充てる。

３　被災建築物の応急危険度判定の準備

（1）実施体制

○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定班を編成し、市内住宅等の応急危険度判定を早期に実施する。
○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定班が不足する場合は、都を通じて、他の自治体や防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の応援要請を行う。

○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく応急危険度判定員が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の応急危険度判定コーディネーターに指定する。

（2）被災建築物の応急危険度判定士の受け入れ施設の確保

○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、被災建築物の応急危険度判定員の受け入れ施設を確保する。

○　被災建築物の応急危険度判定員の受け入れ施設は、原則として本庁舎等の市有施設とし、人事班が設営、準備を行う。

○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく被災建築物の応急危険度判定員が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の応急危険度コーディネーターに指定する。

○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応援に来た被災建築物の応急危険度判定員が活動できるよう、執務スペースと一定程度の資器材を確保しておくこと。

（3）応急危険度判定員の確保

次の方法により、応急危険度判定員を確保する。

○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、次のとおり危険度判定員を確保する。

・　市職員（建築物の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員）
・　市内在住･在勤の建築物の応急危険度判定員（建築士法第 2 条に規定する１・２級建築士、木造建築士の中で、判定講習会受講後に、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づき登録されたもの）
・　他市町村の建築物の応急危険度判定員（派遣を都へ要請）
・　その他多摩市職員

（4）作業実施のための準備

次のとおり作業のための準備を行う。

○ 応急危険度判定員の名簿づくり
○ 担当区域の配分
○ 判定に必要な資料の作成
○ 判定作業に必要な資機材の確保
○ 判定統一のための打ち合わせの実施 等

4　被災建築物の応急危険度判定の実施

（1）応急危険度判定の実施

○　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、応急危険度判定実施計画を策定し、下表のとおり応急危険度判定を実施する。

対象住宅	実施主体
民間住宅	多摩市
市営住宅	多摩市
公共施設	多摩市

対象住宅	実施主体
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	都都市整備局及び 都住宅供給公社
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	独立行政法人都市再生機構

※　非住宅建築物は、原則として建築物の管理者が応急危険度判定を実施する。

○　　判定員は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（平成２６年３月全国被災建築物応急危険度判定協議会)」を参考に、応急危険度判定を実施する。
○　　被災建築物応急危険度判定実施本部長は、被災建築物応急危険度判定に関する計画を策定し実施する
○　　判定員は、目視又は簡易な道具を使用し、判定基準に従って、建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等を調査判定する。
○　　判定実施期間は原則として 10 日間以内とする。

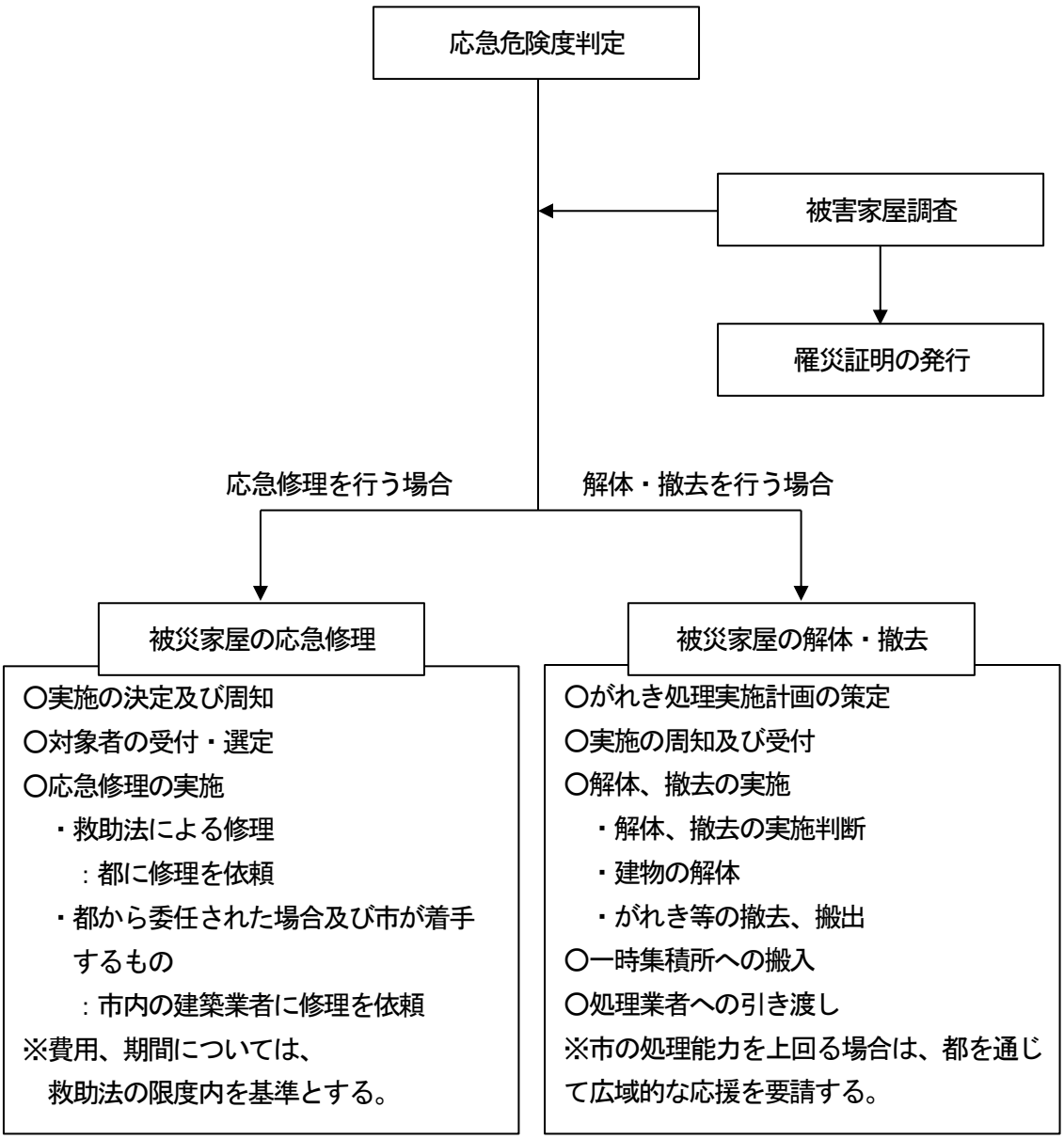
【注】
大気汚染防止法の一部改正（令和３年４月施行）に基づき、今後、建築物の解体時には、災害時においてもアスベスト含有に係る事前調査が必要となった。

５　判定結果の標示及び周知

○　応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、３色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入り口など見やすい場所に貼りつけ、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

【応急危険度判定結果の区分及びステッカーは資料編を参照】

被災建築物等の応急措置は、次のとおり行う。



３　被災宅地の危険度判定実施体制

□　対策内容と役割分担

地震発生後、早期に市内宅地の危険度判定を行い、所有者・管理者、並びに付近の通行者等へ当該宅地の危険度を周知する。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部	○　被災宅地危険度判定実施本部を設置・運営する ○　被災宅地に対して、危険度判定を実施する。 ○　被災宅地危険度判定士が不足する場合には、都への協力を要請する。 ○　応援要請に基づく被災宅地危険度判定士の活動に対するコーディネートを行う

□　詳細な取組内容

１　被災宅地危険度判定制度の趣旨

○　宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を把握し、危険度を判定することによって、二次災害を防止し、市民の安全確保を図る。

○　状況に応じて、住宅に対するり災証明書発行の基礎資料とする。

２　危険度判定対象宅地

○　宅地造成等規制法第２条第１号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

３　被災宅地危険度判定の実施準備

復旧復興・給水対策部長は、都等との連携を図り、被災宅地危険度判定の実施に向けての準備を行う。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

○　復旧復興・給水対策部長は、次の場合には、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

・　災害対策本部長から指示された場合

・　自ら必要と判断した場合

○　被災宅地危険度判定実施本部は、必要により被災建築物応急危険度判定実施本部に包含して設置する。

○　復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部の指揮命令に基づき、被災宅地危険度判定実施本部を運営する。

○　被災宅地危険度判定実施本部長は、復旧復興・給水対策部長を充てる。

○　被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定に関する計画を策定し実施する。

（2）被災宅地危険度判定士の確保

○　被災宅地危険度判定実施本部長は、次のとおり被災宅地危険度判定士を確保する。

・　市職員（被災宅地危険度判定士及び判定に関する知識を有する職員）

・　被災宅地危険度判定士（派遣を都へ要請）

・　被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定士の活動が円滑に行われるよう資機材を確保する。

（3）被災宅地危険度判定士の受け入れ施設の確保

○　被災宅地危険度判定実施本部長は、被災宅地危険度判定士の受け入れ施設を確保する。

○　被災宅地危険度判定士の受け入れ施設は、原則として本庁舎等の市有施設とし、人事班が設営、準備を行う。

○　被災宅地危険度判定実施本部長は、応援要請に基づく被災宅地危険度判定士が円滑に活動を実施できるよう、自身の対策部員を、指示・指導等の被災宅地危険度判定業務調査員に指定する。

○　被災宅地危険度判定実施本部長は、応援に来た被災宅地危険度判定士が活動できるよう、執務スペースと一定程度の資器材を確保しておくこと。

（4）作業実施のための準備

作業のための準備を次のとおりに行う。

○ 被災宅地危険度判定士の名簿づくり
○ 担当区域の配分
○ 判定に必要な資料の作成
○ 判定作業に必要な資機材の確保
○ 判定統一のための打ち合わせの実施 等

４　被災宅地危険度判定の実施

○　復旧・復興、給水対策部長は、被災宅地危険度判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する（概ね災害発生後３日目～10 日目まで)。

○　被災宅地危険度判定士は、被災した擁壁、法面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

５　判定結果の表示及び周知

○　被災宅地危険度判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、３色の判定ステッカー（危険宅地：赤色、要注意宅地：黄色、調査済宅地：青色）を当該宅地の使用者・居住者だけでなく宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に判かるように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

○　被災宅地危険度判定結果により「危険宅地」又は「要注意宅地」と判断された宅

地については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。
【被災宅地危険度判定の結果の区分及びステッカーは資料編を参照】

４　家屋被害状況調査の実施

□　対策内容と役割分担

都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部	○建物の被害状況調査を行い、都に報告する。

□　詳細な取組内容

１　建物の被害状況調査の実施及び都への報告

○　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。

○上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。

５　被災家屋の応急修理

□　対策内容と役割分担

家屋被害を把握し、災害救助法が適用された地域において自ら応急修理が困難な民間住宅に対し、応急修理を行う。

市営住宅についても、被害状況により、応急修理が可能なものは応急修理を行う。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部	○応急修理の実施の決定及び周知を行う。 ○対象者の受付・審査を行う。 ○応急修理の実施を都に依頼する。

□　詳細な取組内容

１　応急修理の実施の決定及び周知

○　都からの委任を受け、応急修理の実施の決定及び市民への周知を行う。

○　周知にあたっては、応急修理はあくまで仮復旧工事であり、原状復旧工事ではないため、希望者の誤解を招かないよう、注意を払うこと。

２　対象者の受付・審査

○　都が提示する募集選定基準等をもとに、受付・審査を行い、応急修理の対象者を決定する。

３　応急修理の実施の都への依頼

○　都に応急修理の実施を依頼する。

○　都から委任された場合又は市が着手する場合は、災害救助法の範囲内の費用・機関を基準とし、市内の建築業者に修理を依頼する。

基本方針２　　危険防止措置を実施する

１　急傾斜地崩壊防止施設の応急対策

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　応急措置及び避難対策を実施する。 ○　都建設局に被災状況の報告及び必要な措置を要請する。
都　建　設　局 南多摩東部建設 事　務　所	○　急傾斜地崩壊防止施設における､応急措置及び応急復旧対策を実施する。

□　詳細な取組内容

○　土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。

○　土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

２　危険物施設の応急措置

□　対策内容と役割分担

１　石油等危険物施設の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対し、避難指示等や避難誘導を実施する。
多摩消防署等	○　関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を指導する。 ○　必要に応じて、応急措置命令等を実施する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

２　液化石油ガス消費施設の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対し、避難指示等や避難誘導を実施する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

３　火薬類保管施設の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

４　高圧ガス保管施設の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
多摩中央警察署	○　関係機関との連絡通報を行う。 ○　市長からの要求等により、避難指示等の伝達を行う。 ○　避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○　避難路の確保及び避難誘導を行う。
多 摩 消 防 署	○　住民を避難させる必要がある場合には、市へ通報する。 ○　人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携し、避難指示又は指示を行い、事後、市へ通報する。 ○　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○　災害応急対策を実施する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

５　毒物・劇物取扱施設の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
多摩中央警察署	○　関係機関との連絡通報を行う。 ○　市長からの要求等により、避難指示等の伝達を行う。 ○　避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○　避難路の確保及び避難誘導を行う。
多 摩 消 防 署	○　放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請。 ○　事故の状況に応じ、必要な措置を実施

機　関　名	対　策　内　容
都保健医療局南多摩保健所健康安全研究センター	○　毒物・劇物取扱施設に必要な措置を講ずるよう事業者に対して指導する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

6　化学物質関連施設の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統括対策部	○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

7　放射線等使用施設の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統括対策部	○　関係機関との密な連携を図る。 ○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対する避難の指示等を実施する。
多摩消防署	○　住民を避難させる必要がある場合には、市へ通報する。 ○　災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の市への通報を実施する。 ○　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を実施する。 ○　災害応急対策を実施する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

8　石綿含有建築物等の応急措置

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統括対策部	○　都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。 ○　住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起を行う。 ○　建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施
建築物所有者等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を実施する。

□　詳細な取組内容

1　危険物施設の応急措置

○　事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

・ 住民に対する避難指示等
・ 住民の避難誘導
・ 避難所の開設、避難住民の保護
・ 情報提供、関係機関との連絡

3　危険物等の輸送の安全化

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　被害状況の情報収集及び市民に対する情報提供を実施する。 ○　必要に応じ、市民に対する避難の指示を実施する。
多摩中央警察署	○　事故の状況把握及び市民等に対する広報を行う。 ○　施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。 ○　関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を行う。
多 摩 消 防 署	○　関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○　災害応急対策を実施する。
事　業　者　等	○　危険が想定される場合等には、関係機関への通報等の応急措置を行う。

□　詳細な取組内容

1　危険物輸送車両等の応急措置

○　関係機関と連絡し、有害物質などに関わる災害情報の収集伝達を行う。

○　事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

・　市民に対する避難の指示
・　市民の避難誘導
・　避難所の開設、避難住民の保護
・　情報提供、関係機関との連絡
・　事業所に対して、有害物質等の下水道への流入防止の応急措置を指導する。
・　都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

4　放射性物質対策

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　放射線量や放射性物質の環境測定・検査を行う。 ○　環境測定・検査の内容・結果を公表する。

機　関　名	対　策　内　容
福祉医療対策部 清　掃　対　策　部	○　健康相談に関する窓口を設置する。 ○　外部被ばく線量等の測定に係る事務を行う。
都保健医療局 南多摩保健所	○　被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 ○　保健所において被ばく線量等を測定する。 ○　空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果を公表する。

□　詳細な取組内容

１　放射線量や放射性物質の環境測定・検査と結果の公表

○　統括対策部長は、放射性物質等による影響の恐れが生じた場合には、都や国などの関係機関から情報を収集する。また、必要により多摩市災害対策本部を設置し、全庁的な対応を行う。

○　清掃対策部長は、原則として、次のとおり環境測定を行う。

・　地表から１メートルの高さの空間放射線量率の測定を行う。

・　市内小・中学校、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館・学童クラブ、主要な公園等、各施設と連携しながら、子どもが利用する施設のグランドについて空間放射線量率の測定を行う。

・　その他、市民からの通報等により、放射性物質による環境汚染の状態を確認する必要がある箇所について、空間放射線量率の測定を行う。

○　清掃対策部長は、市民情報対策部長と連携し、環境測定の内容及び結果を公表するとともに、当該結果に応じた注意事項を広報する。

○　清掃対策部長は、空間放射線量率の測定により、除染等が必要な箇所を確認した場合には、国、都に報告するとともに、施設管理者等に具体的な除去等の方法について助言を行う。

○　福祉医療対策部長は、関係機関と連携し、必要により健康相談に関する窓口を設置する。

○　福祉医療対策部長は、関係機関と連携して、公共施設を活用し、被災者の外部被ばく線量等の測定に係る事務を、必要により実施する。

２　放射線等使用施設及び核燃料物質輸送車両等の応急対策

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

○　市民に対する情報提供
○　市民に対する避難の指示
○　市民の避難誘導
○　避難所の開設、避難市民の保護
○　関係機関への連絡

【復旧対策】

基本方針

１　公共施設の復旧を迅速に行う

基本方針１　公共施設の復旧を迅速に行う

１　公共施設の復旧

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 各施設管理者	○ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。

□　詳細な取組内容

１　公共施設

被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を検討する。

○　市民生活等の影響を考慮した、復旧計画を定めて復旧を行う。

○　各施設の活動に中断がないように努める。

○　指定管理施設については、指定管理者と連携し施設の復旧に対処する。

２　学校施設

○　学校施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、多摩市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。

○　教育活動に中断がないように努める。

３　文化財施設

○　被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会及び文化財管理者等は修復等について協議を行う。

２　二次的な土砂災害防止対策

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部 清　掃　対　策　部 避難所施設対策部	○ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。

□　詳細な取組内容

１　土砂災害防止対策の実施

地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第５章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】

基本方針

１　庁用車が緊急通行車両として運用できるようにする
２　道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。

基本方針１　庁用車が緊急通行車両として運用できるようにする

１　緊急通行車両等の確認申出

１　緊急通行車両等の確認

震災時に緊急通行車両等（※）として使用を予定している車両について、事前に確認する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市総務部	○　緊急通行車両等の確認申出手続を行う。
多摩中央警察署	○　緊急通行車両等の標章等を交付する。

※　緊急通行車両

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条の２で定める次の車両をいう。

○　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第１項の緊急自動車
○　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

□　詳細な取組内容

１　大規模災害等発生時の交通規制

大震災等の大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される。

ただし、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続きを受けると標章が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行することができる。

（1）通行できる車両

通行できる車両には、以下の2種類ある。

○　緊急通行車両

緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

○　規制除外車両

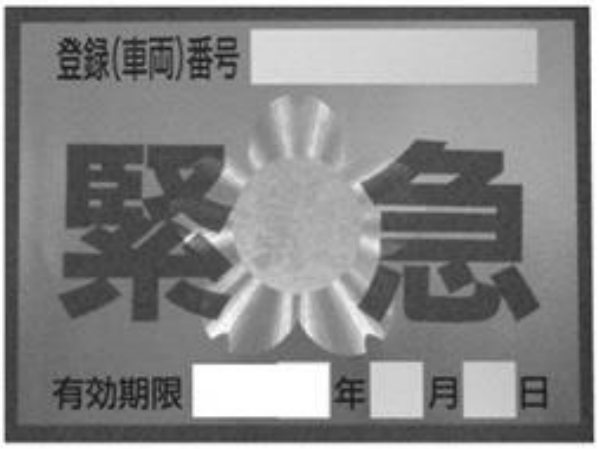
民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両

（2）緊急通行車両等の確認申出制度

○　緊急通行車両又は規制除外車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に確認申出をすることができる。

○　事前届出は、緊急通行車両、規制除外車両に該当する車両についてあらかじめ審査を受け、標章の交付を受けることができる制度である。

（3）標章



標章

2　緊急通行車両等の確認申出要領

（1）緊急通行車両

①　確認申出の対象車両

緊急通行車両として事前届出をするには、下記項目を全て満たすことが必要である。

○　災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策に使用する計画のある車両又は大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項に定める地震防災応急対策に使用する計画のある車両又は原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項に定める緊急事態応急対策に使用する計画のある車両又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 10 条第 1 項に定める国民の保護のための措置に使用する計画のある車両

○　指定行政機関等が、保有・調達する車両又は指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両

○　東京都内に使用の本拠を有する車両

②　必要書類

○　緊急通行車両確認申出書（確認申出書は警察署の窓口で受領）

○　車検証の写し

○　指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し

（2）規制除外車両

①　対象車両

１　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）

２　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該企業が使用する車両

３　患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送することが可能な車両）

４　建設用重機

５　道路啓開作業車両

６　重機輸送用車両（建設用重機と同一の使用者に限る。）

※　注記

○　原則、個人名義の車両を除く。

○　東京都内に使用の本拠を有する車両

②　必要書類

○　規制除外車両事前届出書（届出書は、警察署の窓口で受領）

○　車検証の写し

- １の場合
  医師・歯科医師免許又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- ２の場合
  使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- ３の場合
  車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- ４、５、６の場合
  車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。６は重機を積載した状況のもの）

③　届出先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

④　事前届出済証の交付

届出受理後、事前届出済証が交付

⑤　手数料

無料

２　緊急輸送ネットワークの整備

□　対策内容と役割分担

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を、都が主体となって行う。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部	○　市道における緊急道路上障害物除去路線等の選定等を行う。
東　京　都	○　各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークの整備を行う。

１　緊急道路障害物除去路線等の選定

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの緊急輸送道路の路線のうち、多摩市内の緊急輸送道路の主な路線は、下記のとおりである。

（１）特定緊急輸送道路

項目	道路名称	区間			管理者
第二次交通規制（緊急交通路）	川崎街道	新大栗橋交差点	⇔	一ノ宮交差点	東京都
第二次交通規制（緊急交通路）	多摩ニュータウン通り	松ケ谷トンネル	⇔	乞田新大橋	東京都
第二次交通規制（緊急交通路）	鎌倉街道	関戸橋	⇔	多摩卸売市場前交差点先	東京都
その他	旧鎌倉街道	乞田交差点	⇔	多摩市役所交差点	東京都
その他	都道主１８号	乞田交差点	⇔	乞田新大橋交差点	東京都

（２）一般緊急輸送道路

項目	道路名称	区間			管理者
その他	川崎街道	新大栗橋	⇔	連光寺坂上交差点先	東京都
その他	南多摩尾根幹線道路	多摩東公園交差点先	⇔	唐木田３丁目先	東京都
その他	主要地方道 18 号府中・町田線	諏訪下橋交差点	⇔	多摩東公園交差点先	東京都
その他	主要地方道 18 号府中・町田線	永山橋交差点	⇔	永山北公園交差点	東京都
その他	市道 4-4 号幹線	多摩消防署前交差点	⇔	日本医大多摩永山病院	多摩市
その他	永山学園通り	永山北公園交差点	⇔	南多摩保健所前交差点	多摩市
その他	聖蹟Ｕロード	聖蹟桜ヶ丘駅東交差点	⇔	京王電鉄本社	多摩市
その他	多摩モノレール通り	多摩中央署東交差点	⇔	三本松陸橋交差点	東京都

項目	道路名称	区間			管理者
その他	多摩センター南通り	多摩中央署東交差点	⇔	多摩中央署前交差点	多摩市
その他	都道主 158 号小山乞田線	島田療育センター入口交差点	⇔	多摩南部地域病院交差点	東京都

※　緊急輸送ネットワーク区分

※　路　線　名	内　　容
第一次緊急輸送ネットワーク	応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

※　緊急輸送路
　知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路。

※　緊急自動車専用路
　発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車のみを通行させる路線。

基本方針２　道路・橋梁等の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める

１　道路・橋梁

□　対策内容と役割分担

１　道路・橋梁の安全確保等

　道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去体制を整備する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部	○　橋梁の耐震性の強化を図る。 ○　道路施設の耐震化の強化及び維持管理を図る。

都市整備部	○　東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号）に基づき、緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化を促進する。 ○　情報収集用資器材を確保する。 ○　災害応援協定を締結し、障害物除去資機材を確保する。
都建設局	○　東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。 ○　多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。 ○　緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。 ○　情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保する。
多摩中央警察署	○　震災時の交通情報収集方策を検討する。 ○　ITS を活用した震災時の交通情報発信を検討する。

□　詳細な取組内容

１　道路・橋梁の安全確保等

○　多摩市橋梁長寿命化修繕計画及び多摩市公園施設長寿命化計画に基づき、耐震化等の道路・橋梁の整備を行う。

○　多摩市道路整備計画に基づき、避難に使用する道路の改良や拡幅を行う。

○　多摩市耐震改修促進計画に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を令和１７年度までに 100％とする。

○　被災時における円滑な交通の確保に向け、面的な無電柱化を推進する。

○　震災時における避難及び応急物資の輸送に支障のないように、道路及び耐震性を保持した橋梁等の整備を図る。

○　道路の冠水等により一時的に交通の停滞が予想される区域の事前把握に努めるとともに、積極的に改修を行う。

○　街路灯及び街路樹、並びに公園灯及び公園の樹木については、停電対策を進めるほか、随時巡回調査を行い、状況に応じて補修整備に努める。

○　平時から多摩市建設協力会等との連絡体制を確保する。

○　災害時応援協定を締結し、道路障害物除去用資機材の確保を図る。

２　鉄道施設

□　対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保や早期復旧に向けた対策を図る

機関名	対策内容
各鉄道事業者	○　鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。 ○　内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。 ○　気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止する。

	○　エレベーターの安全対策を推進する。
多摩消防署	○　東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

３　河川施設等

□　対策内容と役割分担

資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

機関名	対策内容
多摩市 総務部 都市整備部	○　土のう等、水防資器材を備蓄する。 ○　水防活動の拠点施設の整備を検討する。
都建設局	○　河川施設を整備する。 ○　土のう等、水防資器材を備蓄する。

□　取組内容

○　水防管理団体として、市域における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送体制の確保に努める。

○　災害時には水防活動の拠点となり、平常時には水防活動用資器材の備蓄や地域の人々のレクリエーションの場等として活用する施設の整備について、河川管理者と連携して検討する。

４　水道

□　対策内容と役割分担

水道施設や水道管の耐震化を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

機関名	対策内容
都水道局	○　水道施設の耐震化を推進する。 ○　耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施する。 ○　バックアップ機能の更なる強化を図る。 ○　自家発電設備の設置･増強による電力の自立化を推進する。

５　下水道

□　対策内容と役割分担

施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 下　水　道　課	○　下水道施設の耐震化の向上を図る。 ○　耐震性を考慮し、既存施設を計画的に更新する。 ○　下水道災害復旧用資機材を整備する。
都　下　水　道　局	○　水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進する。 ○　停電時などの非常時においても下水道機能を維持する体制を整備する。 ○　区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実する。 ○　緊急かつ大規模な復旧作業時に円滑な協力態勢を確保するため、業務協定を締結している民間団体との連携を充実強化する。 ○　災害復旧用資機材を整備する。

□　詳細な取組内容

○　下水道課は、防災安全課が策定した「多摩市マンホールトイレ整備方針」を踏まえて、「多摩市下水道総合地震対策計画」を策定し、マンホールトイレの設置を推進していく。

○　１次避難所（指定避難所）、災害拠点病院、広域避難場所、地域病院からの排水を受ける管きょについては、マンホールと管きょの接続部分を可とう化するなど、耐震性の向上に努める。

○　発災時の交通機能を確保するため、液状化の可能性がある地域において、多摩市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホール浮上抑制対策を実施する。

○　断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。

○　施設の材料、基礎、施工方法等、耐震性を考慮した設計施工を行う。また、既存の施設で、老朽化した管きょ、マンホール等は計画的に更新していく。

○　ポンプ場、マンホールポンプ等は、非常電源、緊急通報設備の保守点検を実施する。

○　緊急措置、応急復旧を的確、迅速に行うため、バリケード等の保安施設、工具、土のう、可搬式ポンプ等の資器材を備蓄する。

６　電気・ガス・通信・エネルギー等

□　対策内容と役割分担

公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力等の確保策を図る。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 各 施 設 管 理 者	○　災害時応援協定の実効性に係わる取組みを推進する。 ○　避難所等の災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進を検討する。 ○　災害時における市有施設屋根貸し太陽光発電事業からの電力供給を検討する。 ○　非常用発電設備、コージェネレーションシステムや再生可能エネルギー発電設備、蓄電池等の活用を検討する。

多摩中央警察署	○　信号機の滅灯対策を図る。
多摩消防署	○　東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成を指導する。
東京電力グループ	○　「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
東京ガスグループ	○　ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化により、供給継続性を向上させる。 ○　移動式ガス発生設備による臨時供給を実施する。
ガス事業者	○　災害時における LP ガスの活用を促進する。
ＮＴＴ東日本	○　震度７クラスの地震においても機能を維持する設備を構築する。 ○　非常用電源の長時間化を図る。 ○　通信網の多ルート・中継拠点分散化を図る。
各通信事業者	○　人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じる。

□　詳細な取組内容

○　災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、７２時間電力が供給可能となるよう、非常用発電設備、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステム等の非常用電源の整備等を行う。

○　１次避難所（指定避難所）等の災害拠点施設等に、常用又は非常用の自立・分散型電源として、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステム等の設置を推進する。

○　多摩市は石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、改めてこの協定の実効性を高める取組を進めていく。具体的には、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。

○　非常用発電設備用の燃料など、各種の燃料の供給先の優先順位を定めておく。

○　ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備するとともに、一層の充実を図るとともに、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。

○　１次避難所（指定避難所）等災害拠点施設に太陽光発電設備や蓄電池及び非常用発電設備等を設置し、災害時における機能強化を図る。

○　システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源による給電やバックアップ体制を確保する。

○　災害時における市有施設屋根貸し太陽光発電事業に伴い設置された太陽光発電設備からの電力供給体制を検討する。

○　災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としての LP ガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により促進する。

○　電気自動車等の導入を促進し、非常用電源として活用する。

7　ライフラインの復旧活動拠点の確保

□　対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 総　　務　　部	○　ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。

□　取組内容

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になる。このため、多摩市は、東京都と連携を図り、多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）等を活用しながら、ライフライン応援事業者の集結拠点の確保を行う。

【応急対策】

基本方針

１　発災後の交通規制を把握し、迅速な車両の運行を行う
２　ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する

基本方針１　発災後の交通規制を把握し、緊急通行を行う

１　道路交通規制等

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市統括対策部	○　交通規制の実施状況等の交通情報を収集する。 ○　緊急通行車両等の確認申出制度に基づき、車両に標章を掲示する。
多摩中央警察署	○　発災直後は、道路交通法に基づく第一次交通規制を行い、幹線道路対策の指定交差点に配置し、交通対策を実施する。 ○　災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。 ○　発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。 ○　パトロール等を兼ねた広報を実施する。 ○　緊急通行車両等の事前届出制度に基づく、標章の発行する
東京消防庁	○　緊急通行車両（所管関係車両）等を確認する。

□　詳細な取組内容

１　交通情報の収集、道路規制

（1）情報収集、交通輸送計画

統括対策部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各対策部に伝達する。特に、緊急輸送道路の状況については、警察署、関係機関と密接な連絡をとる。

また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡する。

（2）標章の掲示

統括対策部長は、事前交付を受けた標章を庁用車に掲示させる。

確認申出をしていない車両は、速やかに所定の手続きを行い、標章の発行を受ける。

２　警視庁の交通規制

（1）第一次交通規制

警視庁は、都内に震度６弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知したとき、速やかに次の第１次交通規制を行う。

①　第一次交通規制の内容

○　環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

○　環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

○　緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

②　緊急自動車専用路指定予定路線

緊急自動車専用路指定予定路線	○　国道４号ほか（日光街道ほか） ○　国道１７号ほか（白山通りほか） ○　国道２０号（甲州街道ほか） ○　国道２４６号（青山通りほか） ○　都道８号ほか（目白通り） ○　都道４０５号ほか（外堀通りほか） ○　都道８号（新目白通り） ○　首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道

※　自転車、路線バス：環状７号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止。

（2）第二次交通規制

前記、緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

①　緊急交通路指定予定路線の指定

国道１号（永代通り）	都道２号（中原街道）
国道１号（第二京浜ほか）	都道４号ほか（青梅街道ほか）
国道６号（水戸街道ほか）	都道７号ほか（井の頭通りほか）
国道１４号（京葉道路）	都道７号（睦橋通り）
国道１５号（第一京浜ほか）	都道９号（稲城大橋通りほか）
国道１６号（東京環状）	都道１４号（東八道路）
国道１６号（東京環状ほか）	都道１５号ほか（小金井街道）
国道１６号（大和バイパスほか）	都道１７号ほか（府中街道ほか）
国道１７号（新大宮バイパス）	都道１８号（鎌倉街道ほか）
国道２０号（日野バイパスほか）	都道２０号ほか（川崎街道）
国道１２２号（北本通りほか）	都道２９号ほか（新奥多摩街道ほか）
国道１３９号（旧青梅街道）	都道４３号ほか（芋窪街道ほか）
国道２４６号（大和厚木バイパス）	都道４７号ほか（町田街道）
国道２５４号（川越街道ほか）	都道５１号（町田厚木線）
国道３５７号（湾岸道路）	都道５９号（八王子武蔵村山線）
	都道１２１号（三鷹通り）
	都道１５３号ほか（中央南北線ほか）
	都道１５８号（多摩ニュータウン通り）
	都道１６９号ほか（新滝山街道ほか）
	都道１７３号（北野街道）
	都道２４８号ほか（新小金井街道）
	都道２５６号（甲州街道）
	都道３１２号（目黒通り）
	都道３１５号（蔵前橋通りほか）

※　自転車、路線バス：環状７号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

（3）その他の交通規制

道路管理者等は、道路の被害状況等に応じて交通規制を行う。

復旧復興・給水対策部長は、市道の道路管理者として被害状況を把握し、必要に応じて危険箇所の交通規制を行う。

区　分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第４条
	都内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	災害対策基本法第 76 条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安	道路交通法第５条又は

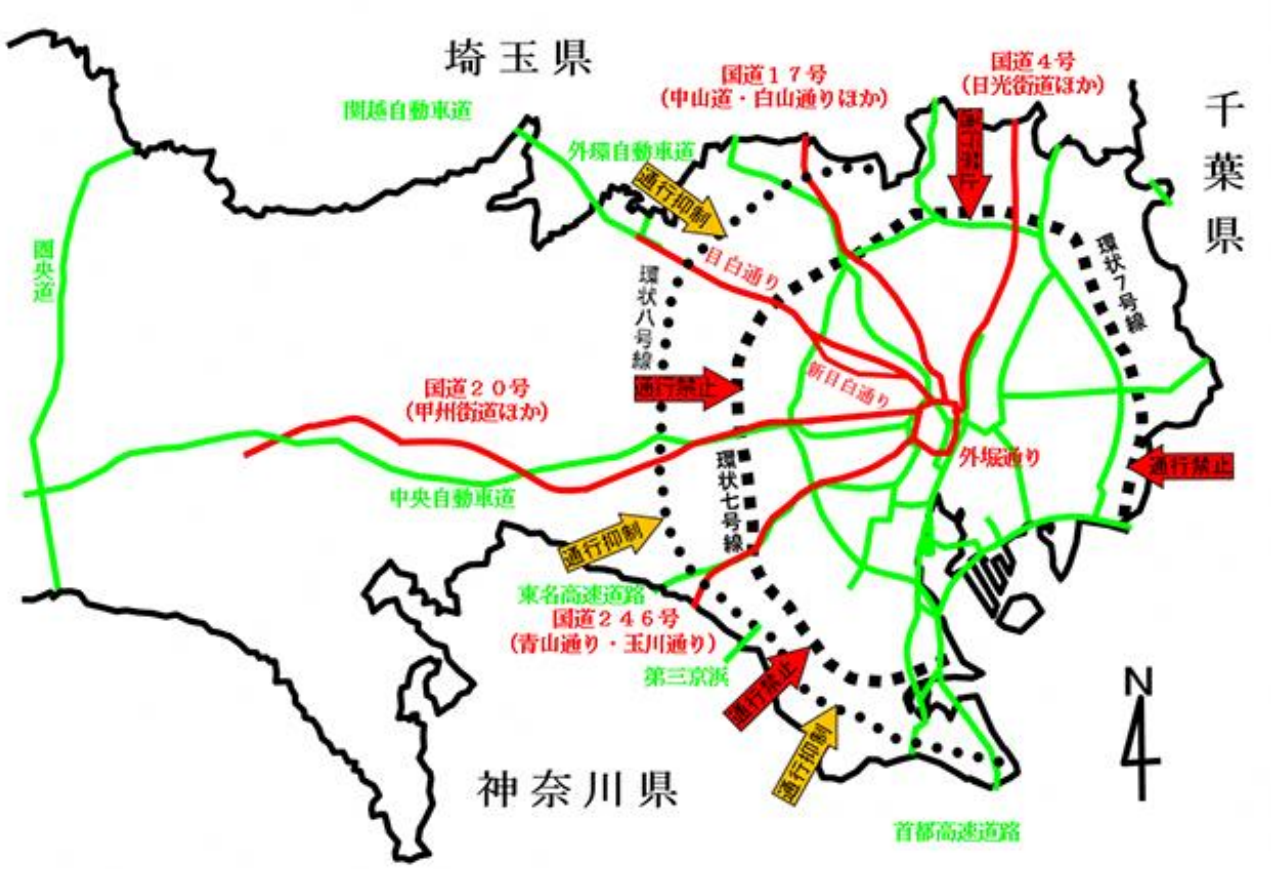
区　分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
	全と円滑を図る必要があると認められる場合	第 114 条の３
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	道路交通法第６条又は第 75 条の３
自衛官及び消防吏員（警察官がその場にいない場合に限る）	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両等の通行の妨害となるとき	災害対策基本法第 76 条の３第３項及び第４項
道路管理者（国道・都道・市道）	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ・規制標識の設置（区間を定めての通行禁止、制限、理由、回り道等） ・道路標識の設置	道路法第 46 条

（4）　交通規制情報の収集・周知

復旧復興・給水対策部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて各対策部に伝達する。

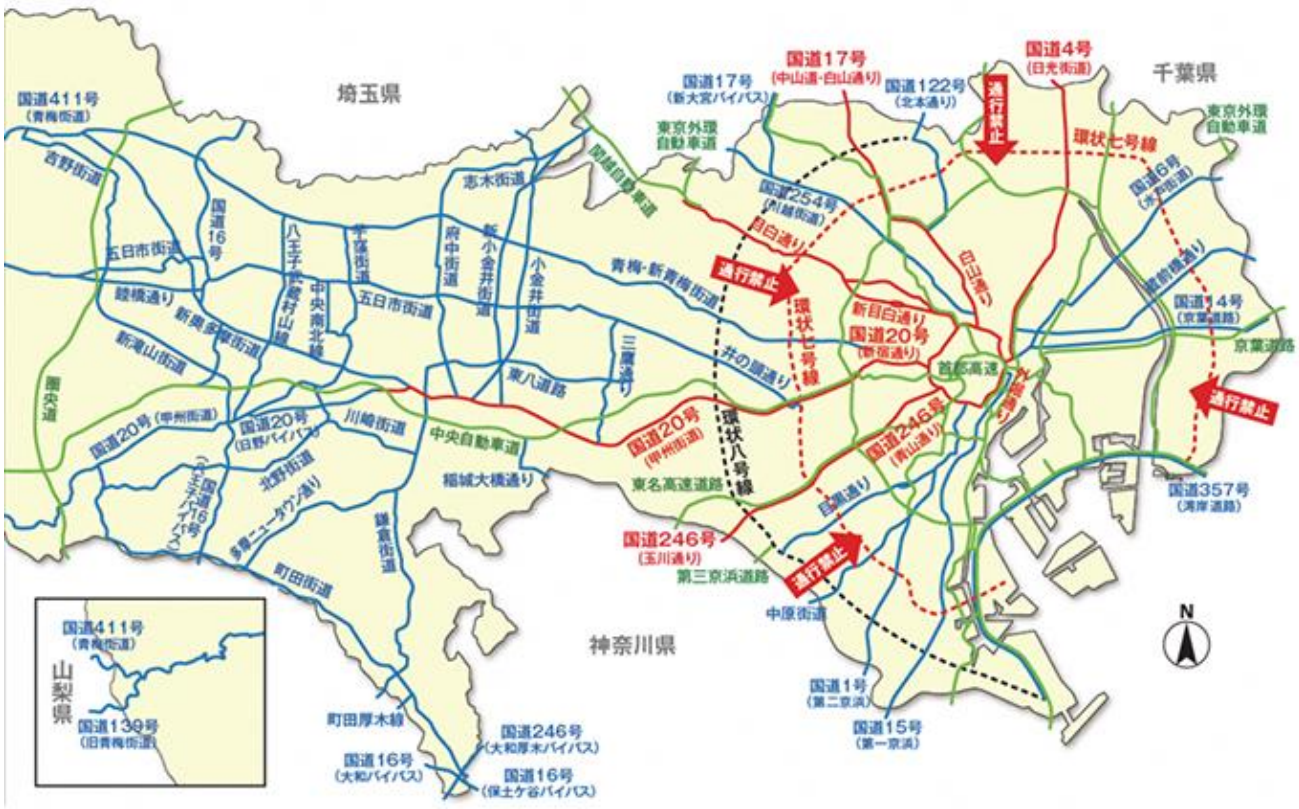
また、交通規制実施の情報を得たときは、市民情報対策部は、直ちにその内容について、各種情報発信手段を活用するするとともに、報道機関の協力を得て市内に周知する。

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



凡　　例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路	━━	国道4号、国道17号（白山通りほか）、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り	
	━━	高速自動車国道・首都高速道路等	

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



凡		例	
環状七号線	■■■■■	環状八号線	●●●●●●
緊急交通路	━━	優先して指定する路線 （国道4号・国道17号（白山通りほか）・国道20号・国道246号・目白通り、新目白通り・外堀通り）	
	━━	優先して指定する路線 （高速自動車国道・首都高速道路等）	
	━━	被害状況により指定する路線	

3　緊急通行車両等の確認

○　第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第 33 条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

○　緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。
ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

4　緊急通行車両等の種類

○　災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

○　道路交通法第 39 条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

○　医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両

○　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両

○　患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

○　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

○　災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車

○　災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車

○　緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両

○　歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両

○　報道機関の緊急取材のため使用中の車両

○　災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両

○　多摩中央警察署長が必要と認めた車両

5　広域応援の車両

○　事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

6　規制除外車両

○　民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

基本方針２　ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する

１　道路・橋梁

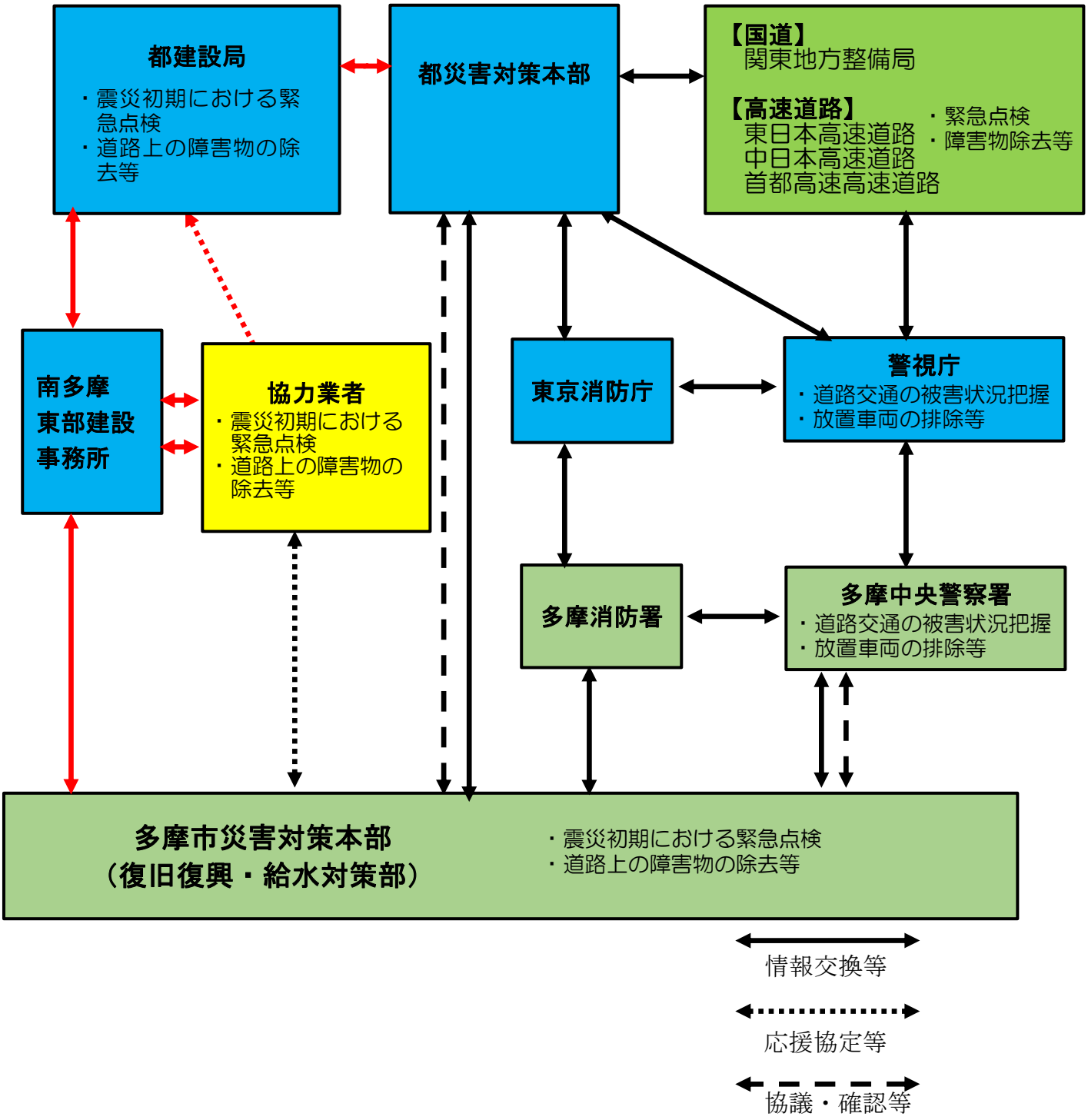
□　対策内容と役割分担

緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部	○　道路上の障害物の除去等を実施する。 ○　通行止め等の措置により通行者の安全対策を講じる。 ○　パトロール等を兼ねた広報を実施する。 ○　被災道路、橋梁の応急措置及び応急復旧対策を実施する。
多摩中央警察署	○　関係機関と緊密な情報交換を図り、道路交通に関する被害状況等の実態把握に努める。 ○　緊急交通路等の確保のため、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関と協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
南多摩東部 建設事務所	○　道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。 ○　都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。 ○　所管の道路・橋梁については、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置を行なうなど、通行者の安全対策を実施する。

1　緊急道路障害物除去



2　緊急道路障害物除去

市長は、災害対策基本法第七十六条の六に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、市の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者

に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。

緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行うとともに、東京都及び関係機関が有機的かつ迅速な協力態勢を確立して対応する。

○　道路に倒壊するおそれのある障害物については、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
○　緊急障害物除去路線に指定された市道を優先に緊急点検を行う。
○　緊急点検、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去は、復旧復興・給水対策部が災害時応援協定に基づき、協力機関の協力を得て実施する。
○　被害の規模や状況によっては、都へ自衛隊の派遣を要請する。
○　必要に応じて都道についても応急措置を行う。
○　被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

２　鉄道施設

□　対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うとほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

機　関　名	対　策　内　容
各鉄道事業者	○　災害対策本部等を設置する。 ○　災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡を実施する。 ○　徐行等の運転規制を行う。 ○　乗客の避難誘導を行う。 ○　負傷者の救護を優先的に実施する。 ○　浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業を行う。 ○　その他、必要事項は、各鉄道会社の計画による。

３　河川施設等

□　対策内容と役割分担

災害により堤防、護岸等の河川保全施設が破損したときは、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに、排水活動を行う。

【河川及び内水排除施設】

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市	○　水防活動と並行して管内の内水路排水樋管施設を重点的に巡

復旧復興・給水対策部	視する。被害箇所については、直ちに京浜河川事務所並びに都に報告するとともに必要な措置を実施する。 ○　低地等に浸水被害が発生したときは、市所有の可搬式ポンプにより排水し、能力不足のときは市内の建設事業者等に協力を求めポンプ、労力を調達して応急排水を実施する。
南多摩東部建設事務所	○　災害が発生した場合、建設局所管の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○　破損等の被害を受けた場合には、復旧に努める。
都下水道局	○　管路や防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。
関東地方整備局	○　堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

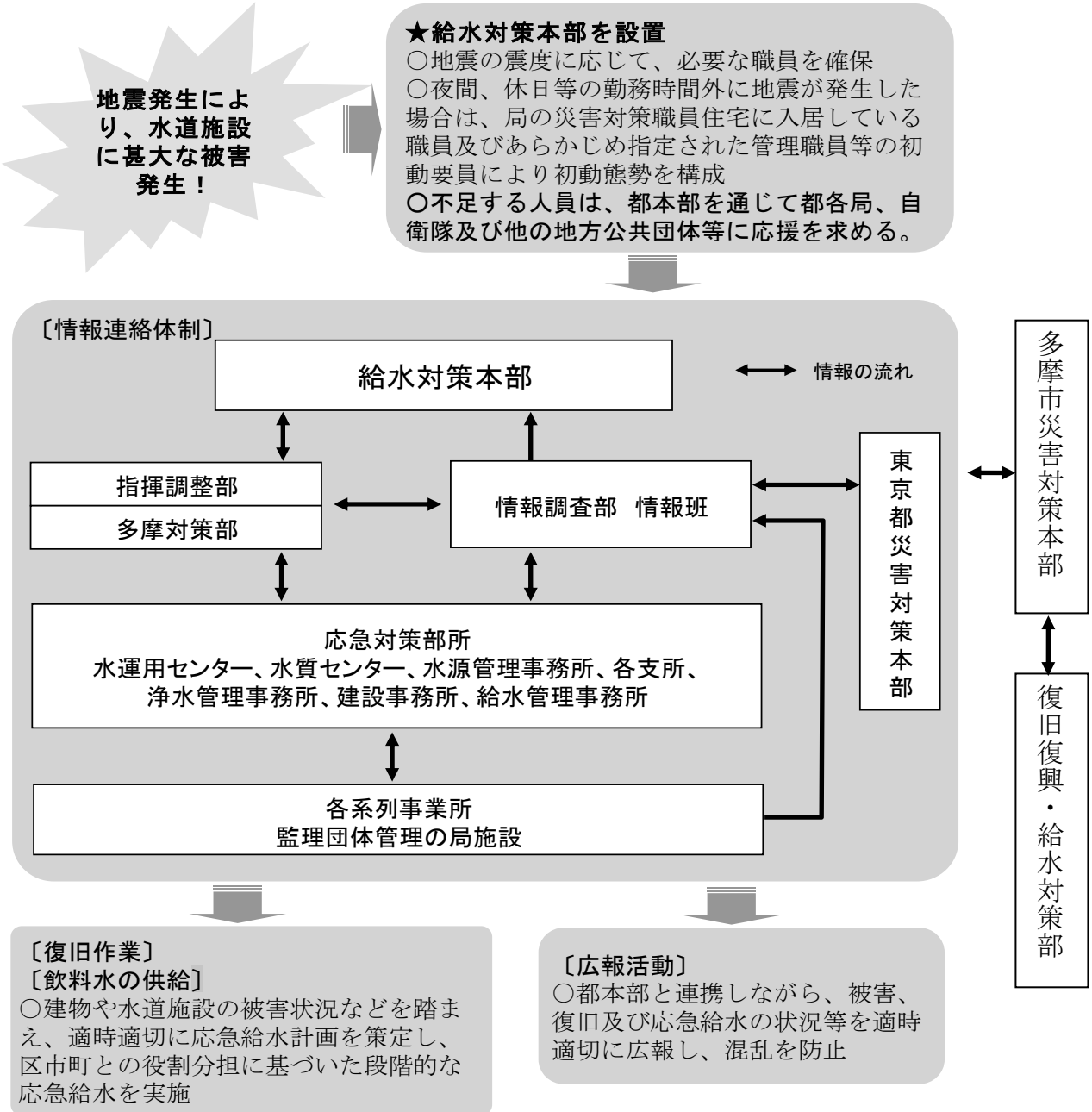
4　水道

□　対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機関名	対策内容
多摩市 復旧復興・給水対策部 避難所施設対策部	○　東京都水道局多摩給水管理事務所と連携し、情報連絡体制等を確立する。 ○　市内応急給水施設（給水所・配水所等 5 箇所、市内公園 1 箇所）より、応急給水を実施する。 ○　必要により、連光寺災害対策用井戸や多摩中央公園 100t 貯水槽などに給水拠点を設定する。 ○　避難所に設置された応急給水栓を活用した応急給水を実施する。
都水道局	○　異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ○　施設の点検・被害調査を実施する。 ○　被害箇所の復旧までの間、二次災害の発生や被害が拡大するおそれがある場合には、応急措置を行う。

□　業務手順

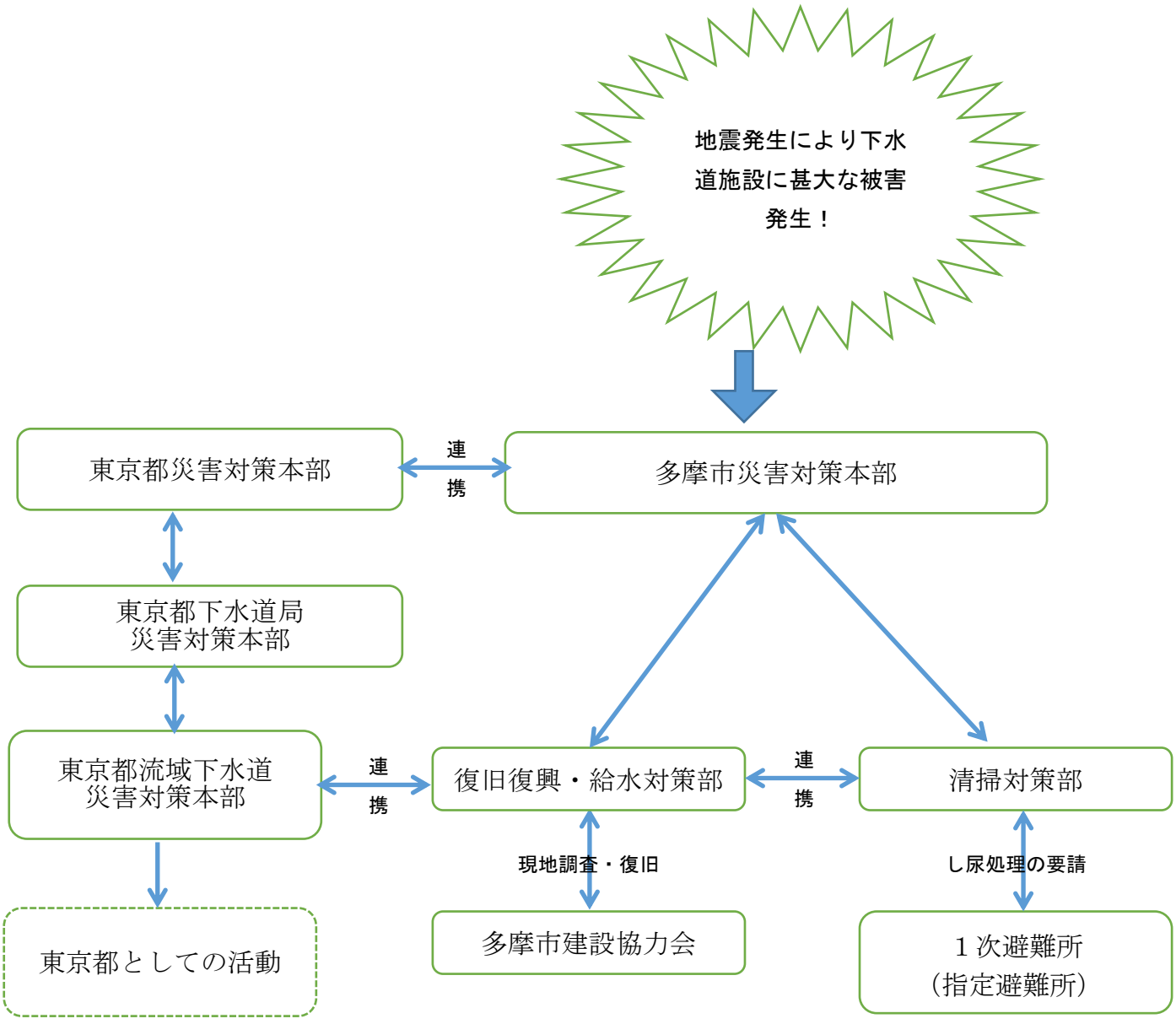

地震発生により、水道施設に甚大な被害発生！
★給水対策本部を設置
○地震の震度に応じて、必要な職員を確保
○夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を構成
○不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。
〔情報連絡体制〕
給水対策本部
情報の流れ
指揮調整部
多摩対策部
情報調査部　情報班
東京都災害対策本部
多摩市災害対策本部
応急対策部所
水運用センター、水質センター、水源管理事務所、各支所、浄水管理事務所、建設事務所、給水管理事務所
各系列事業所
監理団体管理の局施設
復旧復興・給水対策部
〔復旧作業〕
〔飲料水の供給〕
○建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施
〔広報活動〕
○都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止

５　下水道

□　対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部	○　基本方針を定め、被災規模に応じ柔軟に、かつ速やかに進めていく。 ○　緊急点検、調査、応急措置、復旧等を速やかに実施する。



凡例：　→　情報の流れ

□　詳細な取組内容

1　被害が発生した場合は、原則として、次の順序により復旧を図る。

【施設の復旧順位】

第 1 位　ポンプ場、マンホールポンプ等の重要箇所
第 2 位　重要な幹線管きょ
第 3 位　枝線管きょ
第 4 位　ます、取り付け管等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水・雨水の流下機能を確保するための復旧を行う。

2　被災の発見から応急復旧までの流れ

（1）緊急点検・調査

施設全体を対象に、管きょの土砂等による閉塞から汚水の逆流等の重大な機能障害、管路の破損、マンホールの隆起等放置しておくと危険となる被害（二次災害発生の可能性）の発見のために、短時間で調査を行う。

（2）緊急措置

緊急点検・調査の結果、大きな二次災害につながる危険性があると認められる被害に対しては、段差、亀裂箇所への安全柵の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる仮排水、専門業者への応援要請等の措置を講じる。

（3）応急調査、応急復旧

○　被害が発見された箇所を中心に、応急調査を実施し、施設の被害状況を把握するとともに、応急復旧の判定を行う。また、応急復旧工法を選定する。
○　調査の結果、施設の暫定的な機能を確保するために、段差、亀裂等の道路復旧、管きょ、マンホール内部の土砂等のしゅんせつ、仮排水路の確保等の応急復旧工事を行う。
○　他機関との協議連絡の上、実施する。
○　下水道施設は道路下への埋設であるため、道路の被害と密接な関係がある。よって二次災害防止のため、道路管理者、警察との協議、情報交換を密に行い、被害の早期発見、迅速な応急対策に努める。また、同じ地下埋設管であるガス等の他企業者間とも同様に対応する。
○　可搬式排水ポンプ及び土工器材、作業用具は指定下水道工事店等へ協力を要請する。
○　被害状況に応じ、都下水道局流域下水道本部を通じて他都市等へ支援を要請する。
○　下水道の復旧に長期間を要すると予想される場合には、下水道使用の自粛（節水の呼掛け・水洗トイレの使用自粛等）の広報活動を行う。

６　電気・ガス・通信等

□　対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。その他、応急活動は、各事業者の計画による。

機　関　名	対　策　内　容
東京電力グループ	○　資材の調達・輸送を行う。 ○　震災時における危険予防措置を行う。 ○　応急工事を実施する。 ○　災害時における電力の融通を図る。
東京ガスグループ ガ　ス　事　業　者	○　被害情報を収集する。 ○　事業所設備等を点検する。 ○　製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置をとる。 ○　ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置をとる。 ○　被害推定に基づく応急措置を実施する。 ○　遠隔再稼働による、速やかなガス供給再開を行う。 ○　資機材等を調達する。 ○　移動式ガス発生設備による臨時供給を行う ○　避難所等への LP ガス供給を行う
各通信事業者	○　被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行う。 ○　自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集を行う。 ○　重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等を行う。 ○　災害対策用機材、車両等を確保する。 ○　通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

７　エネルギーの確保

□　対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統　括　対　策　部 復旧復興・給水対策部	○　重要な施設への燃料油の優先供給を行う。
東京ガスグループ ガ　ス　事　業　者	○　移動式ガス発生設備による臨時供給を行う。 ○　避難所等への LP ガス供給を行う。

【復旧対策】

基本方針

１　速やかにまちの復旧を行う

基本方針１　速やかにまちの復旧を行う

１　道路・橋梁

□　対策内容と役割分担

道路・橋梁の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興･給水対策部	○　多摩市道の障害物除去及び応急復旧を行う。
南　多　摩　東　部 建　設　事　務　所	○　都道の被災箇所で、被害がある箇所の復旧を行う。 ○　都道上の障害物除去作業及び障害物を搬出する。

□　詳細な取組内容

○　被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助・救急活動、物資輸送のための確保に努める。なお、作業は市において選定した道路（避難所や拠点施設を結ぶ路線）を最優先に障害物除去するものとし、その後一般市道の復旧作業を行う。

○　道路の障害物除去は都道の管理者と緊密な連絡をとり、あらかじめ業務実施の協定を締結した多摩市建設協力会の協力により、がれき等の排除を行う。障害物除去の幅は原則として２車線(5m)とし、道路状況などからやむを得ない場合には１車線(3m)とする。

○　応急復旧すべき道路面に生じたき裂、陥没等は市所有の材料を使って埋め戻し等の応急復旧を行う。なお、状況に応じて道路の障害物除去と同様、多摩市建設協力会の協力により、応急復旧を行う。

２　鉄道施設

□　対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。その他、応急活動は、各事業者の計画による。

機　関　名	対　策　内　容
各鉄道事業者	○　施設の被害状況に応じた復旧を実施する。

３　河川施設等

□　対策内容と役割分担

多摩市の河川管理施設の復旧、都建設局所管施設の緊急工事等を行う。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 復旧復興・給水対策部	○　内水路排水樋管施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策を行う。
南　多　摩　東　部 建　設　事　務　所	○　破損等の被害を受けた場合の復旧対策を行う。 ○　都建設局所管の河川管理施設の復旧対策を行なう。 ○　多摩市の実施する復旧対策を支援する。
関 東 地 方 整 備 局	○　都及び区市町村等の行う復旧対策へ支援する。

□　詳細な取組内容

○　地震等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。

○　河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある施設は、次のとおりである。

・　堤防破提、護岸、天然河岸決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
・　堤防護岸等の決壊で破提のおそれがあるもの
・　河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
・　河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
・　護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

４　水道

□　対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機　関　名	対　策　内　容　等
都　水　道　局	○　取水・導水施設の復旧対策を行う。 ○　浄水・配水施設の復旧対策を行う。

	○　送･配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

５　下水道

□　対策内容と役割分担

下水道施設等の復旧を行う。

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興･給水対策部	○　下水道施設の復旧対策を実施する。

□　詳細な取組内容

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。

復旧順位

第 1 位　ポンプ場、マンホールポンプ等の重要箇所

第 2 位　重要な幹線管きょ

第 3 位　枝線管きょ

第 4 位　ます、取り付け管等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水・雨水の流下機能を確保するための復旧を行う。

６　電気・ガス・通信等

□　対策内容と役割分担

二次災害の発生防止の観点や復旧効果の大小等から優先順位を定めて復旧を行う。その他、復旧活動は、各事業者の計画による。

機　関　名	対　策　内　容
東京電力グループ	○　電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
東京ガスグループ ガ　ス　事　業　者	○　二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
各 通 信 事 業 者	○　応急復旧による通信確保に取り組む。

第６章　情報通信の確保

【予防対策】

基本方針

１　防災機関相互の情報通信連絡体制を整備する
２　市民等への情報提供体制を整備する

基本方針１　防災機関相互の情報通信連絡体制を整備する

１　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

□　対策内容と役割分担

関係防災機関との情報連絡体制を構築する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部	○　防災行政無線等の整備・更新を行う。 ○　関係防災機関との情報連絡体制を構築する。 ○　各種情報伝達手段を利用する。 ○　情報システム等の整備を行なう。

１　多摩市防災行政無線

・同報系

市内１１２箇所にスピーカーを設置し、災害時に市民に対して一斉に情報提供するデジタル波を利用した通信系である。このほか、要配慮者利用施設等に対して、アナログ波を利用した戸別受信機を設置している。

・移動系

主に各拠点間の非常通信手段として活用されるデジタル波を利用した通信系であり、各対策部、総合福祉センター等の市施設、及び小中学校、警察、消防、各ライフライン関係機関（電気、ガス、水道）や救急医療機関等に配備している。

２　緊急地震速報

緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、警報の伝達が強い揺れの到達に間に合わないため、注意を要する。

３　国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム

４　緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。

５　超高密度気象観測・情報提供サービス

雨量や風速等について、多摩市に配置された雨量計・風速計等により観測することで常時情報収集及び情報発信を行い、台風やゲリラ豪雨等、大雨から発生する被害を未然に防止するとともに、被害抑止と軽減を図ることを目的として活用している。

６　地震計ネットワーク

地震被害を軽減するためには、震度分布状況を即時に把握することにより激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る必要がある。このため、都においては、東京消防庁、気象庁及び区市町村等との地震計ネットワークシステムを構築している。

多摩市内では、既に多摩消防署多摩センター出張所に設置された地震計が、上記システムに測定値を供給している。さらに、距離的、地形的な面を考慮し、多摩市役所敷地内に地震計を設置し、上記システムとは別に都へ測定値を供給している。

７　防災対策室及び無線室

災害時における情報の一元収集・管理を図るため、情報集約機能を完備した防災対策室及び無線室を、市庁舎２階に設置している。

大規模発災時には、防災対策室に災害対策本部を設置するため、次のように、多摩市に関わるあらゆる災害情報の集中管理等を目的に整備している。

- 東京都防災情報システム（DIS）により、東京都や関係区市町村との情報共有機能
- 震度表示板による地震及び気象情報表示盤による降雨量・気象情報等の収集
- 防災行政無線を活用した各施設周辺の被害状況の把握
- 防災行政無線による地域住民への避難誘導等
- 防災関係機関との情報連絡　　など

８　東京都災害情報システム（DIS）

災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ標記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。

クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充

実を図る。

９　スターリンク

東京都が都内全自治体に配備した通信手段であり、地上の専用アンテナが人工衛星から電波を受信し、ルーターを経由してインターネットに接続する新しい民間サービス。上空が開け、電源が確保できれば接続でき、スマートフォンやパソコンで Wi-Fi などの通信が使える。

１０　Ｌアラート（災害情報共有システム）

総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤

１１　IP 無線

携帯電話会社のインターネット回線を利用して、音声を IP 化して伝送する通信サービスであり、市役所に設置される医療救護活動拠点と緊急医療救護所間で使用される通信系である。

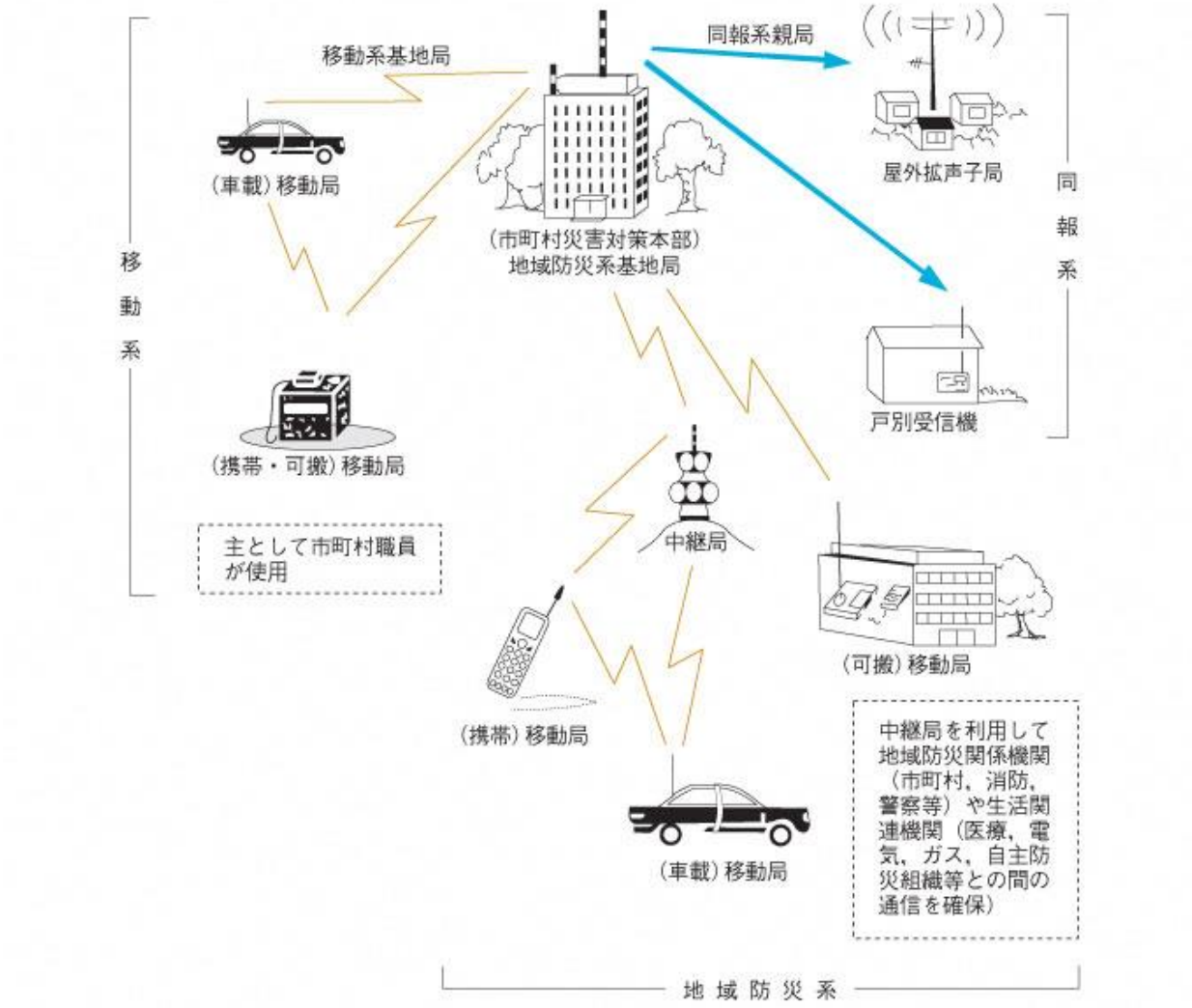
１２　多摩市地図情報システム

多摩市が保有している地図情報を、インターネットを通じて公開するシステムであり、ハザード情報や１次避難所（指定避難所）の位置等を掲載している。

１３　衛星携帯電話

通信衛星を介した電話網であり、NTT 電話の補用通信系として配備している。

図２－１－８　市町村防災行政無線網概念図



内閣府 HP より引用

□　詳細な取組内容

１　防災行政無線等の整備・更新を行う。

１　同報系防災行政無線の整備

（１）現行設備の維持管理

屋外に設置してある同報系防災行政無線は、災害時に市民に対し、一括して迅速に情報提供する有効な手段である。

今後も、市内の全ての地域において、良好な聞き取り環境が提供できるよう、各設備の維持管理を行っていく。

（２）老朽化への対応・設備の更新

庁舎建替に合わせて、親局設備の老朽化への対応及び更新について検討するほか、アナログ波を利用している戸別受信機のデジタル化を進めていく。

２　移動系防災行政無線の整備

（1） 現行設備の維持管理

防災拠点施設と防災関係機関や、災害現場と災害対策本部等をつなぐ通信手段であり、市内の全ての地域において、良好な聞き取り環境が提供できるよう各設備の維持管理を行っていく。

（2） 老朽化への対応・設備の更新

本通信系の老朽化に対応するため、庁舎建替に合わせて、他の周波数帯の無線や他の通信系の活用を含め、代替の通信手段を検討する。

３　消防団無線の更新

（1） 現行設備の維持管理

災害対策本部と消防団詰所や、災害現場と災害対策本部等をつなぐ通信手段であり、市内の全ての地域において、良好な聞き取り環境が提供できるよう各設備の維持管理を行っていく。

（2） 停波への対応

将来的には、現在使用している４００MHz 帯の使用停止の可能性があることから、代替の通信手段の調査研究を行い、配備を進める。

２　防災関係機関との情報連絡体制の構築

１　情報伝達訓練の実施

防災関係機関との間で、移動系防災行政無線を活用した情報伝達訓練等を実施し、練度の維持・向上を図る。

２　新たな情報収集体制の構築

災害時における情報収集手段として、民間団体等（バス・タクシー・ハイヤーなど道路情報等）と協定締結を図り、情報収集体制の充実強化を図る。

基本方針２　　市民等への情報提供体制を整備する

１　市民等への情報提供体制の整備

□　　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 総　　務　　部 企　画　政　策　部	○　同報系や移動系の防災行政無線の維持管理を行う ○　防災情報伝達手段の多重化、複線化を検討する。 ○　報道機関との連携体制を整備する。 ○　ソーシャルメディア等の新規ツールの活用を検討する。

機 関 名	対 策 内 容
多摩テレビ 東京電力グループ 東京ガスグループ NTT 東日本 NTT ドコモ NTT コミュニケーションズ KDDI ソフトバンク	○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。 ○ 安否確認手段の確保及び周知を図る。

□ 詳細な取組内容

○ 同報系防災行政無線を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。
○ 携帯電話、スマートフォンを持たない市民への情報伝達の手法を検討し、整備する。
○ 防災アプリの導入や、テレビの自動起動機能を活用した情報伝達や安否確認等、あらゆる情報伝達手段を検討する。
○ 防災情報メール、緊急速報メール、エリアメールなど様々な情報提供手段を検討するとともに、市民に情報入手方法等を周知する。
○ 臨時災害 FM 局の導入の検討を行う。
○ 速やかな報道発表のための、手順等の確認を行う。
○ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めたソーシャルメディアなど多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。
○ 多摩テレビと連携し、発災時における市民への情報提供体制を構築する。
○ 多摩市国際交流センターと連携し、発災時における外国人への情報提供体制を推進する。
○ 視覚障がい者や聴覚障がい者が適切に情報収集できるよう、情報発信手段を多重化、多様化し、障がい者に配慮した情報伝達に努める。

【応急対策】

基本方針

１　情報通信・連絡体制を確立するとともに、被害状況を把握する
２　広報広聴体制を確立する

基本方針１　情報通信・連絡体制を確立するとともに、被害状況を把握する

１　防災機関相互の情報通信連絡体制の確立

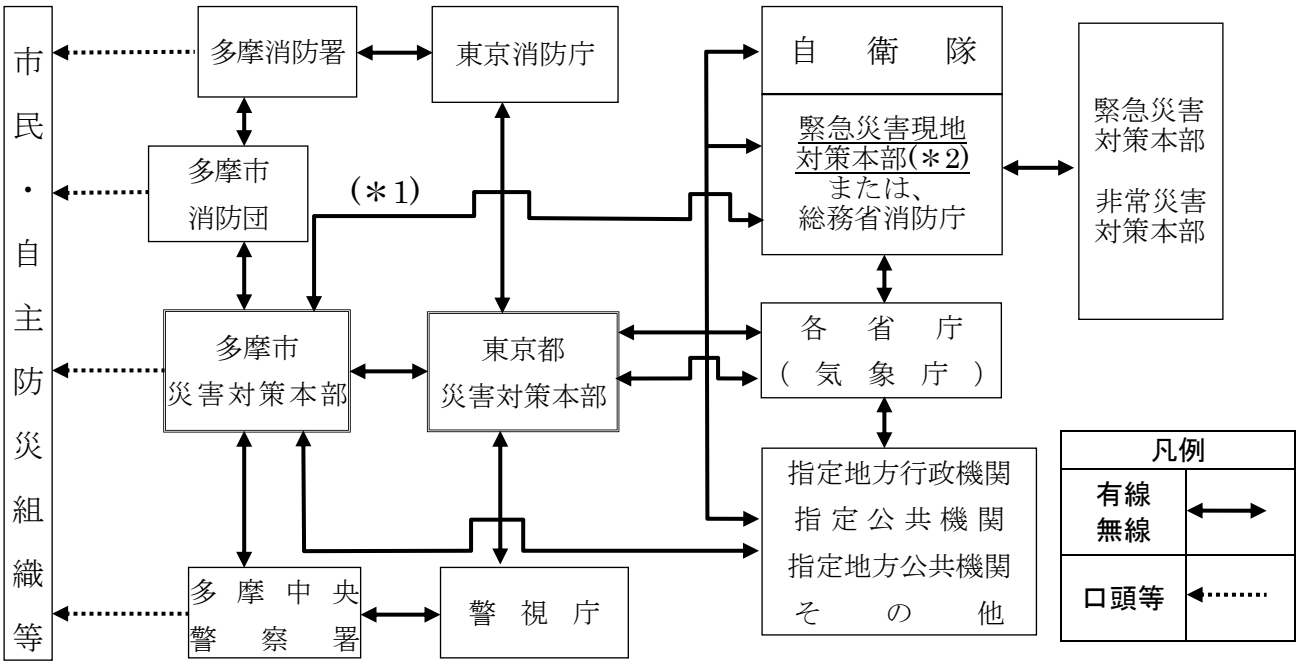
□　対策内容と役割分担

１　情報連絡体制の確立

多摩市内において、震度５弱以上の地震が発生したならば、直ちに防災行政無線、電話、FAX 等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には、応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 （全対策部）	○　情報収集体制を構築する。 ○　災害情報の伝達体制を構築する。
多摩中央警察署	○　関係機関との情報交換を実施する。
多摩消防署	○ 震災対策システムによる災害情報収集を行う ○ 消防署管内の被害状況及び各種消防活動状況等について多摩市及び関係機関と情報交換を図る
気象庁	○　緊急地震速報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報を発表する。 ○　発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 ○　津波警報・注意報を関係機関へ通知する。 ○　注意報、警報の種類及び発表基準を普及啓発する。
NTT 東日本	○　警報の優先取扱いを行う。 ○　各種警報の通報
各放送機関	○　災害に関する警報等の周知を図る。

□　情報伝達系統



＊１　災害の状況により東京都災害対策本部に報告できない場合
＊２　災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

□　詳細な取組内容

１　情報収集体制

１　通信施設・設備の機能確認等

（1） 通信施設・設備の機能確認と応急対策

①　無線・電話・ＦＡＸ等の機能確認

○　各対策部は、災害発生後、通信施設・設備の機能確保を行う。特に、災害拠点と位置づけている施設は、確実に実施すること。

②　確認すべき通信設備

○　ＮＴＴ電話・ＦＡＸ
○　内線電話
○　移動系防災行政無線電話・ＦＡＸ（配備されている施設のみ）
○　携帯電話機能（音声通信）
○　インターネット環境（データ通信（メール等））
○　スターリンク

③　庁内ネットワーク

○　庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認は、市民情報対策部が行う。
○　東京都災害情報システム（DIS）の機能確認は、統括対策部が都と協力して行う。

（２）　派遣された職員による通信設備の確認

緊急医療救護所や１次避難所（指定避難所）等、各防災拠点へ配置された職員は、携行した通信手段の確認と、配置された施設に備え付けられている各種通信設備の使用の可否の確認を行い、本部との通信系を確立する。

（３）　対策部間の情報連絡

対策部間の情報連絡は、情報の共有化及び一元化を図るため、原則として、災害対策本部室の担当職員を通じて行う。

２　情報伝達体制

（１）　都への情報伝達

○　収集した情報を整理のうえ、直ちに都その他の関係防災機関へ伝達する。

○　東京都災害対策本部への情報連絡は、東京都災害情報システム（DIS）及び東京都防災行政無線を使用する。

○　被害の状況により東京都災害対策本部に連絡することができない場合は、国の緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

３　職員への情報伝達

現地へ出向した職員及び防災拠点へ配置している職員とのの情報伝達手段の優先順位は以下の通り

（１）　音声

①内線電話②ＮＴＴ電話③携帯電話④防災行政無線電話⑤インターネット回線を利用した音声通信⑥その他

（２）　図面・写真・文字情報

①庁内ネットワーク環境を利用した通信②ＮＴＴＦＡＸ③携帯電話のメール・ロゴチャット等④防災行政無線ＦＡＸ⑤その他

（３）　市民等への情報伝達

市民等に対する情報伝達は以下の通り

○　同報系防災行政無線（屋外拡声子局）

○　アンサーバック（音声自動応答装置）

○　エリアメール（緊急速報メール）

○　防災情報メール・多摩市公式Ｘ、多摩市公式 LINE

○　Yahoo!防災アプリ

○　公式ホームページ

○　広報車等

○　多摩テレビ

情報伝達機器

通信機器等		使用方法
災害時優先電話		災害時優先電話（防災安全課に整備）を活用し、防災関係機関との連絡体制を構築する。
衛星携帯電話		災害対策本部等における緊急連絡手段､災害医療コーディネーター間をつなぐ連絡手段
災害時優先携帯電話		市長、副市長、総務部長、防災安全課長の緊急連絡手段
防災行政無線	260MHz 移動系 防災行政無線	災害対策本部、各対策部、避難所、防災関係機関をつなぐ無線網 112 局〈避難所 31 局・公共施設 19 局・医療 10 局　その他 52 局〉
	同報系 防災行政無線	市内全域へ一斉に情報を伝達する手段 屋外子局 112 局（デジタル） 戸別受信機 96 台（アナログ）
	400MHz 移動系 防災行政無線	消防団本団と各分団本部団等の無線網 移動系携帯局 63 局、車載 15 局
IP 無線		緊急医療救護所と災害医療コーディネーター（福祉医療対策部）をつなぐ連絡手段
簡易無線		近距離にいる職員間の通信に使用する通信手段
簡易無線（消防団）		分団内の通信に使用する通信手段

基本方針２　広報広聴体制を確立する

１　広報広聴体制

□　対策内容と役割分担

住民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供する。また、住民の発信情報を的確に収集する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統　括　対　策　部 市 民 情 報 対 策 部	○　市民からの情報収集体制を確立する。 ○　市民への情報提供体制を確立する。 ○　報道機関の対応を行う。

□　詳細な取組み

１　情報の収集

市民情報対策部長は、市民から災害情報を収集する。

２　収集の方法

○　発災直後、電話受付コーナーを開設し、情報を収集する。

○　発災直後、相談窓口を開設し、来庁者から情報を収集する。
○　発災直後においては、原則として本庁舎に寄せられる市民からの全ての電話及び来庁者を市民情報対策部が受付け、各課への引継ぎは行わない。
○　発災後一定の時間経過（応急対策が落ち着いてきたら）とともに、本庁舎の電話受付コーナー、相談窓口は、関係各課と連携して、各種の被災者生活再建支援業務を推進し、市民生活の速やかな復旧を図る。
○　発災後一定の時間経過（応急対策が落ち着いてきたら）とともに、避難所等を巡回し市民のニーズを把握する。

３　災害対策本部への報告

市民情報対策部長は、収集した情報を災害対策本部に取りまとめ報告する。
ただし、緊急かつ重要な情報については、速やかに報告する。

４　情報の発信

○　市民情報対策部長は、市民に対し情報を発信する。
○　市民情報対策部長は、市民に対し、発災直後、可能な限り早い段階で、YouTube などを活用し、災害対策本部長（市長）からのメッセージを発信する。

５　発信の方法

関係機関と連携して、あらゆる媒体を活用し、情報を発信する。

○　報道機関（ラジオ・テレビ・新聞等）
○　多摩テレビ
○　防災行政無線
○　多摩市公式ホームページ
○　YouTube
○　防災情報メール・公式X・公式LINE
○　広報車などによる巡回
○　掲示物及び臨時広報
○　臨時災害 FM
○　その他

６　発信の内容

発災直後に行う広報	○　災害の規模、気象状況 ○　混乱防止の呼びかけ ○　電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 ○　道路状況と交通機関の運行状況 ○　学校などの措置状況 ○　市の体制・措置状況 ○　デマ情報に対する注意 ○　その他必要な事項

被災者に対する広報	○　被害情報 ○　市民相互における安否確認の実施 ○　避難所開設状況 ○　食糧・生活物資等の供給状況 ○　医療機関の診療状況 ○　電気・ガス・水道・電話などライフラインの被害状況及び復旧状況 ○　道路状況と交通規制、交通機関の被害状況及び復旧状況 ○　防疫・保健衛生措置状況 ○　学校の休校・再開などの措置状況 ○　市の措置状況 ○　その他必要な事項

7　報道対応

○　原則として、初回の報道発表は 24 時間以内に行う。

○　市民情報対策部長は、報道機関の統制を行う。

○　災害対策本部長は、初回の記者会見において、以下の事項について、把握している範囲で発表を行う。

・　市内の震度
・　被害状況（死者数、行方不明数、重症者数、軽症者数、倒壊建物棟数、火災発生件数、ライフラインの状況）
・　交通状況
・　避難所開設状況
・　緊急医療救護所の開設状況
・　今後の対応方針（例：「３日間は生命財産を優先として活動を行います」など）
・　市民へのメッセージ
・　次回の記者会見日時

8　記録写真の作成

被災地の状況を写真に収め、復旧対策広報活動の資料等として活用する。

第７章　医療救護等対策

【予防対策】

基本方針

１　初動医療体制を整備する
２　医薬品・医療資器材を確保する

基本方針１　初動医療体制を整備する

１　体制の整備

□　対策内容と役割分担

各　機　関	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部 健　康　福　祉　部	○　市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立する。 ○　急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点を設置する。 ○　区市町村災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村管内の関係機関との情報連絡体制を構築する。

□　**詳細な取組内容**

１　災害医療コーディネーターを多摩市災害対策本部内の福祉医療対策部の付属機関に位置付け、円滑な活動体制を検討、構築する。

２　災害時における円滑な医療連携体制を構築するため、災害医療コーディネーター、多摩市医師会、東京都八南歯科医師会多摩支部、多摩市薬剤師会、東京都柔道整復師会南多摩支部及び同多摩市地区、災害拠点病院等との関係機関との連携を強化する。

３　南多摩保健医療圏の地域災害医療コーディネーターを中心に災害医療を検討する南多摩保健医療圏災害医療ワーキンググループの活動を通じて、医療機関と行政機関等との連携について具体的な方策を検討する。

４　多摩市医師会を中心に災害医療を検討する多摩市災害医療ワーキンググループの活動を通じて、災害発生時における市内の医療資源の把握や医療機関と行政機関等との連携について具体的な方策を検討する。

【災害医療コーディネーター】

名　　称	説　　明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
多摩市災害医療コーディネーター	多摩市内の医療救護活動等を統括・調整するために市に対して、医学的助言を行う、多摩市が指定する医師
災害薬事コーディネーター	市が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行うため、市に対して薬学的な助言及び調整を行う薬剤師

【医療対策拠点等】

名　　称	説　　明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

【医療機関の役割分担】

医療機関	役　　割
災害拠点病院（基幹災害拠点病院、災害拠点中核病院及び災害拠点病院として都が指定する病院）	主に重症者の収容・治療を行う
災害拠点連携病院（救急告示を受けた病院等で都が指定する病院）	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う

医療機関		役　　割
災害医療支援病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）	専門医療を担う病院	災害時において、医療機能の維持が求められる周産期医療、小児救急、精神医療、透析医療、その他専門医療への対応を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体 制を活用して、災害時に不足する医療機能の確保に努めます。
	主に慢性疾患を担う病院	「専門医療を担う病院」以外の全ての災害医療支援病院は、慢性疾患への対 応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行います。
診療所・歯科診療所・薬局	専門的医療を行う診療所	救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続します。
	一般診療所･歯科診療所及び薬局	専門的医療を行う診療所」以外の診療所、歯科診療所及び薬局の取り扱いについては、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努めます

【南多摩地域での災害拠点病院】

地域区分	名　　称	所在地	
南多摩	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	災害拠点中核病院
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	災害拠点病院 東京ＤＭＡＴ指定病院
	東海大学医学部付属八王子病院	八王子市石川町 1838	
	多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	災害拠点病院
	町田市立病院	町田市旭町 2-15-41	
	南町田病院	町田市鶴間 1008-1	
	日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	
	稲城市立病院	稲城市大丸 1171	

【市内の災害支援病院】

病院名	住所
桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺 1-1-1
天本病院	多摩市中沢 2-5-1
聖ヶ丘病院	多摩市連光寺 2-69-6

多摩中央病院	多摩市連光寺 2-62-2
島田療育センター	多摩市中沢 1-31-1

2 医療救護活動の確保

□ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多摩市 総務部 健康福祉部	○ 地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等を確保する。 ○ 災害時における看護師ボランティア制度を検討する。 ○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置・運営に係る体制整備を行う。 ○ 医療救護活動拠点の設置場所の確保を行う。 ○ 緊急医療救護所の設置場所の確保を行う。
多摩消防署	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携する。 ○ 都福祉保健局等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動訓練を実施する。

□ 詳細な取組内容

1 地区医療救護班等の確保

○ 地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等の編成、派遣に係る取決め等行う。

○ 看護師免許を有する市民の募集登録制度を検討し、災害時における看護師ボランティアの運用制度を検討する。

○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所を確保するとともに、運営要領を定める。

○ 多摩市災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動拠点の設置は、本庁舎西会議室とし、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う。

【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

トリアージとは、災害発生時などで多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めること

【市内の緊急医療救護所設置場所】

病院名	住所
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1
多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2
桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺 1-1-1

【都が関連する医療に関する応援態勢】

名　　称	説　　明
東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assis tanceTeam：ディーマット）	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。
東京 DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team:ディーパット）	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
DHEAT（Disaster Health EmergencyAssistance Team：ディーヒート）	被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム
災害支援ナース	被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことで、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者の総称。

３　負傷者等の搬送体制の整備

□　対策内容と役割分担

各　機　関	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部 健 康 福 祉 部	○　民間事業者との災害時応援協定を締結する。 ○　医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築する。 ○　ヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。

各 機 関	対 策 内 容
多 摩 消 防 署	○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と東京消防庁が協定を締結。救急車では対応しきれない場合に、緊急性の低い傷病者の搬送体制を補完する車両として運用する体制を確保している。

□ 詳細な取組内容

○ 民間事業者や介護福祉事業者・民間救急事業者等と災害時応援協定を締結し、発災時における傷病者の搬送態勢を構築する。

○ 広域搬送を踏まえ、災害時拠点病院の近隣にヘリコプターの臨時離着陸場を確保する。

○ 負傷者を搬送できる庁用車を、事前に選定する

○ 多摩中央警察署へ依頼し、負傷者搬送車両の先導を行うよう調整を図る。

4 医療系防災訓練の実施

□ 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 健 康 福 祉 部	○ 多摩市医師会と協力し、市内の医療機関や学校等と連携した医療系防災訓練を実施する。

□ 詳細な取組内容

○ 多摩市災害医療ワーキンググループを中心に、緊急医療救護所の設置・運営及び医療救護活動拠点における情報連携訓練を計画する。

○ 市内の各種医療機関や大学、専門学校等と連携し、幅広い参加者を募って訓練を実施する。

○ 災害時における傷病者対応や患者の搬送を中心に、より実践的な訓練を追求する。

基本方針２　医薬品・医療資器材を確保する

１　医薬品・医療資器材の確保

□　対策内容と役割分担

各　機　関	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部 健 康 福 祉 部	○　医療機関や薬剤師会と連携した医薬品のローリングストックを検討する。 ○　医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄する。 ○　地区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議を行う。 ○　感染症対策用資器材の確保を行う。
多摩市薬剤師会	○　災害時の情報連絡体制を整備する。 ○　地区薬剤師班の編成体制等を整備する。
災害拠点病院等	○　医薬品の備蓄等を行う。

□　詳細な取組内容

１　医療対策

○　多摩市医師会及び多摩市薬剤師会等と連携し、緊急医療救護所で使用する医薬品の 3 日分の備蓄について検討する。

○　緊急医療救護所を設置する病院や薬剤師会と連携し、医薬品のランニングストックを検討する。

○　緊急医療救護所で使用する医薬品等の備蓄場所について、緊急救護所を設置する病院と連携し、病院内に備蓄できなか検討する

○　医薬品等の卸売販売業者と災害時応援協定を締結し、発災時における円滑な供給体制を構築する。

○　多摩市薬剤師会及び卸売販売業者等と連携して、災害薬事センターについて、次のとおり検討する。

・　設置場所（状況により複数設置。複数箇所設置した場合には、「中核となるセンター」と「その他のセンター」を区分）
・　災害薬事コーディネーターの指定
・　運営方法
・　医薬品の調達方法
・　医薬品の納入先及び搬送方法
・　災害医療コーディネーターとの連絡方法

○　卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は多摩市の災害薬事センターへ納品する。

２　感染症対策

○　防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。

○　感染症対策を実施するために、必要な衛生用品の確保を行う。
○　マスク・次亜塩素酸ナトリウム・手指消毒液等の備蓄を行う。
○　パーティション等、飛沫防止資器材の備蓄を行う。

３　災害拠点病院等

○　災害拠点病院は、３日分程度の医薬品等の備蓄を行う。
○　災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう医薬品等の備蓄に努める。

第７章　医療救護等対策

【応急対策】

基本方針

１　早期に初動医療体制を確立する
２　早期に医薬品・医療資器材の調達を行う

基本方針１　早期に初動医療体制を確立する

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区　　分		想定される状況
０	発災直後 （発災～６時間）	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
１	超急性期 （６～72 時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
２	急 性 期 （72 時間～１週間程度）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
３	亜急性期 （１週間～１か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
４	慢 性 期 （１～３か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフライン等がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
５	中 長 期 （３か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

※ 各拠点や班の廃止及び任務の解除等は、状況に応じて行う。

	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
医療救護活動拠点の設置・運営	■	■	■	■	■	■
被害情報の収集・集約	■	■	■	■	■	■
緊急医療救護所の運営	■	■				
地区医療救護班・地区歯科救護班・地区薬剤師班等の編成・派遣	■	■	■	■	■	■
避難所医療救護所の運営			■	■	■	■
災害薬事センターの設置・運営	■	■	■	■	■	■
避難者への巡回診療			■	■	■	■

1 医療体制

□ 対策内容と役割分担

多摩市と関係機関は、医療機関の被害状況等の情報を共有するとともに、相互に連携して円滑な医療活動を展開する。

機関名	活動内容
多摩市福祉医療対策部災害医療コーディネーター	○ 多摩市内の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 多摩市災害医療コーディネーターを設置・運営する。 ○ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 避難所等に、医療救護所を設置・運営する。 ○ 医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整（急性期以降）する。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーター等へ報告・応援要請を行う。 ○ 多摩市に派遣された応援職員や医療・保健関係機関のコーディネートを行う。 ○ 避難所等で巡回診療を行う。 ○ 多摩市内の被害状況等を、南多摩保健医療圏へ報告する。 ○ 地域住民に対する、相談窓口を設置する。
多摩市医師会	○ 多摩市の要請に基づき、医療救護班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に医療救護班を編成し、派遣する。
東京都八南歯科医師会多摩支部	○ 多摩市の要請に基づき、歯科医療救護班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に歯科医療救護班を編成し、派遣する。

機 関 名	活 動 内 容
多摩市薬剤師会	○ 多摩市の要請に基づき、薬剤班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に薬剤班を編成し、派遣する。
東京都柔道整復師会南多摩支部	○ 多摩市の要請に基づき、接骨師班を編成し、派遣する。 ○ 災害の状況により、自主的に接骨師班を編成し、派遣する。
都保健医療局	○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援する。
多摩消防署	○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施する。 ○ 救出救護に当たって、必要がある場合は、警防本部へ救急隊の増強、東京 DMAT の要請、必要な資器材の応援要請等を行う。 ○ 医療救護班の円滑な活動を図るため、発生災害等に関する活動状況等について、多摩市災害対策本部に情報提供を行う。 ○ 消防署内に仮救護所を設定した場合、多摩市災害対策本部等と連携する。
医療ボランティア	○ 被災者に対する医療救護活動を行う。

□ 詳細な取組内容

1 医療救護活動拠点の設置

福祉医療対策部長（保健医療班）は、発災直後に、医療救護活動拠点を庁舎内へ設置する。

2 多摩市災害医療コーディネーターの役割

○ 福祉医療対策部長（保健医療班）は、福祉医療対策部の付属機関として、多摩市災害医療コーディネーターを福祉医療対策部内に位置付ける。

○ 多摩市災害医療コーディネーターは、福祉医療対策部長（保健医療班）の統制を受け、次のとおり活動する。

- 多摩市が行う医療救護活動等の統括・調整を支援する。
- 市内医療機関の被害状況を収集し、報告する。
- 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置の指示を行い、包括的な運営を行う。
- 傷病者の受入病院を調整する。
- 在宅療養者への医療支援について調整する
- 医療救護班等の編成を要請し、運用を行う。
- 東京都地域災害医療コーディネーター等に応援を要請し、また、状況報告を行う。
- 市外から多摩市に派遣された応援職員や医療・保健関係機関のコーディネートを行う。

・　市内の医療機関の情報を収集し、災害対策本部に報告する
・　その他多摩市から依頼された事項を行う。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、医療活動状況について、随時、多摩市災害対策本部長に報告する。

○　多摩市災害対策本部長は、必要により、東京都へ応援を要請する。

3　緊急医療救護所の設置

○　福祉医療対策部長（保健医療班）（災害医療コーディネーター）は、発災後 6 時間以内に緊急医療救護所を設置する。

○　次の医療機関の敷地内又は、近接地に設置する。

・　多摩南部地域病院
・　日本医科大学多摩永山病院
・　桜ヶ丘記念病院
・　その他の必要と認めた医療機関

○　緊急医療救護所では、一次トリアージ、重傷者等の搬送、軽症者の応急手当、避難所への誘導等を行う。

4　避難所医療救護所の設置

○　福祉医療対策部長（保健医療班）（災害医療コーディネーター）は、発災後 72 時間をめどに避難所医療救護所を設置する。

○　避難所医療救護所を設置する場所は、原則として市内 6 箇所の避難所とする。

○　避難所医療救護所は、状況に応じて、医療救護班等の巡回によりその機能を代える。

○　避難所医療救護所では、診察、歯科治療、服薬指導を行うほか、健康相談に応じる。

○　避難所に配置する救護所は、以下の 6 箇所とする。

設置場所	住所	設置場所	住所
和田中学校	多摩市和田 234	多摩永山中学校	多摩市永山 2-7-1
聖ヶ丘中学校	多摩市聖ヶ丘 2-17	多摩中学校	多摩市関戸 3-19-1
鶴牧中学校	多摩市鶴牧 6-5-1	青陵中学校	多摩市貝取 2-9-1

5　医療救護班の編成・派遣等

○　福祉医療対策部長（保健医療班）（災害医療コーディネーター）の要請に基づき、多摩市医師会等は次のとおり班編成し、医療活動等を行う。

○　多摩市医師会等は、必要に応じ自主的に医療救護班を編成し、医療活動等を行う。この場合には、福祉医療対策部長（保健医療班）（災害医療コーディネーター）に報告する。

編成主体	班	編成	人数
多摩市医師会	医療救護班	医師	1 名
		看護師	1 名
		事務その他	1 名
東京都八南歯科医師会	歯科医療救護班	歯科医師	1 名

多摩支部		歯科衛生士又は歯科技工士	１名
		事務その他	１名
多摩市薬剤師会	薬剤師班	薬剤師	３名
東京都柔道整復師会 南多摩支部多摩地区	柔道整復師班	適宜編成	―

※　各班は、状況に応じて人員規模の増減を行う。

６　医療救護班等の活動

○　医療救護班等は、原則として緊急医療救護所及び避難所医療救護所等で活動する。

○　医療救護班等は、医師の指示の下に相互に連携し活動する。

【医療救護班等の活動内容】

区　分	内　　容
地区医療救護班	○　傷病者に対するトリアージ ○　傷病者に対する応急処置及び医療 ○　傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○　死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○　助産救護 ○　その他、市と協議の上必要と認められる業務
地区歯科医療救護班	○　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○　災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○　避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○　検視・検案に際しての法歯学上の協力
地区薬剤師班	○　医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○　医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○　一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○　避難所の衛生管理・防疫対策への協力
地区柔道整復師班	○　医療救護班等の支援 ○　傷病者に対する応急処置 ○　衛生材料の提供等
地区医療ボランティア	○　医療救護班等の協力

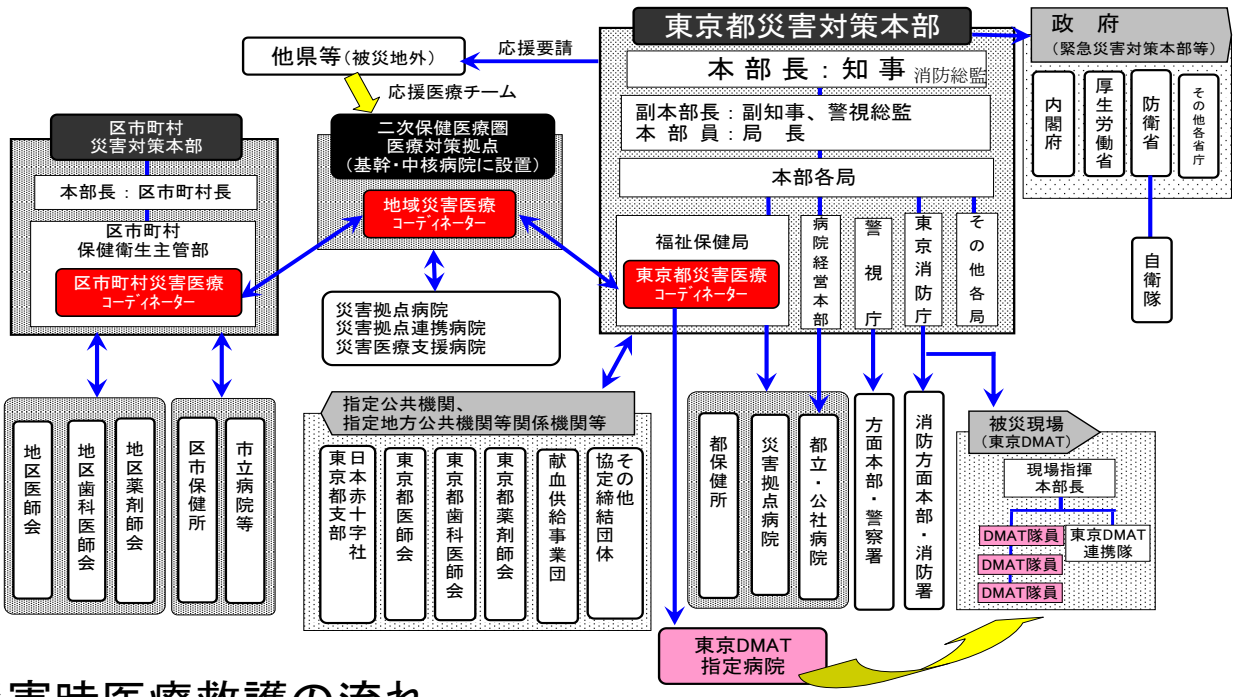
７　職種による色の定め

○　都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、下表に定める色彩のユニフォームなどを身に付けることとしている。

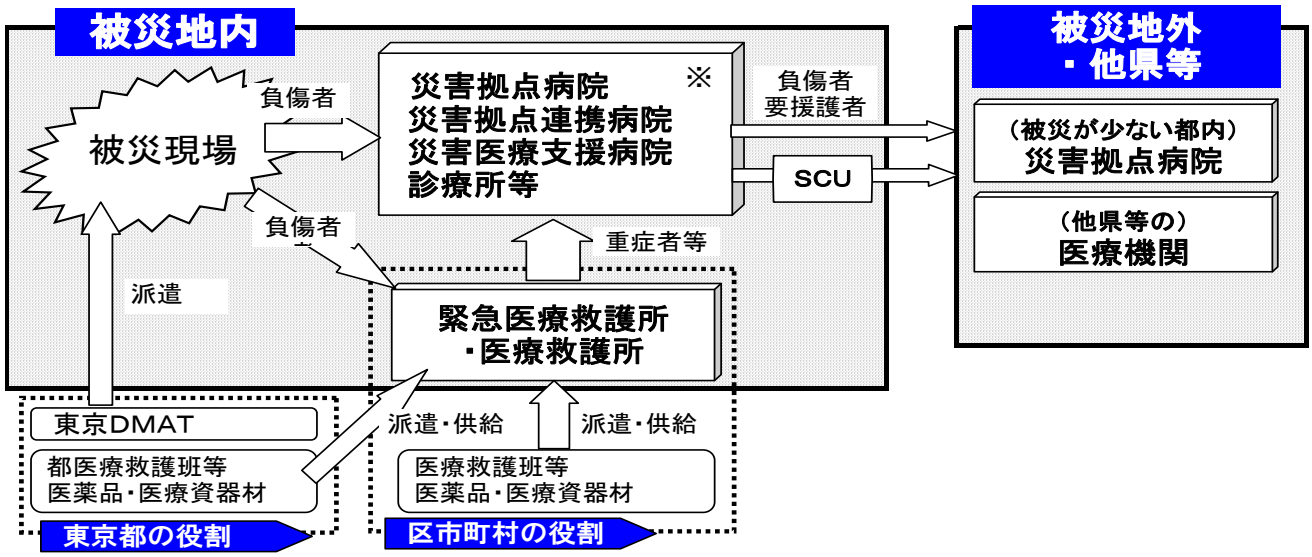
○　多摩市においても、これ準じるものとする。

ユニフォームカラー	職種	ユニフォームカラー	職種
赤	医師・歯科医師	白	臨床検査技師・放射線技師
緑	看護師・歯科衛生士・歯科技工士	紺	柔道整復師
青	薬剤師	黄	事務

【発災直後の連携体制（イメージ）】



災害時医療救護の流れ



※　災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
　　災害医療支援病院は、専門医療や疾病患者への対応、その他医療救護を行う。

２　負傷者等の搬送体制

□　対応内容と役割分担

機　関　名	内　　容
多摩市統括対策部 福祉医療対策部 多摩市災害医療コーディネーター	○　負傷者を搬送する。 ○　医療救護班を搬送する。 ○　搬送車両を確保する。 ○　搬送先医療施設等の受入体制を確認する。
多摩消防署	○　搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○　負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、多摩市災害医療コーディネーター及び都福祉保健局と連携して行う。
自衛隊	○　ヘリコプター等を活用し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

□　詳細な取組内容

１　負傷者の搬送

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、負傷者の傷病程度、搬送先までの距離、搬送車両の台数等を踏まえ、自力移動や住民等による搬送を依頼する。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、必要により負傷者を搬送する。

○　緊急医療救護所等から災害拠点病院等までの搬送は、緊急医療救護所等で活動する医療従事者の指示（搬送順位、搬送方法等）を受け行う。

○　統括対策部長は、保有車両に加え、災害時応援協定に基づき輸送事業者から車両の確保を行う。

○　統括対策部長は、保有車両のうち、担架に乗せた重傷者をそのまま搬送できる車両を、災害医療コーディネーターの指示により、桜ヶ丘記念病院前に設置される緊急医療救護所に配備する。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）（災害医療コーディネーター）は、災害拠点病院等の受入体制を確認し、搬送先を緊急医療救護所等に指示する。

○　統括対策部長は、関係機関に対し、搬送の協力を要請する。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、統括対策部長へ依頼し、東京消防庁多摩消防署へ緊急医療救護所等から災害拠点病院への搬送を依頼する。この場合は、重傷者に限って行う。なお、搬送の優先順位は、負傷の度合いを勘案し、災害医療コーディネーターと十分に調整する。

２　医療救護班等の派遣要領

○　多摩市医師会等の医療従事者は、現地集合が想定されていることから、福祉医療対策部長（保健医療班）は、緊急医療救護所等へ従事する事務職員の移動手段を確

保する。

なお、その際の車両は、保有車両のうち、担架に乗せた重傷者をそのまま搬送できる車両を検討する。

３　保健衛生体制

□　対策内容と役割分担

避難所、自宅避難者等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

各　機　関	対　策　内　容
多　摩　市 福祉医療対策部	○　保健師チームを編成し、被災住民に対する保健活動・感染症対策の支援を行う。 ○　健康に係る電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 ○　在宅介護を受けている高齢者・在宅難病患者等の対応を行う。 ○　妊産婦の支援を行う。
都保健医療局	○　多摩市の保健活動等を支援する。 ○　「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生を確保する。 ○　「食品衛生指導班」による食品の安全を確保する。 ○　関係団体等と協働し「動物救援本部」を設置する。

□　詳細な取組内容

１　保健活動

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、発災直後に、保健師活動拠点を庁舎内へ設置する。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、保健医療班に保健師を中心に構成する保健師チームを編成して避難所等に派遣する。なお、栄養士その他必要な職種の職員についても、必要に応じて保健師チームと連携して活動する。

○　保健師チームは、避難住民等に対し、次の保健活動を行う。

・　健康相談及び健康調査
・　健康管理（乳幼児の栄養管理を含む）
・　車両避難やテント避難等におけるエコノミークラス症候群等の健康リスクへの対策
・　口腔ケアも含めた衛生管理
・　こころのケア
・　感染症予防
・　環境衛生に関する指導助言
・　食品衛生に係る指導助言
・　その他必要な保健活動

○　保健師チームは、必要により多摩市医師会の医療救護班等と連携して活動する。

○　なお、避難所において、保健活動をする場合には、避難所施設対策部と連携し活動する。
○　保健師チームは、自宅避難者に対して、必要により巡回による保健活動を行う。
○　保健師チームは、血圧計等の必要な資器材を携行し活動する。
○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、必要に応じて健康に係る電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
○　統括対策部長は、必要により東京都へ都保健活動班等（都内の非（小）被災区市町村の保健活動班、国及び他県市等に派遣を要請する保健活動班を含む）の派遣を要請する。

2　地域精神保健活動

○　多摩市災害医療コーディネーターは、避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、南多摩保健医療圏災害医療コーディネーターへ東京 DPAT の派遣を要請する。
○　多摩市災害医療コーディネーターは、市内で活動している、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携を図るとともに、その支援を行う。
○　多摩市災害医療コーディネーターは、派遣された東京 DPAT と協力し、避難所における精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を行う。

3　精神医療体制の確保

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

4　在宅介護を受けている高齢者・在宅難病患者等への対応

○　福祉医療対策部長（保健医療班）（災害医療コーディネーター）は、都、三多摩腎疾患治療医会　災害時ネットワーク　南多摩副ブロック長（多摩市）、関係機関、民生・児童委員等と連携し、在宅人工呼吸器使用者や透析患者等の在宅難病患者等に次の対応を行う。
・　安否確認、状況把握を行う。
・　自宅療養を支援する。
・　適応する医療機関情報を提供する。
・　必要により適応医療機関へ搬送する。
・　その他必要な事項を行う。
○　統括対策部長は、在宅難病患者等を搬送するための車両を確保する。
○　統括対策部長は、東京都や関係機関に対し、応援を要請する。
○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、必要により、精神障がい者に対し、在宅難

病患者等に準じた活動を行う。

5　出産支援活動

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、災害のため、産婦人科が長期閉院する場合には、当該産婦人科に通院していた妊婦に対して、分娩の介助等必要な救護を行うため、多摩市医師会に特定の産婦人科医院の開院を要請する。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、市民に対し、開院している医療機関（産婦人科）の情報を提供する。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、妊産婦に対する相談窓口を設置する。

6　感染症対策への支援

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、南多摩保健所や多摩市医師会等と連携し、災害時においても可能な、基本的な感染症対策の啓発を行う。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、市中で感染症が発生した場合は、南多摩保健所や多摩市医師会等と連携し、必要な措置を講ずる

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、随時、災害対策本部長に市内の感染状況を報告する。

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、市内の感染状況や、その他、基本的な感染症対策を市民へ周知するよう、市民情報対策部長へ依頼する。

基本方針２　早期に医薬品・医療資器材の調達を行う

1　医薬品・医療資器材の供給

□　対策内容と役割分担

各　機　関	対　策　内　容
多　摩　市 福祉医療対策部	○　災害薬事センターを設置する。 ○　医薬品を調達する。
多摩市薬剤師会	○　多摩市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する ○　多摩市薬剤師会は、多摩市の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 ○　都の要請があった場合、 医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施
都保健医療局	○　多摩市の要請に基づき、都の備蓄医薬品を供給する。

各　機　関	対　策　内　容
日本赤十字社 東京都支部	○　日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行する。 ○　都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ○　血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。

□　業務手順

【多摩市が使用する医薬品等の調達手順】

①　多摩市の備蓄品を使用する

災害発生時には多摩市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。

②　都の備蓄品を使用する

多摩市の備蓄が不足する場合に、都に対し備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が多摩市へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う）。

区市町村での調達が不可能な場合

③　多摩市が卸から調達する

多摩市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。

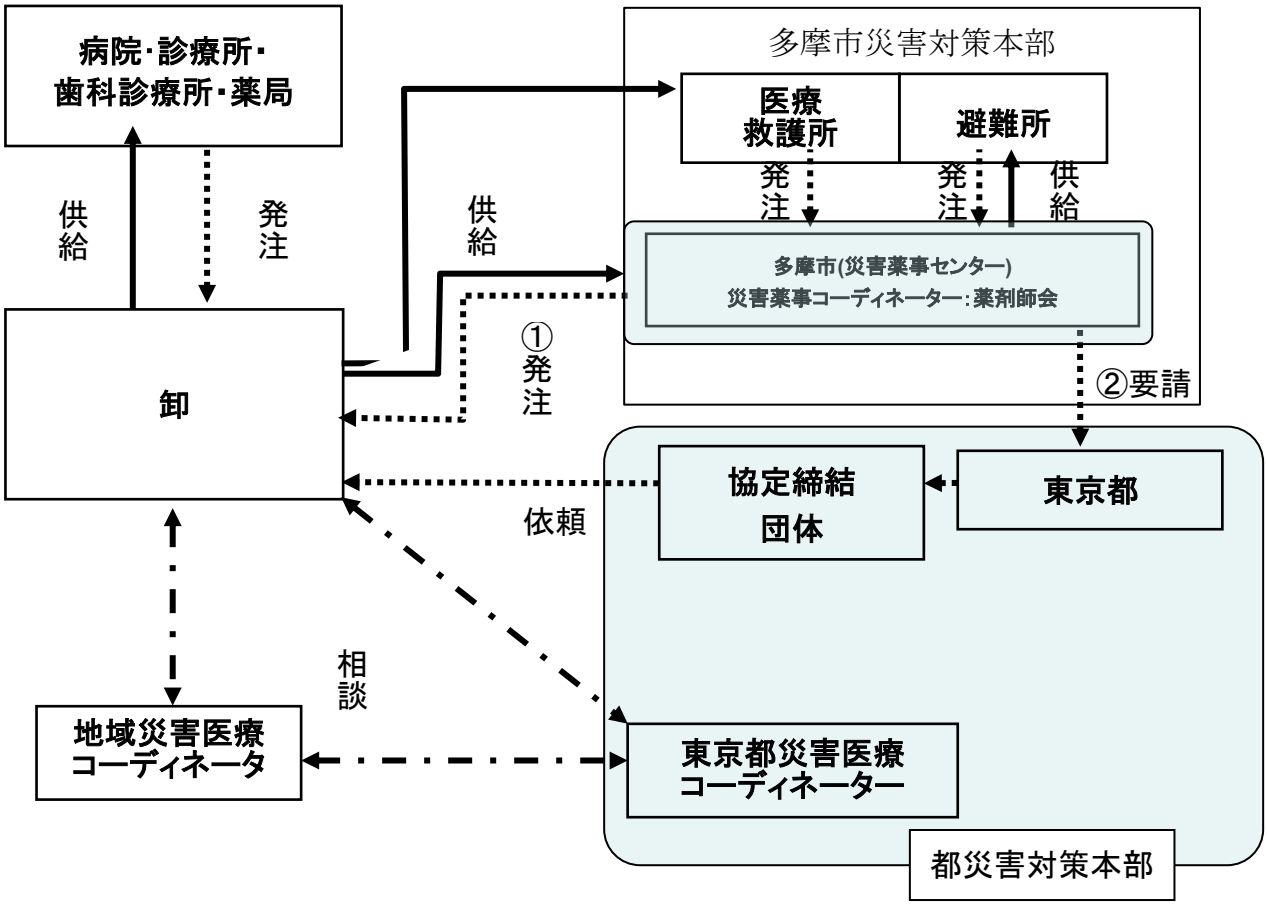
③　都が卸から調達する

多摩市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

④　卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、多摩市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する）。

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



○　多摩市は、多摩市薬剤師会及び卸売販売業者に必要な医薬品を発注する。

○　多摩市での調達が不可能な場合は、多摩市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が多摩市へ納品する。

○　上記どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

(医療救護所)

発注：多摩市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

(避難所)

発注：多摩市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は多摩市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※都の協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

□　詳細な取組内容

1　災害薬事センターの設置

○　多摩市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後、速やかに設置する。

○　災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、多摩市薬剤師会から選任し、その他のセンターの災害薬事コーディネーターは多摩市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。

○　災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2　医薬品の調達及び供給

（1）多摩市の備蓄からの供給

○　発災直後の医療救護所や避難所等において必要となる医薬品については、多摩市医師会、東京都八南歯科医師会多摩支部及び多摩市薬剤師会と協議し、備蓄している医薬品を活用する。

（2）薬剤師会等への要請

○　備蓄医薬品が不足する場合は、多摩市薬剤師会と協議の上、薬局等へ提供を要請する。

（3）都への要請

○　多摩市及び薬剤師会の医薬品が不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

（4）卸売業者

○　卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

（5）災害薬事コーディネーターの主な業務は以下のとおりである。

○　災害医療コーディネーター及び災害医療拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう、薬事に関する調整を行なう。

○　薬剤師班に関する調達業務、薬剤師班の差配、支援要請等

○　薬事関係者の調達業務、病院薬剤部、薬局、卸売販売業者、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者との調整等

【医薬品調達手順】

<table>
<tr><th></th><th>機関</th><th>対応</th></tr>
<tr><td>1</td><td>多摩市</td><td>多摩市薬剤師会及び卸売販売業者へ医薬品等を発注する。（発注には、災害薬事センターが取りまとめて行う）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>多摩市</td><td>調達を行うことが不可能な場合には、都に医薬品等の調達を要請する。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>都</td><td>災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>都協定締結団体</td><td>協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する</td></tr>
<tr><td>5</td><td>卸売販売業者</td><td>依頼を受けた卸売販売業者は、多摩市へ納品する。
【納品場所（原則）】
<table>
<tr><th>医薬品の使用場所</th><th>納品場所</th></tr>
<tr><td>医療救護所</td><td>各医療救護所</td></tr>
<tr><td>避難所</td><td>災害薬事センター</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

■　医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体

都と協働し早期に機能を復旧させ、都や多摩市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

■　災害拠点病院

災害拠点病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

■　都保健医療局

区市町村から要請があった場合、区市町村に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。

（区市町村への支援手順）

①　区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区市町村は都に医薬品等の調達を要請する。

②　都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。

③　協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。

④　依頼を受けた卸売販売業者は、当該区市町村へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村災害薬事センターへ納品する）。

■　災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局

病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

【復旧対策】

基本方針

１　防疫体制を確執する

基本方針１　防疫体制を確立する

１　防疫体制の確立

□　対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する

機　関　名	活　動　内　容
多摩市福祉医療対策部	○　必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 ○　防疫活動状況を、都保健医療局に報告する。 ○　必要に応じて、都保健医療局又は多摩市医師会に協力を要請する。
南多摩保健所 都保健医療局	○　多摩市の防疫活動を支援する。 ○「環境衛生指導班」及び「食品衛生指導班」を派遣する。 ○　感染症の流行状況等を踏まえて多摩市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ○　避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。

□　詳細な取組内容

１　防疫活動

○　福祉医療対策部長（保健医療班）は、防疫班、消毒班を編成する。なお、必要により関係機関に応援を要請し、連携する。

○　防疫班等は、次のとおり防疫活動を行う。

・　被災者への健康相談及び健康調査
・　被災者への防疫指導
・　感染症の発生予防
・　予防接種の実施
・　仮設トイレ設置場所などの消毒
・　飲料水の消毒の確認

・　避難所及び被災家屋等の消毒
・　感染症を媒介する害虫等の駆除
・　食品の衛生確保

○　防疫班等は、必要により多摩市医師会の医療救護班等と連携して活動する。なお、避難所において、防疫活動をする場合には、避難所施設対策部と連携し活動する。

第８章　帰宅困難者対策

【予防対策】

基本方針

１　帰宅困難者対策を周知徹底する
２　帰宅困難者対策の体制整備を促進する

基本方針１　帰宅困難者対策を周知徹底する

１　帰宅困難者対策の周知徹底

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部 教　育　部	○　東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 ○　災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会等の設置 ○　駅前滞留者対策協議会、帰宅困難者対策協議会等の設置の検討 ○　事業者、集客施設等への普及啓発 ○　学校等における児童･生徒の安全確保の体制の指導 ○　駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先の確保
都　総　務　局	○　東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○　国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 ○　各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 ○　駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
多摩中央警察署	○　計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ○　駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練を実施する。 ○　地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩消防署	○　駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。 ○　事業所防災計画等の作成及び届出を指導する。
事　業　者	○　事業所防災リーダーへの登録 ○　業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○　外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討 ○　企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
多摩商工会議所 多摩青年会議所	○　事業所防災リーダーの普及啓発への協力 ○　団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○　団体における連携協力体制の整備
集客施設及び駅の事業者	○　集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○　集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
市　民	○　外出時の発災に備えた必要な準備

※ 帰宅困難者

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。
（東京都帰宅困難者対策条例第１条を引用）

□　詳細な取組内容

多摩市は、東京都が行う「東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底」に協力する。

１　東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

○　市民や事業者に対して、ホームページ、パンフレット等により普及啓発を図る。

○　鉄道事業者等と連携し、帰宅困難者対策訓練を通じて、参加事業所等に対して普及啓発を図る。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

・　企業等従業員の施設内待機の努力義務化
・　企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
・　駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
・　学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
・　官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
・　一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
・　帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

２　事業者等に対する普及啓発（従業員）

（1）従業員等の施設内待機に係る計画の策定

○　「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定める。

○　他の企業、行政、地域と連携した帰宅困難者等対策の参加、取組を計画に明記するよう努める。

○　テナントビルや複合ビルの場合、施設管理者や他の入居者と連携し、役割分担を取り決める。

（2）備蓄

○　従業員等が企業等の施設内に一定期間待機する為には、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等を備蓄する必要がある。また、円滑な備蓄品の配布についても考慮する。

○　高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散することも考慮する必要がある。

○　配布作業の軽減や防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布することも検討する。

○　発災後３日間は、救助・救出活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助の妨げとならないよう、発災後３日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

　このことから、備蓄量の目安は３日分とする。

○　ただし、以下の点について留意する必要がある。

　震災の影響が長期化することも考慮し、３日分以上の備蓄についても検討する。

　共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討する。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

１　対象となる企業等
　国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
２　対象となる従業員等
　雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
３　３日分の備蓄量の目安
　○　水については、１人当たり１日３ℓ、計９ℓとする。
　○　主食については、１人当たり１日３食、計９食とする。
　○　毛布については、１人当たり１枚とする。
　○　その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
４　備蓄品目の例示
　○　水　：ペットボトル入り飲料水

○　主食：アルファ米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※　水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
○　その他の物資（特に必要性が高いもの）
・毛布やそれに類する保温シート
・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
・敷物（ビニールシート等）
・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
・救急医療薬品類

（備 考）
上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討することが望ましい。（例）非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

（3）施設の安全対策
○　施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
○　災害発生時の建物内の点検箇所を定め、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、建物及び在館者（従業員等及び来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容を定める。
○　停電時の対策や長周期地震動の対策（高層ビル）を講じる。

（4）通信手段の確保
○　発災時における従業員等との連絡の手段・手順を定める。また、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ普及啓発する。

種別	例
固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの	・　災害用伝言ダイヤル１７１
固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの	・　災害用伝言板 ・　web１７１ ・　災害用音声お届けサービス、 ・　SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） ・　IP 電話、専用線の確保　等

※　毎月１日・１５日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能

（5）帰宅ルールの設定

○　帰宅時間が集中しないための対応として、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序を定める。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

○　従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を帰宅させる場合には、班編成（連絡要員を指定）し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

（6）定期訓練の実施

○　地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

○　年１回以上の訓練を定期的に実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

３　集客施設等に対する普及啓発（施設利用者の保護）

（1）利用者保護に係る計画の策定

○　「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る内容を事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等のなかに定める。

○　他の企業、行政機関、地域と連携した帰宅困難者等対策の取組についても、計画に明記するよう努める。

○　テナントビルや複合ビルの場合には、施設管理者や他の事業者と連携し、役割分担を取決める。

○　冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る内容を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

○　マニュアルを作成し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、あらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。

（2）利用者保護の対応方法の検討

○　利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順を検討する。

○　備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討する。

対象者	例示
高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応	車椅子や救護用担架、段差解消板等を備える。可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。
外国人への対応	誘導の案内や情報提供などについて配慮する。 例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

（3） 備蓄

○　一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

（4） 施設の安全対策

○　日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。

○　高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

○　事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認する。

○　施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。また、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも作成する。

（5） 定期訓練の実施

○　建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年１回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

○　また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

○　訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい

４　学校等における児童・生徒等の安全確保

（1） 小中学校、保育園、通所福祉施設等

○　学校等は、発災時における、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な計画を策定する。

○　学校等は、保護者等との連絡体制を平時より整備する。

○　学校等は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等を作成する。また、校内に待機する児童生徒の３日分以上の飲料水、非常食や毛布などの物資を備蓄する。

５　市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

６　駅前滞留者対策協議会等の設置

○　多摩市は、多摩中央警察署、多摩消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携し、

駅前滞留者対策協議会の設置を検討する。

○　原則として、駅前滞留者対策協議会を各駅に設置する。

○　駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項は次のとおりである。

・　一時滞在施設の確保
・　滞留者の誘導方法と役割分担
・　誘導場所の選定
・　誘導計画、マニュアルの策定
・　駅前滞留者対策訓練の実施

２　帰宅困難者への情報通信体制整備

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市総務部	○　事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
都総務局	○　帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○　事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○　都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○　都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 ○　民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 ○　一時滞在施設における電力・通信体制の強靭化の取組推進 ○　電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
多摩中央警察署	○　適切な情報連絡や安全な避難誘導ができるような広報体制を構築する。
通信事業者	○　事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○　災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

□　**詳細な取組内容**

○　震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

○　災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会を通じて、震災時の情報提供体制の充実につ

いて、検討する。

※　災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会とは、多摩市、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、多摩都市モノレール株式会社、多摩中央警察署及び多摩消防署の６機関により平成２４年４月に発足した連絡会である。

自然災害に起因する帰宅困難者の対応にあたり、帰宅困難者対策に係る情報の共有化、駅周辺の滞留者の誘導や一時滞在施設への収容に関することを連携協力し、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的としている。

基本方針２　帰宅困難者対策の体制整備を促進する

１　一時滞在施設の確保

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 総　務　部	○　駅付近の適所となる公共施設を、一時滞在施設として指定する。 ○　駅付近の民間施設に対して、一時滞在施設としての施設利用を依頼する。 ○　市民等に対し、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。 ○　鉄道事業者、多摩中央警察署、多摩消防署等へ指定された一時滞在施設を周知する。
都　総　務　局	○　都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○　国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施 ○　民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施
一時滞在施設となる施設	○　行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○　事業所防災リーダーへの登録

※　一時滞在施設

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまで待機する場所がない場合が多い。このため、このような滞留者（帰宅困難者）を一時的に受け入れるための施設

□　詳細な取組内容

１　一時滞在施設の確保

○　駅付近の適所となる公共施設を一時滞在施設として指定する。

○　駅付近の民間施設に対して、災害時応援協定を締結し、一時滞在施設を確保する。

一時滞在施設の確保に当たってのポイント
１　公共施設の一時滞在施設の選定 ○　耐震基準 ○　駅からの距離 ○　帰宅困難者受け入れ以外の他の防災拠点としての用途の有無 ○　帰宅困難者を受け入れるスペース ○　その他 ２　民間施設の一時滞在施設の選定 公共施設のポイントに加え、施設利用の了承が得られること。 ３　1次避難所(指定避難所)との区分 従前においては、避難所は、地域住民の避難施設と帰宅困難者の滞在施設として位置付けられてきた。しかし、以下の理由により、それぞれの施設を区分して運用する。 ○　避難所は、地域コミュニティーを中心とした運営協議会により運営されるものであり、また、避難所を使用する住民自らが何らかの役割を担うものであるので、一過性の帰宅困難者との共同運営は馴染まないものであること。 ○　避難所を利用する住民は、原則として住家等を消失したものであり、避難所の使用者同士が、助け・励ましあい、その後の生活再建を円滑に促進する必要があること。 ○　新たな被害想定により、避難者及び帰宅困難者数が大幅に増加したため、収容スペースが確保できないものであること。 ○　帰宅困難者の発生は、原則として駅舎周辺に限定されるものであり、帰宅困難者の一時滞在施設は、駅付近に設置する必要があること。

２　帰宅困難者向けの備蓄

多摩市は、市内施設にて収容する帰宅困難者向けの備蓄として、以下の基準に基づき、予算の範囲内で備蓄を行う。

（1） 供給対象者

食料等の供給対象者は、帰宅困難者で他に食料を得る手段のない人

（2） 配給基準

１人あたり配給数量は、軽食等３食分、飲料水３リットルを基準とする。

（3） 情報提供

施設管理者は、必要に応じ、災害協定に基づき、鉄道等の運行情報を入手し、帰宅困難者へ提供できるような対策を講ずる。

３　一時滞在施設の指定

一時滞在施設の確保に当たってのポイントを踏まえ、以下の公共施設を指定する。

施設名	所　在	近隣駅	収容人数
ヴィータ・コミューネ （多摩市専用部分）	多摩市関戸 4-72	聖蹟桜ヶ丘駅	740 人
関・一つむぎ館	多摩市関戸 4-19-5 健康ｾﾝﾀｰ 3 階	聖蹟桜ヶ丘駅	260 人
ベルブ永山 （多摩市専用部分）	多摩市永山 1-5	永山駅	410 人
パルテノン多摩	多摩市落合 2-35	多摩センター駅 唐木田駅	1,400 人
中央図書館	多摩市落合 2-35	多摩センター駅 唐木田駅	165 人

※　「ヴィータ・コミューネ」及び「ベルブ永山」については、多摩市専用部分以外の施設利用について、関係者と災害時応援協定を締結する。

※　　関・一つむぎ館は、周辺に停電が発生している場合や、ヴィータ・コミューネが満員となった場合に開設を行う。

４　民間施設の一時滞在施設としての施設利用に係る多摩市の支援内容

（1）発災前の支援

○　一時滞在施設の運営ガイドラインやマニュアルの作成の支援を行う。

○　施設管理者の好意により指定された一時滞在施設であることから、次の内容を周知する。

・　責任を負えない場合もあること。
・　施設利用に制限があること（区域、設備等）
・　施設利用に特定のルールがあること。
・　施設管理者の指示に従うこと。
・　一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発を行う。

（2）発災時の支援

一時滞在施設の運営のため、市職員を派遣する。

※　参考

国と都は、一時滞在施設の運営に係る費用（備蓄品等の消耗材費）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用の可能性や費用負担）を明確にできるように努める。

民間施設の協力を得るために、国・都・市は必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（H27.2）】（一部修正）

１　背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、

このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。

2　帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。

3　一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

4　災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

5　避難所

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、区市町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。

6　施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

7　施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

8　対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や区市町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等も想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和 56 年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

また、平成 26 年４月１日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講ずる必要がある。

9　開設基準

一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後３日間の運営を標準とする。

帰宅困難者の受入れは、床面積 3.3 ㎡当たり２人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。

10　施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

○　施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。
○　水や食料、毛布等の支援物資を配布する。
○　トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。
○　周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

11　要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。

（1）　要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

（2）　外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でもわかりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

平常時

1　運営計画の作成

○　施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又はこの受入れを含む防災計画をあらかじめ作成しておく。
○　その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。
○　その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅地との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。
○　施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。
○　テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

２　運営体制の取決め

○　施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

○　施設内における受入場所

○　受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

○　また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

３　受入定員

○　約 3.3 ㎡当たり２人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。

○　また、通路として使用する部分等についても定員の算出から除外する。

○　運営要員の確保

○　自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の３者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことが望ましい。

○　施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

４　関係機関との連絡の手順

○　施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

５　帰宅困難者の受入れの手順

○　一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

○　備蓄品の配布手順

○　要配慮者のニーズへの対応

６　セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止の体制の整備を行う。

７　受入れのための環境整備

(1)　平時からの施設の安全確保

○　一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

○　また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入れのための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。

○　なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについて

も検討する。

○　また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

（2）　書類・帳票の整備

○　施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

２　帰宅支援のための体制整備

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市総務部	○　東京都の取組に協力する。 ○　災害時帰宅支援ステーションを周知する。 ○　鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について周知する。
都総務局	○　全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 ○　災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布する。 ○　沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 ○　帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備する。 ○　災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。
通信事業者	○　事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 ○　災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発を行う。 ○　防災訓練等を通じて、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用体験を推進する。
事業者 学校	○　混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前に策定する。 ○　災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。 ○　協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。 ○　帰宅ルールを策定する。

□　詳細な取組内容

■　多摩市・東京都

○　混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

○　都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する取組を推進し、多摩市は都の取組に協力する。

※【災害時帰宅支援ステーション】

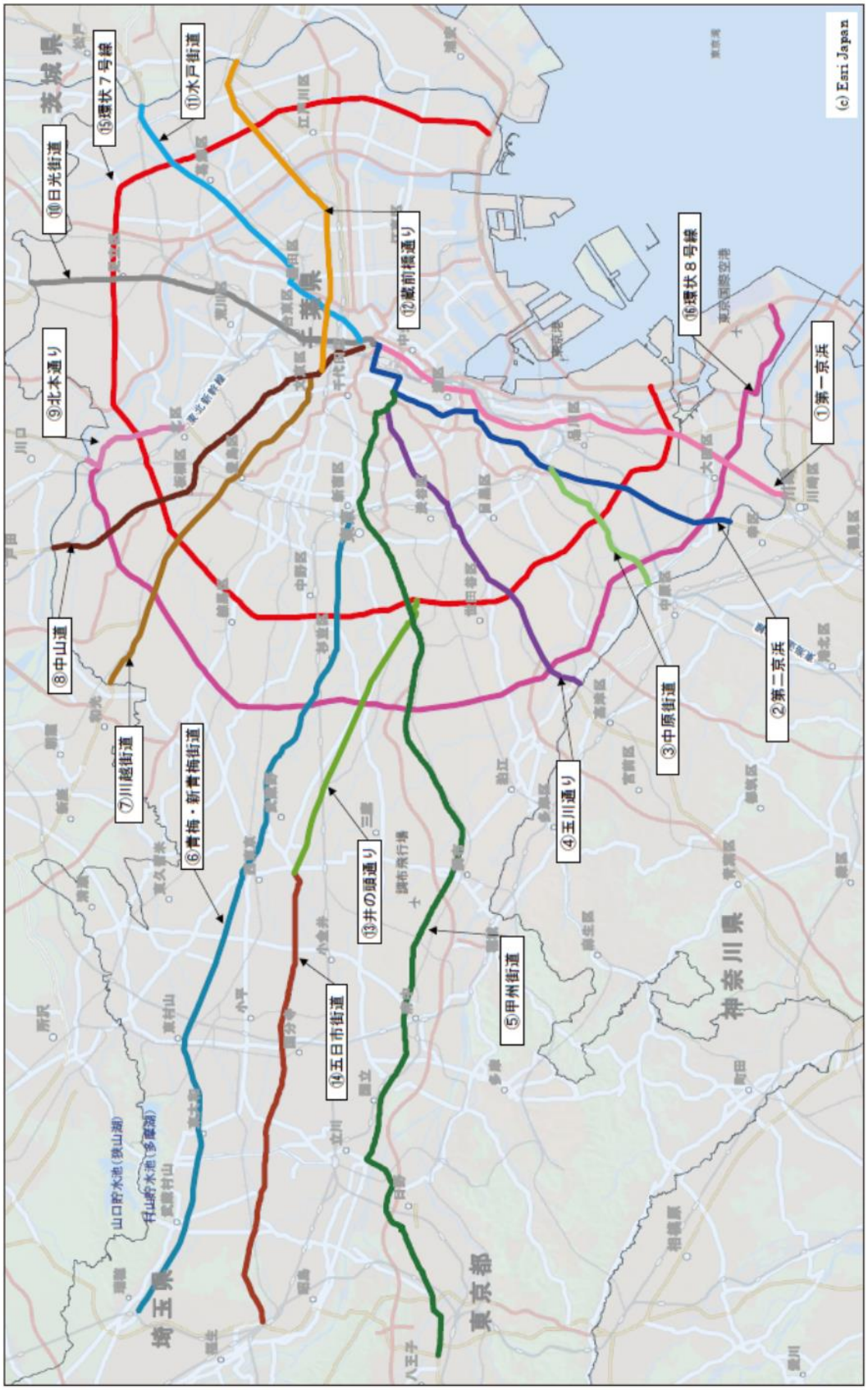
災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。（東京都地域防災計画震災編（令和５年度修正）別冊資料①参照）

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

※　帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、東京都が指定した 16 路線の都県境をこえた帰宅ルートである。



第８章　帰宅困難者対策

【応急対策】

基本方針

１　帰宅困難者の収容を行う

基本方針１　帰宅困難者の収容を行う

１　駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定される。駅などでの混乱防止には、行政の「公助」には限界があり、駅等の利用者自身と駅周辺の事業者が行政と連携して、混乱防止を図る必要がある。

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市統括対策部災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会	○　駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。 ○　駅周辺滞留者に災害情報等を提供する。 ○　駅周辺の滞留者を一時滞在施設へ誘導する。
多摩中央警察署	○　多摩市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
多摩消防署	○　多摩市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
都総務局	○　帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供する。
通信事業者	○　事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ○　災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。
事業者等	○　施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ○　従業員等の留め置きを行う。
集客施設等	○　施設利用者の安全を確保し、情報を提供する。 ○　施設利用者の留め置きを行う。 ○　必要に応じ、一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導する。

□　詳細な取組内容

■　多摩市及び災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会

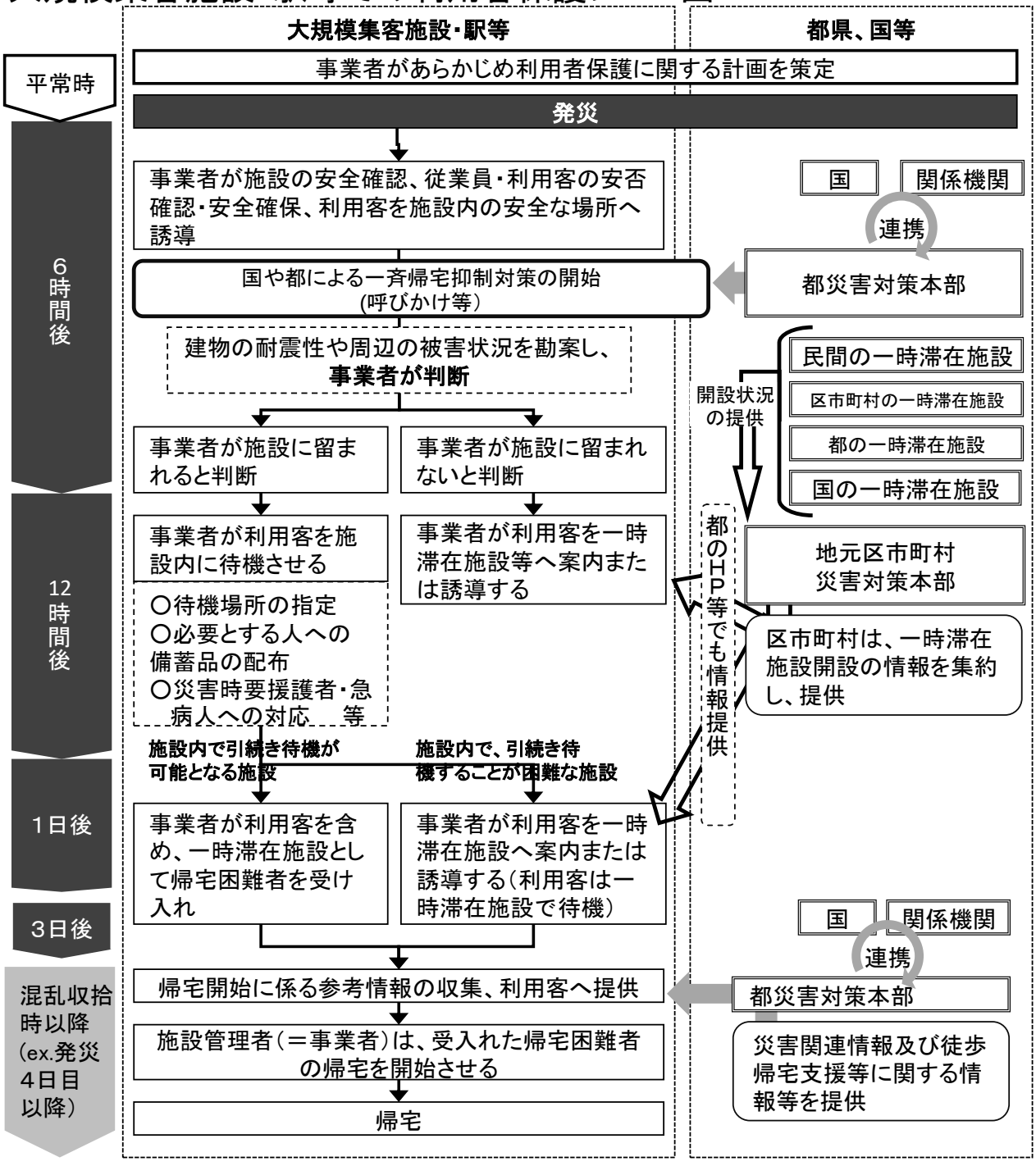
○　応援協定に基づき、情報共有や混乱防止に取り組む。

○　駅前滞留者に対し、掲示板、デジタルサイネージ等様々な手法を活用し、災害関連情報や鉄道の運行情報等を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

○　駅周辺の滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

□　集客施設及び駅等の事業者の業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

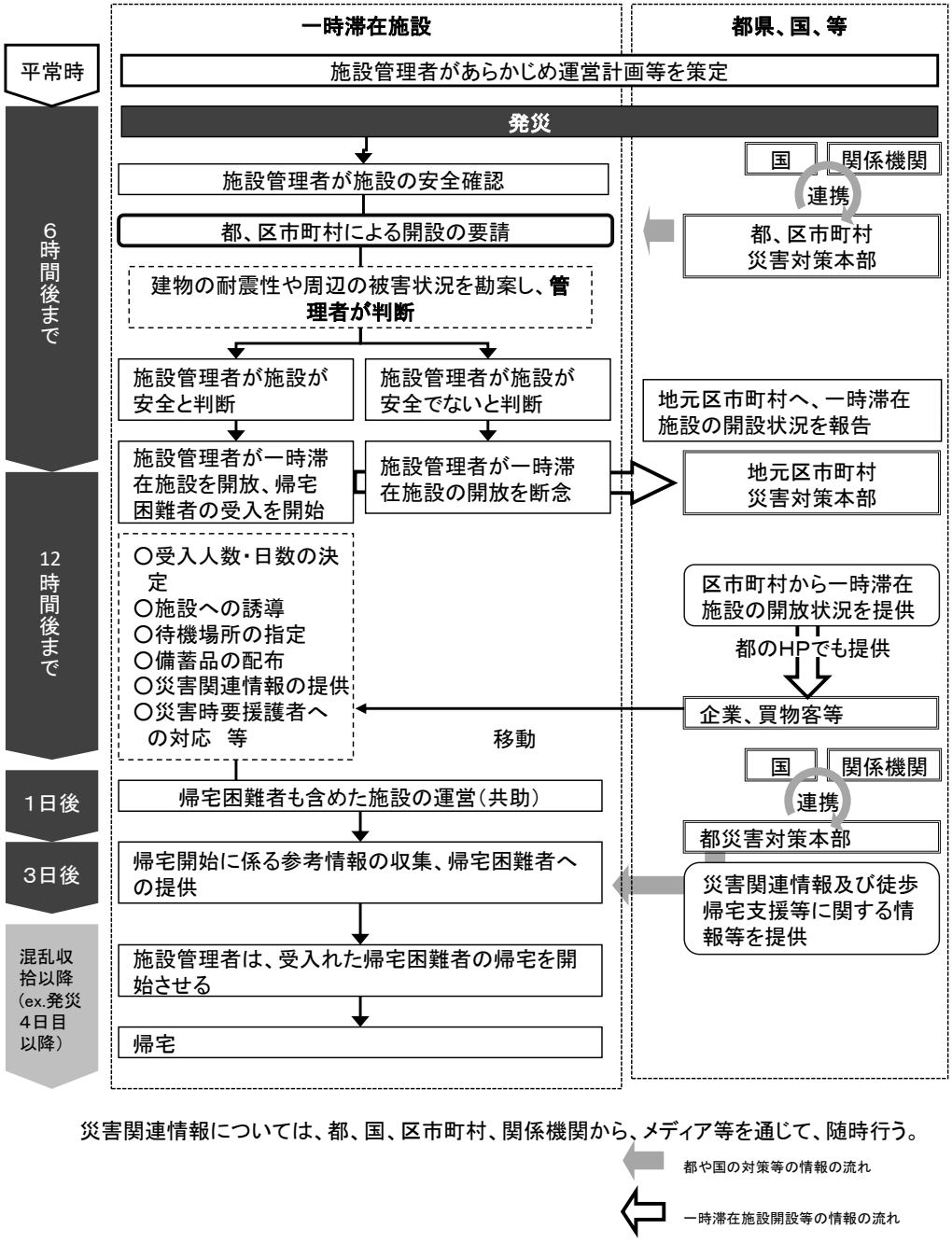
２　一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
施　設　管　理　者	○　一時滞在施設が一時滞在施設を開設し、運営する。
多　摩　市 統 括 対 策 本 部	○　市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけを行う。 ○　市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。 ○　一時滞在施設の開設・運営状況を把握し、統括する。 ○　必要により、一時滞在施設に物資を提供する。 ○　必要により、一時滞在施設へ運営員を派遣する。

□　業務手順

一時滞在施設運営のフロー図



□　詳細な取組内容

○　統括対策部長は、施設管理者に対して、一時滞在施設の開設準備及び駅周辺の混乱状況の確認を指示する。

○　施設管理者は、発災後速やかに、施設、設備の被災状況を確認する。

○　施設管理者は、駅周辺の混乱状況を確認し、災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。

○　統括対策部長は、一時滞在施設を開設する必要がある場合には、施設管理者に一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れを指示する。

○　施設管理者は、帰宅困難者を受け入れ、定期的に受け入れ状況を災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。

○　統括対策部長又は施設管理者は、都の DIS 若しくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
○　施設管理者は、一時滞在施設の運営に必要な物資等を災害対策本部（統括対策部経由）に要請する。
○　施設管理者は、駅周辺の民間施設が一時滞在施設となった場合には、相互に連携を図るとともに、当該民間施設の運営状況も災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。
○　施設管理者は、駅周辺の民間施設が一時滞在施設となった場合には、当該民間施設の運営に必要な物資等を取りまとめ、災害対策本部（統括対策部経由）に要請する。
○　施設管理者は、必要により自主的に一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れ等を行う。この場合には、直ちに災害対策本部（統括対策部経由）へ報告する。

【一時滞在施設の開設の流れ(例示)】

行　　動	時系列	内　　容
発災直後から一時滞在施設開設まで	発災直後からおおむね６時間後まで	○　職員の安否確認 ○　建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ○　施設内の受け入れスペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定 ○　施設職員による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ○　施設利用案内の掲示等（下記参照） 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」 「負傷者の治療等､施設において対応できない事項」 等 ○　電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi 等の通信手段の確保 ○　災害対策本部への一時滞在施設の開設報告
帰宅困難者の受け入れ等	おおむね 12 時間後まで	○　帰宅困難者の受け入れ開始 ○　携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 ○　計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給 ○　し尿処理・ごみ処理のルールの確立 ○　テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及

行　　動	時系列	内　　容
		び受入者へ伝達 ○　受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告 ○　災害対策本部への必要物資の要請
運営体制の強化等	おおむね１日後から３日後まで	○　受け入れ者も含めた施設の運営 ○　公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等の帰宅支援情報の提供
一時滞在施設の閉設	おおむね４日後以降	○　一時滞在施設閉設の判断 ○　帰宅支援情報の提供による受け入れ者の帰宅誘導

※　一時滞在施設は、適宜、災害対策本部へ受け入れ状況等を報告する。

【復旧対策】

基本方針

１　帰宅困難者の安全な帰宅を推進する

基本方針１　帰宅困難者の安全な帰宅を推進する

１　帰宅困難者の安全な帰宅の支援

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統括対策部	○　関係機関と連携し、徒歩や公共交通機関による帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。 ○　徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導する。
都　総　務　局	○　都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知する。 ○　報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知する。
多摩中央警察署	○　交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ○　避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。 ○　避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
多摩消防署	○　帰宅に支障となる火災等災害情報の提供を行う。
鉄道事業者 バス事業者	○　折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を市や報道機関に提供する。 ○　発災後、早期に運転の再開を目指す。
日本赤十字社 東京都支部	○　赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
日　本　郵　便	○　郵便局(４局)に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。 ○　郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。

機　関　名	対　策　内　容
	○　集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
事　業　者　等	○　帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員等の帰宅を開始する。 ○　災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者の帰宅を支援する。

□　詳細な取組内容

１　帰宅再開までの流れ

○　帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

○　職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、公共交通機関の運行再開後に順次帰宅することを想定している。

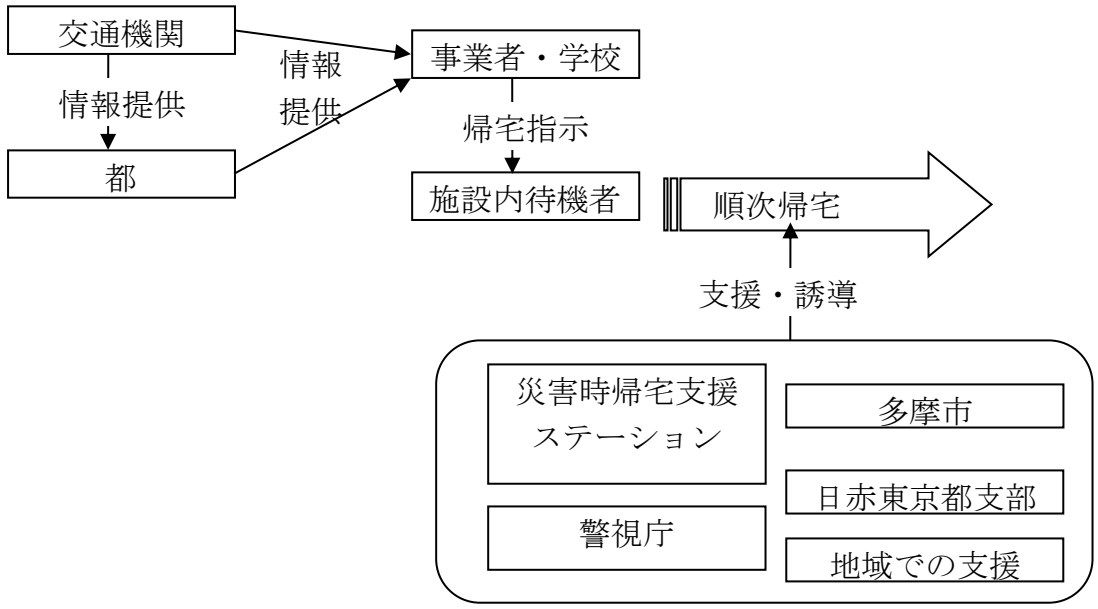
○　事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

○　都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

○　災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会は、鉄道の運行状況の情報を継続して提供する。

○　多摩市は、徒歩帰宅の支援に係る東京都の取り組みに協力するとともに、帰宅支援ステーションの周知を行う。

※　帰宅再開までの流れ【発災後概ね４日目以降】



第９章　避難者対策

【予防対策】

基本方針

１　多様な避難の推進と避難所・避難場所等の指定を行う
２　避難所の管理運営体制の構築を行う
３　感染症対策の検討を行う

基本方針１　多様な避難の推進と避難所・避難場所等の指定を行う

１　避難体制の整備

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 総務部 教育部 健康福祉部	○　適正な避難所利用の普及啓発を行う。 ○　避難方法の普及啓発を行う。 ○　避難路の指定を行う。 ○　近隣市と市境に位置する避難所の使用に係わる調整を行う。 ○　要配慮者の対策を推進する。 ○　発災時に備えた地域の実情の把握を行う。 ○　避難場所使用に関して他の区市町村と調整する。 ○　運営要領を策定する。 ○　避難場所、避難所、一時集合場所等を周知する。 ○　避難指示等発令基準を整備する。 ○　一時集合場所を選定する。
多摩中央警察署	○　多摩市や防災関係機関と連携し、市民や要配慮者に対し、震災時の避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。
多摩消防署	○　多摩市と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施を行う。 ○　救急直接通報等の活用を行う。 ○　地域が一体となった協力体制を推進する。 ○　社会福祉施設等と地域の連携を促進する

□　詳細な取組内容

１　避難の前提

○　「避難」とは難を避ける行動のことであり、避難所に行くことだけが避難ではないことを周知する必要がある。

○　避難者の生活環境の維持、向上のため、多様な避難方法について周知を行い、避難者一人ひとりが自身に適した避難を選択できるようにする。
○　自宅で生活ができる状況であれば、「在宅避難」が最優先である。
○　ホテル、親戚や知人宅への「縁故避難」も選択肢である。

（1）在宅避難

在宅避難とは、避難所は収容人数に限界があることから、発災後も、自宅等に留まり、身の安全を図るとともに、被災生活を送ることである。

（2）縁故避難

縁故避難とは、避難先は１次避難所（指定避難所）だけではなく、同じ災害に遭遇しない程度離れている、安全な親戚や・知人宅等へ避難し、被災生活を送ることである。

発災後、若しくは、発生の恐れがある場合に、避難することができる親戚や知人等と、お互いに避難することを確認する等、事前に連絡を取っておく。

（3）車両避難／テント避難

車両避難及びテント避難は、プライバシーの確保や他の避難者と接触を極力控えることが可能となる。

避難の分散及び避難場所の確保を図るため、車両避難及びテント避難の実施について検討する。

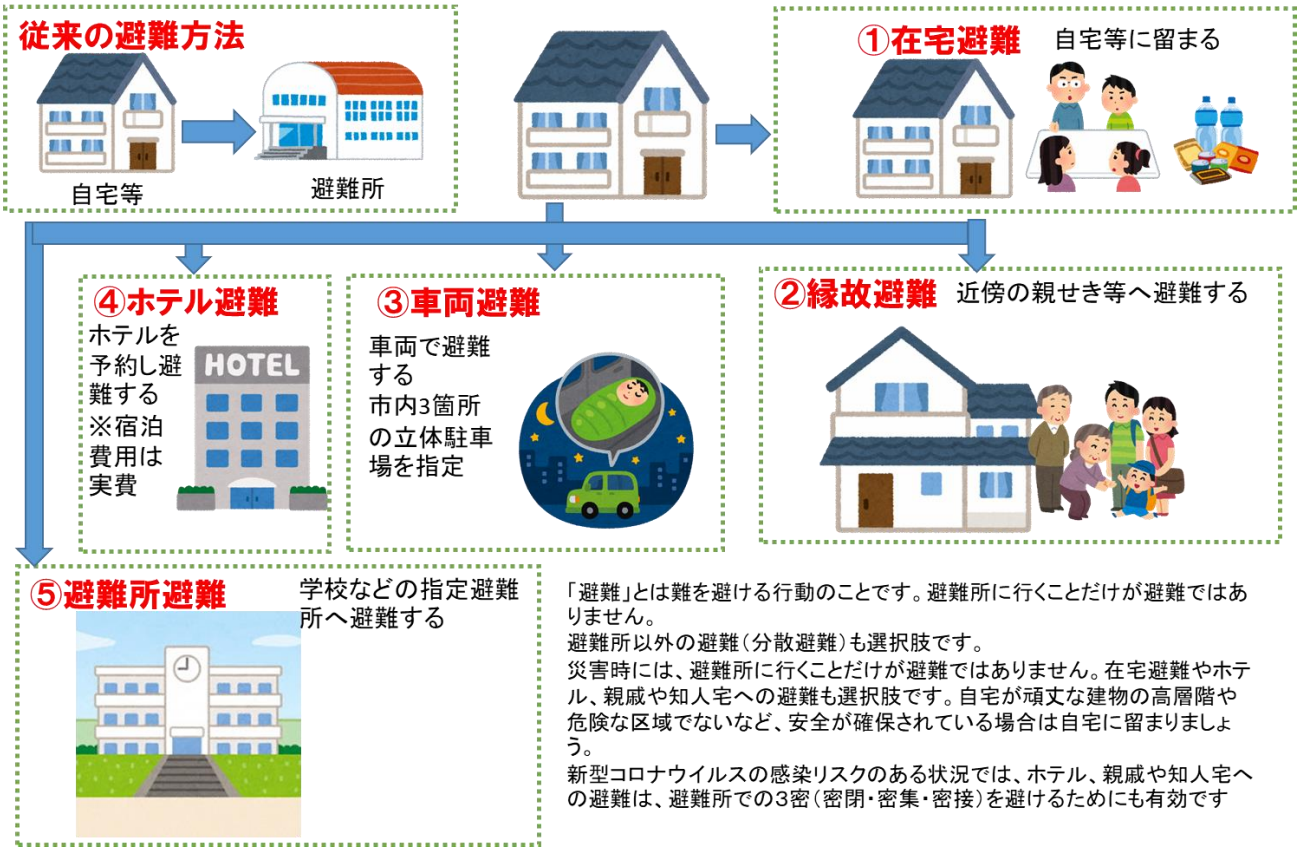
エコノミークラス症候群等、健康リスクへの対策も併せて検討を行う。

（4）避難所避難

原則、在宅避難や縁故避難など、他の避難方法を選択できない場合に、避難所に避難するものとする。

２　避難所での受け入れ

○　１次避難所（指定避難所）等は、自宅が倒壊する等、避難を余儀なくされた市民を受け入れる施設である。
○　市民は、可能な限り、在宅で避難できるような備えを行う。
○　市民は、感染症等を踏まえ、あらゆる避難方法を検討する。
○　市民は、大規模災害からの避難において、相互に協力する。
○　多摩市と市民は、要配慮者に対して積極的に支援の手を差し伸べる。
○　多摩市と市民は、自宅が倒壊するなど、生活の継続が困難な市民を確実に避難所で受け入れる。



３　避難体制の整備

○　自主防災組織又は自治会（管理組合等）の単位で、避難時における集団の形成や、それぞれの役割について、各地域の実情を踏まえ、あらかじめ定めておくようにする。

○　避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずる。措置内容はおおむね次のとおりである。

・　避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置する。
・　情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
・　傷病者に対し救急医療を施すため、緊急医療救護所・避難所救護所の設置及び、医師・看護師等を確保する。
・　避難所の生活環境の維持、向上に努める。
・　避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
・　避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

○　効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布を行い周知していく。

○　混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定

する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

○　以下の道路を避難路として位置付ける。

・　東京都耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路
（特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路）
・　通学路
・　建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路

４　避難に関する啓発

○　避難所での避難生活は、集団生活であるため、プライバシーの確保に一定の限界がある。更には、発災初期においては、毛布などの生活用品も十分には行き届かない可能性もある。

○　自宅に比べ、避難所生活とは、大変な不便を余儀なくされる。そこで、自宅等で避難生活が送れるような備えについて、普及啓発を行う

・　自宅の耐震化、家具転倒防止器具の設置を啓発する。
・　家庭用消火器や感震ブレーカーの設置を啓発する。
・　食糧や飲料水の備蓄を啓発する。
・　携帯トイレの備蓄を啓発する。

○　自主防災組織を中心とし、防災訓練の実施や防災マップの配布等により次の内容を啓発する。

・　一時集合場所、指定緊急避難場所、１次避難所（指定避難所）の役割、位置
・　一時集合場所を経由した避難所への避難方法

５　近隣市との調整

市境に位置する１次避難所（指定避難所）の開設、運営について、近隣市と調整を図る。

6　避難行動

地　震　発　生

まずは、落ち着いて自分の身の安全を守る
落ち着いて、火の始末をする





一時集合場所（公園や広場など）へ避難する

火災等があり、
一時集合場所
へ行けない

火災がない

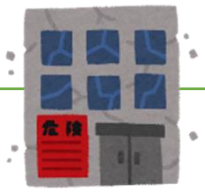
火災があるが、
一時集合場所が
安全

火災があり、
一時集合場所が
危ない

一時集合場所で待機

避難場所へ避難（学校のグラウンド・
大きな公園等）

火災がなくなる



家に被害があるか確認

被害がない

被害があり、
生活できない



家で避難生活・在宅避難



避難所（学校等）へ避難・縁故避難

地震発生
0 分

火の始末
2～5分

安否確認
安全確認
5～10分

避難行動
応急活動
10 分～半日

備蓄品で
生活する
半日～3日

避難生活
4 日目以降

２ 避難場所・避難所等の指定・安全化

□ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 教育部 施設管理者	○ 指定緊急避難場所・１次避難所（指定避難所）の指定及び市民への周知を推進する。 ○ 指定緊急避難場所・１次避難所（指定避難所）の安全性を確保する。 ○ 消防水利を整備する。
多摩消防署	○ １次避難所（指定避難所）における消防用設備等の維持管理状況等を確認する。
東京電力グループ 東京ガスグループ	○ 避難道路沿い施設の安全化を図る。

□ 詳細な取組内容

１ 一時集合場所

○ 多摩市では、全市立公園を一時集合場所に指定している。

○ 一時集合場所の指定や選定は、市民が家族と話し合い、市立公園以外の場所を含めて自由に決定する。

○ 一時集合場所には、次の目的や効果等がある。

（1） 目的

○ 災害時の避難行動において、家族や身近な住民同士が集団を形成するために、一時的に避難、集合するための場所である。

○ 避難場所や避難所は、一定の広さを有し、また、多数の避難者が集まるため、家族や身近な住民同士が迅速にまとまり、安否を確認することは困難である。

○ このことから、自宅から近くの一時集合場所で家族、近所同士の避難者が集まり、その後、避難場所や避難所に移動する。

○ また、集団を形成し、避難することは避難者の避難行動においても安全性の向上などの観点から有用である。

（2） 選定

○ 家族や自主防災組織、自治会などの身近な協力者と相談して選定する。

○ 公園や空き地等のオープンスペースを選定する。

○ 場所によっては、施錠されている場合がある為、注意する。

（3） 期待できる効果

○ 家族や親族等と、簡単に合流ができ、安否確認を行える。

○ 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。

○ 避難行動時から近隣相互の助け合いが可能となる。

○ 集合した人の動揺・不安を抑え、自宅が安全な人に自宅避難を誘導することができる。

○ 自主防災組織のリーダー等の指示や助言のもと、整然とした行動が確保でき

る。

（4）留意事項

○　自主防災組織や自治会等は、一時集合場所における集団の形成や自主統制について、地域の実情を把握するよう努める。

○　地震時には、自主防災組織を核に、一定の地域を単位に集団を形成して正しい情報を共有し、混乱の発生を防止する必要がある。

２　指定緊急避難場所

（1）法の趣旨を踏まえ、以下の基準において指定緊急避難場所を指定する。

○　災害の危険が切迫した緊急時において、安全性が確保される場所または施設で、市が指定するものであり、災害の種別に応じて定め、避難情報に基づき避難する場所であり、市立小中学校のグラウンドや、災害時応援協定締結した場合の民間施設等とする。

○　高潮、津波については、被害想定がないため指定しない。

○　内閣府令で定める異常な現象の種類については、その都度、決定する。

（2）指定緊急避難場所一覧

○　指定緊急避難場所・・・小中学校等のグラウンド

○　凡例（指定緊急避難場所の使用について）

○・・・使用可、×・・・・使用不可、△・・・・状況により判断

（3）箇所数

指定緊急避難場所・・・33 箇所

（令和７年３月現在）

	名称	場所	災害種別	
			地震	大規模な火事
1	多摩第一小学校	校庭	○	○
2	多摩第二小学校	校庭	○	○
3	多摩第三小学校	校庭	○	○
4	連光寺小学校	校庭	○	○
5	北諏訪小学校	校庭	○	○
6	東寺方小学校	校庭	○	○
7	南鶴牧小学校	校庭	○	○
8	聖ヶ丘小学校	校庭	○	○
9	西落合小学校	校庭	○	○
10	大松台小学校	校庭	○	○
11	諏訪小学校	校庭	○	○
12	永山小学校	校庭	○	○
13	瓜生小学校	校庭	○	○
14	東落合小学校	校庭	○	○

	名称	場所	災害種別	
			地震	大規模な火事
15	貝取小学校	校庭	○	○
16	豊ヶ丘小学校	校庭	○	○
17	愛和小学校	校庭	○	○
18	多摩中学校	校庭	○	○
19	東愛宕中学校	校庭	○	○
20	和田中学校	校庭	○	○
21	諏訪中学校	校庭	○	○
22	聖ヶ丘中学校	校庭	○	○
23	鶴牧中学校	校庭	○	○
24	多摩永山中学校	校庭	○	○
25	落合中学校	校庭	○	○
26	青陵中学校	校庭	○	○
27	旧南豊ヶ丘小学校	校庭	○	○
28	帝京大学小学校	グラウンド	○	○
29	都立永山高校	校庭	○	○
30	旧西落合中学校	グラウンド	○	○
31	旧豊ヶ丘中学校	校庭	○	○
32	市民活動・交流センター／多摩ふるさと資料館（旧北貝取小学校）	グラウンド	○	○
33	多摩大学及び多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校	グラウンド 芝生スペース	○	○

※　水害・土砂災害の指定緊急避難場所は、水害編を参照のこと

３　広域避難場所

○　大規模な市街地大火や浸水等のため、避難場所では身の安全が確保しきれない場合に避難する場所である。地区公園などの十分な面積がある屋外空地を指定している。

名　　称	所　在　地
多摩中央公園	多摩市落合 2-35
一本杉公園	多摩市南野 2-14
都立桜ヶ丘公園	多摩市連光寺 5 丁目
大谷戸公園	多摩市連光寺 5-17-1
並木公園	多摩市和田 1551

４　１次避難所（指定避難所）

法の趣旨を踏まえ、以下の基準において１次避難所（指定避難所）を指定する。

（１）１次避難所（指定避難所）の用途等

○　住家を滅失した者などを一時収容し、保護するための屋内施設である。

○　学校を中心とした公共施設や協定を締結した民間施設を１次避難所（指定避難所）として指定している。

○　学校施設を１次避難所（指定避難所）として開放する場合には、感染症対策も踏まえ、施設管理者との協議の上、使用できる区画は全て使用する。

○　協定を締結した民間施設を１次避難所（指定避難所）として開放する場合には、施設管理者から了解を得た部分のみを使用する。

○　「被災者を長期に収容する必要がある場合」や「要配慮者の避難生活の利便性」を考慮し、コミュニティセンターや総合福祉センター等の公共施設及び協定を締結した民間福祉関係施設等を福祉避難所等として指定している。（下記福祉避難所等参照）

○　１次避難所（指定避難所）は、災害の状況、収容人員等により統合分散を図る。

（２）１次避難所（指定避難所）の設備

○　１次避難所（指定避難所）に指定した施設には、地区防災倉庫を設置し、初動時の１次避難所（指定避難所）の設営に必要な資器材を配備する。　地区防災倉庫が設置できない場合は、当該施設を有効活用し資器材を配備する。

○　１次避難所（指定避難所）に指定した施設には、多摩市災害対策本部との通信を確保するため、防災行政無線を配備する。なお、協定締結施設等は、施設所有者の意向を十分に配慮する。

○　１次避難所（指定避難所）に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、耐震化を図る。

○　教育活動で使用しているインターネット環境を、災害時に市職員や避難者も活用できるよう検討を行う。

○　避難所となる公共施設のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備について、国等の支援を活用して設置し、避難所機能の向上を図る。

○　避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行い易くするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備の他、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。

○　災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）　等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

（３）１次避難所（指定避難所）の確保（拡充）

○　市立小・中学校を１次避難所（指定避難所）として指定する。

○　総合体育館、武道館、教育センター等、公共施設を可能な限り１次避難所（指定避難所）として指定する。

○　私立大学・都立学校・民間企業等と災害時応援協定を締結し、積極的に１次避

難所（指定避難所）として指定する。

○　小中学校（１次避難所（指定避難所））の統廃合により、近隣に１次避難所（指定避難所）がない地区が発生していること等を踏まえ、地域の実情に応じた、１次避難所（指定避難所）の確保充実に努める。

○　民間マンションなどを避難者の一時受入れ施設（１次避難所（指定避難所）に準じた施設）としての指定を検討する。

○　要配慮者の受入れ施設として福祉避難所等を指定する。（第 10 章参照）

（4）１次避難所（指定避難所）一覧

１次避難所（指定避難所）・・・・・・・・・小中学校等の体育館・校舎等（建物）

（5）箇所数

１次避難所（指定避難所）・・・・・・・・・34 箇所

（6）１次避難所（指定避難所）への受入れ

○　最大受入時

・　想定避難者 16,819 人を１次避難所（指定避難所）で受け入れる場合は、おおむね居室 3.3 ㎡あたり２人とする。

○　スフィア基準対応時

・　スフィア基準に対応した避難所運営をする場合は、おおむね居室 3.5 ㎡あたり１人とする。

○　感染症まん延時

・　パーティション等、隣のスペースと隔てるものがある場合は、おおむね居室 4.4 ㎡あたり２人とする。

・　パーティション等、隣のスペースと隔てるものがない場合は、おおむね居室 9.0 ㎡あたり２人とする。

	名　　称	所　在　地	収容人数			応急給水栓の有無	備　　考 テント避難場所候補地
			最大受入	感染症対応	スフィア基準		
1	多摩第一小学校	多摩市関戸 3- 2- 23	791	532	372	有	
2	多摩第二小学校	多摩市和田 75	621	427	292	有	並木公園
3	多摩第三小学校	多摩市乞田 712	533	359	251	有	乞田・貝取ふれあい広場
4	連光寺小学校	多摩市連光寺 3- 64- 1	539	368	254	有	
5	北諏訪小学校	多摩市諏訪 1- 60- 1	567	390	267	有	
6	東寺方小学校	多摩市東寺方 100	570	392	268	有	
7	南鶴牧小学校	多摩市鶴牧 5- 43	544	371	256	有	奈良原公園 鶴牧第２公園
8	聖ヶ丘小学校	多摩市聖ヶ丘 3- 66	506	344	238	有	聖ヶ丘緑地
9	西落合小学校	多摩市落合 5-6	538	371	253	有	奈良原公園
10	大松台小学校	多摩市鶴牧 6- 4	664	452	313	有	まろにえ公園
11	諏訪小学校	多摩市諏訪 5- 13	643	367	303	有	

	名　　称	所　在　地	収容人数			応急給水栓の有無	備　　考 テント避難場所候補地
			最大受入	感染症対応	スフィア基準		
12	永山小学校	多摩市永山 2- 8- 1	641	363	302	有	永山第１公園
13	瓜生小学校	多摩市永山 5- 13	610	344	287	有	永山第６公園
14	東落合小学校	多摩市落合 3- 24	655	368	308	有	落合第２公園
15	貝取小学校	多摩市貝取 3- 9	477	326	224	有	
16	豊ヶ丘小学校	多摩市豊ヶ丘 2- 4- 1	471	318	222	有	豊ヶ丘第９公園
17	愛和小学校	多摩市愛宕 1- 54	486	329	229	有	
18	多摩中学校	多摩市関戸 3- 19- 1	923	632	435	有	
19	東愛宕中学校	多摩市愛宕 1- 52	662	454	312	有	
20	和田中学校	多摩市和田 234	623	431	293	有	中和田橋公園
21	諏訪中学校	多摩市諏訪 5- 12- 1	749	511	353	有	
22	聖ヶ丘中学校	多摩市聖ヶ丘 2- 17	694	476	327	有	都立桜ヶ丘公園
23	鶴牧中学校	多摩市鶴牧 6- 5- 1	664	454	313	有	
24	多摩永山中学校	多摩市永山 2- 7- 1	705	479	332	有	永山北公園
25	落合中学校	多摩市落合 4- 14	727	496	342	有	落合第３公園
26	青陵中学校	多摩市貝取 2- 9- 1	667	453	314	有	貝取第４公園
27	桜ヶ丘ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	多摩市桜ヶ丘 1- 17- 7	211	138	99	有	原峰公園
28	総合体育館	多摩市東寺方 588-1	1,187	794	559	有	
29	諏訪複合教育施設	多摩市諏訪 5-1	292	191	137	有	
30	市民活動・交流センター／多摩ふるさと資料館（旧北貝取小学校）	多摩市貝取 1- 26- 1	333	219	156	有	
31	旧南豊ヶ丘小学校	多摩市豊ヶ丘 6-4	364	239	171	有	協定締結
32	帝京大学小学校	多摩市和田 1254-6	115	76	54	有	協定締結
33	都立永山高校	多摩市永山 5- 22	236	155	111	有	協定締結
34	多摩大学及び多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校	多摩市聖ヶ丘 4-1-1	612	417	289	無	協定締結
合計			19,620	13,036	9,236		

５　２次避難所（福祉的避難所）の指定

（１） 指定に関する留意点

○　コミュニティセンターや老人福祉館などの住環境が整備されている公共施設を指定する。
○　プライバシーの確保が区画化された施設を指定する。
○　畳などの日常生活に近い空間がある施設を指定する。
○　バリアフリー化されている施設を指定する。
○　災害時応援協定を締結し、民間福祉関係施設も指定することができる。
○　２次避難所（福祉的避難所）に受け入れる避難者数は、概ね居室 3.5 ㎡あたり１人とする。

（２） ２次避難所（福祉的避難所）

教育活動を早期に再開するため、応急仮設住宅等への入居までの間、より環境の整った２次避難所（福祉的避難所）を開設し、集約を図る。

	施設名	所在地	予定収容人員
1	連光寺老人福祉館	多摩市連光寺 3-57-1	51
2	豊ヶ丘老人福祉館	多摩市豊ヶ丘 5-6	105
3	諏訪老人福祉館	多摩市諏訪 5-4	117
4	東寺方老人福祉館	多摩市東寺方 626-7	95
5	関戸・一ノ宮コミュニティセンター	多摩市関戸 4-19-5	129
6	乞田・貝取コミュニティセンター	多摩市乞田 810	87
7	鶴牧・落合・南野コミュニティセンター	多摩市落合 6-5	109
8	貝取コミュニティセンター	多摩市貝取 4-5-1	105
9	愛宕コミュニティセンター	多摩市愛宕 3-2	97
10	聖ヶ丘コミュニティセンター	多摩市聖ヶ丘 2-21-1	117
11	唐木田コミュニティセンター	多摩市鶴牧 6-14	115
12	和田・東寺方コミュニティセンター	多摩市和田 2006-4	115
13	三方の森コミュニティ会館	多摩市和田 1254-12	29
合　計			1,271

基本方針２　避難所の管理運営体制の構築を行う

１　１次避難所（指定避難所）の管理運営体制の整備等

○　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 教育部 施設管理者	○　１次避難所（指定避難所）運営マニュアルを作成する。 ○　運営体制の整備を図る。 ○　１次避難所（指定避難所）の機能強化を図る。 ○　１次避難所（指定避難所）用物資の備蓄を推進する。 ○　１次避難所（指定避難所）施設管理者との連携を図る。 ○　１次避難所（指定避難所）で在宅避難者の支援を行うことを周知する。 ○　指定避難誘導施設を整備する。
多摩消防署	○　避難所の防火安全対策の策定等による多摩市の避難所運営支援を行う。

□　詳細な取組内容

１　１次避難所（指定避難所）の役割

○　１次避難所（指定避難所）は、在宅避難や縁故避難ができない避難者の生活の場という面だけでなく、災害時における物資や情報が集まる「地域避難生活運営センター」という役割を有している。

○　これからの避難所運営は、避難所避難者を縮減し、多様な施設を避難所として活用するとともに、避難所以外で地域に分散して避難生活している多くの在宅避難者・縁故避難者に、公平に避難生活支援が供与されることで重要である。

○　１次避難所（指定避難所）を地域で避難生活を送っている全避難者に対して支援を行う拠点施設として考え、地域の自助・共助と行政の公助が連携し、地域主体で運営を行う。

２　運営体制の整備

○　地域による防災対策は、地域の自主防災組織や自治会、管理組合等との連携のもと、マニュアル等の整備を行い、訓練などを通じて、運営体制の整備を図る必要がある。

○　災害時において、地域内の情報を収集するとともに、多摩市災害対策本部との連絡調整を図り、避難所の開設・運営を円滑に行うなど、共助の中心的役割を担う組織を防災連絡協議会と定め、地域が主体となって災害に立ち向かうための体制を整備する。

○　防災連絡協議会は、避難所の運営要領だけでなく、在宅避難者への対応、支援要領についても事前に検討を行う。

○　防災連絡協議会の役割や結成の必要性などを防災訓練、出前講座等を通じて、普

及啓発を行う。

○　女性や要配慮者等の多様なニーズに配慮した１次避難所（指定避難所）の運営体制を確保するため、日頃から、自主防災組織等において女性や要配慮者の支援者等の参画を推進するとともに、１次避難所（指定避難所）等でリーダーとなれる人材を育成する。

○　自主防災組織に対し、防災連絡協議会による１次避難所（指定避難所）運営方法を普及啓発する。

○　教職員等の施設職員と、１次避難所（指定避難所）の運営に係る役割分担を定めておく。

○　総合防災訓練等を通じて、市、学校及び市民との協働による宿泊訓練を行う。

○　避難所の運営において、より多くの女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、男女別更衣室・キッズルーム・授乳スペースの設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

３　１次避難所（指定避難所）の機能強化

○　災害時における通信機器や情報収集機器、インターネット環境を整備する。
（テレビ、ラジオ、インターネット、災害時優先公衆電話等）

○　応急給水栓、スタンドパイプ等の応急給水に必要な資器材を整備する。

○　避難者５０人あたり１基を基準として、マンホールトイレ等の上下水道の被害に対応したトイレの整備を行う。

○　避難所用の防災倉庫（地区防災倉庫等）の更新、増設、拡大等を検討する。

○　円滑かつ迅速に避難者を受け入れるとともに、要配慮者を適切に把握するため、マイナンバー等を活用した避難所の受付に関するシステムの導入を検討する。

４　１次避難所（指定避難所）用物資の備蓄

○　被害想定における避難者数に応じた衣類、寝具、食糧、飲料水等の物資を備蓄する。

○　健康で衛生的な避難所での生活を送るために、簡易ベッド、パーティション、入浴・温水シャワー用設備、清掃・衛生用品、口腔ケア用品を備蓄する。

○　特定の避難者が必要とする専門的な物資については、備蓄のほか、民間事業者と災害時応援協定を締結し、発災時に円滑に調達できる体制を整備する。
（生理用品、化粧品、女性用下着、アレルギー対応食品、柔らかい食べ物、宗教・文化的配慮を考慮した食料、おむつ、口腔ケア用品等）

５　１次避難所（指定避難所）施設管理者との連携

○　各学校長等と事前に協議し、避難所の運営時における施設・設備の取扱い、管理等について定めておく。

○　各学校長等と事前に協議し、避難所の運営時における施設職員（教職員等）との役割分担について定めておく。

○　避難を円滑に行うため、避難場所及び避難所の案内板を整備する。

○　設置した応急給水栓やマンホールトイレの取扱い確認・管理、機能点検等を実施する。

２　感染症への対応

○　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 総　　務　　部	○　事前予防を実践する。 ○　分散避難を推奨する。

□　詳細な取組内容

１　事前予防の実践

（1） 事前予防で在宅避難の可能性を高める

○　感染症対策は、感染防止の徹底と自己防衛が重要である。災害時において物資供給が滞ることを想定し、家庭内において、今までの備蓄品に加え、感染症対策物資の備蓄を行うとともに、避難所へ持参する非常持ち出し品も事前準備する。
例）マスク、消毒液、除菌シート、体温計、ビニール袋、ゴム手袋、ごみ袋（大・小）、石鹸、フェイスガード、室内履き等

２　分散避難

（1） 避難行動の多様化

○　感染症まん延状況では、「在宅避難」や親戚宅などの「縁故避難」で耐えることを基本的な対策とする。

○　どうしても在宅避難や縁故避難ができない人だけ「避難所避難」を行うことを位置づけ、避難所への避難者の集中による感染拡大を防ぐ。

（2） 避難所・避難場所の拡充

○　避難所での混雑を緩和するため、避難所（床面積）の拡充を図る。

○　民間企業等との災害時応援協定の締結により、避難所・避難場所の拡充を図る。

（3） 車両避難／テント避難の検討

○　車両避難やテント避難は、他の避難者と接触を極力控えることが可能となることから、分散避難や感染者との接触防止の観点から、車両避難及びテント避難について検討する。

第９章　避難者対策

【応急対策】

基本方針

１　避難所の管理運営体制の構築を行う
２　感染症対策を実施する

基本方針１　　避難所の管理運営体制の構築を行う

１　１次避難所（指定避難所）の開設・管理運営

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施　設　管　理　者	○　１次避難所（指定避難所）は、避難者及び在宅避難者等、避難している住民の統括的役割を担う ○　１次避難所（指定避難所）・福祉避難所等を開設する。 ○　１次避難所（指定避難所）・福祉避難所等を運営する。 ○　１次避難所（指定避難所）・福祉避難所等の運営等に関する報告を行う。 ○　１次避難所（指定避難所）・福祉避難所等において、要配慮者へ配慮する。 ○　要配慮者を福祉避難所等へ移送する。
多　摩　消　防　署	○　災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、多摩市への通報を行う。 ○　人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携した避難誘導及びその後の多摩市への通報を行う。 ○　被災状況を勘案し、必要な情報は、多摩市及び関係機関に通報する。 ○　多摩市からの避難指示の伝達を行う。

□　詳細な取組内容

１　開設の判断及び指示

○　多摩市災害対策本部長は、避難所施設対策部長に１次避難所（指定避難所）の一部又は全部の開設を指示する。

○　避難所施設対策部長は、多摩市内において震度６弱以上の地震が発生した場合に

は、１次避難所（指定避難所）を自動的に開設する。

○　避難所施設対策部長は、事前に定められた派遣の方法に基づき、速やかに開設が決定された１次避難所（指定避難所）へ職員を派遣する。

○　多摩市災害対策本部長は、１次避難所（指定避難所）開設にあたって、復旧復興・給水対策部長に対して応急危険度判定の実施を指示する。

２　１次避難所（指定避難所）の開設

○　避難所施設対策部から派遣された職員、施設職員、避難してきた市民が一体となって１次避難所（指定避難所）を開設する。

○　１次避難所（指定避難所）となった学校の教職員は、児童・生徒の安全確保を最優先事項とし、その確保等が終了した後、可能な限り１次避難所（指定避難所）の開設及び運営に協力する。

３　徒歩による避難の原則

○　１次避難所（指定避難所）への避難は、原則的に徒歩による（ただし、徒歩による避難が困難な要配慮者は除く）。

○　１次避難所（指定避難所）に自動車で乗り入れない原則について、平時から周知を行う

４　避難者の受け入れ（初動期の対応）

（１）避難者の受け入れ

①　受け入れ避難者の想定

○　１次避難所（指定避難所）は、住家が全壊、焼失等により、住家に住むことが不可能な市民等を再優先とする。

○　自宅での生活への不安などを理由とした避難者に対しては、ライフラインの被害がある市民等を優先する。

②　受け入れエリア

○　受付を設置し、受入れ人数等を把握する。

○　１次避難所（指定避難所）施設内で避難者を受け入れるエリアは、体育館を第一優先とする。（まずは体育館を開放）

○　避難者の増加等、避難の状況を勘案して体育館以外の校舎等を可能な範囲で使用する。

○　体育館とは別に、施設内に福祉避難スペースを設定し、要配慮者等の避難スペースとする。なお、福祉避難スペースでの生活が困難な場合は、福祉避難所又は開設されている最寄りの２次避難所（福祉的避難所）での受け入れを行う。

○　体育館の次に１次避難所（指定避難所）施設内で避難者を受け入れるエリア（建物及び部屋等）は、事前に施設管理者（学校避難所にあっては学校長）及び避難所施設対策部と協議し、受け入れるエリア及びその順番を決定し受け入れる。

○　協議が行えない場合は、原則として、職員室・保健室等、使用できない場所を決定し、特別教室を優先的に使用して受け入れを行う。

③　居住区域の割振り

○　１次避難所（指定避難所）に到達した者が早く居場所を確保してしまう、いわゆる「早い者勝ち」で決めない。

○　可能な限り自主防災組織又は自治会等を単位とし、集団で受入れる。

○　希望により、女性は適宜グループを作り、女性専用室を用意する。

○　床面に色テープ等で共住区や通路等を掲示し、わかりやすいものにする。

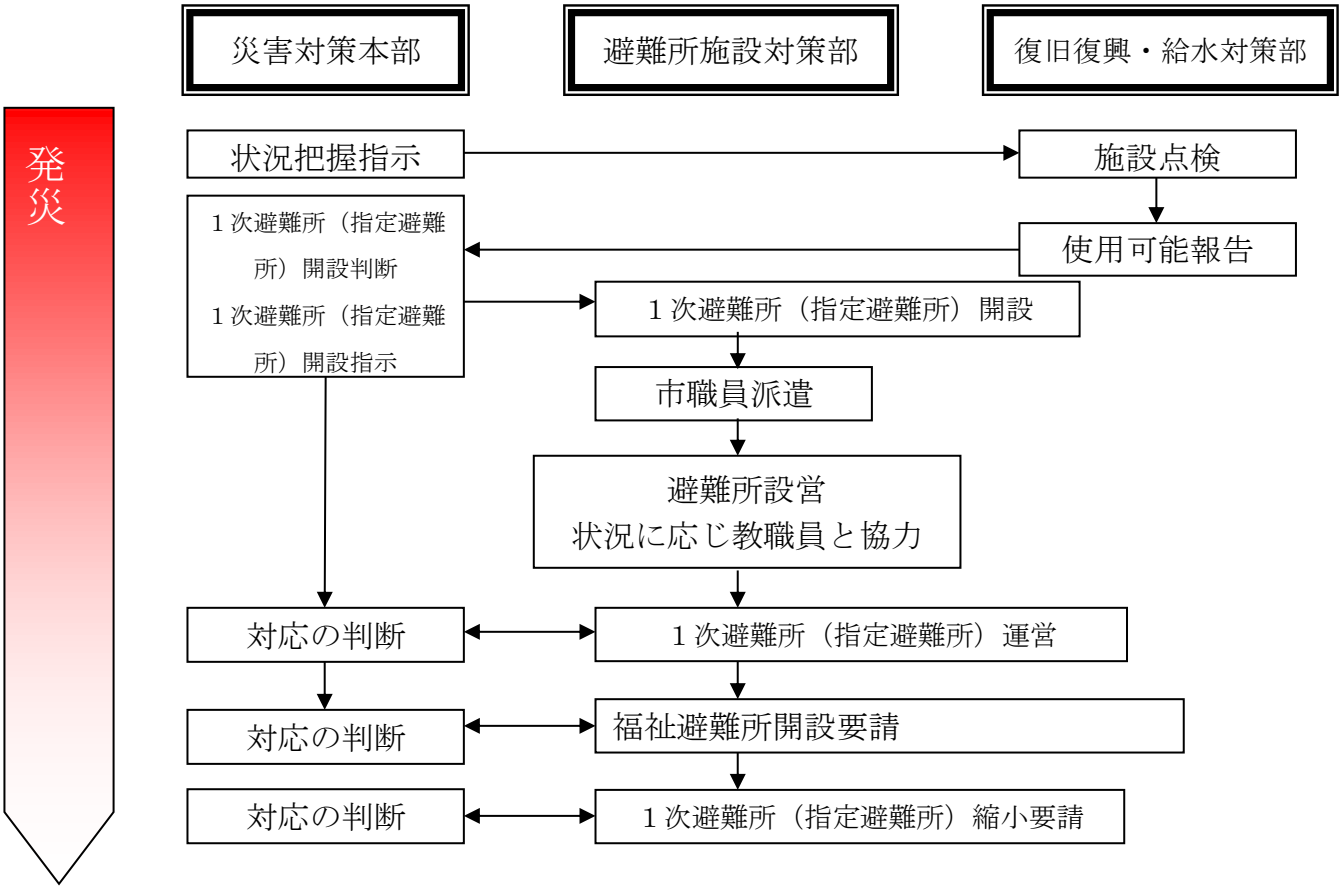
○　事態が落ち着いた段階（数時間～１、２日程度）を見計らい、自宅が無事であった避難者へ帰宅を促すとともに、避難者数の状況に応じて、適宜一人当たりのスペースを拡張していく。

（２）開設の期間

○　原則として災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害対策本部長は、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事へ事前に報告し、期間を延長する。

○　避難所施設対策部長は、避難所の閉鎖が可能となった場合は、避難所を閉鎖し、より環境の整った２次避難所（福祉的避難所）等への集約を図る。

○　災害対策本部長は、１次避難所（指定避難所）の閉鎖を決定した場合には、避難所施設対策部長に閉鎖を指示する。



５　１次避難所（指定避難所）の運営（初動～中・長期的対応）

（１） 運営

①　運営方針

○ 学校施設を１次避難所（指定避難所）として使用する際に児童・生徒が在校中の場合には、児童・生徒の安全確保を最優先とする。
○ 避難所施設対策部の派遣職員、教職員等の施設職員、避難者が連携し、初動期の１次避難所（指定避難所）を運営する。
○ 避難所施設対策部長は、災害対策本部と密接な連携を図り、１次避難所（指定避難所）運営を行う。
○ １次避難所（指定避難所）の運営には、要配慮者への配慮や女性の視点等も十分に取り入れる。
○ 被災者は、着の身着のままで避難してくる場合があるので、迅速かつ、親切な対応に心掛ける。
○ 公平な運営に努める。
○ 避難所施設対策部長は、１次避難所（指定避難所）の運営が軌道に乗った場合、また、市職員等の要員が確保できない場合は、巡回にて運営に携わる。
○ 避難所の運営は、避難者を中心に、自主防災組織、自治会、ボランティア等により組織する避難所運営協議会を設置し、役割分担等を定め、自主運営を目指す。

②　体制

○　避難所施設対策部の派遣職員は、教職員等の施設職員の協力を得て、避難者と連携し、１次避難所（指定避難所）の業務を分担して、１次避難所（指定避難所）の管理運営を行う。
○　避難所施設対策部の派遣職員は、医療救護班、保健活動班等と連携し、１次避難所（指定避難所）の専門性の高い業務を処理する。
○　避難所施設対策部の派遣職員は、避難者の代表、施設管理責任者と避難所運営協議会を設置し、１次避難所（指定避難所）を運営する。
○　避難者の円滑な協力を確保するために、避難所運営協議会責任者は、避難者から選出する。
○　避難所施設対策部の派遣職員は、避難所運営協議会による自主運営が確立した場合には、側面からの支援を行う。
○　避難所施設対策部の派遣職員は、他自治体から派遣された応援職員やボランティア等を有効に活用する。

（２） 具体的な運営の手順

①　避難者名簿・台帳の作成

○　避難所施設対策部派遣職員は、（又は自主防災組織リーダー等）は、避難所を開設した際、「避難者カード」を配り世帯単位に記入し、提出するよう指示する。
○　避難所施設対策部派遣職員は、集まった「避難者カード」を基にして「避難

者台帳」を作成し、保管するとともに避難所施設対策部長へ報告する。

○　避難者の受付に際しては、デジタル技術等を活用した迅速な受付方法も選択肢に入れる。

②　運営状況の報告及び運営記録の作成

○　避難所施設対策部派遣職員は、避難所の運営状況について１日に１回、避難所施設対策部長へ「避難所日誌」を提出する。

○　傷病者の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告するとともに必要な措置を行う。

③　自主防災組織等、避難者からのリーダーの選出及び役割

○　避難所施設対策部派遣職員は、自主防災組織ごとに住民代表者（リーダー）を選出するよう避難者に要請する（自主防災組織の会長が避難しているとは限らない）。

○　選出された住民代表者（リーダー）は、避難所を運営するために必要な役割分担及びルールづくりを行う。

○　防災連絡協議会において、避難所について役割分担を定めている避難所は、その組織を十分に活用する

○　避難所の運営には、住民代表者（リーダー）の人数の半数（最低でも３割以上）を女性とするなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いに的確な対応を行う。

○　衛生管理担当者を指定し、避難所の衛生管理を行う。

○　防火防災担当責任者を指定し、防火防災安全対策を講じる。

○　その他、次のようなルールを確認する。

・　避難生活のルールづくり
・　余震対策
・　公的機関・避難所担当職員からの避難者への指示・伝達事項の周知
・　物資の配布活動等の補助
・　居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
・　車両避難者、テント避難者への支援対策
・　自宅避難者への支援対策
・　防疫活動等への協力
・　施設の保全管理
・　防犯対策
・　防火対策
・　ペットの取扱い

（３） 避難者への情報提供

○　迅速かつきめ細やかな情報提供に努める。

○　掲示板、ラジオ等の設置、臨時広報の発行等のあらゆる媒体を活用する。

○　要配慮者にも情報が共有できるよう配慮する。

○　物資の配給等の情報提供は、専用掲示板を活用するなど、公平に避難者全員が

共有できるように配慮する。

○　やさしい日本語や多言語による情報提供に努める。

○　可能な限りイラストやピクトグラムを併記する。

（4）食糧・生活必需品の給与・貸与

○　避難所施設対策部の派遣職員は、地区防災倉庫の資器材、食料を有効に活用する。

○　避難所施設対策部の派遣職員は避難者の規模、天候等を考慮し物資の要請を行う。

○　避難所施設対策部の派遣職員は、在宅避難者からの物資の要望を取りまとめ、物資の要請を行う。

○　避難所施設対策部長は、各１次避難所（指定避難所）からの物資の要望を取りまとめ、災害対策本部へ要請する。

○　被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、避難所運営協議会で分担した担当者がボランティア等と協力して行う。

○　被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、災害救助法及び災害救助法施行細則を参考に行う。

（5）トイレ機能の確保

①　避難所施設対策部の派遣職員は、携帯トイレを活用し、トイレ機能を確保する。

○　避難所開設後、速やかに地区防災倉庫の携帯トイレを既存のトイレに設置し、使用する。

○　清掃対策部に仮設トイレの搬入を要請する。

②　避難所施設対策部の派遣職員は、次の事項を考慮し、組立式トイレや仮設トイレを設置する。

○　地区防災倉庫の組立式トイレ及びマンホールトイレを有効に活用する。

○　発災後３日目までは、し尿の収集・運搬が困難な事から、可能な限り、し尿収集を必要としない災害用トイレを活用する。

○　発災後４日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて活用する。

○　災害用トイレの設置場所は、衛生面、防犯面、プライバシー等を配慮する。

６　車両避難場所・テント避難場所の確保

○　小中学校の避難所において、校庭や駐車場、隣接する公園などを車両避難やテント避難（キャンプで使用する物）のスペースとして確保することとする。

７　車中泊等で生活する被災者への対策

○　１次避難所（指定避難所）への避難が原則となるが、やむを得ず、車中泊等で生活する被災者については、１次避難所（指定避難所）内の駐車場等において、必要な物資の配布、正確な情報の伝達、エコノミークラス症候群予防等のための保健師チームによる健康相談等により生活環境の確保が図られるよう努める。

８　生活衛生環境の確保

○　「環境衛生指導班（東京都が派遣）」や「保健師チーム（多摩市が派遣）」等と連

携し、生活衛生環境を確保する。

○　季節に応じた、暑さ･寒さ対策を行う。
○　１次避難所（指定避難所）の過密状況やプライバシーの確保状況を把握する。
○　立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
○　手洗い、うがい等の励行を周知する。
○　適切なごみの排出方法、トイレの使用方法などを周知する。
○　生活環境上必要な物資を確保する。
○　必要に応じて、飲用に供する水の消毒を行う。
　なお、避難者における自主的な消毒が実施できるよう考慮する。（消毒剤の配布、消毒方法の指導）
○　担当者を指定するなど、食品の衛生的な取り扱いを行う
・　賞味期限の確認、食品の衛生管理
・　調理器具の洗浄殺菌と使い分け
・　残飯、廃棄物等の適正処理
○　洗濯や物干しが行えるよう配慮する。
○　入浴施設の活用、簡易入浴施設の設置又は、入浴代替品（清拭シート、ドライシャンプー等）を要請する。
○　災害関連死の原因の一つである、誤嚥性肺炎を予防する観点から適切な口腔ケアの方法を周知する。
○　１次避難所（指定避難所）の防犯対策の促進を行う。

９　在宅避難者への対応

○　避難所施設対策部派遣職員は防災連絡協議会と連携し、以下の取り組みを行う。
○　在宅避難者名簿の作成
○　在宅避難者の安否確認
○　在宅避難者への食糧・物資の配給（受け渡しは避難所で行う。）
※特に、食事配布時の声掛けや健康観察は、配慮の必要性に気づく重要な取り組みとなることから、自主防災組織等の代表者には、十分に配慮するように伝える。
○　在宅避難者への情報提供（自主防災組織代表等へ伝達し、組織的に周知してもらう）
○　在宅避難者のボランティアニーズの把握
※在宅避難者のニーズ対応は、基本的にはボランティアを活用して実施できるよう、災害ボランティアセンターとの連携を深める。

１０　報告

（１）通信体制の確保

○　各１次避難所（指定避難所）は、災害対策本部（避難所施設対策部経由）との通信手段を確保する。
○　災害時優先公衆電話（地区防災倉庫内の備蓄用品）
○　防災行政無線機
○　その他の手段

（２） 報告の手順

○ 各１次避難所（指定避難所）は、避難所施設対策部長に１次避難所（指定避難所）の開設、閉鎖及び運営状況を報告する。

○ 避難所施設対策部長は、１次避難所（指定避難所）の開設、閉鎖及び運営状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告する。

○ 報告の時期は、定期又は臨時に報告を行う。

11 避難所が不足した場合の対応

○ 多摩市災害対策本部長は、UR 賃貸住宅、民間賃貸住宅、民間企業が所有しているホールや会議室等を借り上げ、当該施設を１次避難所（指定避難所）として指定する。

○ 多摩市災害対策本部長は、１次避難所（指定避難所）に指定されていない公共施設や地域の自治会館など、１次避難所（指定避難所）に指定されていない施設に避難者が避難している場合は、必要に応じて、当該施設を指定（臨時）避難所として指定することができる。なお、指定に際しては、当該施設の耐震性などを十分に注意し指定すること。指定（臨時）避難所の必要物資等については、指定（臨時）避難所からの要請に基づき、運搬を行う。なお、輻輳等の理由により指定（臨時）避難所から市への連絡ができない場合は、最寄りの１次避難所（指定避難所）の通信機器を活用するものとする。

12 東京都への報告

多摩市災害策本部は、避難所等を開設した場合、次の事項を東京都に報告する。

○ 開設日時、開設場所、開設予定期間等

○ 避難者数

○ 介護等に特段の配慮を要する避難者数及びその状況

○ 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

○ 多摩市災害策本部は、東京都への報告内容を多摩消防署及び多摩中央警察署へ連絡し、必要な措置を依頼する。

13 女性・要配慮者への配慮

（１） 女性に配慮した1次避難所（指定避難所）運営

○ １次避難所（指定避難所）の運営における女性の参画を推進する。

○ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置に配慮する。

○ 生理用品、化粧品、女性用下着等の専用物資を調達する。（女性による配布）

○ パトロールの実施や照明の配置による１次避難所（指定避難所）の防犯対策を充実させる。

○ 子育て家庭のニーズに配慮した１次避難所（指定避難所）の運営に努める。

（２） 要配慮者に配慮した1次避難所（指定避難所）運営

○ 避難者同士が要配慮者の避難生活を支援する環境を構築する。

○ １次避難所(指定避難所)運営における要配慮者の支援者等の参画を推進する。

○ 通路等の段差解消、幅員の確保（バリアフリー化）、洋式トイレ等の設置に配

慮する。

○　やわらかい食事、介護用おむつ等の専用物資を調達する。
○　必要に応じ、介護職員等の派遣を要請する。
○　必要に応じ、福祉避難所等へ移送を要請する
○　巡回相談や相談窓口等を設けて、ニーズを把握する。
○　要配慮者（外国人を含む。）への情報提供（情報保障）の充実に努める。

（3） 在宅の要配慮者支援

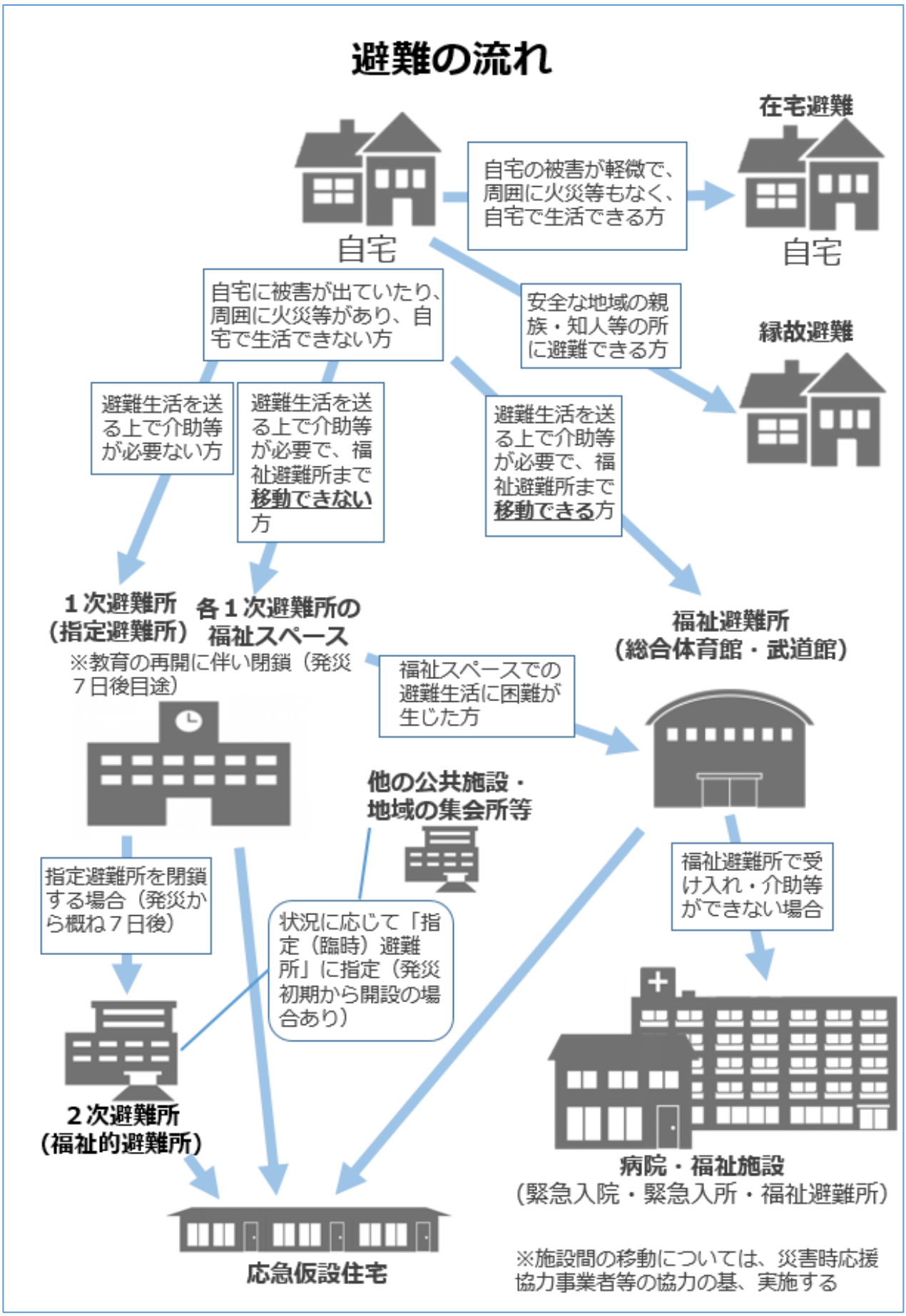
○　福祉医療対策部は、１次避難所(指定避難所)や福祉避難所以外にも、自宅等に在宅している要配慮者に対して、必要な支援を行うよう努める。

14　福祉避難所への移送等

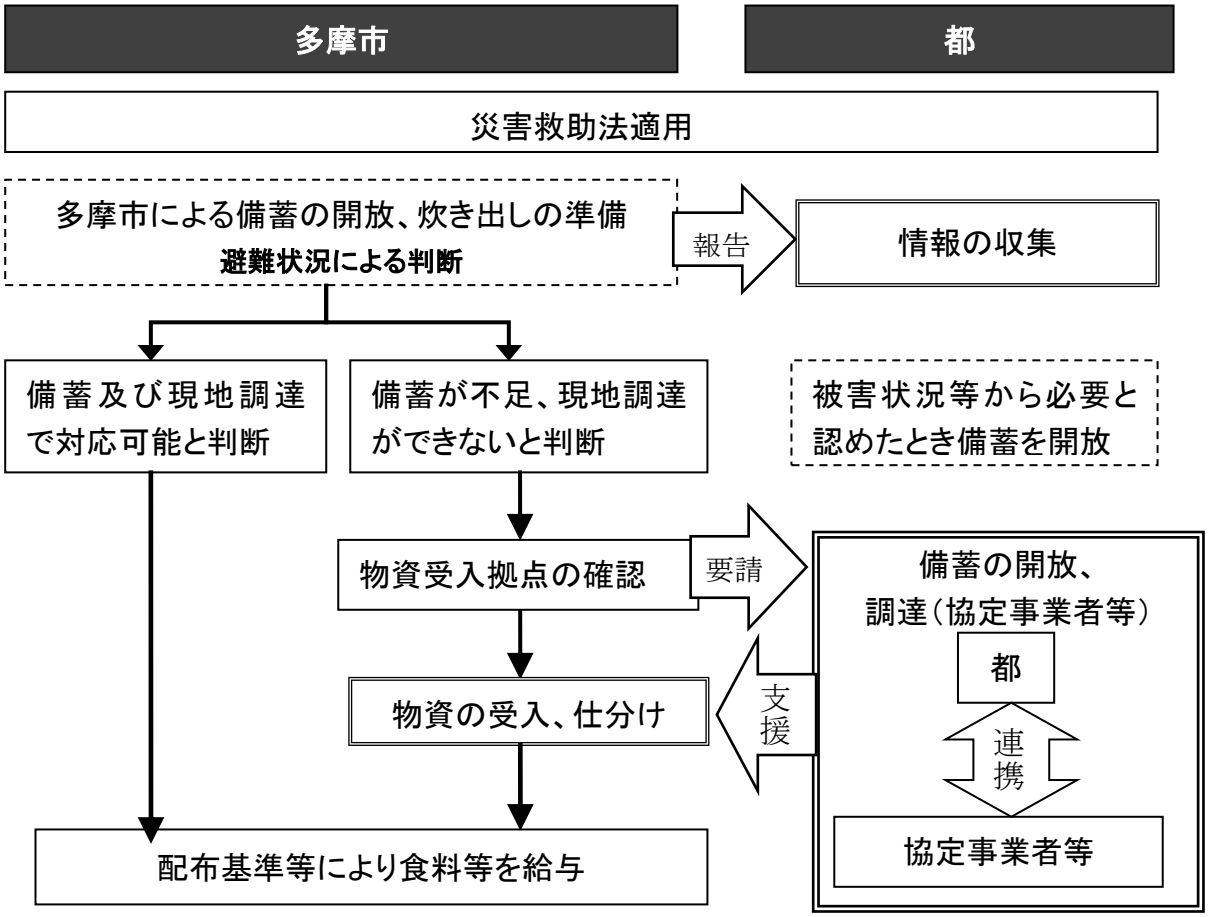
○　避難所施設対策部長は、福祉医療対策部長（福祉班）と連携し、避難所避難者や在宅避難者の中で福祉避難所への移動が必要な対象者を選定し、取りまとめ、災害対策本部に移送を要請する。
○　統括対策部長は、災害時応援協定を締結している民間協力機関等から車両を調達し、移送を実施する。
○　福祉医療対策部長（福祉班）は、福祉避難所への移送に際し、可能な限り支援者を同乗させる。

15　2次避難所（福祉的避難所）の開設

○　避難所施設対策部長は、１次避難所（指定避難所）の閉鎖が可能となった場合は、１次避難所（指定避難所）を閉鎖し、より環境の整った２次避難所（福祉的避難所）を開設し、集約を図る。
○　２次避難所（福祉的避難所）においては、避難者の生活環境の向上及び健康管理に努める。


避難の流れ
在宅避難
自宅
自宅の被害が軽微で、周囲に火災等もなく、自宅で生活できる方
自宅
自宅に被害が出ていたり、周囲に火災等があり、自宅で生活できない方
安全な地域の親族・知人等の所に避難できる方
縁故避難
避難生活を送る上で介助等が必要ない方
避難生活を送る上で介助等が必要で、福祉避難所まで移動できない方
避難生活を送る上で介助等が必要で、福祉避難所まで移動できる方
１次避難所
（指定避難所）
各１次避難所の福祉スペース
※教育の再開に伴い閉鎖（発災７日後目途）
福祉避難所
（総合体育館・武道館）
福祉スペースでの避難生活に困難が生じた方
他の公共施設・地域の集会所等
指定避難所を閉鎖する場合（発災から概ね７日後）
状況に応じて「指定（臨時）避難所」に指定（発災初期から開設の場合あり）
福祉避難所で受け入れ・介助等ができない場合
２次避難所
（福祉的避難所）
病院・福祉施設
（緊急入院・緊急入所・福祉避難所）
応急仮設住宅
※施設間の移動については、災害時応援協力事業者等の協力の基、実施する

【１次避難所（指定避難所）における物資供給のスキーム】



※　参考一覧

１次避難所（指定避難所）運営に関わる各種様式（例）

	内　　容	様　式
諸記録及び報告	１次避難所（指定避難所）の運営管理状況等必要な記録（収容者名簿、日誌、物品受払簿等）を行い、本部へ報告する。	資料編を参照
記録事項	避難者名簿	
	物品受払簿	
	１次避難所（指定避難所）開設日誌	
	１次避難所（指定避難所）受入れ状況報告	
	１次避難所（指定避難所）勤務状況表	
	支援物資等の受領書	
本部報告事項	１次避難所（指定避難所）開設（閉鎖）報告	
	１次避難所（指定避難所）受入れ状況報告	
	給食状況の報告 （朝食、昼食、夕食の見込み人員・済人員）	

２ 動物救護

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市避難所施設対策部 清掃対策部	○ １次避難所（指定避難所）等における同行避難動物の飼養場所等を確保する。 ○ １次避難所（指定避難所）等における動物の適正飼養の指導等を行う。 ○ １次避難所（指定避難所）等における動物の救護等を行う。 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供

□ 詳細な取組内容

１ 飼養場所の確保

○ 避難所施設対策部長は、１次避難所（指定避難所）におけるペットの同行避難者を受入れる。
ペットとは、一般家庭で飼育されている犬、猫、小鳥その他小動物とする。

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、各１次避難所（指定避難所）において、動物専用の区域を設定し、動物の飼養場所を施設に応じて確保する。

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、玄関や活用していない出入り口など、見逃しているスペース等を活用し、ペットの居場所を確保する。

○ 清掃対策部長は、１次避難所（指定避難所）内に飼養場所を確保することが困難な場合は、近隣の公園等に飼養場所を確保する。

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、動物に対してアレルギーを持つ人、免疫力が低下している人、動物の苦手な人等への配慮も踏まえ、避難者の居住スペースとは別の場所で飼養させる。（ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬は除く。）

２ 適正飼養の指導等

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主に対して、ケージ等に動物を収容するよう指導する。

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主の責任において、排泄の処理及び飼料の賄を実施するように指導する。

○ 避難所施設対策部長は、必要により１次避難所（指定避難所）でのペットの飼育指導に際して、清掃対策部長に応援を要請する。

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、車両の中で飼育する事を促すことも検討する。

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、 飼養場所を利用する飼い主に対し、ルールの周知を図り、給餌場所の清掃等を行うように指導する。

○ 避難所施設対策部の派遣職員は、飼育動物の取扱いに苦慮した場合は、「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省・平成 30 年 3 月発行）」等を参考に対応する。

３ 飼い主の役割

○　飼い主は、ケージや首輪、鎖、リード、ハーネス等を持参し、原則として飼養場所のみで飼養する。
○　飼い主は協力して飼養場所の衛生管理及び動物をめぐるトラブルの防止に努める。
○　原則として、ペットの食料、水、ケージ、トイレ用品は飼い主が準備する。
○　ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより飼い主を明確にする。

４　動物の救護等

○　清掃対策部長は、多摩市獣医師会等に対して、１次避難所（指定避難所）における負傷動物の救護及び治療にあたるよう要請する。
○　清掃対策部長は、都福祉保健局と連携し、放し飼い状態の被災動物を保護する。

３　ボランティアの受入れ

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 避難所施設対策部 福祉医療対策部	○　マニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れを行う。 ○　多摩市災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣する。

□　業務手順･取組内容

○　避難所施設対策部長は、１次避難所（指定避難所）からのボランティア派遣の要請を取りまとめ、災害対策本部に報告する。
○　福祉医療対策部長（福祉班）は、多摩市災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を指示する。
○　福祉医療対策部長（福祉班）は、必要により避難所施設対策部長からのボランティアの派遣要請を待たずに自主的に派遣を指示することができる。
○　各１次避難所（指定避難所）は、派遣されたボランティアを受入れ、有効に活用する。

基本方針２　感染症対策を実施する

１　感染症流行時における避難所の設置

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 避難所施設対策部 福祉医療対策部	○　避難所内の基本的な感染防止策の徹底 ○　定員管理の徹底 ○　避難所に関する対策

機 関 名	対 策 内 容
施 設 管 理 者	○ 資器材等の確保 ○ 避難者の健康管理体制の構築 ○ 発熱や咳等の症状がある者のための専用スペースの確保

□ 具体的な取組

１ 避難所における基本的な感染防止策の徹底

避難所における感染拡大を防止し、避難者の安全・安心な生活を確保する。

○ 教室も使用し小規模な集団を形成できるようにする。
○ 机やイスを用いて避難生活空間の設計をする等、小集団に分区画化を検討する
○ 避難空間の開放性を高めて、定期的な空気の入れ替えを行う。
○ 基本的に人と人との間隔を２ｍ確保する。

２ 定員管理の徹底

○ 避難所ごとに、利用空間のレイアウトと受け入れ定員を設定する。
○ 定員数や優先的な受け入れなど、避難者に関する考え方を地域住民と事前に検討を行う。
○ 定員管理を行う上で、分散避難（在宅避難、縁故避難など）について、地域の全体の協力を得ておくことが必要。

３ 避難所に関する対策

感染症がまん延している状況では、平常時と同様な避難所の運営は行えない。
衛生面に配慮しながら、感染症対策を講じ、避難所の開設を行っていく必要がある

（1） 可能な限り多くの避難所確保

○ 避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、多く床面積を確保した避難所を開設する。

（2） １次避難所（指定避難所）内の有効活用

○ 体育館等が避難所となる学校施設では、特別教室に加えて普通教室等も活用する。
○ 総合体育館などの学校施設以外の公共施設では、施設内において避難できる場所は、いかなる場所でも有効に活用する。

（3） 民間施設の活用

○ 市内の企業が保有する施設について、災害時応援協定の締結により、災害時に使用できる仕組みの構築を図る。
○ 発想の転換を行い、会議室が多い施設は、家族単位での避難に適していることから、感染症まん延時における１次避難所（指定避難所）としての指定を検討する。

（4） １次避難所（指定避難所）における収容人数の算定

○ ２人／４．４㎡が感染症蔓延期の避難生活の基準となることから、面積確保を行う。
○ 収容人数の算定に当たっては、家族ごとに1m～２m の距離を確保する。

（5） 避難所でのスペースの確保等

○ 家族ごとに 1m～２m の距離を確保できるようレイアウトや収容可能な人数について検討し、必要に応じて、パーティションやテントを活用できるよう準備を進める。

○ 発熱や咳等の症状がある者のための専用のスペースを確保する。

○ 発熱や咳等の症状がある者のための専用のスペースや 専用トイレは、一般の避難者とは、ゾーンや動線を分けること。

４ 資器材等の確保

（1） 資器材等の準備及び必要数の把握

○ 資器材の備蓄状況を確認する。

○ 感染症対策に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

（2） 準備しておくことが適当な資器材等

○ マスク、アルコール消毒液、体温計、除菌シート、ハンドソープ、家庭用洗剤、次亜塩素酸溶液、ペーパータオル、簡易トイレ（専用スペース用）、使い捨て手袋、ガウン（袖付き）、キャップ、ゴーグル、フェイスシールド など

（3） 避難所用資器材

○ パーティション、テント、ベッド、ビニールシート、仮設トイレ など

５ 避難者の健康管理体制の構築

（1） 保健師チームの派遣

○ 避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、保健師チームを派遣し体調管理を行う体制を構築する。

○ 避難所に保健師等を派遣又は巡回させ、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図る。

○ 発熱や咳等の症状がある者への対応について、関係機関等と協議し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。

○ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、事前に南多摩保健所と、連絡体制の整備や対応方法等の検討を行う。

（2） 健康管理への啓発

○ 感染防止対策の徹底等を避難者に呼びかけるため、避難所に掲示する案内（ポスター等）を事前に準備する。

６ 発熱や咳等の症状がある者のための専用スペースの確保（一部再掲）

（1） 専用スペース

○ 発熱や咳等の症状が出た者のために、それぞれ専用のスペースを確保する。

○ 可能な限り、専用スペースは個室とし、専用のトイレを確保すること。

○ 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレを確保すること。

（2） その他の留意事項

○ 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。

○ 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティショ

ン、ビニールシート、テント等を準備する。

○　発熱や咳等の症状がある者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とは、ゾーンや、階段や通路など動線を分けること（専用階段、 専用通路の確保が困難な場合は、時間的分離・消毒の工夫を検討し、健康な者との兼用はしないこと)。

２　避難所における感染症対策

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施　設　管　理　者	○　避難所における具体的な感染症対策 ○　避難者の健康確認・健康管理 ○　発熱や咳等の症状がある者への対応

□　具体的な取組

１　避難所における具体的な感染症対策

○　避難者や避難所運営スタッフは、頻繁にハンドソープによる手洗いやアルコール消毒液で手指消毒する（食事前、トイレ使用後、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケットなど基本的な感染対策を徹底する。

○　飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。

※　水が十分に確保できず、手洗いの徹底に支障がある場合は、アルコール消毒液で代用する。

- アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- 避難所内は、十分な換気を行うとともに、家族ごとに1m～２m 程度の間隔の確保やパーティションやテントの活用などにより、避難所内で密集しないよう留意する。　※　換気は定期的に（１時間に２回程度）行う。

○　食事時間をずらして密集・密接を避けるとともに、食事の際には、飛沫感染等に配慮して、対面での着座を避ける等の工夫をする。

○　アルミベット等や布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。

○　避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは土足で入らない。

○　避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、基本的な感染防止策を避難者に呼びかける案内（ポスター等）を掲示する。

２　避難者の健康確認･健康管理

○　避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行うこと。なお、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。

○　健康状態の確認の結果、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いがある者は、専用のスペースに隔離する。
○　避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
○　高齢者・基礎疾患を有する者は、重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）

３　発熱や咳等の症状がある者への対応

○　兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。
○　なお、やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫を行う。
○　感染が疑われる症状を発症した場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせ、その処遇について、医師の判断に従う。
○　医師の診察の結果、感染症の罹患が疑われ、検査を受ける場合、 結果が出るまでの間の当該者の処遇は医師の指示に従う。
○　発熱や咳等の症状がある者のための専用スペース等には、隔離したこれら避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための専属のスタッフを配置し、一般の避難者とは接触しない体制をとる。
○　なお、当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
○　発熱や咳等の症状がある者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

３　避難所閉鎖における清掃について

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	○　避難所の清掃

□　具体的な取組

１　避難所の清掃

避難所を閉鎖する際、感染症まん延時には特に厳重に清掃を行い、通常の施設利用に支障をきたさないようにすることが必要である。

以下の事項を参考に、避難所閉鎖時における施設の清掃を行う。

（1）実施事項

○ 消毒用エタノールの使用の場合

・　市販の消毒用エタノール（76.9～81.4vol%）を使用する。
・　市販の消毒用エタノールが入手できない場合は、消毒用エタノールを調整する。無水エタノール：水を８：２の割合で調整する。

・　調整した消毒用エタノールを使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、壁などの環境を消毒する。ただし、傷口、眼球、粘膜、革製品については利用できないことに注意する。

○　次亜塩素酸ナトリウムを使用の場合

・　消毒用エタノールが入手困難な場合に備えて、次亜塩素酸ナトリウムも利用する。「0.05%次亜塩素酸ナトリウム」を調整する。500CC の洗ったペットボトルに５%次亜塩素酸（市販に多い）であれば５CC 入れて水で 500CC に薄める。

・　１%次亜塩素酸であれば 25CC 入れてから水で 500CC に薄める。水以外の液体と混ぜないこと、調整する際や使用の際に、換気を忘れないことに留意する。なお、安全ため、長時間にわたる作り置きは厳禁。

・　モノ全般、環境を消毒する。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは手指や腐食しやすい物品（金属）には使用すべきでないことに留意する。

・　消毒後に、水拭きをする（特に金属の場合)。

第９章　避難者対策

【復旧対策】

基本方針

１　市内の防疫体制を確立する。

基本方針１　　市内の防疫体制を確立する。

１　防疫体制の確立

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 清掃対策部 施設管理者	○　災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。 ○　「防疫班」及び「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 ○　被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。 ○　防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は地区医師会、地区薬剤師会等に協力を要請 ○　都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○　被災地や避難所における感染症発生状況を把握する。 ○　感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施する。 ○　保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○　被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力を行う。
多摩市医師会	○　福祉医療対策部長（保健医療班）からの要請に応じて防疫活動に協力する。 ○　市及び南多摩保健所と協議の上、防疫活動を実施する。
南多摩保健所	○　市町村の防疫活動を支援・指導する。 ○　被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供する。 ○　感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関

機 関 名	対 策 内 容
	する指導・調整する。 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。 ○ 一類･二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保する。 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導する。 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保を行う。 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保を行う。
都保健医療局	○ 区市町村の防疫活動を支援・指導する。 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請する。 ○ 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施する。 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ○ 一類･二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○ 区市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

※ ねずみ族、昆虫等
感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

□　詳細な取組内容

２　業務手順

○　所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」を編成又は担当者を配置して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
防疫班	多摩市	・健康調査及び健康相談 ・避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・感染症予防のため広報及び健康指導 ・避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	多摩市	・　避難所の消毒の実施及び指 ・　患者発生時の消毒（指導）
保健活動班	多摩市	・　健康調査及び健康相談の実施 ・　広報及び健康指導
食品衛生指導班	南多摩保健所	・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・食品集積所の衛生確保 ・避難所の食品衛生指導 ・その他食品に起因する危害発生の防止 ・食中毒発生時の対応 ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等 ・食品衛生管理体制の確立 ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・手洗いの励行 ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・情報提供

		・殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	南多摩保健所	・飲料水の塩素による消毒の確認 ・都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

3　詳細な取組内容

（1） 各班の役割

○　防疫班は、保健師チームや多摩市医師会の医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

○　消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

○　保健師チームは、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

（2） 感染症対策

○　インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

○　インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、南多摩保健所から予防接種の実施に関する指導を受けるとともに、調整を行う。

（3） 被災動物の保護

○　被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第 10 章　要配慮者対策

【予防対策】

基本方針

１　高齢者や障がい者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する

基本方針 １　　高齢者や障がい者・乳幼児・外国人等の支援体制を関係団体等と連携し構築する

１　　要配慮者の特徴

□　詳細な取組内容

市は、公助の限界を周知し、要配慮者及びその家族が可能な限り自宅で生活継続できるための備蓄、自宅の耐震化及び家具等の転倒・落下・移動防止対策等を推進する等の自助の備えについて周知する。

共助が可能になるために、要配慮者と近隣住民や自主防災組織との平常時からの関係づくりの必要性を周知する。

１　　要配慮者の特徴

要配慮者は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分認識し、それに応じた対応をとることが必要である。

区 分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
一人暮らしの高齢者	体力が衰え行動機能が低下し、自力での行動に支障をきたす場合もある。	情報を伝達し、救助・避難・誘導してくれる人を確保しておく。
寝たきり等の要介護高齢者	自力で行動することができない。 危険情報を発信することが困難である。	車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
認知症の人	自分で危険を判断し、行動することが難しい。 危険情報を発信することが困難である。	避難・誘導してくれる人を確保しておく。 医療機関との連絡体制を確立しておく。
視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独では、素早い避難行動がとれない。	音声により周辺の状況を説明する。 安全な場所へ誘導してくれる人を確保しておく。
聴覚障がい者	音声による避難・誘導の指示	文字、光、色等の視覚による認識手段を提供する。

区 分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
言語障がい者	が認識できない。 視界外の異変・危険の察知が困難である。 自分の身体状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	筆談が可能となるよう、常時筆記用具を携帯する。
肢体不自由者	装具や車いす、杖等を利用しなければ移動できない場合がある。 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 自力で行動ができず、コミュニケーションが困難なこともある。	車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 医療機器を使用している場合は、「難病患者」・「在宅人工呼吸器使用者」の項を参照。
内部障がい者 難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要。）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	車いす（電動車いすを除く。）、ストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 外見では分からない障害であることを周知する。 医療機関との連絡体制を確立しておく。 薬やケア製品、電源を確保しておく。
在宅人工呼吸器使用者（24時間使用者）	素早い避難行動が困難である。 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や蘇生バッグ、薬、ケア用品などを携帯する必要がある	薬や衛生用品、ケア用品、電源など災害備蓄用品を確保しておく。 搬送が必要な場合に備え、家族、医療、介護等の支援者のみではなく近所の方や民生・児童委員、消防団、自主防災組織等、地域で複数の支援者を確保しておく。 在宅での対応が困難になった場合に備え、自家発電設備や非常用電源設備を保有している公共施設や民間協力施設を確認しておく。 体調が悪化した場合に備え、相談先（かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等）を区市町村の在宅人工呼吸器使用患者災害時支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておく。 災害発生時は、かかりつけではない医療機関に搬送されることもあるため、あらかじめ災害対応に必要な医療情報を整理しておく。 （「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」 参照）。

区 分	避難行動の特徴	日頃から配慮しておきたい主な事項
知的障がい者	異変・危険の認識が不十分な場合や発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合がある。	安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないように対応できる人を確保しておく
精神障がい者	発災に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段から服用している薬を携帯する必要がある	精神疾患の症状は人により様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておくことが必要である。 極力、服薬の中断を来さないようにし、本人及び支援者は服薬に関する情報（薬の名称や服薬のタイミング等）を知っていることが必要である。 医療機関との連絡体制を確立しておく
重症心身障害児（者）	自力で行動することや危険認知も難しい。 コミュニケーションも困難な場合が多い。 常時使用する医療機器は電気を必要とし、酸素を必要とする人もいる。 ※重症心身障害児者の中には、人工呼吸器等の濃厚な医療を必要としながら生活する人もいれば、医療を必要としない人もいる。	人工呼吸器・吸引器・ネブライザー等常時使用する医療機器の予備電源や薬、多くのケア用品を携帯する必要がある。 車いす（電動車いすを除く。）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。 かかりつけ医、訪問看護ステーション、訪問介護事業所などの各支援事業との連絡体制を確立しておく。 医療や介護の情報、薬・ケア製品、電源を確保しておく。 本人からの意志表出をよくくみ取り、精神的に不安定にならないようにする。
乳幼児	感情を十分言語化できず、意思疎通がうまくできない。 また、災害時には、疾患にかかりやすい子や、赤ちゃんがえりする子もいる。	保護者側の災害対応力を高めておく必要がある。 自分で自分の身を守る方法を習得させる。
妊産婦	自力で行動できる人が多いが、出産まで心身の変化が大きく安静が必要。	避難・誘導してくれる人を確保しておく
外国人・外国にルーツのある人	災害情報や避難に関する情報、避難所生活での情報の入手が困難。 避難所での生活時に文化的な配慮・周囲の理解が必要。	平常時にできる準備や避難時の行動等、日ごろから災害時に備えた情報の提供を行う。

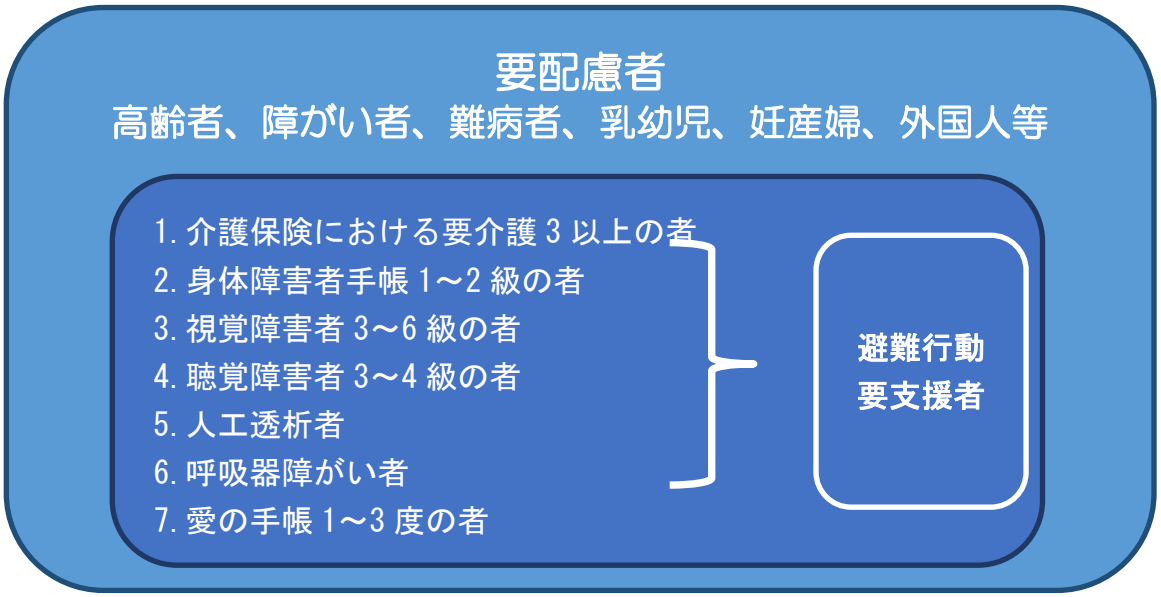
（参考：「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）令和4年1月改訂版」）

2　要配慮者への支援

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 子ども青少年部 教育部 健康福祉部 関係所管部	○　要配慮者の対策を推進する。 ○　避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿を作成する ○　避難行動要支援者に対する「避難支援個別計画」を策定する ○　障害特性に応じた避難支援体制を整備する。 ○　都と連携した要配慮者に対する防災訓練を実施する。 ○　都と連携した緊急通報システム等を整備する。 ○　福祉のまちづくりを推進する。
多摩消防署	○　多摩市等と連携した市民や要配慮者に対する防災訓練を実施する。 ○　緊急通報システムの整備を図る。 ○　地域が一体となった協力体制を推進する。 ○　社会福祉施設等と地域の連携を促進する

【要配慮者と避難行動要支援者のイメージ図】



□　詳細な取組内容

1　避難行動要支援者名簿の作成

（1）　避難行動要支援者名簿

多摩市は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき、「要配慮者」の中から、避難に特に支援が必要な住民を「避難行動要支援者」として選定し、避難の支援、安否確認、生命又は身体を災害から守る為に必要な措置を実施するための基礎となる名簿として「避難行動要支援者名簿」を策定すると伴に、名簿作成に関し、具体的な事項を以下のとおり定める。

①　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

○　介護保険における要介護 3 以上の者
○　身体障害者手帳 1～2 級の者
○　視覚障害者 3～6 級の者
○　聴覚障害者 3～4 級の者
○　人工透析者
○　呼吸器障がい者
○　愛の手帳 1～3 度の者

②　避難支援等関係者となる者

○　多摩市消防団
○　多摩消防署
○　多摩中央警察署
○　民生委員法に定める民生・児童委員
○　社会福祉法に規定する社会福祉協議会
○　自主防災組織
○　その他避難支援等に実施に携わる関係者

③　名簿作成に必要な個人情報

○　氏名
○　生年月日
○　性別
○　住所又は居所
○　電話番号その他の連絡先
○　避難支援と必要とする事由
○　その他、避難支援等に関し必要と認めるもの

④　名簿作成に必要な個人情報の入手方法

○　健康福祉関係部署が保有している名簿等より抽出
○　その他

⑤　名簿の更新に関する事項

○　必要に応じて更新を行う。（概ね年 1 回程度）

⑥　名簿の管理に係るシステムの導入

○　平常時の活動によって得られた避難行動要支援者に関する情報等の蓄積、更新が常時行えるとともに発災時の安否確認や避難支援を円滑に実施するため、「名簿の管理に係る新規システム」の導入について調査・研究し、導入を推進する。

（2）　名簿情報の提供

①　平常時

多摩市は、災害対策基本法及び多摩市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審査会へ諮問・承認を経て、避難行動要支援者の名簿情報を以下のものへ提供する。

○　多摩市消防団
○　多摩消防署
○　多摩中央警察署
○　民生委員法に定める民生・児童委員

②　災害時もしくは災害が発生する恐れがある場合

避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下において、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害は発生し、又は発生の恐れがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護する為に特に必要がある場合は、名簿情報の外部提供を行う。

（3）名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

○　配付された名簿に関する情報は、厳重に管理するとともに細心の注意を払うこと
○　名簿の受け渡しにおいて、書面にて行う事とし、新規名簿は、既存名簿と直接交換する。

2　要配慮者の対策の推進等

（1）関係団体の協力

警察署、消防署、消防団等の関係行政機関に加え、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者等の協力を得て、次の取組を進める。

○　要配慮者に関する情報の把握・共有
○　要配慮者に関する避難支援体制の整備
○　「避難行動要支援者避難支援個別計画」の策定
○　要配慮者の支援者の確保及び育成
○　要配慮者に関する訓練の充実
○　自主防災組織を中心とした要配慮者の支援訓練
○　要配慮者に対する震災対策訓練

（2）要配慮者を支援する人材を自主防災組織等と連携し育成する。

①　背景

要配慮者へのきめ細かい対応には、多くの支援者が必要となり、多摩市（公助）による単独の取組では限界がある。よって、自主防災組織を中心とした地域（共助）による取組みが不可欠である。しかしながら、現状においては、支援者となる人材が自主防災組織や自治会等の役員に限定されている。

②　支援者の育成等

○　自主防災組織等が行う支援者の募集、確保に協力する。
○　自主防災組織等と要配慮者及びその家族との建設的な協力に係わる調整を支援する。
○　地域の防災訓練や防災講演会等を通じて、支援要領を啓発する。
○　要配慮者の支援訓練（搬送訓練、避難訓練、知識啓発）を実施する。
○　要配慮者とその家族の災害対応能力を向上させる。

③　その他

要配慮者対策に係わる細部については、次の支援計画等で対応する。

○　災害時要援護者避難支援計画（平成 23 年 8 月）

○　災害時要援護者防災行動マニュアル（平成 24 年 3 月）

※　上記の下位計画は、本計画の内容と整合性を図るため、適宜、健康福祉部を中心に修正を図るものとする。

（3）　要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

要配慮者や避難支援者（サポーター）に対し、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、公式 HP など、あらゆる手段を講じて情報伝達を行う。

（4）　避難支援等関係者の安全確保

避難支援関係者は、自らの身の安全の確保、家族の安全及び安否確認を実施したうえで、要配慮者及び避難行動要支援者に対する、避難誘導、安否確認、情報伝達等を実施する。

（5）　人工呼吸器使用者等に対する支援

停電時において、電気を必要とする医療機器を使用する人工呼吸器使用者等に対して、発電機、蓄電池等配備に対する助成や充電スポットの設置など、非常用電源の確保のための施策を充実させる。

3　要配慮者に対する支援内容

庁内の関係所管が連携し、要配慮者本人や支援者の意見を取り入れつつ、災害時における要配慮者支援に関する体制を以下のとおり整備する。

（1）　備蓄の実施

要配慮者が必要とする食糧、資器材等について、専門的な知見や先進事例を調査研究するとともに、要配慮者本人や支援者の意見を取り入れつつ、備蓄を進めていく。

（2）　自宅等で生活する要配慮者の支援

自宅等の避難所以外の場所で生活する要配慮者を支援するために、その状況及び要望等を日頃から把握するとともに、食糧や生活必需品の給与、医療や保健活動など必要な支援の確認を行う。

（3）　医療依存度の高い在宅療養者への支援

自宅外への避難が困難な在宅療養者（人工呼吸器や吸引器等利用者）の非常用電源として、各避難所における発電機及び自主防災組織電源確保事業により配布した非常用電源等を活用し、予備電源確保のための充電ステーションとしても利用できるよう支援体制を整える。

4　個別避難計画の策定

災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことから、市としても、関係所管と連携し、個別計画の策定を推進する。

（1）　作成目標

優先度の高い避難行動要支援者や多摩川・浅川・大栗川洪水浸水想定区域内の地域

を対象に、健康福祉部が主体となり令和8年度を目途に策定する。

（2） 個別避難計画の作成に関する留意事項

○　計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要である。

○　避難を支援する者の確保に努める。（避難行動要支援者の親戚などの個人や、自主防災組織・自治会等を確保する。）

○　避難を支援する者の負担感の軽減を図る。（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）

○　計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行う。

○　避難支援等関係者に対する個別避難計画情報の提供を推進する。（本人の同意がある場合は、平時から地域の自主防災組織等の避難支援等関係者と情報の共有が可能）

○　社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意する。

（3） 個別避難計画に係るシステムの導入

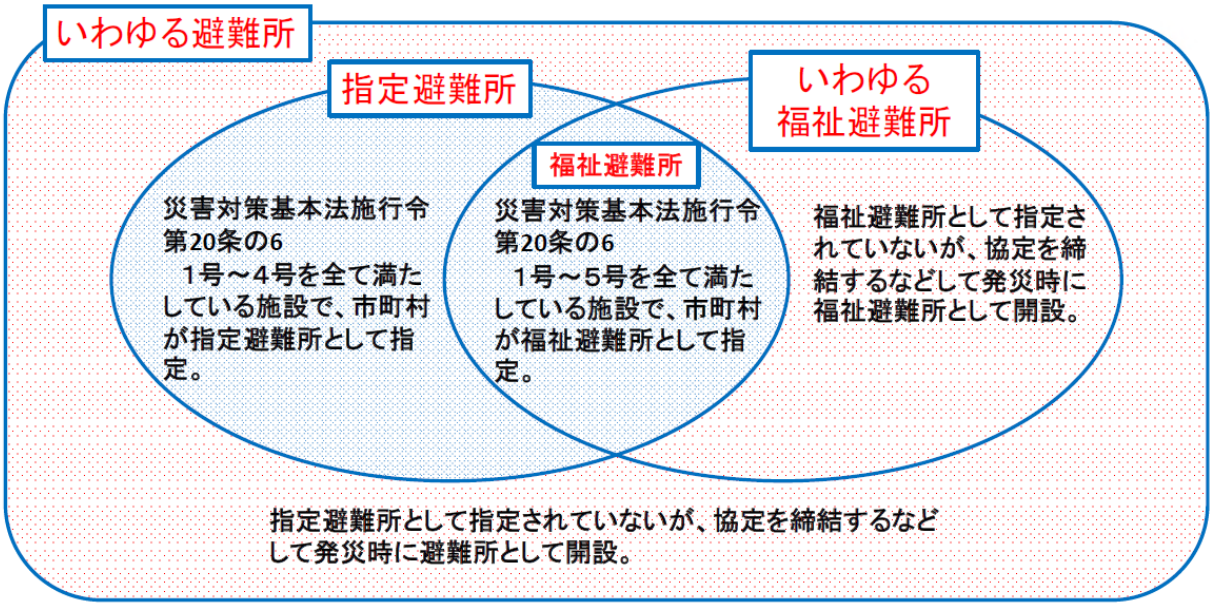
○　個別避難計画の円滑な作成と適正な管理、災害時における迅速な活用に資するため、新規システムの導入について調査・研究し、導入を推進する。

3　福祉避難所等

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 子ども青少年部 教育部 健康福祉部 関係所管部	○　福祉避難所の確保 ○　福祉避難所への避難 ○　福祉避難所対象者の確認 ○　福祉避難所の活用 ○　社会福祉施設等の耐震性の確保 ○　福祉のまちづくりの推進 ○　妊産婦等への支援 ○　その他の支援

1　福祉避難所の定義



災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）（抜粋）

（1次避難所（指定避難所）の基準）

第 20 条の6法第 49 条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

○　避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

○　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

○　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

○　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

○　主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、<u>要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備</u>その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。（福祉避難所の設置要件）

2　福祉避難所等の指定

1次避難所（指定避難所）で生活することが難しい要配慮者や自宅の倒壊などにより長期間避難を余儀なくされた被災者を収容する。

（1）　要配慮者の受け入れ施設の位置づけ

種別	内容
１次避難所（指定避難所）における福祉避難スペース	専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難者とは、同じスペースでは、避難生活に困難が生じる要配慮者を受け入れる施設。 １次避難所（指定避難所）に専用スペースを設置して対応す

種別	内容
	る。
福祉避難所	障害の程度等により、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を受け入れる施設。 総合体育館、武道館及び協定締結民間施設で対応する。

（2） 要配慮者受け入れ施設の確保

①　使用可能施設の洗い出し

多摩市は、福祉避難所等として利用可能な施設を洗い出す。

利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

○　一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）

○　老人福祉施設（デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等）・障害者支援施設等の施設（公共・民間）・児童福祉施設（保育所等）、保健センター、特別支援学校

○　宿泊施設（公共・民間）

②　福祉避難所の調査

福祉避難所として利用可能な施設について、所在地、名称、所有者・管理者、使用可能なスペースの状況、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数などを調査し、整理する。

（3） 民間事業者との協定締結

市内の社会福祉施設等と、災害時に避難施設で生活することが困難な要配慮者等を受け入れる内容の協定の締結を引き続き推進する。

（4） 福祉避難所の指定要件、指定目標の設定

多摩市は、福祉避難所の対象となる者の数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定要件、指定目標を設定する。例えば、以下の要件が想定される。

①　施設自体の安全性が確保されていること。

○　耐震性が確保されていること。［地震］

○　原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。［土砂災害］

○　浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。［水害］

○　近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

②　施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

○　原則として、バリアフリー化されていること。

○　バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。

③　要配慮者の避難スペースが確保されていること。

○　要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

3　機能の確保

福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、以下のとおり福祉避難所の機能を段階的・重層的に設定する。

（1）　1次避難所（指定避難所）における福祉避難スペース

○　災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、公民館等）の中に、要配慮者専用の空間を確保する。

○　障がいや要介護の程度等により、福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な要配慮者については、福祉避難所に移送する。

（2）　発災直後に開設する福祉避難所

○　災害時にすぐに避難できる福祉避難所として、総合体育館及び武道館を指定し、介護や保健医療相談等を受けることができる空間を確保する。

○　一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者を対象とする。

（3）　協定締結による福祉避難所

○　協定により指定した福祉避難所については、施設側の受入態勢が整った後、開設する。

○　施設側と事前に協議し、介護等の相談を受けることができる空間を確保する。

○　一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者を対象とする。

4　福祉避難所への避難

（1）　福祉避難所への避難の原則

福祉避難所は、高齢者や、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設である。

発災直後に開設する福祉避難所として、総合体育館及び武道館を指定し、一般の1次避難所（指定避難所）の福祉避難スペースでは生活が困難な避難所避難者や在宅避難者を受け入れるものとする。特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れる施設のため、一般の1次避難所（指定避難所）や自宅等からの移送による避難が原則である。

協定締結による福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する社会福祉法人等の施設である。平常時には入所・通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設するため、災害発生から概ね3日程度経過後の開設を想定している。開設後、一般の1次避難所（指定避難所）の福祉避難スペースでは生活が困難な避難所避難者や在宅避難者を受け入れる。

（2）　福祉避難所への直接避難

現状、福祉避難所に直接避難すべき要配慮者を選定できていないため、発災後、一般の1次避難所（指定避難所）の福祉避難スペースでは生活が困難な避難所避難者や在宅避難者を選定し、受け入れるものとする。

ただし、今後、個別避難計画の作成が進み、直接避難すべき要配慮者の選定ができた場合、直接避難について検討する。

5　福祉避難所の指定

（1） 指定に関する留意点

○　要配慮者を受け入れる環境が整っている、民間の福祉施設等と協定締結を行ったうえで指定する。

○　引き続き、災害時応援協定を締結し、民間福祉関係施設を指定する。

（2） 収容人数の算定

福祉避難所に受け入れる避難者数は、概ね居室 3.5 ㎡あたり1人とする。

（3） 福祉避難所

	施設名	所在地	予定収容人員
1	総合体育館	多摩市東寺方 588-1	1,187
2	武道館	多摩市諏訪 4-9	372
3	あいクリニック	多摩市貝取 1431-3	60
4	桜ヶ丘いきいき元気センター	多摩市桜ヶ丘 2-1-1	19
5	あいｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑどんぐり	多摩市聖ヶ丘 2-21-2	29
6	あい小規模多機能施設	多摩市聖ヶ丘 2-20-6	23
7	あい介護老人保健施設	多摩市中沢 1-17-38	92
8	桜ヶ丘延寿ホーム	多摩市連光寺 1-1-1	47
9	白楽荘	多摩市山王下 1-18-2	51
10	愛生苑	多摩市和田 1547	42
11	和光園	多摩市和田 1532	70
12	ﾃﾞｲｹｱｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰすみれ	多摩市連光寺 3-4-5	74
13	高齢者総合ケアセンターケアプラザ多摩	多摩市永山 3-12-2	105
14	都立多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	242
合　計			854

（4） 福祉避難所（母子避難所）

妊産婦や乳児を家族が支援すること前提に、同居する家族を単位として受け入れる避難所であり、以下の施設を指定する。

市は、保健師等の派遣を行う。

	施設名	所在地	予定収容人員
1	大妻女子大学	多摩市唐木田 2-7-1	103

※　予定収容人員は、避難する母親等のみの人数であり、この他に子どもと支援のため随伴する家族の受け入れが可能である。

（5） 福祉避難所対象者

高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすた

め、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族とする。

なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない。（出典：災害救助法 運用と実務 第一法規）

（6） 福祉避難所等の活用

介護が必要な要介護認定者や障がい者等のうち、避難所の福祉避難スペースでの避難生活が困難な者については、市内に設置される福祉避難所にて避難生活を支援する。

また、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、それに基づいた訓練を実施する。さらに総務部防災安全課・健康福祉部において、福祉避難所に関する様々な課題について検討を行うとともに、マニュアルの改善を行っていく。

なお、要配慮者の状態に応じて、福祉避難所へ直接避難するケースも含めて検討する。

6　福祉避難所における支援の充実

避難所において、要配慮者が安全・安心に過ごせるよう、バリアフリー化の推進、洋式トイレの設置推進、福祉避難スペース、情報伝達手段の確保、生活用品等の充実化など要配慮者のニーズを反映させた支援策を実施する。

福祉避難所等に指定した施設には、多摩市災害対策本部との通信を確保するため、防災行政無線を配備する。なお、協定締結施設に対しては、施設所有者の意向を十分に配慮する。

運営時においては、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう工夫する。

7　社会福祉施設等の耐震性の確保

要配慮者が利用する市立の社会福祉施設の耐震診断・耐震補強、電源の確保や備蓄、その他必要な設備の整備を促進するよう努める。

民間施設についても、同様の措置を講ずるよう周知する。

8　福祉のまちづくりの推進

高齢者や身体障がい者等多様な利用形態に対応した基盤整備を推進し、災害時の安全性と利便性の強化を図る。

○　公共施設のバリアフリー化の推進を図る
○　民間事業等の整備の誘導
○　誘導ブロック、歩道の整備、段差の解消
○　案内板の多言語化する
○　案内板に点字等を表示する

9　地域ぐるみの支援体制づくり

市民（自主防災組織）や民生・児童委員、ボランティア組織等と連携し、 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

10　要配慮者優先ルールの周知

災害発生直後、避難所生活等における要配慮者優先ルール（一番困っている人が先）について、自主防災組織、自治会及び市民等への周知徹底を図る。

11　福祉関連施設との連携

福祉施設と自主防災組織、周辺地域の事業所等と連携し、避難所運営訓練や防災訓練等への要配慮者・避難行動要支援者の参加機会の設定に努める。

12　妊産婦等への支援

災害時に妊産婦や乳児等をもつ保護者が安心して避難生活を送れるように専用の避難スペースの確保に努めるとともに、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療、健康相談などを行う。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

13　その他の支援

（1） ヘルプカードの普及

災害時等に障がい者が周囲に支援を求めるための共通のカード（都内統一様式）の導入と周知を図る。

（2） 緊急通報システム等の普及

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯の方で、心臓疾患等早急対応を要するなど、身体上慢性疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方が、家庭内受信機、ペンダント型発信機を用い、緊急時に緊急通報事業者に通報し、事業者からの連絡により、救急隊または警備会社の緊急要員が駆けつけるシステムであり、市として、このシステムの活用の促進を図る。

4　外国人への支援

・　対策内容と役割分担

各機関は、平常時から、在住外国人に対し、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練への参加を推進していく。

機関名	対策内容
多摩市くらしと文化部	○　在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○　避難道路標識等の外国語標記の推進 ○　地域の防災訓練に参加する外国人への支援 ○　多摩市国際交流センターとの連携を構築し、ボランティアの意識醸成、育成を図る。

・　**詳細な取組内容**

○　市内在住外国人に対し、総合防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。

○　都が実施する在日外国人への防災知識の普及・啓発事業に協力し、多摩市在住外国人に対し、防災知識の普及・啓発に努める。（都が作成した動画も活用する。）

○　消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語併記を推進する。

○　東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、外国人の総合防災訓練への参加を支援する。

○　外国人に対し、地域の防災訓練の参加を支援し、避難所におけるルールや災害への備えについて啓発する。

【応急対策】

基本方針

１　要配慮者の安否確認を確実に実施する
２　避難先での要配慮者への支援を実施する
３　福祉避難所の開設及び充実を図る

基本方針１　要配慮者の安否確認を確実に実施する

１　要配慮者の情報伝達

・　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 福祉医療対策部 食糧物資調達 対策部	○　要配慮者への情報伝達を実施する ○　都が実施する、在住外国人への情報提供を実施する ○　外国人災害時情報センターとの情報交換を実施する ○　多摩市国際交流センターとの連携を図る

・　詳細な取組内容

１　要配慮者への情報の伝達

福祉医療対策部長（福祉班）は、統括対策部と連携して、自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、要配慮者及び社会福祉施設等の利用者が、早めに避難準備及び避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

また、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達においてわかりやすい表現、高齢者や障がい者にも適した情報伝達、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。

２　外国人の情報収集等に係る支援

○　多摩市国際交流センター等の外国人支援団体等と連携し、市内在住外国人に対し、災害情報の提供を行う。

○　災害時において、避難所等に設置する相談所では、多摩市国際交流センター等の協力による多言語での各種の情報提供や市内在住外国人向けの相談等を実施する。

○　外国語を活用するボランティアが不足した場合は、外国人災害時情報センターへ東京都防災（語学）ボランティアの派遣要請を行う。

2　要配慮者の安全確保

・　対策内容と役割分担

要配慮者は、災害発生時または災害発生の恐れがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、平時より要配慮者に関する情報の把握に努める。災害発生時には、これらの情報に基づき迅速に安全確保、安否確認、避難支援、情報提供等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 福祉医療対策部 関係各対策部	○　避難行動要支援者の安全確保を実施する。 ○　避難行動要支援者の安否確認を実施する。

※　要配慮者の安全確保や各種対策は、多くの人員を必要とし、ケアすべき課題が数多く存在することから、各対策部は、福祉医療対策部と十分に連携を図り、実施するものとする。

・　詳細な取組内容

1　避難行動要支援者の安全確保

（1）　避難行動要支援者への安全確保

避難行動要支援者に対し、自主防災組織や社会福祉関係団体等による避難支援及び安全確保を実施する。

なお、避難行動要支援者の支援は、避難支援者（サポーター）本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行うこととなる。そのため、平時のうちから避難行動要支援者及び避難支援者（サポーター）に対して、災害時の避難行動の支援は必ずなされるものではなく、また、避難支援者（サポーター）は、法的な責任や義務を負うものでなく、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う旨を周知する。

（2）　地域における安全確保

自主防災組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している情報をもとに避難支援を行う。そのため、市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援者（サポーター）に対し避難行動要支援者名簿情報を提供するほか、避難支援者（サポーター）は個別計画等の情報を活用し、避難支援を行う。

2　安否の確認の実施

福祉医療対策部長（福祉班）は、避難所責任者、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。

（1）　１次避難所（指定避難所）での所在確認

避難所施設対策部（福祉班）と連携し、避難者名簿に基づき要配慮者を把握する。

（2）　在宅している要配慮者の安否確認

福祉医療対策部長は、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している要配慮者の安否確認に努める。

（3） 避難所及び居宅で所在・安否が確認できない場合

福祉医療対策部長（福祉班）は、避難所及び居宅で所在及び安否が確認できない場合、社会福祉施設等へ問合せを行い、それでも安否が確認できない場合は、行方不明者として報告する

3　社会福祉施設等での安否確認

福祉施設入居者については、適切な時期に、各施設長を通じ、安否確認を実施する。

基本方針２　避難先での要配慮者への支援を実施する

1　避難所等における応急支援対策

・　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 福祉医療対策部 関係各対策部	○　1次避難所（指定避難所）における応急支援を実施する ○　1次避難所（指定避難所）以外での支援を実施する

□　詳細な取組内容

1　避難所における応急支援

（1） 避難所アセスメントシートの作成

福祉医療対策部長（福祉班）は、応急的な介助支援措置の必要性を把握するために、次の事項が記載されている、「施設・避難所等ラピッドアセスメントシート」を作成する。なお、同シートの作成にあたっては、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

○　避難所単位で作成する。（1次避難所（指定避難所）・福祉避難所）

○　必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成する。

○　なお、調査項目は「令和２年５月７日事務連絡　厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室」から発出された「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」を参考とする。

（2） 応急支援の実施

福祉医療対策部長（福祉班）及び避難所施設対策部長は、要配慮者の避難所における生活を支援するに当たり、以下の応急支援を実施する。

①　必要な設備及び生活スペース等の確保

【設備】

段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備（仮設トイレ、ポータブルトイレ等）、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・つえ等の介助用具の確保、マットレスや畳部間仕切り・カーテン等の設置、入浴の確保、授乳場所の確保屋等の確保、妊産

婦用のマットや組立式ベッド等

【生活スペースの確保における配慮】

スペースの割り当て（区画スペースの提供）、冷暖房等の配慮（適切な室内温度の調節）、プライバシー・トイレの配慮、付添い人への配慮 等

②　必要物資の配給

【飲料水・食料】

初動活動期：飲料水及び食料（おかゆ、粉ミルク等）の優先的な配給

応急活動期：炊き出し等による要配慮者の状態を考慮した食料の配給

（塩分、油分、野菜不足、暖かい食事、軟らかい食事、栄養食品（妊産婦用）等）

【生活物資】

紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保

③　ボランティアの配置

手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介護・介助、手話等必要な人員を確保し配置する。

④　その他避難所での配慮

○　健康状態のチェック、健康診断や相談対応、聴覚障がい者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供

○　避難所での生活が困難な人の2次避難所（福祉的避難所）等への移送

○　心のケア対策の実施心のケア対策の実施
避難所で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回

○　ケアサービスの実施避難所で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回ケアサービスの実施

○　要配慮者に対する必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用

2　その他、生活支援・福祉サービスの提供

（1）　要配慮者に配慮した福祉避難所の運営

○　避難者同士が要配慮者の避難生活を支援する環境を構築する。

○　1次避難所（指定避難所）の運営における要配慮者の支援者等の参画を推進する。

○　通路等の段差解消、幅員の確保（バリアフリー化）、洋式トイレ等の設置に配慮する。

○　やわらかい食事、介護用おむつ等の専用物資を調達する。

○　必要に応じ、介護職員等の派遣を要請する。

○　必要に応じ、福祉避難所へ移送を要請する。

○　巡回相談や相談窓口等を設けて、ニーズを把握する。

○　要配慮者（外国人を含む）への情報提供（情報保障）の充実に努める。

３　１次避難所（指定避難所）以外での支援

（1） 在宅避難をしている要配慮者の応急支援

福祉医療対策部長（福祉班）は、自主防災組織や福祉団体の報告等により、避難所等での受け入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、自主防災組織や福祉団体の協力を得て状況把握に努め、要すれば避難所・福祉避難所、又は医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

在宅する要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施する。

○　住宅及び居住者の安全確認
○　情報の提供
○　精神的な不安の排除（声かけの実施）
○　ホームヘルプサービスの提供
○　入浴サービスの提供
○　移動サービスの提供
○　ガイドヘルパーの派遣
○　配食サービス・日用品・補装具等の提供
○　保健・医療の提供

（2） 避難所外避難をしている要配慮者の応急支援

福祉医療対策部長（福祉班）は、自主防災組織や福祉団体の報告等により、車中泊やテント泊などの避難所外避難をしている要配慮者が把握された場合、自主防災組織や福祉団体の協力を得て状況把握に努め、要すれば避難所・福祉避難所、又は医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

避難所外避難をしている要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施する。

○　情報の提供
○　精神的な不安の排除（声かけの実施）
○　ホームヘルプサービスの提供
○　入浴サービスの提供
○　移動サービスの提供
○　ガイドヘルパーの派遣
○　配食サービス・日用品・補装具等の提供
○　保健・医療の提供

基本方針３　福祉避難所の開設及び充実を図る

１　福祉避難所の開設

・　対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	○ 避難所において福祉避難スペースを確保する。 ○ 福祉避難所を開設する。

□ 詳細な取組内容

1 避難所における福祉避難スペースの確保

○ 1次避難所（指定避難所）内に、要配慮者を受け入れる専用スペースを確保し、他の避難者とは別の場所で収容し、要配慮者に配慮した運営を行う。

2 発災直後に開設する福祉避難所の開設

福祉医療対策部長（福祉班）は、1次避難所（指定避難所）の開設に続き、総合体育館及び武道館を福祉避難所として開設する。

被災した要配慮者は家族等の同伴による入所を基本とし、家族以外の支援者がいる場合は、家族と同様の取扱いとする。

なお、同伴する家族等は、必要最小限とし、要配慮者の身の回りの世話ができる人とする。

3 協定締結による福祉避難所の開設

福祉医療対策部長（福祉班）は、発災直後に開設する福祉避難所の開設に続き、必要に応じて協定締結事業者に福祉避難所の開設を依頼する。

4 福祉避難所では対応できない場合

福祉医療対策部長（福祉班）は、要配慮者の福祉避難所での受け入れが困難な場合、または福祉避難所での介助等の措置ができない場合は、以下のように受け入れの先を確保する。

○ 市内の病院等への特別受け入れ要請
○ 都への他市町村社会福祉施設への特別受け入れ要請
○ 都日赤、医師会等 へ市外老人ホーム・病院への特別受け入れ要請
○ 民間アパート、家庭での受け入れ募集、あっせん

2 福祉避難所への移送及び物資供給

・ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 関係各対策部	○ 福祉避難所への移送 ○ 福祉避難所における生活救援物資等の供給

□ 詳細な取組内容

1 福祉避難所への移送

福祉医療対策部長（福祉班）は、福祉避難所が開設され次第、統括対策部及び関係機関に要請して、避難所の福祉避難スペースでは生活が困難な避難所避難者や在宅避難者を福

祉避難所に移送する。

主に次の方法で実施する。

○　災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
○　障がい者支援組織等による移送措置
○　避難所入所者の協力支援による移送措置
○　市内タクシー事業者による移送措置
○　高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
○　その他可能な手段による移送措置その他可能な手段による移送措置
○　福祉医療対策部長（福祉班）は、福祉避難所への移送に際し、支援者を同乗させる。

２　福祉避難所における生活救援物資等の供給

市は、福祉避難所からの要請があった場合、以下に示すような物資をはじめとする必要物資の配給を行う。

また、市が要配慮者を移送する場合は、できる限り物資の輸送を同時に行う。

飲料水・食料・生活必需品（毛布、マット、おむつ）等

３　福祉避難所の運営

・　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 統括対策部 福祉医療対策部	○　保健師等の配置又は巡回により、避難者の状況を把握する。 ○　福祉避難所の運営に従事する福祉専門職を確保する。 ○　必要な医療、保健、福祉サービスを提供する。

□　詳細な取組内容

１　保健師の配置・巡回

福祉医療対策部長（保健医療班）は、避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、保健師チームから保健師を派遣し、避難者の状況を把握するとともに、体調管理を行う体制を構築する。

避難所に保健師等を派遣又は巡回させ、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図る。

２　福祉専門職の確保

統括対策部長は、福祉医療対策部長（福祉班）の要請に基づき、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職の派遣を要請し、福祉避難所の運営に従事する応援職員の確保に努める。

３　避難者へのサービスの提供

福祉医療対策部長（福祉班及び保健医療班）は、福祉避難所への避難者に対し、必要とする医療、保健、福祉に関するサービスを提供し、避難者の健康の維持・管理に努める。

第 11 章　遺体の収容等対策

【予防対策】

基本方針

１　死者への尊厳や遺族感情に配慮した、効率的な検視・検案・身元確認の実施体制を構築する

基本方針１　死者への尊厳や遺族感情に配慮した、効率的な検視・検案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する

1　遺体収容所の指定

□　対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案（※）等の各段階において、多摩市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機関名	対策内容
多摩市 総務部 健康福祉部	○　遺体収容所を事前に指定する。 ○　遺体収容所の運営等に関する条件整備に努める。

※　検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

□　詳細な取り組み内容

1　遺体収容所の指定

（1）　下記の条件を満たす施設を事前に指定する。

○　屋内施設
○　避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
○　検視・検案が実施できる一定の広さを有する施設
○　身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

（2）　遺体収容所の確保

○　市内の寺院等や民間事業者に遺体収容所として協力を得るよう依頼する。

2　遺体収容所の運営

（1）　遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行

い、条件整備に努める。

○　遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
○　行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
○　検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
○　遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
○　水・通信等のライフライン及び交通手段の確保についても可能な限り考慮する。

【応急対策】

基本方針

1　死者への尊厳や遺族感情に配慮した、効率的な検視・検案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する

基本方針１　死者への尊厳や遺族感情に配慮した、効率的な検視・検案・身元確認・火葬等の実施体制を構築する

1　行方不明者の捜索

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市統括対策部	○　関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を実施する。
多摩中央警察署	○　多摩市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○　救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○　行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
陸上自衛隊	○　都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
都総務局	○　関係機関との連絡調整に当たる。

※　行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※　上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、多摩市に連絡する。
なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

□　具体的な取組

1　行方不明者の捜索

○　遺体及び行方不明者の捜索は、東京都、警察その他関係機関及び民間団体等の協力のもとに実施する。

○　遺体及び行方不明者の捜索を実施した場合、次の書類・帳票等を整備する。

- 救助実施記録日計票
- 捜索用機械器具燃料受払簿
- 死体の捜索状況記録簿
- 死体の捜索用関係支出証拠書類

○　捜索には、必要により労働者の雇上げ、車両、機械器具等の借上げを行い実施する。

2　遺体の搬送

□　対策内容と役割分担

遺族及び関係機関と協力し、遺体の搬送を速やかに実施する。

機関名	対策内容
多摩市福祉医療対策部（福祉班）	○　遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○　状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 ○　遺体の取扱いについては、死者への尊厳と遺族の感情に十分に配慮して活動する
都総務局	○　区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施する。 ○　状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

□　具体的な取組

1　遺体収容所までの遺体の搬送

○　搬送する遺体は、関係機関と連携し搬送するとともに、必要に応じて、自主防災組織、消防団等の応援を得て、指定された遺体収容所に搬送する。

○　遺体の搬送は遺族が行い、搬送が困難な場合及び身元不明な遺体は、多摩中央警察署と調整し、福祉医療対策部（福祉班）が遺体収容所まで搬送する。

○　福祉医療対策部（福祉班）による遺体の搬送が困難な場合は、陸上自衛隊等関係機関に対し搬送要請を行う。

○　遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元認知の有無等について確認する。

3　遺体収容所の開設

□　対策内容と役割分担

災害により多数の死者がでた場合又は出ることが予想される場合において、遺体の収容所・安置所の開設が必要と思われるときは、福祉医療対策部（福祉班）は警察署と協議し、市内の公共施設等を遺体収容所として開設する。

なお、適切な建物が確保できない場合は、テント等で代用する。

機関名	対策内容
多摩市福祉医療対策部（福祉班）	○　災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設する。 ○　都及び警視庁に情報提供するとともに、住民等へ周知する。 ○　状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○　遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。 ○　都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ○　遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

多摩中央警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成する。 ○ 開設された遺体収容所に検視班等を派遣する。
都保健医療局	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援

1 遺体収容所の設置

○ 遺体収容所は、以下の施設に開設する。

優先順位	施設
1	旧豊ヶ丘中学校クラブハウス
2	総合福祉センター２階駐車場
3	被災現場付近の寺院

○ 遺体収容所の開設は、福祉医療対策部（福祉班）と多摩中央警察署が協力して行う。
○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。
○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。
○ 遺体の腐敗防止の対策の徹底を図る。
○ 適切な既存建物が確保できない場合は、テント等で代用する。（テント等の設置ついては、統括対策部に連絡する。）
○ 遺体数等の情報の報告は、速やかに行う。
○ 遺体収容所に必要な納棺用品、葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の要員及び霊柩車の手配は、葬儀業者等の協力を得て行う。
○ 遺体収容所を開設した場合、遺体が速やかに搬送されるよう、また家族等を探す市民のため、遺体収容所の開設についての広報を速やかに行う。

2 遺体収容所の運営

○ 関係機関と連携し、遺体収容所を運営する。
○ 遺体収容所が複数設置された場合は、収容所間で遺体情報を共有化する。

4 遺体の検視・検案

□ 対策内容と役割分担

遺体の検視・検案は、多数の機関が関係し実施することから、早期の実施が可能となるよう連携の強化を図る。

遺体の取扱いは、死者への尊厳や遺族感情に配慮し行う。

※ 東京都が平成 29 年 8 月に発行した「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針（検視・検案等活動マニュアル）」に基づき、遺体の取扱いに関連する活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 （ 福 祉 班 ）	○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
多摩中央警察署	○ 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ○ 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
多摩市医師会	○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
都保健医療局	○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する
監 察 医 務 院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。

□ 具体的な取組

1 検視・検案

○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

○ 身元の分からない遺体については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

5 身元確認

□ 対策内容と役割分担

遺族及び関係機関と協力し、身元確認を確実に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福祉医療対策部 （ 福 祉 班 ）	○ 身元の分からない遺体については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。
多摩中央警察署	○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を多摩市に引き継ぐ。
東京都八南歯科医師会多摩支部	○ 警視庁（多摩中央警察署）から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 ○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁（多摩中央警察署）の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

□ 具体的な取組

1 身元確認

○ 身元不明者遺体の周知とその保管場所について周知する。

○ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

○ 福祉医療対策部長（福祉班）は、遺体の処理状況等を、随時、多摩市災害対策本部長に報告する。

6 埋火葬の相談と火葬及び火葬許可書の発行等

□ 対策内容と役割分担

死者への尊厳や遺族感情に配慮し、迅速な埋火葬へつなげる。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 住 民 対 策 部	○ 遺体の引渡しの際に、遺族等から死亡届を受理する。 ○ 遺体の引渡しの際に、火葬許可証又は特例許可証を発行する。

□ 具体的な取組

1 埋火葬等に関する相談窓口の開設

○ 遺体の引渡を受けた遺族等のために、遺体収容所にて火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続きなどの相談に応じる。

○ 遺族等が火葬を執行することが困難な場合は、災害救助法の適用の範囲内で身元不

明遺体に準じて市が代行する。

○　東京都が広域火葬体制を取った場合、その旨を市民へ周知し、適切な対応を図る。

2　火葬許可書の発行

○ 火葬許可書の発行を行う。

○ 発行にあたっては、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう、体制を整える。

3　火葬

○ 南多摩斎場や市内葬儀業者と協力し、火葬場や棺を確保する。

○ 火葬場の開場状況を市民に周知する。

○ 必要に応じて、火葬場へ遺体を搬送する。

○ 必要に応じて、都に対し、広域火葬の応援・協力を要請する。

○ 多摩市は、円滑な火葬の体制を整える。

4　埋葬及び火葬の特例

【災害対策基本法第 86 条の4及び災害対策基本法施行令第 36 条の 2】

○ 火葬許可証に変わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

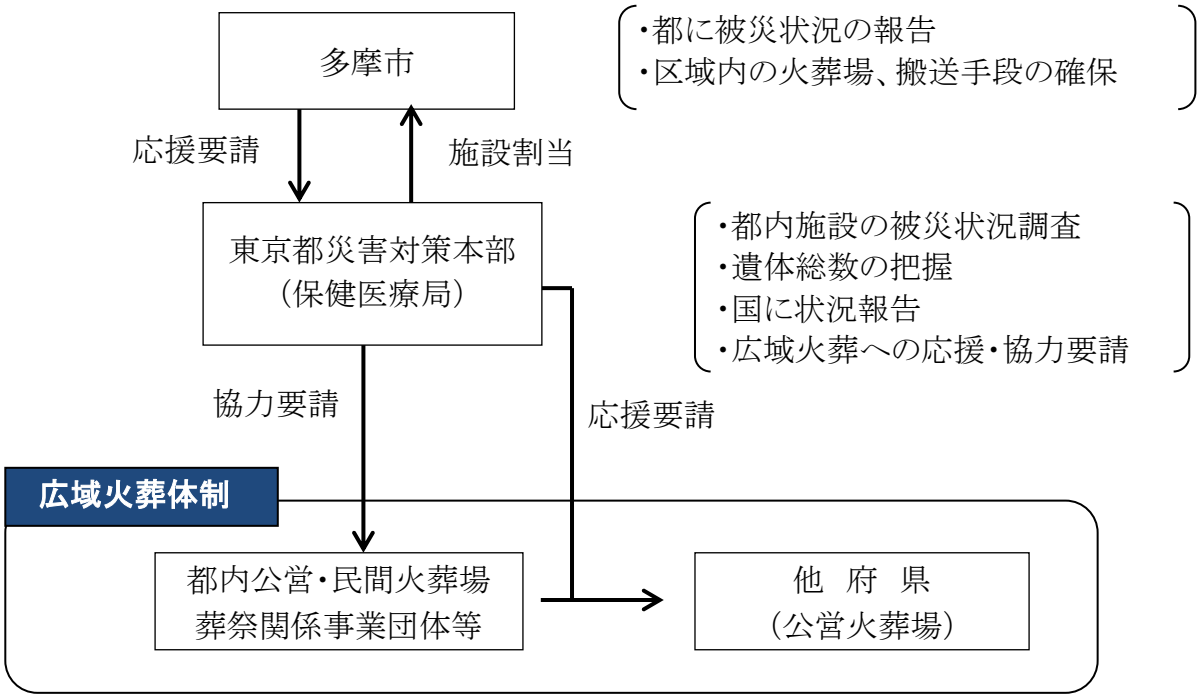
○ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときに、当該災害を政令で指定された場合の「墓地、埋葬等に関する法律第 5 条及び第 14 条の手続きの特例」を定める場合がある。

5　身元不明遺体の火葬等

○ 一定期間（状況によるが、おおむね遺体発見時より1週間程度）を経過した身元不明遺体の火葬、火葬台帳の作成を行う。

○ 火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存するとともに、1年以内に引取人が判明しないときは、遺骨と遺品は一時保管し、身元不明者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

東京都と連携した火葬体制



7　遺体の引き渡し

□　対策内容と役割分担

死者への尊厳や遺族感情に配慮し、確実に遺体を引き渡す。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 福祉医療対策部 （　福　祉　班　）	○　多摩中央警察署と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従い、遺体の遺族への引き渡しを行う。
多摩中央警察署	○　多摩市と関係機関と連携し、遺体の遺族への引き渡しを実施する。

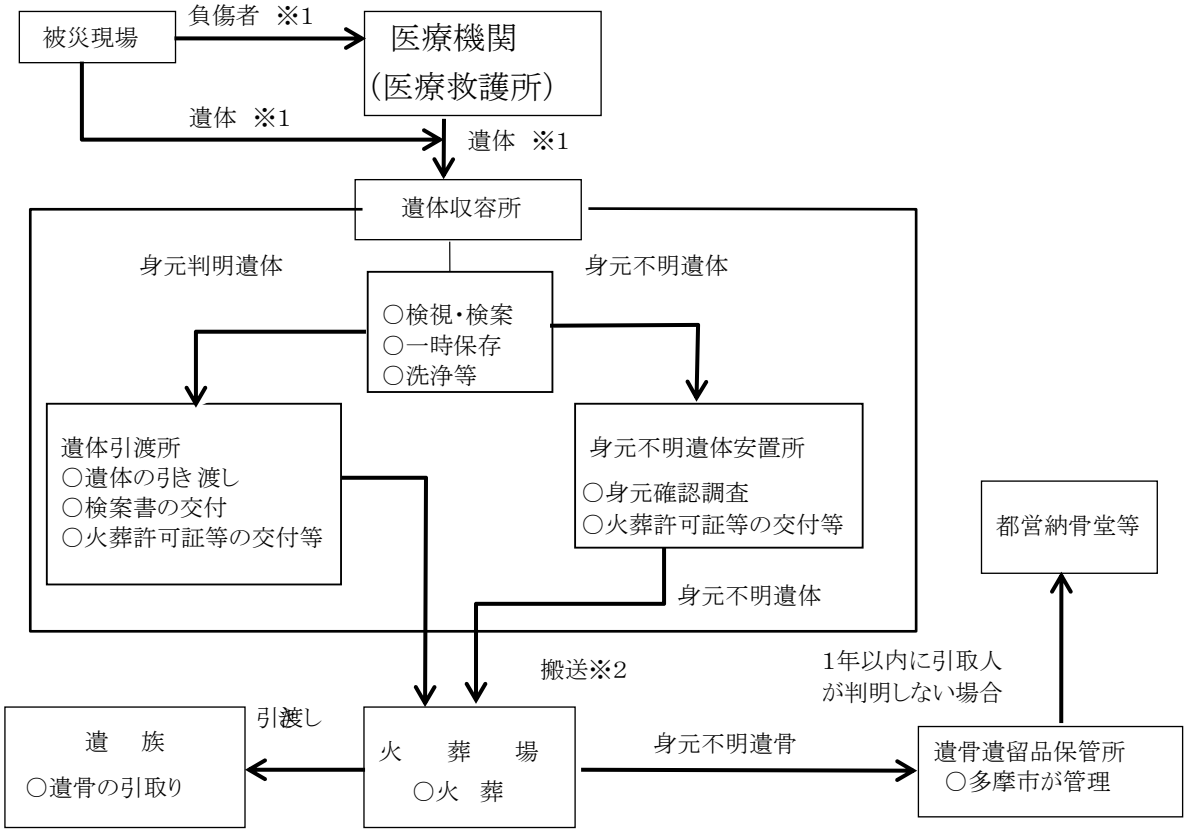
□　具体的な取組

1　遺体の引渡し

○　遺体収容所に遺体引渡所を設け、遺族が判明している場合は検案書を交付し、遺留品と共に遺体を遺族に引き渡す

○　**遺体取扱いの流れ**

多摩市災害対策本部と他の遺体収容所に遺体情報を報告し、情報の共有化を図る。



※1　警視庁、自衛隊は、区市町村の要請に基づき協力

※2　区市町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

8 市民等への情報提供

□ 対策内容と役割分担

遺体等に関する事項を、速やかに市民へお伝えする。

機関名	対策内容
多摩市 市民情報対策部 住民対策部 福祉医療対策部 （福祉班）	○ 多摩市庁舎、遺体収容所等へ大規模災害に伴う死亡者に関する情報を掲示する。 ○ 必要により、死亡者に係る問合せ窓口を設置する。 ○ 東京都及び多摩中央警察署と連携し、報道機関へ死亡者に関する情報提供を行う。
都総務局	○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。

□ 具体的な取組

1 市民への情報提供

○ 福祉医療対策部（福祉班）は関連対策部と連携し、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等へ掲示する。

○ 報道機関への情報提供、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

※ 遺体の捜索期間・処理期間と国庫負担

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生労働省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

【遺体捜索の期間等と国庫負担】

区分	内容
捜索の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 （特別基準）	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区市町村長の場合は知事）に申請する。 ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・ その他（期間延長によって捜索されるべき遺体数等）

区 分		内 容
国庫負担	対象となる経費	○ 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長（特別基準）	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に内閣総理大臣（区市町村長の場合は知事）に申請する。
国庫負担の対象となる経費	○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第 12 章　備蓄・調達対策の推進

【予防対策】

基本方針

１　ローリングストックを推奨する
２　食糧・飲料水・生活必需品等を確保する
３　輸送体制を確立する

基本方針１　ローリングストックを推奨する

１　ローリングストックの推奨

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部	○　ローリングストックを推奨する
事業者 市民	○　ローリングストックを行う。

□　詳細な取組内容

○　ローリングストックとは

日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、災害時に在宅避難が可能となる。

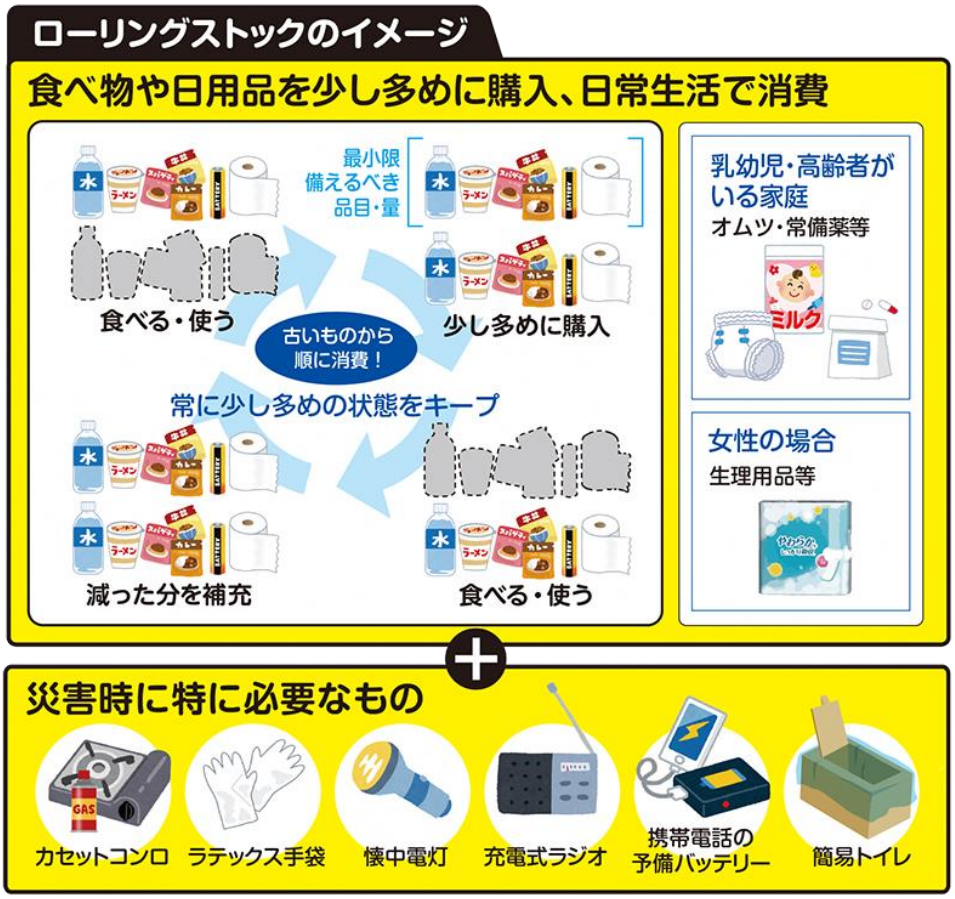
常に最小限備えるべき品目・量を保ちながら、多めに備えているものを日常の中で消費していくため、特別な準備は不要である。

日頃の生活の中でのローリングストックを取り入れた備蓄について、市民に対し啓発していく。

1　備蓄対策の前提

震災時おける必要物資の確保は、市民一人ひとりの平素からの備蓄が重要であり、多摩市は、あらゆる機会を通じて、自助による備蓄及びローリングストックを普及啓発する。

【イメージ図】



【出典：九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会 HP】

基本方針２　食糧・飲料水・生活必需品等を確保する

1　食糧の確保

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部	○　被災者の生活維持のため、必要な食糧を備蓄する。 ○　多摩市の災害応急対策活動に必要な市職員用の食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄する。

機 関 名	対 策 内 容
事　業　者 市　　民	○　最低 3 日分、可能な限り 7 日分の食糧等の備蓄を行う。

□　詳細な取組内容

1　備蓄の考え方

○　備蓄数量の算定に当たっては、多摩東部直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定（令和 4 年 5 月東京都発表）を採用する。（想定避難者数＝16,819 人）

○　想定避難者数に加えて、想定避難者数の 20%を在宅避難者用として備蓄する。

○　3 日分の食糧を多摩市単独で備蓄し、不足した場合においては、東京都の寄託物資や民間企業との協定による流通品を調達する。

○　発災初期は、市備蓄のレトルト食品等で対応し、その後、備蓄米へ移行する。

2　備蓄の供給

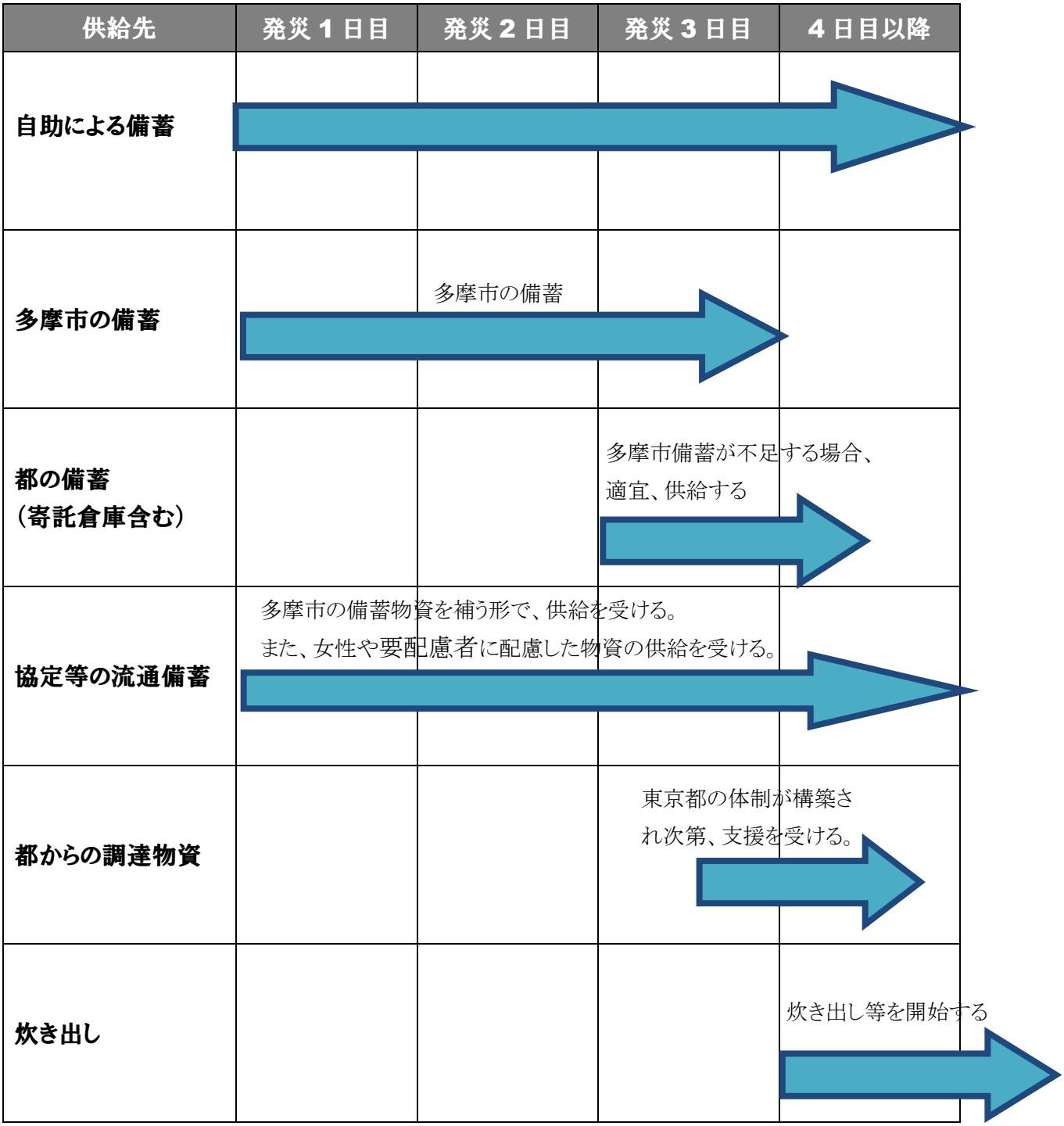
○　炊き出し等の体制が整うまでの間は、多摩市及び都の備蓄、並びに調達する食糧等を支給する。

○　道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食糧需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

○　発災後、速やかに協定締結事業者から、必要な物資を調達する。特に女性や要配慮者に配慮した物資を迅速に調達する。

○　発災4日後から6日後までを目途に、調理所を活用した炊き出しを実施する。

【物資供給における時系列イメージ】



3　乳幼児用食糧の備蓄

○　乳児（0 歳～1 歳）用として、液体ミルク又は粉ミルクを備蓄する。

○　乳幼児（0 歳～3 歳）用として、月齢に応じた乳児用食糧を備蓄する。

○　備蓄数量については、3 日分の備蓄を目標とするが、全体の予算の範囲内とする。

4　アレルギー対策

○　備蓄食糧におけるアレルギー対策については、個々の特性の多様性から行政における

支援は、非常に困難である。よって、基本的には「自助」の範囲と考える。

○　しかし、備蓄をしていても、家屋の被災などから、備蓄していた食糧を失ってしまうことも想定されることから、多摩市において、概ね4,000 食程度を備蓄する。

○　備蓄内容については、1 種類に偏ることなく、数種類備蓄する。

5　児童・生徒用の備蓄

○　帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。

○　引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3 日分の備蓄を行う。（教育委員会の算出による。）

6　職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の食糧等の備蓄を行う。

なお、発災当初は配布することが困難となる状況が想定されることから、1日分程度は、栄養補助食品等簡易的な食糧を各自保管することを推奨する。

7　市内企業との協定等

○　多摩市は、災害時における食糧品・生活必需品等の確保のため、自治体及び民間団体等と供給協定を締結している。

○　多様なニーズに対応できるよう、積極的に市内企業との協定締結に努める。

8　備蓄物資不足の場合の対応

物資に不足が生じる場合には、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、都や国に物資支援を要請する。

また、個人からの義援物資は、仕分け等の対応が困難であることから受け入れしないこととし、これを広報周知する。

2　飲料水及び生活用水の確保

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 都市整備部	○　応急給水に必要な資器材等の設置を行う。 ○　災害用井戸、雨水貯留槽等の整備により、生活用水の確保に努める。
都水道局	○　給水拠点（※1）となる応急給水槽（※2）及び配水所・給水所において、応急給水に必要な資器材等の配置、管理を行う。 ○　給水拠点である配水所・給水所において、拠点ごとに要員を指定する。 ○　自主防災組織等が自ら応急給水活動ができる施設の整備を行う。
事業者 市民	○　最低3日分、可能な限り7日分の飲料水を備蓄する。 ○　水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

※1　災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時の断水に備え、飲料水を確保している配水所、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km 程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給

水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。

※2　応急給水槽

地震等の災害に備え、市民の居住場所から概ね2km の範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

□　詳細な取組内容

1　備蓄の考え方

○　備蓄数量の算定に当たっては、多摩東部直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定（令和 4 年 5 月東京都発表）を採用する。（想定避難者数＝16,819 人）

○　避難者 1 人 1 日 3 リットルとして算定し、3 日分の飲料水を多摩市単独で確保する。

	考え方	本数
1日目	想定避難者＋在宅避難者（想定避難者の2割）に対して500ml×1本	20,183本
	断水地域（17．2%）の想定避難者＋在宅避難者（想定避難者の2割）に対して500ml×5 本	17,358本
2日目	断水地域（17．2%）の想定避難者＋在宅避難者（想定避難者の2割）に対して500ml×6 本	20,829 本
3日目	断水地域（17．2%）の想定避難者＋在宅避難者（想定避難者の2割）に対して500ml×6 本	20,829 本
	合計	79,199 本

○　なお、今後も給水体制の充実強化を図り、必要により備蓄飲料水の見直しを行う。

2　児童・生徒用の備蓄

○　帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。

○　引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3 日分の備蓄を行う。（教育委員会の算出による）

3　職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の飲料水の備蓄を行う。

なお、発災当初は配布することが困難となる状況が想定されることから、1日分程度は、飲料水を各自保管することを推奨する。

4　災害用井戸の整備

（1）災害対策用貯水槽（災害用井戸）

○　水道管から飲料水を取得できる応急給水栓が避難所に設置されたことから、災害用井戸は生活用水として使用する。

（2）井戸ポンプ

○　連光寺災害対策用井戸、多摩中央公園、健康センターを、今後も、維持管理していく

（3）非常用発電装置

○　連光寺災害対策用井戸・多摩中央公園 100t貯水槽のみ、今後も、継続的に維持管理していく。

（4） 貯水槽

○　井戸ポンプが設置されていない貯水槽は、今後、消防用水利として指定し維持管理をする。

5　多様な応急給水への取組

■多摩市

○　市民に対し、給水拠点で応急給水が実施できること及び当該給水要領を普及啓発する。

○　消火栓からの応急給水が実施できるよう、東京都と連携し資器材の配備を進めるほか、避難所運営に関わる自主防災組織、市職員、学校教職員などへ、操作方法等を普及啓発する。

■都

都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか、多摩市と協議し実施手法を定める。

6　災害時民間協力井戸

■多摩市、井戸所有者

個人で所有（管理）している井戸について、「多摩市災害時協力井戸に関する要綱」に基づき、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。また、市内事業所の井戸を災害時に活用できるよう分布状況及び水量、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。

なお、地震発生後の井戸の水質は、通常と変化する場合があることから、使用にあたっては、十分に留意すること。

7　生活用水の確保

■多摩市

多摩市は、災害対策用井戸 3 箇所にろ過機を設置し、井戸水から生活用水を確保する。

■事業所・個人

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

8　給水資器材

（1） 給水可能施設

施設名	所在地	応急給水栓（基）	ホース			エンジンポンプ（台）
			5m	20m	その他	
桜ヶ丘配水所	多摩市桜ヶ丘 4-10	3	3	1	0	0
落合配水所	多摩市中沢 1-12	1	0	2	0	1
愛宕配水所	多摩市愛宕 2-51	4	0	5	0	1
南野給水所	多摩市南野 2-16	5	3	2	0	0
聖ヶ丘給水所	多摩市聖ヶ丘 4-1	5	3	2	0	0

並木公園 応急給水槽	多摩市和田 1551-1	17	0	1	0	1
合計		35	9	13	0	7

（2） 給水拠点

①　給・配水所等

施設名	給水方法	配水池有効容量	確保水量	給水人口 1 人 1 日 3 リットル
桜ヶ丘配水所	常設給水栓等	4,520 ㎥	1,500 ㎥	500,000 人
落合配水所		300 ㎥	100 ㎥	33,000 人
愛宕配水所		3,420 ㎥	1,140 ㎥	380,000 人
南野給水所		10,080 ㎥	3,360 ㎥	1,120,000 人
聖ヶ丘給水所		42,000 ㎥	14,000 ㎥	4,666,000 人
並木公園応急 給水槽	自家用発電機 エンジンポンプ	1,500 ㎥	1,500 ㎥	500,000 人

1 ㎥=1,000 リットル

②　災害対策用貯水槽（井戸水）

施設名	所在地	確保水量	給水人口 1 人 1 日 3 リットル
多摩中央公園 100t 貯水槽	多摩市落合 2-35	100 ㎥	33,000 人
健康センター100t 貯水槽	多摩市関戸 4-19	100 ㎥	33,000 人
連光寺小学校災害対策用井戸	多摩市連光寺 3-64	100 ㎥	33,000 人
	井戸ポンプから、直接、水をくみ上げることができる。飲料用に使用する場合は、水質検査を行うこと。		

3　物資等の確保

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部	○　被災者の生活維持のため、必要な物資等を備蓄する。 ○　多摩市の災害応急対策活動に必要な市職員用の物資等を備蓄する。
事業者 市民	○　最低 3 日分、可能な限り 7 日分の物資等の備蓄を行う。

1　備蓄の考え方

○　備蓄数量の算定に当たっては、原則、多摩東部直下地震の避難者数が最大規模となる

被害想定（令和 4 年 5 月東京都発表）を採用する。（想定避難者数＝16,819 人）

○　避難所避難者や車中避難、テント避難等の避難所外避難者の健康維持に必要な物資を備蓄する。

2　備蓄物資の種類

○　冷房器具、暖房器具、燃料など、避難所における避難者の生命の維持に不可欠な物資

○　毛布、マット、パーティション、簡易ベッド、炊き出し用具、発電機など、避難者の健康的な生活維持に必要な物資

○　携帯トイレ、組立式トイレなど、避難者の健康維持に必要な各種災害用トイレ

○　トイレットペーパー、ウェットティッシュ、口腔ケア用品などの日用品

○　女性、乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者の健康的な生活維持に必要な物資

○　マスク、消毒液等感染症対策に必要な物資

3　被災者のニーズへの対応

○　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

○　夏季には扇風機や冬季には暖房器具等の気候についても考慮する。

○　被災者のニーズを把握する上で、ライフラインの停止を想定し、早期に避難所等との、連絡手段等（交換便を含む。）について代替手段を確保する。

○　物資に不足が生じる場合には、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、都や国に物資支援を要請する。

4　備蓄倉庫の整備

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部 くらしと文化部	○　備蓄倉庫等の位置づけについて整理を行う ○　多摩市の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理する。 ○　備蓄物資の配分の方法について定める。

□　詳細な取組内容

1　備蓄倉庫の現状と課題

（1）現状の分析

現在備蓄している食糧や資器材は、防災倉庫や地区防災倉庫を設置した当時と比較し、大幅に増加している。

増加した備蓄量に対応するため、公共施設の空きスペースや市内の学校跡地利用施設等を使用し備蓄を行っているが、倉庫の床面積が不足し飽和状態となっている。

また、占用している施設内の備蓄倉庫は、建物の上層階に位置している箇所もあり、停電等を考慮すると、災害時の使用に適していない。

（2）地区防災倉庫

地区防災倉庫は、既に収容物で一杯となるとともに、設置から30年程度経過し、老朽化も進んでいることから、食糧や資器材の長期間的な備蓄に適しているとは言えない。

（3） 防災倉庫

和田防災倉庫については、道路拡幅工事に伴い、解体、移設の必要性が生じている。

（4） 鶴牧倉庫

「（仮称）アセットマネジメント計画」策定などにより、貸付等での活用が検討されており、代替施設の確保が必要である。

（5） 旧永山第一学校給食センター

調理所の再編に伴い、近い将来、備蓄物資の移転の必要性が生じる見込みである。

（6） 旧豊ヶ丘中学校

校舎、体育館及びクラブハウスに備蓄しているが、将来的に備蓄物資の移転の必要性が生じることが見込まれる。

（7） 避難所用資器材庫（中学校区備蓄倉庫）

児童・生徒数の増加、学校の統廃合等により、既に廃止された備蓄庫があるほか、今後も廃止、移設等の必要性が生じる可能性がある。

2　具体的な対策案

（1） 大規模備蓄倉庫の建設

現在、備蓄倉庫として使用している学校跡地利用施設の解体等に対応するため、大規模備蓄倉庫の建設に向けた検討を進める。

その際は、災害時における運用面の利便性の向上を考慮し、大型トラックの進入が可能な緊急輸送道路沿いを候補地として設定する。

（2） 地区防災倉庫の建替・増設

発災直後から使用する避難所用資器材や食糧及び飲料水を備蓄していることから、現在の想定避難者数に合わせ、建替又は増設を行う。

（3） 小・中学校の教室の活用

地区防災倉庫の建替え・増設が困難な場合、校舎内の地上階で1教室分を地区防災倉庫とすることを検討する

全ての避難所へ地区防災倉庫を設置することは、長期間を要することから、それまでの間、余裕教室を活用し地区防災倉庫の代用とすることも検討する。

（4） 防災倉庫の新築・増改築

老朽化に伴い、大規模改修が必要となった場合は、増改築を検討する。

また、道路拡幅工事によって移動が余儀なくされる和田防災倉庫については、大規模な避難所である総合体育館のバックアップ機能として備蓄が行える規模（概ね 1,000 人程度収容可能な資器材等の備蓄）を念頭におき、新築を行う。

（5） 鶴牧倉庫の代替施設の検討

簡易トイレを中心に収容する大規模な倉庫であることから、施設が別用途で使用される場合は、同等程度の倉庫を確保することは必要である。

今後、「（仮称）アセットマネジメント計画」等、各種計画において位置づけを整理する施

設の新たな使用用途として確保するよう調整を図る。

（6）　旧永山第一学校給食センターの代替施設の検討

調理所の再編に伴う建替に合わせ、学校跡地利用施設等に備蓄物資を移転する。

（7）　旧豊ヶ丘中学校の代替施設の検討

大規模備蓄倉庫への移転を念頭に候補地を検討する。

（8）　避難所用資器材庫（中学校区備蓄倉庫）の代替施設の検討

地区防災倉庫の建替又は増設により、避難所用資器材庫（中学校区備蓄倉庫）の機能を代替する。

3　民間ノウハウの活用

今後、防災倉庫を新設及び増設する場合、もしくは、備蓄物資の管理についても、民間企業のノウハウを活用することを検討する。

4　資器材の備蓄

○　応急対策用資器材を防災倉庫に備蓄する。

○　避難所の地区防災倉庫に、避難所の初動運営に関する物資を備蓄するとともに、地域住民の防災活動用資器材を備蓄する。

○　中学校区ごとに避難所用資器材を整備し、長期化する避難生活に備える。

○　総合体育館の特性を活かし、総合体育館用資器材を整備する。

○　帰宅困難者対策として、一時滞在施設に宿泊が可能となるような、簡易的な資器材を整備する。

【市内防災倉庫一覧】

倉庫名	箇所数	設置場所	役割
防災倉庫	6 箇所	拠点的に配置	各種の資器材を格納するため。
地区防災倉庫	35 箇所	避難所に設置	発災直後に、避難所を設置するため。
避難所用資器材庫	10 箇所	避難所に設置 （余裕教室等を活用）	長期化する避難所生活を支援するため。

5　備蓄倉庫の管理運営等

○　備蓄倉庫及び備蓄物資の管理運営を行う。

○　収容物を分類し、各防災倉庫に特徴を持たせた、収容を行う。（倉庫内の収容物の再整理、再配置）

○　必要により民間業者を起用した、適正な清掃、点検等を行う。

○　多摩市が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食糧、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

5　地域内輸送拠点（物資集積拠点）の整備

□　対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 総　務　部 くらしと文化部	○　地域内輸送拠点（物資集積拠点）として最適な候補地について検討する。 ○　多摩市の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理する。 ○　備蓄物資の配分の方法について定める。

□　詳細な取組内容

1　輸送拠点の整備

○　避難所等へ食糧及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を選定する。

○　東京都の緊急輸送ネットワーク及びヘリポート等を考慮して、パルテノン多摩、南豊ヶ丘フィールドグラウンドを地域内輸送拠点に指定する。

○　指定の地域内輸送拠点以外にも、被害状況、交通、連絡等を考慮し、運用上適した施設を公共施設、民間施設の別にこだわらず柔軟に選定する。

○　地域内輸送拠点における、円滑な支援物資の受入・搬出方法について検討し、マニュアル等を整備する。

○　地域内輸送拠点は、市内の幹線道路沿いでの整備を検討し、その間は学校跡地等の活用を関係各課と調整する。

○　屋外施設を地域内輸送拠点として活用する際は、協定締結事業者等の協力を得て、仮設の倉庫の建設を検討する。

【輸送拠点】

拠点区分	施設名	運営主体	役割
広域 輸送基地	多摩広域輸送基地	都	他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点
地域内 輸送拠点	パルテノン多摩 南豊ヶ丘フィールドグラウンド	市	多摩市の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等への拠点

2　地域内輸送拠点（物資集積拠点）の設置箇所の検討

以下の条件で物資集積施設として使用可能な施設を検討する。

なお、新たな施設が設置されるまでの間は、既存の建物を活用する。

○　屋内及び軒下であること

○　大型トラックが進入できること

○　フォークリフトの運用が可能なこと

基本方針３　輸送体制を確立する

1　輸送体制の整備

□　対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 総　務　部	○　物流事業者（輸送事業者等）等との災害時における輸送業務に関する協定締結を推進する。

□　詳細な取組内容

○　輸送業者等との災害時応援協定の締結増加に向け、積極的に取り組む。

○　都市整備部等各部は、維持管理担当業者に対し、災害時に活動可能な車両（資器材含む）を平素から確認する。

2　燃料の確保

□　対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 総　務　部	○　石油燃料の供給体制を整備する。

□　詳細な取組内容

○　災害時において、石油燃料を円滑に確保するため、民間企業と協定の締結を推進する。

○　協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施する。

○　車両運行者は、平素から庁用車の給油残量に留意する。
（2 分の 1 以下とならないように適宜給油）

【現在協定を締結している事業者】

協定名	協定締結先
災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック
	KDDI 多摩テクニカルセンター
	学校法人五島育英会　東急自動車学校

【応急対策】

基本方針

１　食糧・飲料水・生活必需品等を供給する
２　災害時における輸送を実施する

基本方針 1　食糧・飲料水・生活必需品等を供給する

1　物資の調達・供給

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 食糧物資調達対策部	○　備蓄倉庫から必要物資を調達する。 ○　協定締結事業者から物資を調達する。（※災害救助法の適否に留意） ○　都福祉局に必要物資の供給を要請する。 ○　協定締結自治体に物資の供給を要請する。 ○　物資を被災者へ給（貸）与する。 ○　地域内輸送拠点を開設及び運営する。
都福祉局	○　都備蓄物資を区市町村へ放出する。
災害時応援協定締結事業者	○　多摩市の要請に基づき物資等を提供する。

□　詳細な取組内容

1　物資の調達

○　食糧物資調達対策部長は、発災直後においては、避難者数の調査結果に先行して、被害想定に基づく避難者数を踏まえ、必要となる物資を調達する。

○　食糧物資調達対策部長は、避難所が運営された場合には、避難所施設対策部長から避難者数及び必要物資の連絡を受け、物資を調達する。

○　食糧物資調達対策部長は、市内の備蓄倉庫から必要な物資を調達する。

○　食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から食糧、飲料品及び生活日用品を次のとおり調達する。

- 速やかに調達する。（発災直後には、買占め現象が発生する。）

- 努めて同一規格かつ同一価格のものを一括購入する。
- 特に市が備蓄していない物資を優先的に確保する。（市が備蓄していない物資とは、備蓄に適さない商品や特定の被災者に限定される商品である。 例　医薬品、ペット関係の物資等）
- 支払いは後日とする。
- なお、精算事務を円滑に進めるため、納品書等（状況によりレジスターのレシート用紙でも可）の発行を依頼する。
- 物資の調達に伴い、ダンボール箱、買物かご等の収納物品の貸与を依頼する。
- 協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬を依頼する。

○　食糧物資調達対策部長は、発災後の復旧復興・給水対策部による応急給水体制が整うまでの間は、備蓄倉庫、協定締結事業者から速やかに飲料水（ペットボトル等）を調達する。

○　食糧物資調達対策部長は、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる発災から4日目以降については、原則として炊き出し体制を整備する。

○　食糧物資調達対策部長は、調理所を有効に稼動させ、炊き出し等を行う。

○　食糧物資調達対策部長は、協定締結事業者から発電機、照明器具等の建設用資器材を次のとおり調達する。

- 速やかに調達する。（発災直後には、買占め（借占め）現象が発生する。）
- 協定内容に係らず、事業者に対して物資の運搬、設置等を依頼する。
- 資器材の取扱説明書を受領する。
- 各対策部長と連携し、効率的に
- 資器材を調達する。

○　食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、都福祉局へ物資の供給を依頼する。

○　食糧物資調達対策部長は、多摩市災害対策本部を通じて、協定締結自治体へ物資の供給を依頼する。

2　地域内輸送拠点の開設・運営

○　食糧物資調達対策部長は、地域内輸送拠点を開設し、都福祉局（災害対策本部経由）に報告する。

○　食糧物資調達対策部長は、原則として市備蓄倉庫や協定締結事業者から調達した物資を直接、避難所に搬入する。

○　応急対策期の地域内輸送拠点においては、原則として次の物資等を搬入した場合、使用するまでの間、保管するものとする。

- 加工が必要な食糧物資（炊出し開始時に配布）
- 配布数量が不足等し、現時点で配布できない物資
- 嗜好品等の応急対策期での配布に適さない物資

○　地域内輸送拠点の運営は、地域内輸送拠点の設置場所も含め、協定締結企業等の民

間企業の協力を積極的に得る。

3　物資の給与

○　食糧物資調達対策部長は、調達した物資を直接1次避難所（指定避難所）に搬入する又は地域内輸送拠点に搬入する。

○　食糧物資調達対策部長は、1次避難所（指定避難所）において、物資の給与を行う。

○　食糧物資調達対策部長は、1次避難所（指定避難所）では、避難所施設対策部の派遣職員や避難者等と連携し供給する。（荷卸後は、速やかに次の供給場所に移動する。）

○　食糧物資調達対策部長は、在宅避難者に係わる必要物資においても1次避難所（指定避難所）に供給する。

4　災害救助法の適用

○　災害救助法の適用前においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、多摩市が負担する。

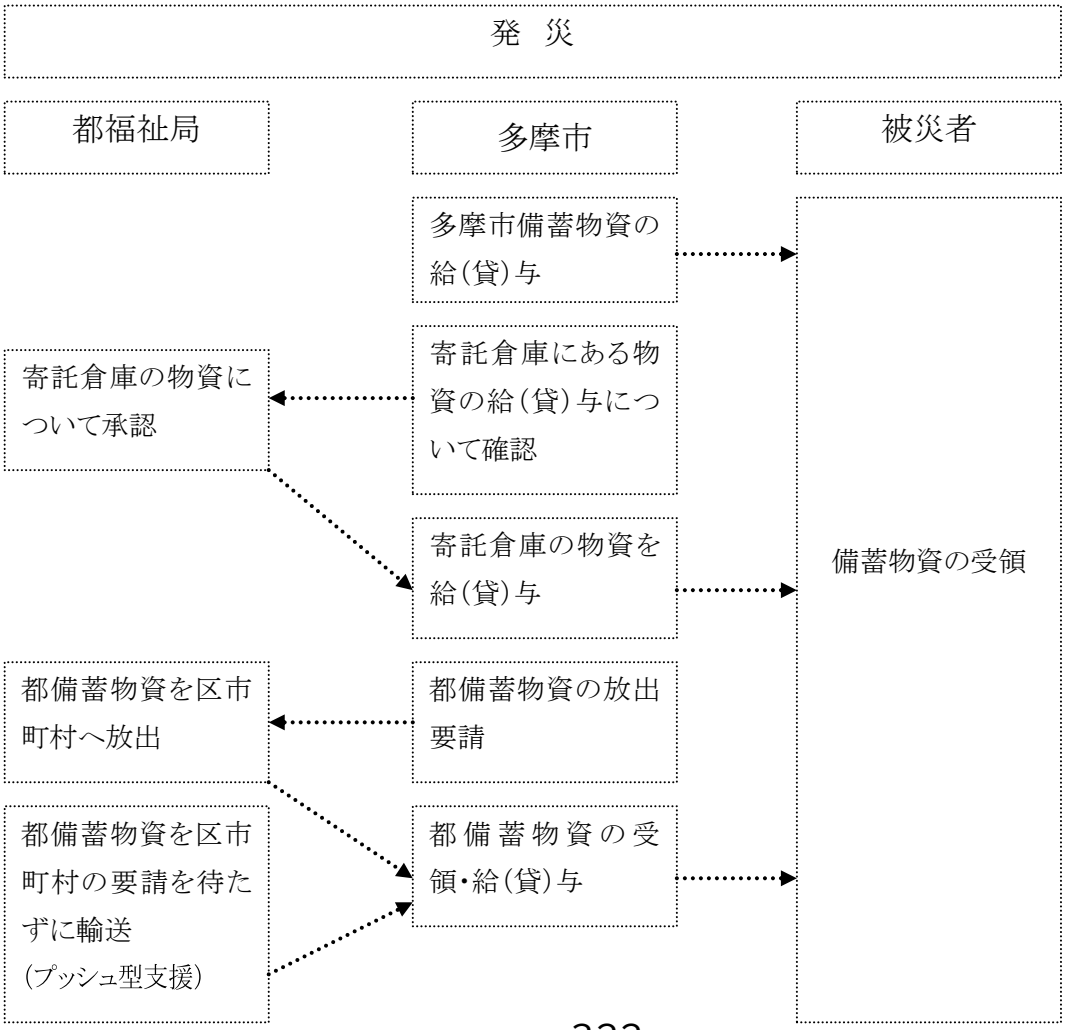
○　災害救助法の適用後においては、業者からの調達に伴い発生した費用は、東京都が負担する。

ただし、東京都の費用負担には、物資種別、上限額が定められている。

※　災害救助法の適用・運用については、第14章を参照

※　食糧の配布基準・実施方法

都福祉局からの物資調達の流れ



2　飲料水の供給

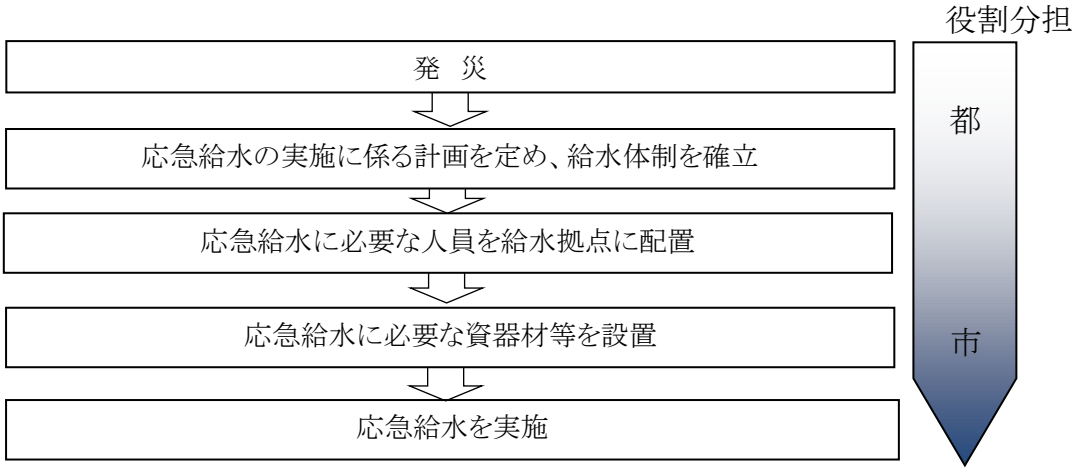
震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、都・市間にて協力し、発災後における応急給水体制を構築する。

□　対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 復旧復興・給水対策部 食糧物資調達対策部	○　災害時給水ステーション（給水拠点）、応急給水槽等で応急給水を行う。 ○　給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている避難所、医療施設及び福祉施設について、車両による応急給水を行う。 ○　避難所応急給水栓で応急給水を行う ○　給水拠点での応急給水体制が整うまでの間、ペットボトル等で飲料水を供給する。
都　水　道　局	○　災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。 ○　給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている避難所、医療施設及び福祉施設について、車両による応急給水を行う。 ○　必要に応じて多摩市との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。 ○　医療施設等への応急給水を行う。

□　業務手順



□　詳細な取組内容

■多摩市・都

1　方針

○　復旧復興・給水対策部長は、都水道局と連携し、応急給水を行う。

○　震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

○　発災直後から応急給水体制が整うまでの間の飲料水の給水は、食糧物資調達対策部が飲料品（ペットボトルなど）で対応する。

○　復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部から速やかに断水地域を確認し、必要地域に応急給水体制を整備する。

○　復旧復興・給水対策部長は、東京都に対し給水活動の要請を行う。

なお、東京都の給水活動は次のとおり実施される

災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね 2km 以上離れている避難所などで、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

○　復旧復興・給水対策部長は、断水地域と給水拠点の優先順位を踏まえて、応急給水活動を行う。

ただし、必要がある場合には、消火栓等を利用し、応急給水活動を行う。

給水拠点名	資器材の配置等	応急給水活動
桜ヶ丘配水所・落合配水所・愛宕配水所・南野給水所・聖ヶ丘給水所	多摩給水管理事務所	復旧復興・給水対策部
並木公園応急給水槽	復旧復興・給水対策部	

2　震災時の応急給水の方法

○　給水拠点には、給水拠点である旨の標識を設置し、市民に広報する。

○　健康センター・多摩中央公園・連光寺小学校貯水槽では、ろ水機により揚水し給水を行う。

応急給水の方法	活動内容
給水拠点で行う給水	応急給水槽及び配水所・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。
応急給水栓で行う給水	避難所に設置された応急給水栓で応急給水を行う。
車両で行う給水	給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている1次避難所（指定避難所）では、車両による応急給水を行う。
仮設給水栓で行う給水	断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、必要がある場合に行う。

3　給水拠点での都及び多摩市の役割分担

給水拠点等	実施主体	役割分担
並木公園応急給水槽	多摩市	・　応急給水に必要な資器材等の設置 ・　市民等への応急給水
桜ヶ丘配水所、落合配水所、愛宕配水所、南野給水	都	・　応急給水に必要な資器材等の設置
	多摩市	・　市民等への応急給水

給水拠点等	実施主体	役割分担
所、聖ヶ丘給水所		
飲料水を車両輸送する必要がある1次避難所（指定避難所）等	都	・　飲料水の供給・補給
	多摩市	・　市民等への応急給水を実施 ・　車両の調達及び運行
医療施設等	都	・　都の車両輸送による応急給水

3　生活用水の供給

震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、発災後における生活用水の供給体制を構築する。

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 復旧復興・給水対策部 食糧物資調達対策部	○　災害時給水ステーション（給水拠点）、応急給水槽等で応急給水を行う。 ○　給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている避難所、医療施設及び福祉施設について、車両による応急給水を行う。 ○　避難所応急給水栓で応急給水を行う。 ○　災害対策用井戸及び災害時協力井戸で応急給水を行う。
都水道局	○　災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。 ○　必要に応じて多摩市との役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。

□　詳細な取組内容

■多摩市・都

1　方針

○　復旧復興・給水対策部長は、都水道局と連携し、応急給水を行う。

○　復旧復興・給水対策部長は、災害対策本部から速やかに断水地域を確認し、必要地域に応急給水体制を整備する。

○　復旧復興・給水対策部長は、東京都に対し給水活動の要請を行う。

○　復旧復興・給水対策部長は、断水地域と給水拠点の優先順位を踏まえて、応急給水活動を行う。

ただし、必要がある場合には、消火栓等を利用し、応急給水活動を行う。

	給水拠点名	資器材の配置等	応急給水活動
第 1 次	桜ヶ丘配水所・落合配水所・愛宕配水所・南野給水所・聖ヶ丘給水所	多摩給水管理事務所	復旧復興・給水対策部
	並木公園応急給水槽	復旧復興・給水対策部	
第 2 次	連光寺災害対策用井戸		
第 3 次	健康センター・多摩中央公園災害対策用井戸		

2　震災時の応急給水の方法

○　給水拠点には、給水拠点である旨の標識を設置し、市民に広報する。

○　健康センター・多摩中央公園・連光寺小学校貯水槽では、ろ水機により揚水し給水を行う。

応急給水の方法	活動内容
給水拠点で行う給水	応急給水槽及び配水所・給水所等の給水拠点で応急給水を行う。
応急給水栓で行う給水	避難所に設置された応急給水栓で応急給水を行う。
車両で行う給水	給水拠点からの距離がおおむね2km 以上離れている1次避難所（指定避難所）では、車両による応急給水を行う。
仮設給水栓で行う給水	断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、必要がある場合に行う。

3　給水拠点での都及び多摩市の役割分担

給水拠点等	実施主体	役割分担
並木公園応急給水槽	多摩市	・　応急給水に必要な資器材等の設置 ・　市民等への応急給水
桜ヶ丘配水所・落合配水所・愛宕配水所・南野給水所・聖ヶ丘給水所	都	・　応急給水に必要な資器材等の設置
	多摩市	・　市民等への応急給水
飲料水を車両輸送する必要がある1次避難所（指定避難所）等	多摩市	・　市民等への応急給水を実施 ・　車両の調達及び運行
災害対策用井戸	多摩市	・　市民等への応急給水
災害時協力井戸	所有者	・　必要に応じて、近隣住民へ給水

基本方針２　災害時における輸送を実施する

1　輸送車両及び燃料の確保

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市統括対策部	○　庁用車両等を一元管理する。 ○　災害時応援協定の締結事業者から車両を確保する。 ○　災害時応援協定の締結事業者から石油燃料を確保する。

□　詳細な取組み

○　統括対策部長は、協定締結事業者から車両（運行員を含む。）を調達する。
○　統括対策部長は、庁用車両及び調達車両を一元管理する。
○　統括対策部長は、車両の配分又は併用、転用等の運用計画を立てる。
○　各対策部長は、車両を必要とするときは、次の事項を明示し、統括対策部長に要求する。
- 使用目的
- 台数
- 日時及び期間

○　統括対策部長は、協定締結事業者から石油燃料を確保する。

確保先		所在
KDDI 多摩テクニカルセンター		多摩市唐木田 3-2
東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック	永山石油	多摩市永山 1-2-11
	多摩興運多摩エコステーション	多摩市貝取 1450
	アポロ 21 世紀多摩 SS	多摩市乞田 646
学校法人五島育英会　東急自動車学校		多摩市唐木田 3-6

【復旧対策】

基本方針

１　安定的に飲料水等を供給する
２　安定的な輸送を継続する

基本方針１　安定的に飲料水等を供給する

１ 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

多摩市は、 変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市食糧物資調達対策部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
都福祉局	○ 炊き出しの要請に対応する。

□　詳細な取り組み

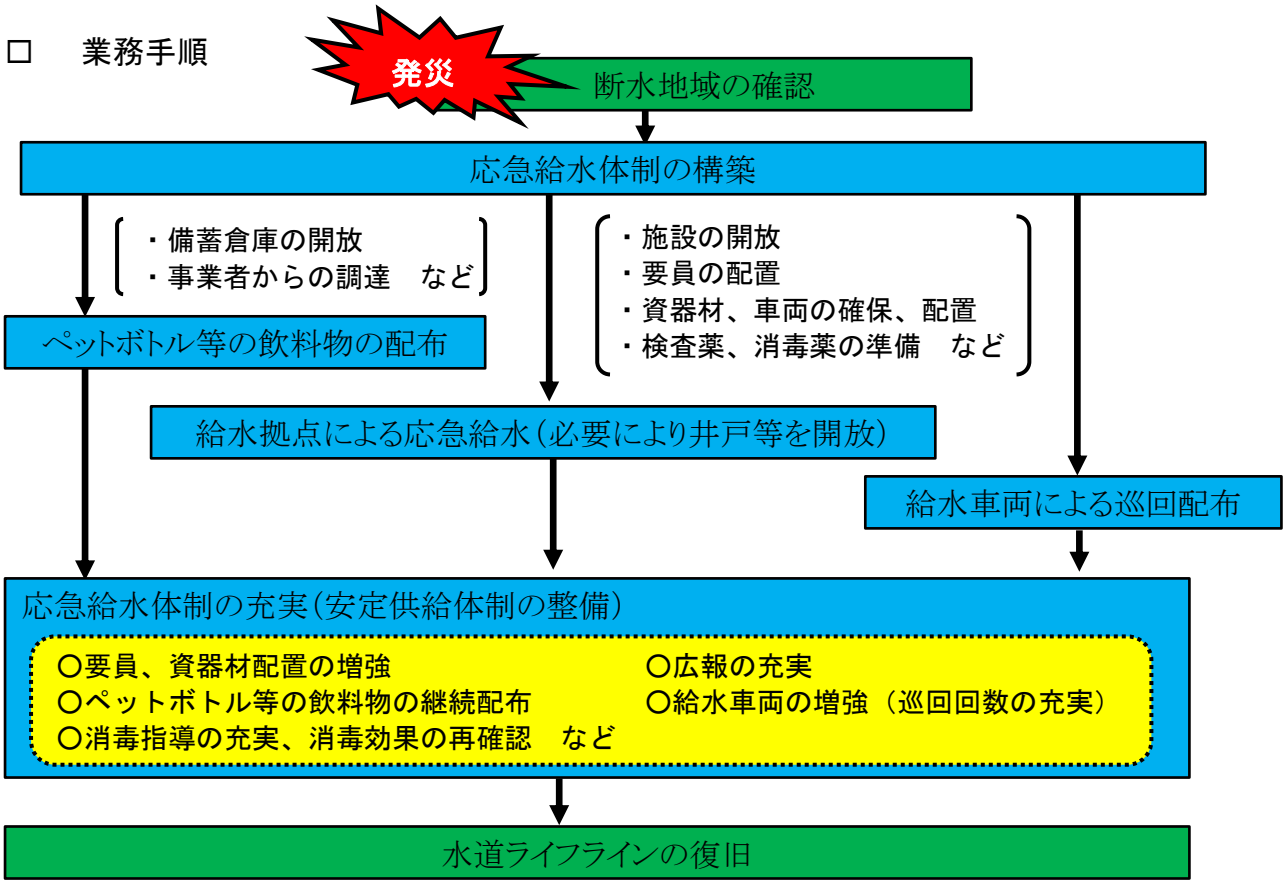
○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
○ 炊き出しは、調理所を有効活用する。
○ 避難所施設に設置されている調理場（学校の家庭科室等）を有効に活用する。
○ 各1次避難所（指定避難所）に配備している、釜や鍋、オイルバーナー等を活用する。
○ 避難者を中心に、自主防災組織や自治会、ボランティアなどの支援者等の協力を得て、実施する。

2　水の安全確保

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 復旧復興・給水対策部 都　水　道　局	○　飲料水の安定供給を行う。
多　摩　市 福祉医療対策部	○　飲料水の衛生相談を行う。
保　健　医　療　局	○　状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水の塩素消毒状況を確認する。 ○　市民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。

□　業務手順



□　詳細な取組内容

○　多摩市は、都と連携し、給水拠点を活用した、飲料水の安定供給を行う。
- 広報の充実
- 給水地点及び給水時刻の充実
- 断水地域に対する給水車両の巡回回数の充実

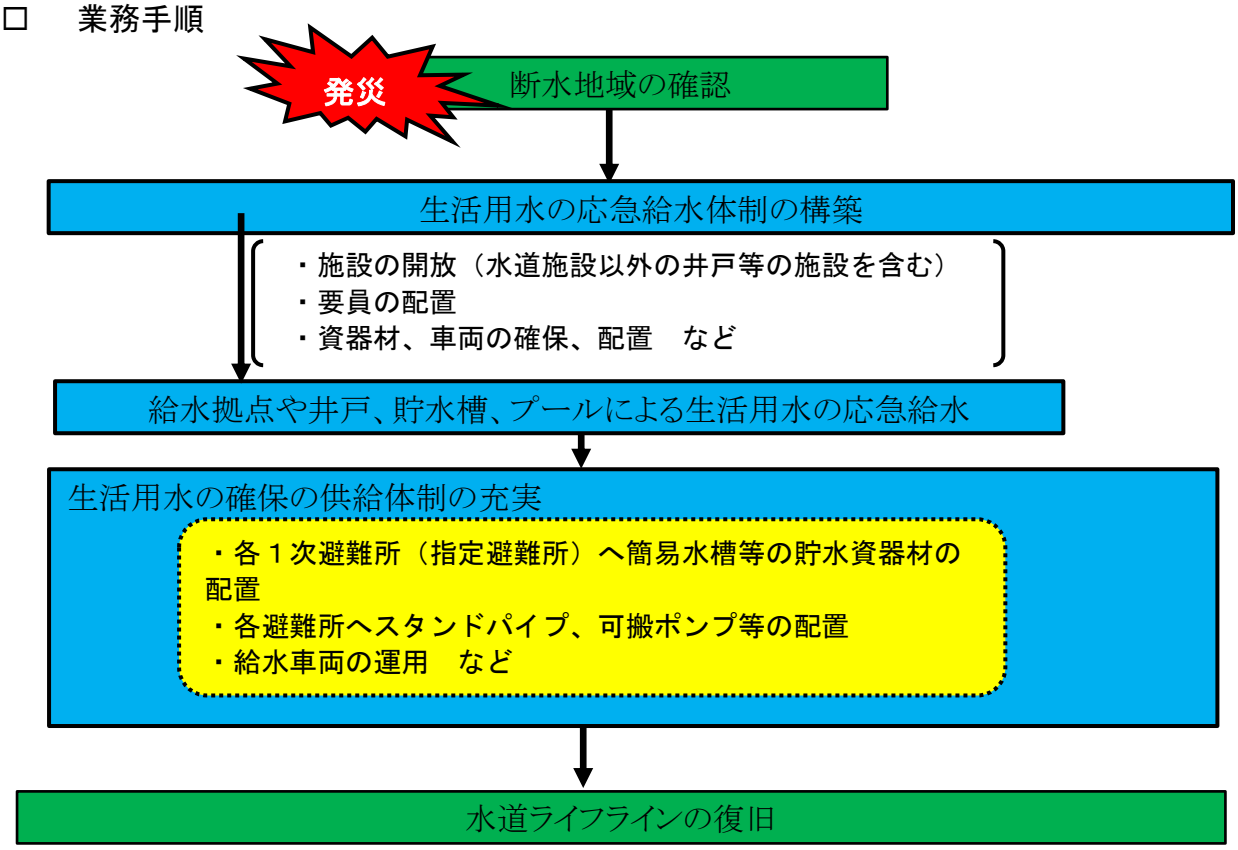
○　多摩市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

3　生活用水の確保

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 避 難 所 施 設 対 策 部 復 旧 復 興・給 水 対 策 部	○　1次避難所（指定避難所）の生活用水を確保する。 ○　給水拠点（応急給水槽及び配水所・給水所）等で応急給水を行う。

□　業務手順



□　詳細な取組内容

○　復旧復興・給水対策部長は、応急対策の給水要領に準じて生活用水の供給を行う。

○　避難所施設対策部長は、1次避難所（指定避難所）の生活用水については、応急給水栓を積極的に活用するほか、校内プールを有効活用する。

基本方針２　安定的な輸送を継続する

1　物資の輸送

□　対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多　摩　市 食糧物資調達対策部	○　地域内輸送拠点の運営体制の強化を行う。

□　詳細な取組み

○　東京都からの物資を受け入れ、1次避難所（指定避難所）等へ搬出する。

○　調達した食糧・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1　物資の調達・供給」と同様に行う。

○　専門的な資器材が地域内輸送拠点に搬入された場合には、当該資器材等を使用する各対策部の職員が、受入れ等に立ち会う。

○　搬入物資の量によっては、地域内輸送拠点での受入れに限らず、1次避難所（指定避難所）などの使用場所へ直接搬入を要請する。

○　必要により、広域輸送基地で直接荷受けする。

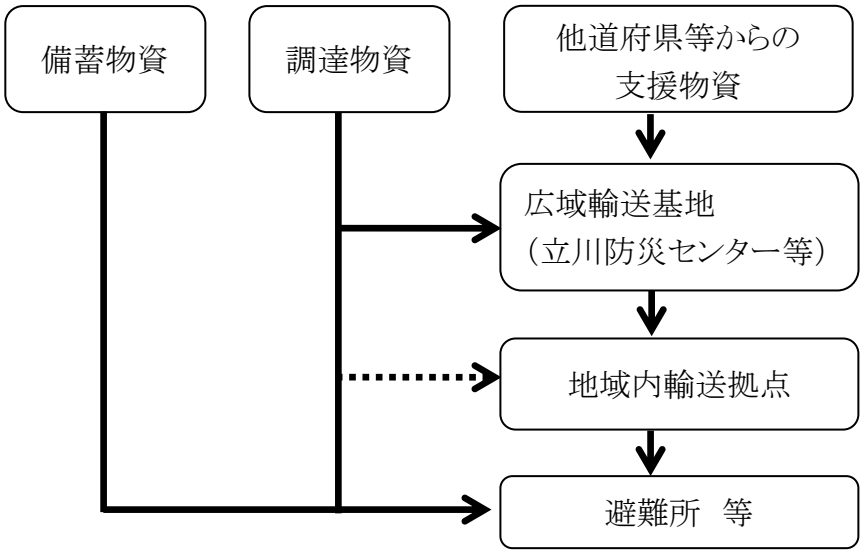
○　指定の地域内輸送拠点以外にも、被害状況、交通、連絡等を考慮し、運用上適した施設を公共施設、民間施設の別にこだわらず柔軟に選定する。

○　地域内輸送拠点の運営は、地域内輸送拠点の設置場所も含め、協定締結企業等の民間企業の協力を積極的に得る。

※　多摩市における輸送拠点

項目	運営主体	施設名
広域輸送基地	東京都	立川地域防災センター
地域内輸送拠点	多摩市	パルテノン多摩 南豊ヶ丘フィールドグラウンド

【陸上搬送概念図】



第１３章　市民の生活の早期再建

【予防対策】

基本方針

１　生活再建のための事前準備態勢を構築する
２　児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する

基本方針１　生活再建のための事前準備態勢を構築する

１　生活再建のための事前準備

□　対策内容と役割分担

１　罹災証明書の発行

機関名	対策内容
多摩市 総務部 市民経済部	○　罹災証明書発行体制等を構築する。 ○　多摩消防署との協定締結や事前協議による罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。
多摩消防署	○　火災による被害状況調査体制の充実を図る。 ○　多摩市との協定を締結し、連携体制を確立する。

２　義援金の配分事務

機関名	対策内容
多摩市 健康福祉部	○　義援金の募集･配分について、必要な手続等を明確にする。
都総務局 都福祉保健局	○　義援金配分委員会を必要な時期に迅速に開催するため、都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関の中から委員を事前選任する。 ○　義援金の募集･配分について、必要な手続きを明確にする。 ○　義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いを確認する。

□　詳細な取組み内容

1　罹災証明書の発行体制の整備

○　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 6 年 5 月）」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。（災害の被害状況や教訓により、運用指針の改定が考えられることから、常に最新の運用指針を確認すること）

○　罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

○　罹災証明発行場所については、駅に近いスペースを中心に場所を検討する。

○　住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明発行に対する問合せ対応体制を整備する。

○　被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明発行に関する体制を構築する。

○　東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明の発行業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。

○　多摩消防署と災害時における罹災証明書発行に関する協定を締結し、連携体制を確立する。

○　個人番号（マイナンバー）の活用に対応した被災者生活再建支援システムの改修の検討と併せて、内閣府のクラウド型被災者支援システムの導入について検討する。

○　災害時における被害認定に係る基礎資料の提供に関して、保険事業者等との協定締結を進める。

2　義援金の配分事務

○　東京都の義援金募集等に協力する場合及び独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

○　義援金品を迅速に被災者に配分するため、分配の方針、物資の保管場所、輸送方法、事務処理等について検討する。

2　災害救助法等

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部	○　災害救助法の申請等事務の執行体制を整備する。 ○　激甚災害指定手続等に関する事務の執行体制を整備する。

□　詳細な取組内容

1　災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準は災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第1条に定めるところによるが、都においては、次の全部又は一部に該当する

場合に災害救助法を適用する。

適用基準	条件
1号基準	多摩市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が 100 世帯以上であること
2号基準	東京都の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上あって、多摩市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が 50 世帯以上であること
3号基準	東京都の地域内の住家の滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
4号基準	災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合

2　被災世帯の算定基準

（1）　被災世帯の算定

住居が滅失した世帯の数の算定にあっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

（2）　住家の被害の認定

区分	内容
住家が全壊（全焼）したもの	住家の損傷、焼失または流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が 50%以上に達したもの
住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊または焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が 20%以上 50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	上欄に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

（3）　世帯及び住家の単位

区分	内容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって 1 住家として取り扱う。

基本方針２　児童・生徒等、子ども関連の応急教育体制を構築する

1　応急教育

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市教育委員会	○　学校のマニュアル策定に協力する。
学校	○　震災時の児童生徒の安全確保に係わるマニュアルを策定する。 ○　児童生徒を対象とした避難訓練等を実施する。 ○　教職員の震災時における行動要領を定める。 ○　震災後の早期教育再開のためのマニュアル（応急教育計画）を策定する。

□　詳細な取組内容

1　学校

○　学校長は、教育部長と連携し、次の事項を反映したマニュアルを整備する。
- 学校内における指揮命令系統
- 勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢、役割分担等
- 児童生徒の保護者及び関係機関との連絡体制
- 児童生徒の在校及び登下校中などにおける安全確保対策
- その他必要な事項

○　学校長は、定期的に児童生徒を対象とした避難訓練を実施する。

○　学校長は、多摩市と連携し、市及び地域が行う防災訓練に教職員、児童生徒等の参加を推進する。

○　学校長は、児童生徒の通学路や通学経路の危険箇所を把握し、周知を図る。

○　学校長は、教育の早期再開のためのマニュアル（応急教育計画）を整備する。

○　教育部長は、各学校長が策定するマニュアルについて協力の必要がある場合は、協力する。

○　学校長は、PTA 等地域関係者との協力体制を構築する。

○　学校長は、学童クラブの児童の保護に関する事項を、近隣の学童クラブ等と調整する。

2　応急保育（学童クラブ含む）

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 子ども青少年部	○　保育園のマニュアル策定を指導、協力する。 ○　学童クラブのマニュアル策定を指導、協力する。
施設	○　震災時の園児（児童）の安全確保に係わるマニュアルを策定する。 ○　園児（児童）及び保護者を対象とした避難訓練等を実施する。 ○　職員の震災時における行動要領を定める。

□　詳細な取組内容

1　保育園

○　園長（学童クラブの館長を含む。）は、子ども青少年部長と連携し、次の事項を反映したマニュアルを整備する。

- 職員の役割分担
- 勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢
- 保護者及び関係機関との連絡体制
- 園児（児童）の安全確保対策
- 保護者への引渡し方法
- 保護者への引渡しが困難な園児の保護
- その他必要な事項

○　園長（学童クラブの館長を含む。）は、定期的に園児（児童）及び保護者を対象とした避難訓練等を実施する。

○　園長（学童クラブの館長を含む。）は、学童クラブの児童の保護に関する事項を、近隣の学校長と調整する。

○　子ども青少年部長は、私立保育園及び私立幼稚園の震災対策に対して、市立保育園の取組みに準じた指導又は助言を行う。

【応急対策】

基本方針

１　被災者生活再建を速やかに実現する
２　児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する

基本方針１ 被災者生活再建を速やかに実現する

1　住家の被害認定調査等

□　対策内容と役割分担

罹災証明書の発行、住宅の供給等の基礎資料とするため、被災後に住家の被害を調査する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 住　民　対　策　部	○　住家の被害認定調査を行い、罹災証明書の速やかな発行につなげる。

□　詳細な取組内容

○　住民対策部長は、応急危険度判定実施本部と連携し、住家の被害認定調査を行う。
○　住民対策部長は、住家の被害認定調査を「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。
○　住民対策部長は、住家の被害認定調査結果を東京都（多摩市災害対策本部経由）に報告する。
○　被災者生活再建支援システムを活用し、迅速に住家被害認定調査を終了し、速やかな罹災証明発行につなげる。

2　罹災証明書の発行

□　対策内容と役割分担

罹災証明書の発行に係わる業務を多摩消防署と調整、連携して、実施する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 住 民 対 策 部 多 摩 消 防 署	○　住家の被害認定調査を実施し、罹災台帳を作成する。 ○　発行時期や発行場所等について調整する。 ○　罹災証明書の発行手続を開始する。 ○　住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築する。 ○　システム稼動に向けた準備や資機材を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
	○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定する。 ○ 災害対策本部長及び消防署長は、それぞれが保有する被災者及び被災家屋に関する情報を相互に利用する。

□ 詳細な取組内容

■多摩市・多摩消防署

1 発行手続き準備

○ 住民対策部長は、東京都と連携し、調査票読み込み端末の配置や住基情報のインポート等必要な事項の協議を近隣自治体と調整する。

○ 住民対策部長は、罹災証明書の発行根拠となる、住家の被害認定調査を実施する。

○ 住民対策部長は、住家の被害認定調査結果を、罹災台帳としてとりまとめ、罹災証明書発行に備える。

○ 住民対策部長は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

○ 消防署は、多摩市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。

○ 災害対策本部長及び消防署長は、罹災証明書の円滑な発行手続のため、それぞれが保有する被災者及び被災家屋に関する情報を相互に利用する。

2 発行窓口の開設準備

○ 住民対策部長は、罹災証明に関する受付開始を発災後１週間以内、交付開始は発災後１か月以内を目途に実施する。

○ 住民対策部長は、消防署と連携し、罹災証明書発行会場等の準備を進める。

○ 発行場所は、多摩市役所本庁舎とし、必要に応じて、出張所や特設会場の開設を検討する。

3 市民への周知

罹災証明書の受付開始時期や、会場、必要書類等を広報等により周知する。

4 罹災証明の発行

住民対策部長は、被災者台帳を備え、被災者の申請により発行する。

手数料は無料とする。

5 証明の範囲

罹災証明書は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明する。

事 項	範 囲
住家の被害	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない（一部損壊）

※　必要により床上浸水、床下浸水やその他の被害について証明する。

6　罹災証明の基準等

（1） 基準

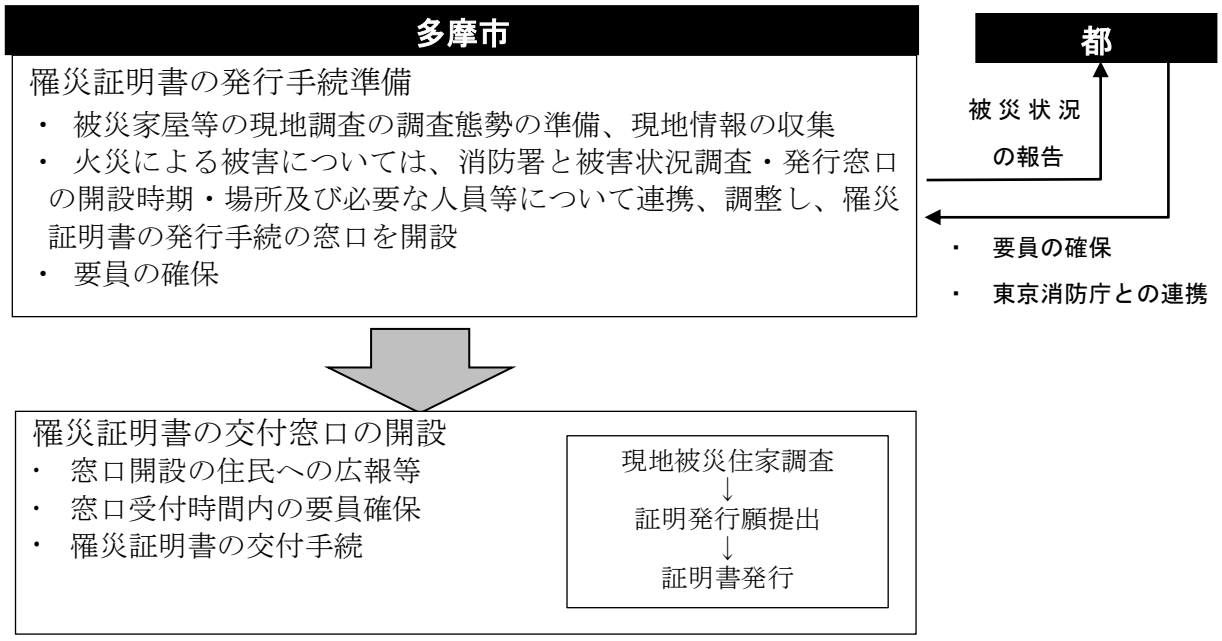
被害程度の認定は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 6 年 5 月）に基づき行う。

（2） 用語の意義

区　　分	認定基準
住家	○　人が起居できる設備のある建物、又は現に人が居住のために使用している建物をいう。 ○　土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。
非住家	○　官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
住家全壊（全焼・全流失）	○　住家全部が倒壊、流失、埋没或いは焼損したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	○　居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	○　居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊（焼）	○　住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	○　住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの

区　　分	認定基準
	する。
準半壊に至らない（一部損壊）	○ 住家の損害割合が 10%未満のものとする。
世帯	○ 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
棟	○ 一つの独立した建物をいう。
流失埋没	○ 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕農が不能となったもの。
冠水	○ 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。

□ 業務手順



1 罹災証明書・被災証明書について

地震や台風などの自然災害によって家屋等への被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続のために、市の発行する証明書が必要になる場合がある。

こういった場合、市では「罹災証明書」又は「被災証明書」を発行している。

(1) 罹災証明書とは

「罹災証明書」とは、自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するものである。

証明書の発行にあたり「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により、家屋の被害状況について市の職員が現地調査を行い、被害程度の証明を行う。

(2) 被災証明書とは

「被災証明書」とは、自然災害による罹災証明書の対象とならない家財（家具・

家電、車両等)、塀・門などの工作物の被害について写真等で確認し、被災の事実を証明するものである。

このため、「住宅被害認定調査」は行わず、被害の程度についても判定しない。

多摩市においては、原則として、多摩市内における被害を対象に発行する。

3 災害救助法等の適用

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部	○ 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその適用を東京都に要請する。

1 要請手続

災害対策本部長は、災害救助法の適用を都知事に要請する場合には、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について電話で要請し、後日文書により処理する。

○ 災害発生の日時及び場所
○ 災害の原因及び被害状況
○ 適用を要請する理由
○ 必要な救助の種類
○ 適用を必要とする期間
○ 既に実施した救助措置及び今後の救助措置
○ その他必要な事項

2　救助事務の実施

○　多摩市に災害救助法が適用されたときは、災害対策本部長は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく救助事務を補助する。

○　災害の事態が切迫して、都知事の指示を受けるいとまがないときは、災害対策本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理に関して都知事の指示を受ける。

3　報告

○　災害対策本部長は、都知事に対する災害救助法に基づく救助措置等の報告を要請手続に準じて行う。

○　各対策部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を作成し、救助事務の実施の都度及び完了後速やかに災害対策本部長に提出する。

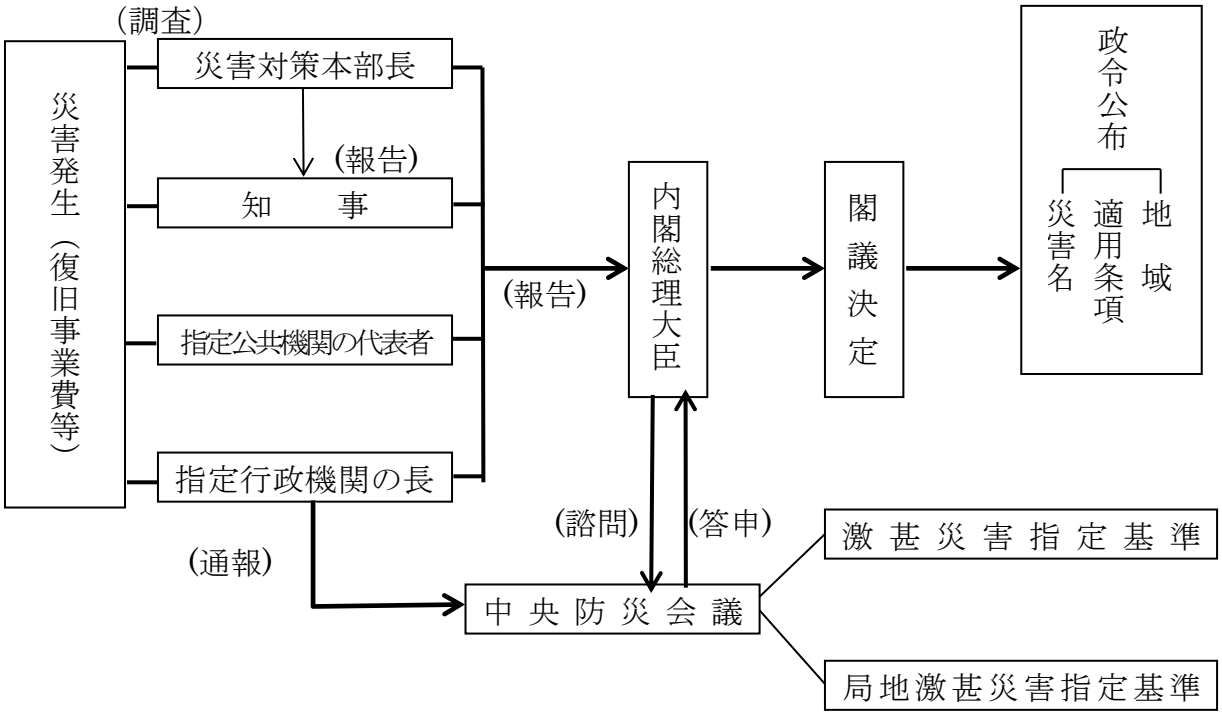
4　激甚災害の指定

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき、災害状況等を調査し、東京都に報告する。 ○　激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。（特別財政援助等の申請手続等）

□　業務手順

【激甚災害指定の手続フロー図】



□　詳細な取組み

1　激甚災害に関する被害状況等の報告

○　災害対策本部長は、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係対策部長に激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮した必要な調査を行わせる。

○　各対策部長は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、統括対策部長に提出する。

○　統括対策部長は、各対策部の調査結果を取りまとめ、災害対策本部長に報告する。

○　災害対策本部長は、災害対策本部会議に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合には、都知事に報告する。

なお、各対策部長は、事業ごとに都の関係局に連絡のうえ、激甚災害の指定の促進を図る。

2　特別財政援助の交付手続

災害対策本部長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

※　激甚災害（本激）の指定は、昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

※　局地激甚災害（局激）の指定は、市町村ごとの被害規模で捉え、その指定基準は、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議で定めている。

※　大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害の指定の要否を判断する。

※　中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき、指定の要否を答申する。

5　義援金の募集・受付

□　対策内容と役割分担

都、区市町村、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集の要否を検討し、決定する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 福祉医療対策部 日本赤十字社	○　義援金の募集の要否を検討し、決定する。 ○　義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

□　詳細な取組内容

1　義援金の受付

■多摩市

○　一般市民その他から拠出された義援金品で、多摩市に寄託され時の受付は、

原則として市役所とし、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設又は適宜臨時受付場所を設置する。

なお、多摩市への寄付の場合は、可能な限り「地方創生応援税制（ふるさと納税）」を活用することを依頼する。

○　多摩市は、都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

■日本赤十字社

○　東京都支部事務局（振興課）、都内施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。

○　災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日本赤十字社本社、全国の日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。

○　受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

基本方針２　　児童・生徒等、子ども関連の応急教育を実施する

1　応急教育

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 避難所施設対策部	○　各学校からの被害報告を受け、必要な措置を行う。 ○　各学校と調整し、臨時休校を決定する。
学　　校	○　児童生徒の安全を確保する。 ○　被害状況を調査し、災害対策本部（教育部経由）へ報告する。 ○　保護者へ児童生徒の引渡しを行う。 ○　教育部と調整し、臨時休校を決定する。 ○　応急教育計画に基づき、教育を再開する。

□　詳細な取組内容

1　多摩市及び学校

○　学校長は、教職員を指揮し、マニュアルに基づく児童生徒の安全確保を図る。

○　学校長は、教職員を指揮し、次の被害状況を調査し、災害対策本部（教育部経由）へ報告する。

・　人的被害の状況（教職員等を含む）
・　建物被害の状況
・　ライフラインの被害状況
・　その他の被害状況

○ 災害対策本部は、被災した学校に対して、次のとおり必要な措置を行う。
・　医療機関への搬送支援
・　在校児童生徒の安全が確保できない場合における代替施設の確保
・　警察官等の外部機関への支援の要請
・　断水被害に応じた飲料水、災害用トイレの提供等
・　その他状況に応じた必要な措置

○　学校長は、安全確認がとれるまでの間、児童生徒を校内に保護し、保護者等との引渡しを持って、児童生徒を帰宅させる。

○　学校長は、必要により教育長と協議して、臨時休校を決定するとともに、早期教育再開のためのマニュアル（応急教育計画）に基づき、次の措置を行う。
・　臨時の学級編成、二部授業又は家庭学習等の実施
・　児童生徒及び保護者へ応急教育の実施の連絡
・　教育部への応急教育の実施の報告
・　早期の教育活動再開についての検討

2　応急保育（学童クラブ含む）

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多摩市子ども対策部	○　各施設からの被害報告を受け、必要な措置を行う。 ○　各施設と調整し、休園（休館）を決定する。また、再開を決定する。
施設	○　園児（児童）の安全を確保する。 ○　被害状況を調査し、災害対策本部（子ども青少年部経由）へ報告する。 ○　保護者へ園児（児童）の引渡しを行う。

□　詳細な取組内容

1　多摩市及び施設

○　園長（学童クラブの館長を含む。）は、職員を指揮し、マニュアルに基づく園児（児童）の安全確保を図る。

○　学童クラブの館長は、学校施設が併設している場合には、必要により学校長と連携を図る。

○　園長（学童クラブの館長を含む）は、職員を指揮し、次の被害状況を調査し、災害対策本部（子ども青少年部経由）へ報告する。
●　人的被害の状況（職員等を含む）

- 建物被害の状況
- ライフラインの被害状況
- その他の被害状況

○　災害対策本部は、被災した施設に対して、次のとおり必要な措置を行う。

- 医療機関への搬送支援
- 施設内の園児（児童）の安全が確保できない場合における代替施設の確保
- 警察官等の外部機関の支援の要請
- 断水被害に応じた飲料水、災害用トイレの提供等
- その他状況に応じた必要な措置

○　園長（学童クラブの館長を含む）は、安全確認がとれるまでの間、園児（児童）を施設内で保護し、保護者等との引渡しを持って、帰宅させる。

○　子ども対策部長は、必要により一部又は全部の臨時休園（休館）を決定する。

○　園長（学童クラブの館長を含む）は、施設の休園（休館）が決定されたら、早急に保護者に連絡する。

【復旧対策】

基本方針

１　市民生活を再建する
２　児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する

基本方針１　市民生活を再建する

1　被災者相談窓口の設置

□　対策内容と役割分担

発災後、準備が整い次第、相談窓口を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの聴き取りを実施する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 市民情報対策部 各対策部	○　各種被災者相談窓口を開設する。 ○　１次避難所（指定避難所）等に被災者相談窓口を開設する。 ○　女性の相談員や女性専用相談窓口の設置など、女性が相談しやすいように配慮する。

□　詳細な取組内容

１　被災者相談窓口の開設

○　市民情報対策部長は、被災者相談窓口を設置する。

被災者の相談は、多岐に渡ることから、各対策部長は、被災者相談に関する業務に協力すること

○　被災者相談窓口の設置は、以下の事項留意すること

・　会議室及び駐車場を有する市内の適切な場所に被災者総合相談窓口を開設し、相談員を配置する。

・　１次避難所（指定避難所）等や必要な場所に被災者相談窓口を開設し、相談員を配置する。

（相談所の規模、構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。）

・　各相談窓口には、専門分野の相談員を配置するよう努める。

・　女性の相談員や女性専用相談窓口の設置や電話その他による受付等、女性が相談しやすいように配慮する。

・　外国人からの相談に対応できるように配慮する。

・ 被災者相談は、基本的には対面での相談とするものの、必要に応じて、市ホームページ、WEB 会議ツール、電子メール、電話等による相談受付も検討する。

２　相談対応の円滑化

市民情報対策部長は、ＡＩ、チャットボット等を活用することを検討する。

３　設置概要

○ 想定される相談内容は、次のとおり。

【市民情報対策部】

・　被災者総合相談

【統括対策部】

・　法律相談等

【住民対策部】

・　家屋被害認定調査判定結果、罹災証明の判定結果・再調査の申請、罹災証明書、安否情報、市税の減免、遺体の埋火葬・許可、就労支援、農業・商工業相談全般等

【食料物資調達対策部】

・　救助物資、外国人、ペット等

【福祉医療対策部】

・　福祉全般、一般のボランティア、専門ボランティア、災害弔慰金、災害援護資金、義援金、医療・健康、保健相談、カウンセリング、遺体の埋火葬・許可、国保税の減免等

【子ども対策部】

・　保育相談等

【清掃対策部】

・　環境保全、環境衛生、ごみ収集、災害廃棄物処理等

【避難所施設対策部】

・　教育相談等

【復旧復興、給水対策部】

・　道路、下水道、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅等住宅救援対策全般、建築指導事務、災害復興計画、都市計画等

※ 可能な限り、都・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。

４　その他の防災関係機関の相談要請

○　市民情報対策部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の被災者総合相談窓口及び１次避難所（指定避難所）巡回被災者相談窓口への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

○　市民情報対策部長は、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・

広報活動に努める。

2　罹災証明書の交付

□　対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機　関　名	対　策　内　容
多摩市 住民対策部 福祉医療対策部	○　住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○　必要に応じて住家被害の２次調査を実施 ○　被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
東京消防庁	○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施
都総務局	○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握

□　詳細な取組内容

○　住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。

○　住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

○　住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から申請があった場合には第２次調査を実施する。

○　罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

○　火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

3　被災住宅の応急修理

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部	○　被災者の資力その他生活条件を調査する。 ○　　都が提示する募集選定基準を基に、募集・受付・審査を実施する。

□　詳細な取組内容

1　住宅の応急修理

（1）応急修理の目的

○　災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

○　取り壊しに伴うがれきの発生や応急住宅の需要の低減を図る。

（2）修理の実施者

災害救助法の適用がある場合は、都が実施し、市は都を補助する。ただし、都から通知された場合は、多摩市が実施する。また、災害救助法の適用がない場合においても、災害対策本部長が実施する必要があると認める場合は、災害救助法の適用がある場合に準じて多摩市において実施する。

（3）対象者

①　災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

②　災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者

（4）対象者の調査及び選定

多摩市による被災者の資力その他生活条件の調査及び災害対策本部長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された多摩市が募集・受付・審査等の事務を行う。

（5）対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得た上で知事が決定する。

（6）修理

都が、関係団体等と調整のうえ、応急修理を行う業者リストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことができない部分の修理を行う。

（7）経費

１世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

（8）期間

原則として、災害発生の日から１か月以内に完了する。

（9）帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。

4　応急仮設住宅等の供与

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 復旧復興・給水対策部	○　市営住宅の空き家を確保し、被災者へ供給する。 ○　応急仮設住宅の建設予定地を選定し、都へ報告する。 ○　入居者の募集及び選定、入居者の管理及び帳票を整備する。 ○　応急仮設住宅を管理する。（市営住宅など、市が供給した応急仮設住宅） ○　必要に応じて、区市町村は、工事監理への協力に努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。
都　都　市　整　備　局	○　応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する ○　応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

□　詳細な取組内容

1　応急仮設住宅の供給

■多摩市・東京都

○　多摩市と東京都は、被害状況に応じて市営住宅・都営住宅等の活用、民間賃貸住宅の借上げを行うとともに、連携した仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する。

○　多摩市は、災害救助法適用前においては、応急仮設住宅の提供に係る費用を負担する。災害救助法が適用された場合には、東京都が負担する。

■多摩市

○　十分な戸数を確保できない場合は、速やかに都に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

○　次の仮設住宅の建設予定地以外にも、公園及び市内の空き地を積極的に活用する。

【建設予定地】

場所	
第１位　多摩中央公園	第２位　鶴牧西公園

○　都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

○　市の要請に基づき都有地の活用を検討する。

2　入居資格

次の各号の全てに該当する者。

○ 住家が全焼、全壊又は流失した者
○ 居住する住家がない者
○ 自らの資力では住家を確保できない者
○ 使用申込みは、１世帯１か所限りとする。

３ 入居者の募集・選定

■多摩市

○ 住宅の割り当てを受け、市の被災者に対し募集を行う。
○ 都が策定した入居者の選定基準に基づき、入居者の選定を行う。

■都

○ 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
○ 割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通し合う。

４ 応急仮設住宅の管理及び入居期間

■多摩市

○ 多摩市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
○ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

５ 応急仮設住宅等の種類

（1） 建設型仮設住宅

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

（2） 民間賃貸住宅を活用した借上げ型仮設住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

（3） 公的住宅の活用による一時提供型住宅

都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

■都

応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

※ 【建設する仮設住宅】

事 項	実施主体	内 容
建設予定地の確保	多摩市	あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定 ○ 接道及び用地の整備状況 ○ ライフラインの状況（埋設配管） ○ 避難場所などの利用の有無
	都	○ 常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年１回区市町村から報告を求める。 ○ 都市整備局は、区市町村から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。

事　項	実施主体	内　容
建設地	都	○　都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○　選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。
構造及び規模等	都	○　平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○　必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○　１戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○　１戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○　都都市整備局は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施。
建設工事	都	○　災害発生の日から 20 日以内に着工 ○　都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○　都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○　都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供
防災対策	多摩市	○　東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

5　義援金の募集・受付・配分

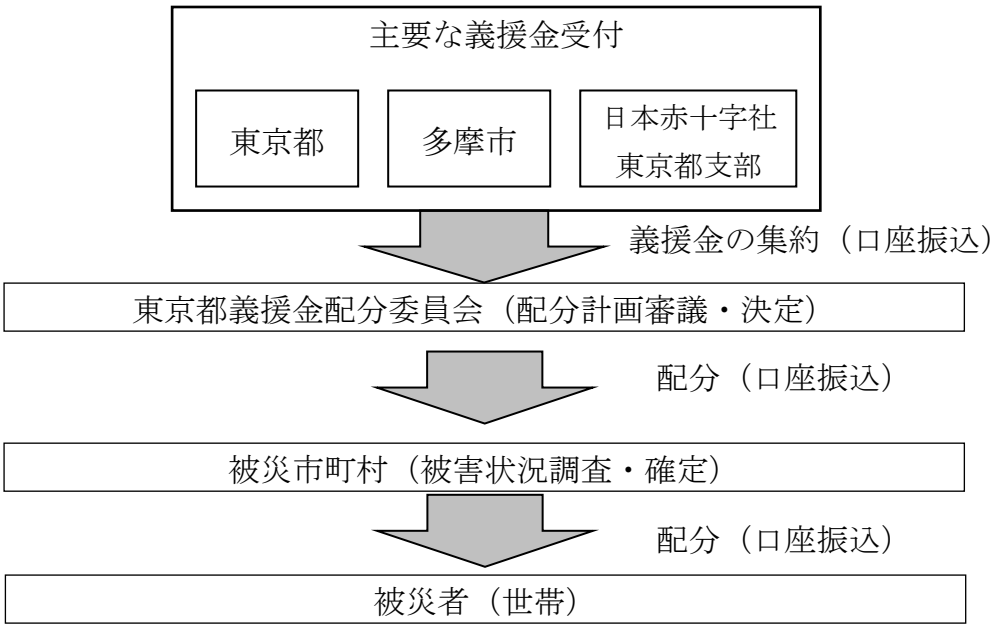
□　対策内容と役割分担

義援金の募集から配分まで迅速に対応する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 福祉医療対策部 都 福 祉 保 健 局	○　義援金等の募集・受付・配分を行う。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	○受領した義捐金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。 ○　義援金の受付状況について都委員会に報告し、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

□　業務手順

【義援金受付・配分の流れ】



□　詳細な取組内容

■　多摩市・東京都・日本赤十字社東京支部

1　義援金募集の検討

○　市、都及び日本赤十字社東京支部は、被害の状況等を把握し、義援金の募集の要否を検討し、決定する。

○　各機関は、義援金の募集が決定した場合には、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

2　義援金配分委員会の設置

○　義援金の募集を決定し次第、あらかじめ選任された委員により、東京都災害対策本部に都委員会を設置する。

○　都委員会は、次の事項について審議し、決定する。

・　被災市町村への義援金の配分計画の策定
・　義援金の受付・配分に係る広報活動
・　その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

○　都委員会は、次の機関等から選出された委員により構成。

・　都
・　区市町村
・　日本赤十字社東京支部
・　その他関係機関

○　その他、都委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

3　義援金の受付・保管

義援金は、都、市及び日本赤十字社で受付ける。なお、受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。

ただし、義援金が振り込みの場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

機関	内　容
多摩市	○　義援金の受付窓口を開設し、直接、義援金を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 ○　福祉医療対策部は、義援金受領書を用意する。 ○　都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告し、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
東京都	○　都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告し、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○　国または地方公共団体からの知事あての見舞金は、東京都災害対策本部において受け付ける。
日本赤十字社東京都支部	○　日本赤十字社東京都支部事務局（振興課）及び都内日本赤十字社施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受付ける。また、郵便局・銀行に災害名を冠称した義援金受付専用窓口を開設し、受付期間を定めて振込みによる義援金を受付ける。 ○　また、災害の状況により都内のほかの場所又は都外においても日本赤十字社本社、全国日本赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口などで受付ける。 ○　受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間は、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として一時保管する。 ○　義援金の受付状況について、都委員会に報告し、受付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送付する。

4　義援金の配分

■多摩市

○　多摩市が受領した義援金及び都知事並びに日本赤十字社から配分を委託された義援金の配分については、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援金の受納量に応じ配分を行う。

○　配分にあたっては、市内日赤奉仕団、自主防災組織、自治会及び婦人会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

■都委員会

○　都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関等から選出された委員で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

○　義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

５　義援金の保管

義援金の保管は、多摩市公金取扱金融機関に一時預託する。

６　義援品の扱い

（1） 多摩市は、必要により次のとおり義援品の募集、受付を行う。

○ 企業等の団体からの寄与に限る。
（原則として個人からは受付けない。）

○ 原則として被災者のニーズに応じた義援品のみを受付ける。

（2） 寄与団体に対して次の事項を事前に提示し、了承を得る。

○　被災者に配分せず、廃棄する場合もあり得ること
○　売却し、震災対応等の資金として使用する場合もあり得ること
○　新品のみを受付けるものであること（原則として中古品は受付けない。）
○　義援品の送付前に品物の名称、数量等を明らかにすること
○　義援品の配分については、義援金の配分に準じて行う。
○　義援品の保管については、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて、市公共施設の一部を使用する。
ただし、長期間の保管は行わず、適宜、配布、売却又は破棄する。

6　被災者の生活再建資金援助等

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 福祉医療対策部 都福祉保健局	○　災害弔慰金等を支給する。 ○　災害援護資金等の貸付を行う。
日本赤十字社 東京都支部	○　災害見舞品の配分を行う。

□　詳細な取組内容

■多摩市

１　災害見舞金の支給

自然現象又は火災により住家等に被害を受けた市民に対し、災害見舞金を支給する。
（弔慰金等との重複支給は不可）

■多摩市・東京都

１　災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

２　災害援護資金等の貸付

災害により、家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

災害により被害を受けた者を対象に、現行制度内での生業資金、応急福祉資金、助成福祉資金等の貸付けを行い、生活の安定と生活意欲の増進を図る。

■都社会福祉協議会

１　生活福祉資金等の貸付

災害救助法の適用に至らない小規模災害時には、低所得世帯に対し、生活福祉資金の貸付けを行う。

その他、住宅に被害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金の貸付を行う。

■日本赤十字支社

１　災害救援品（見舞品）の支給

日本赤十字社東京都支部は、災害救援品（見舞品）の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害見舞品の配分を行う。

7　租税等の徴収猶予及び減免等

□　対策内容と役割分担

国や都、区市町村が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を行う。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 住 民 対 策 部	○　市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する適切な措置を行う。 ○　関係所管と連携し、国民健康保険税等の減免等に関する適切な措置を行う。

□　詳細な取組内容

１　基本方針

被災した納税義務者等に対し地方税法及び「災害被害者に対する地方税法の減免措置等について（平成 12 年 4 月 1 日自治税企第 12 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）」により、市税等の納税緩和措置として、適時、適切な措置を講ずる。

２　期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付若しくは納入することができないと認められるときは、指定された地域に限罹災害がおさまったあと、2 箇月に限り当該期限を延長する。

３　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者（特別徴収義務者を含む。以下同じ。）が

市税等を納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

4　滞納処分の停止等

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予又は、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

5　減免等

被災した納税義務者に対しては、災害のあった年度内に限罹災害のあった日以降の納期の市税等について、次により減免及び納入の義務の免除等を行う。

（1）個人市民税

災害により納税義務者が次の各号の一に該当することとなった場合には、当該区分により軽減し、または免除する。

状況	減免割合
死亡した場合	全額
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者	全額
障がい者（法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障がい者をいう。）となった場合	9/10

（2）　国民健康保険税

状況	減免割合
住居が全棟・全焼または流出の損害を受けたとき	10／10
住居が半壊・半焼の損害を受けたとき	5／10
床上浸水または家屋の 3 分の 1 以上が損害を受けたとき	3／10

○　減免割合の認定は、官公署が発行する証明書等または現地確認により行う。

○　当該年の税額に減免割合を乗じて得た額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

（3）個人都民税

個人市民税に準じて軽減又は免除する。

（4）固定資産税

災害によりその者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対しては、次の６から８により軽減又は免除する。

（5）都市計画税

前記の固定資産税に準じて軽減又は免除する

（6）軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて軽減又は免除する。

6 土地

（1） 農地又は宅地

損害の程度	軽減または免除の割合
被害面積が当該土地面積の 8/10 以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地面積の 6/10 以上 8/10 未満であるとき	8／10
被害面積が当該土地面積の 4/10 以上 6/10 未満であるとき	6／10
被害面積が当該土地面積の 2/10 以上 4/10 未満であるとき	4／10

（2） 農地又は宅地以外の土地

「（1）」に準じて軽減又は免除する

7 家屋

損害の程度	軽減または免除の割合
全壊、流失、埋没等により、家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 6/10 以上の価値を減じたとき	8／10
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 4/10 以上 6/10 未満の価値を減じたとき	6／10
下壁、畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の 2/10 以上 4/10 未満の価格を減じたとき	4／10

8 償却資産

「7」に準じて軽減または免除する。

8　災害救助法の運用等

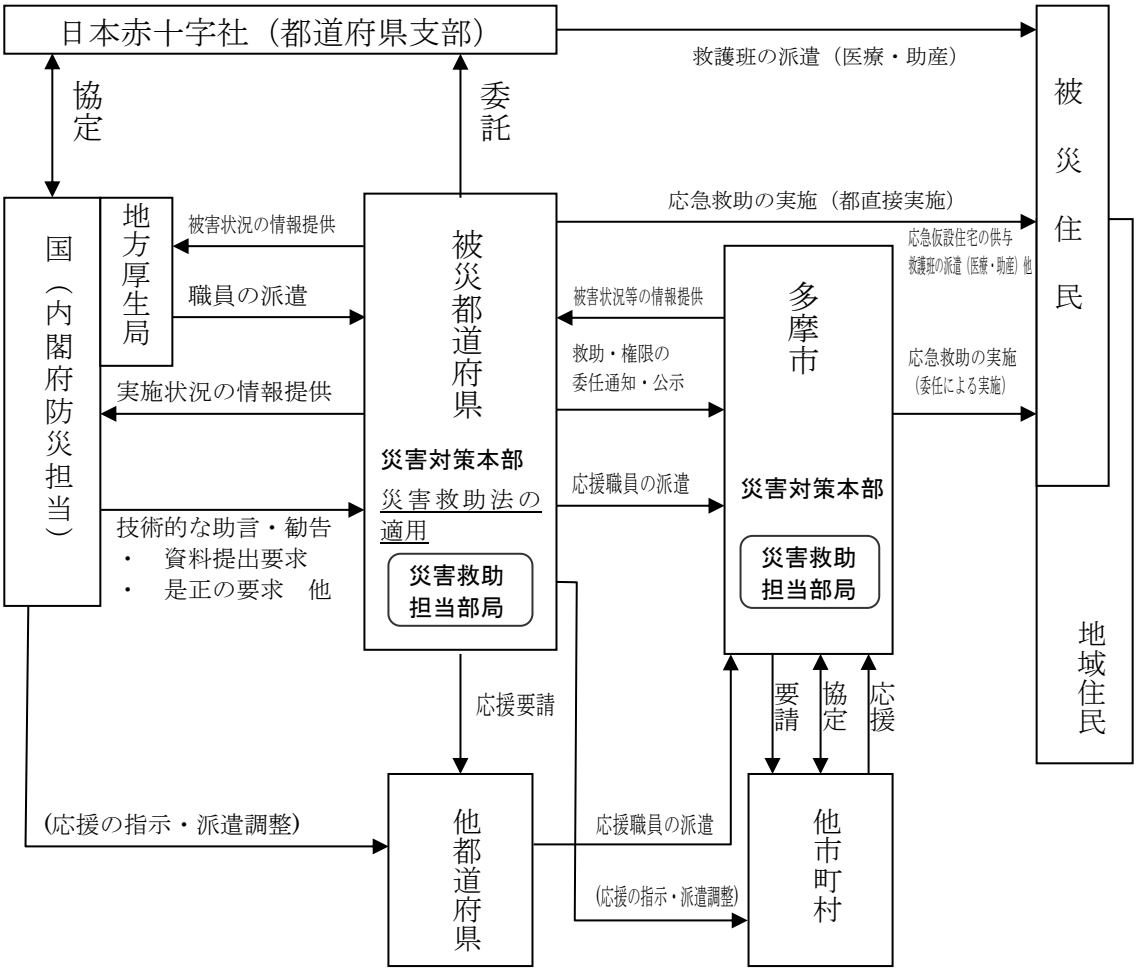
□　対策内容と役割分担

多摩市は、東京都から災害救助法の適用の通知を受けた場合には、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 統 括 対 策 部	○　災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を東京都に報告する。 ○　災害救助法の運用に係る帳票の整備及び報告を行う。

※　災害救助法の適用基準、知事への報告要領等は、予防対策に掲載

□　業務手順



□　詳細な取組み

(1)　各対策部長は、災害救助法の適用に係らず、担当する各救助活動の種目の救助実施状況を活動初期から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理する。

※　災害救助法が適用された場合には、次の期限で東京都に救助実施状況報告書の提出が必要となる。

○　発災直後の応急措置の実施（当面の応急措置に係わる費用予算）

○　災害救助費国庫負担金の清算時

(2)　統括対策部長は、各対策部長に対し、次のとおり、災害救助法の運用に係る報告を依頼する。

①　救助種目ごとの帳票の作成

②　災害発生の時間的経過に合わせた 3 段階の報告（発生報告、中間報告、決定報告）

(3)　統括対策部長は、各対策部長から提出された帳票を取りまとめ、災害対策本部長に報告し、東京都に提出する。

※　東京都への報告は、以後の多摩市への救助用物資や義援金品の配分等の基礎資料として活用される。このため、迅速かつ正確に被害状況を把握する必要がある。

したがって、各対策部は、担当任務について発災初期から日ごとの記録、整理が必要であり、統括対策部長の求めに応じ、速やかに帳票を作成することが必要である。

(4)　災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

【災害救助法に基づく救助の種目】

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 被災者の救出
6. 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
7. 災害にかかった住宅の応急修理
8. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
9. 学用品の給与
10. 埋葬
11. 死体の捜索及び処理

※　「災害救助法の流れ」「救助の種目ごとの費用限度額」については、資料編を参照

基本方針２　　児童・生徒等、子ども関連の教育を実施する

1　応急教育

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　　摩　　市 避難所施設対策部	○　学校の復旧計画を作成し、復旧する。 ○　被災した児童生徒の学用品等を支給する。 ○　応急教育計画に基づき、教育を再開する。
学　　校	○　応急教育計画に基づき、教育を再開する。

1　学校の復旧計画

■多摩市

○　教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

○　教育委員会は、被災学校等の施設ごとに担当職員、指導主事を定めて円滑な復旧計画を推進する。

2　学用品の調達及び支給

■多摩市

○　学用品を損失または棄損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○　教育委員会は、各学校長より支給の対象者数の報告を受け、配分計画を策定する。なお、支給に当たっては、各学校を巡回する。

○　教科書については、災害発生日から 1 か月以内、その他については 15 日以内に支給する。（交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が必要な期間を延長する。）

○　教育部長は、都知事が調達した学用品を各学校の児童生徒に支給する。

○　ただし、迅速な支給を行うため、都知事が職権を委任した場合には、多摩市が調達から支給までの業務を行う。

○　学用品の費用については、以下のとおり都及び市が負担する。

・　教科書（教材を含む）：実費

・　文房具及び通学用品：災害救助法施行規則で定める金額

3　応急教育

■学校

○　指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおき、心のケアについても十分に留意する。

○　必要により疎開した児童・生徒については、教職員の分担を定め、疎開先を訪問するなどして、上記に準じた指導に努める。

○　教育活動の再開に際しては、児童・生徒等の安否確認及び通学路、通学経路の安

全確認を行い、教育委員会に報告する。

○　災害対策本部（教育委員会経由）と協議し、平常授業の早期再開に努める。また、再開の時期を保護者に連絡する。

■多摩市

○　教育長は、各学校が行う応急教育を支援する。

○　災害対策本部長（教育委員会経由）は、復旧復興状況を踏まえ、各学校長と協議し、平常授業の再開を決定する。（避難所の閉鎖、統合）

2　応急保育（学童クラブ含む。）

□　対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
多　摩　市 子ども対策部 施設管理者	○　施設の復旧計画を作成し、復旧する。 ○　各施設と調整し、休園（休館）を決定する。また、再開を決定する。

□　詳細な取組み

○　子ども対策部長は、施設の被害状況に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

○　子ども対策部長は、必要により一部又は全部の施設の再開を決定する。

○　園長（学童クラブの館長）は、施設の再開が決定されたならば、早急に保護者に連絡する。

第１４章　仮設トイレ・し尿・災害廃棄物対策

【予防対策】

基本方針

１　災害用トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する
２　災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理体制を整備する

基本方針１　災害用トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する

１　災害用トイレの確保体制及びし尿処理

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市	○　仮設トイレの確保体制及びし尿処理体制を整備する。
総務部	○　し尿収集運搬車両等の確保体制を強化する。
環境部	○　下水道施設を耐震化する。
下水道部	○　し尿排水用のマンホール等を整備する。

□　詳細な取組内容

内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（令和4年4月改定）に基づき、以下の基準で災害時におけるトイレ対策を行う。

- 避難者 50 人あたり 1 基を目安とする。
- 長期化したした場合は、避難者 20 人あたり 1 基を目安とする。
- 男性用トイレと女性用トイレの比率は、1:3を目安とする。
- 防犯上、危険性の低い場所に設置する。

１　災害用トイレの整備

災害用トイレを以下のとおり整備する。

（1） 携帯トイレの備蓄

○　想定避難者 16,819 名に対し、1日あたり5回を目安に、3日分備蓄する。
○　想定避難者数の 20%を在宅避難者用として備蓄する。
○　可能な限り、既設のトイレを活用し、設置する。
○　避難所の既設のトイレ内に、携帯トイレの使用法を掲示するとともに、携帯トイレの使用に必要な物品を事前に設置することで、トイレの衛生環境の維持に努める。
○　消費期限が近付いた携帯トイレは、地域の防災訓練や市民防災講演会等で配布し、

家庭備蓄の啓発に活用する。

（2） 組立式トイレの配備

○　マンホールトイレ用としても、汲み取り式としても使用できる組立式の洋式トイレを各避難所に配備する。

○　車椅子対応トイレなど、要配慮者に配慮したトイレの配備を推進する。

（3） マンホールトイレの整備

○　下水道課は、防災安全課が策定した「多摩市マンホールトイレ整備方針」を踏まえて、「多摩市下水道総合地震対策計画」を策定し、マンホールトイレの設置を推進していく。

○　水道停止時に備え、貯水槽の設置、プール用水の活用等トイレ用水の確保に努める。

（4） 仮設トイレの調達準備

○　仮設トイレを有するレンタル・リース会社等と災害時応援協定を締結し、連携する。

○　高齢者・障がい者等への配慮をした仮設トイレ等の調達に努める。

（5） 公園等における自己処理型トイレの設置の検討

災害用トイレの面的な整備について検討するとともに、公園等における災害時にも利用できる自己処理型トイレの導入を検討する。

（6） 避難所における災害用トイレの設置マニュアルの整備

避難所施設対策部長は、災害用トイレ等の設置・運用方法等に関するマニュアルを作成し、訓練を実施する。

（7） 災害用トイレの普及啓発

災害用トイレ等の設置場所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

2　し尿処理体制等の整備

（1） 大規模災害時を想定したし尿収集計画の作成

大規模災害により発生したし尿を迅速かつ適切にするための「多摩市災害廃棄物処理計画」を更新する。

（2）し尿処理体制等の整備 ・推進

○　多摩市は、東京都下水道局とし尿の搬入・受入に関する覚書に基づき、南多摩水再生センターへのし尿搬入・受入体制を整備・推進する。

○　東京都を通じ、各自治体からの応援の受け入れを可能とするため、受援体制の整備を行い、その際の、実施手順等具体的な事項を検討する。

○　下水道復旧のための建設業者やし尿収集運搬事業者等と連携協力し、し尿の収集・運搬、下水道の応急対応体制の整備を図る。

○　多摩市下水道プラン2020に基づき、避難所、災害対策活動拠点及び地域病院等を含む重要路線の下水道施設の耐震化を図る。

基本方針２　災害廃棄物（ごみ・がれき等）の処理体制を整備する

１　　災害廃棄物（ごみ・がれき等）の処理体制

□　対策内容と役割分担

大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理できる体制を整備する。

機関名	対策内容
多摩市 環境部	○　多摩市災害廃棄物処理計画を必要に応じ更新する。 ○　多摩市災害廃棄物処理実行マニュアルを必要に応じ更新する。 ○　災害廃棄物仮置場候補地の災害別用途を整備する。
都環境局	○　都内全域の災害廃棄物処理体制を把握する。 ○　区市町村の応援要請に迅速に対応するため、多摩市を含む都内の収集・運搬機材等や廃棄物処理施設・中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理に係る協力体制を構築する。 ○　国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物処理マニュアル」を策定する。

□ 詳細な取組内容

１　大規模災害時を想定した、災害廃棄物の処理・処分方法を検討

大規模災害時による大量の災害廃棄物（有害物質含む。）を処理するため、以下の事項に留意し実施方法等を検討し災害時に備える。

○　発生源・発生量の想定
○　処理施設の耐震化
○　十分な広さの仮置場の確保
○　仮設処理施設の候補地
○　東京都及び国への協力要請及び広域支援等の方法
○　各関係機関等と各種訓練の実施

２　受援体制の整備

東京都を通じ、各自治体からの応援受け入れを可能とするため、受援体制の整備を行う。その際の、実施手順等具体的な事項を検討する。

３　多摩市災害廃棄物処理計画及び多摩市災害廃棄物処理実行マニュアルの整備

手順を明確にするため、「東京都災害廃棄物処理計画」等との整合性を図り更新を行う。また、更新にあたっては、以下を検討する。

○　災害廃棄物等の分別、再資源化について
○　国の特別措置を踏まえた倒壊家屋等の解体・除去について
○　公費負担による災害廃棄物処理の対象の範囲と公表方法について
○　発災後、災害廃棄物発生量の推計と東京都への報告について

○　有害物質等の処理について（飛散防止対策、委託業者等への指導等を含む。）
○　多摩ニュータウン環境組合への受入れ要請について
○　環境対策とモニタリングについて

4　廃棄物関連施設や運搬車両等

現況を把握し、不足が想定される人員・車両等の確保体制を検討する。

（1）民間事業者等との協力体制の整備

民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等と連携し、大量の災害廃棄物の迅速かつ効果的な処分を図る。

○　災害時の人員、資機材等の確保
○　民間処理施設への受け入れ応援の検討
○　収集運搬車両や資機材調達のため各種事業者との協定締結の推進

（2）ごみ分別等の事前PR

大量の混在ごみの排出を抑制するため、平常時からごみの分別を徹底するため、周知の方法等について整備する。

○　リサイクル事業との連携
○　市民・事業所等へのごみ分別の事前PR

5　仮置場の候補地

災害時は、被災状況により仮置場の候補地から指定する。

施　設　名	施 設 所 在 地	備　　考
一本杉公園	多摩市南野２－１４	101,469 ㎡
大谷戸公園	多摩市連光寺５－１７－１	27,000 ㎡
諏訪北公園	多摩市諏訪３－１１	28,866 ㎡
諏訪南公園	多摩市諏訪５－１４－１	27,399 ㎡
貝取南公園	多摩市貝取４－１３	26,058 ㎡
貝取北公園	多摩市貝取２－１－１	36,838 ㎡
愛宕東公園	多摩市愛宕１－６６	23,388 ㎡
和田公園	多摩市和田７９５	16,492 ㎡
落合南公園	多摩市落合３－３０	19,841 ㎡
李久保公園	多摩市唐木田１－４２	3,691 ㎡
大栗橋公園	多摩市関戸５－１８－２７	2,293 ㎡
関戸公園	多摩市関戸３－５　地先	26,607 ㎡

※　オープンスペース利用計画上の用地の使用状況や、災害廃棄物の実発生量に応じて柔軟に対応する。

【応急対策】

基本方針

１　災害用トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する
２　災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する

基本方針１　災害用トイレの確保・設置及びし尿処理を実施する

１　災害用トイレの確保・設置及びし尿処理の実施

□　対策内容と役割分担

多摩市は、断水地域等を把握し災害用トイレを設置する。また、し尿収集体制を構築する。

機関名	対策内容
多摩市 清掃対策部 避難所施設対策部	○　災害用トイレを確保し設置する。 ○　し尿収集計画を策定し、収集体制を構築する。

□　詳細な取組内容

内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(令和4年4月改定)に基づき、以下の基準で災害時におけるトイレ対策を行う。

- 避難者 50 人あたり 1 基を目安とする。
- 長期化したした場合は、避難者 20 人あたり 1 基を目安とする。
- 男性用トイレと女性用トイレの比率は、1:3を目安とする。
- 防犯上、危険性の低い場所に設置する。

１　災害用トイレの設置

(1)　携帯トイレの設置

○　避難所施設対策部長は、避難所開設後速やかに既設のトイレを活用し、携帯トイレを設置する。
○　避難所施設対策部長は、携帯トイレの使用方法を避難者に対し周知する。
○　避難所施設対策部長は、使用済みの携帯トイレを他の廃棄物とは別に集積する。
○　避難所施設対策部長は、携帯トイレの補充が必要な状況になったならば、災害対策本部を通じて食糧物資調達対策部長と連携し、携帯トイレを補充する。

(2)　マンホールトイレの設置

○　避難所施設対策部長は、マンホールトイレが整備されている避難所において、マンホ

ールトイレに設置可能な組立式トイレを設置する。

○　避難所施設対策部長は、マンホールトイレの使用方法や使用上のルールを避難者に周知する。

※　都立桜ヶ丘公園には、し尿を受入れる便槽が設置されているため、必要によりマンホールトイレを設置することができる。

（3）　組立式トイレの設置

○　避難所施設対策部長は、マンホールトイレが未設置の避難所においては、清掃対策部長と連携し、し尿収集運搬車両によるし尿の収集・運搬の目途が立った後に、組立式トイレを設置し、汲み取り式トイレとして使用する。

○　避難所施設対策部長は、清掃対策部長と連携し、し尿収集運搬車両によるし尿の収集・運搬を実施して、トイレの衛生環境を維持する。

○　組立式トイレが不足した場合、避難所施設対策部長は、災害対策本部を通じて食糧物資調達対策部長と連携し、上・下水道が被災していない地域の避難所に備蓄されている仮設トイレを移送し、確保する。

（4）　仮設トイレの設置

○　清掃対策部長は、復旧復興・給水対策部へ連絡を行い、上・下水道施設の被害状況を把握する。

○　清掃対策部長は、災害時応援協定に基づき他自治体及び民間事業者に支援を要請し、仮設トイレを調達する。

○　清掃対策部長は、上・下水道施設に被害が発生している地域の避難所に仮設トイレ等を設置する。

○　多摩市内で調達できない場合、清掃対策部長は、災害対策本部を通じて協定締結市町村、東京都、他自治体等へ仮設トイレの支援を要請する。

（5）　トイレ用消耗品の補充

○　避難所施設対策部長は、トイレ用消耗品の補充が必要な状況になったならば、災害対策本部を通じて食糧物資調達対策部長と連携し、トイレ用消耗品を補充する。

2　し尿処理の実施

（1）　し尿収集体制の構築

○　清掃対策部長は、被害の状況に応じたし尿処理実施のため、次の準備を行う。

- 南多摩水再生センターの被害状況及び当面の収集処理能力を把握する。
- し尿処理に関する災害時応援協定事業者より、し尿収集運搬車両を確保する。
- 収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し、し尿処理計画を作成する。
- 排出し尿量は、1人1日あたり 1.7 リットルを想定する。

○　し尿処理計画に基づき、し尿収集運搬車両（バキュームカー）を効率よく巡回させ、各仮設トイレの機能維持を確保する。

（2）　避難所におけるトイレのし尿処理

○　避難所における汲み取り式トイレのし尿処理を行う。

○　必要に応じて災害対策拠点、広域避難場所や公園等に設置された仮設トイレのし尿を処理する。

（3）　し尿処理の搬送

○　し尿収集運搬車両（バキュームカー）で収集したし尿を南多摩水再生センターへ搬入する。

○　仮設トイレやし尿収集運搬車両（バキュームカー）が不足する場合は、東京都に対し応援を要請する。

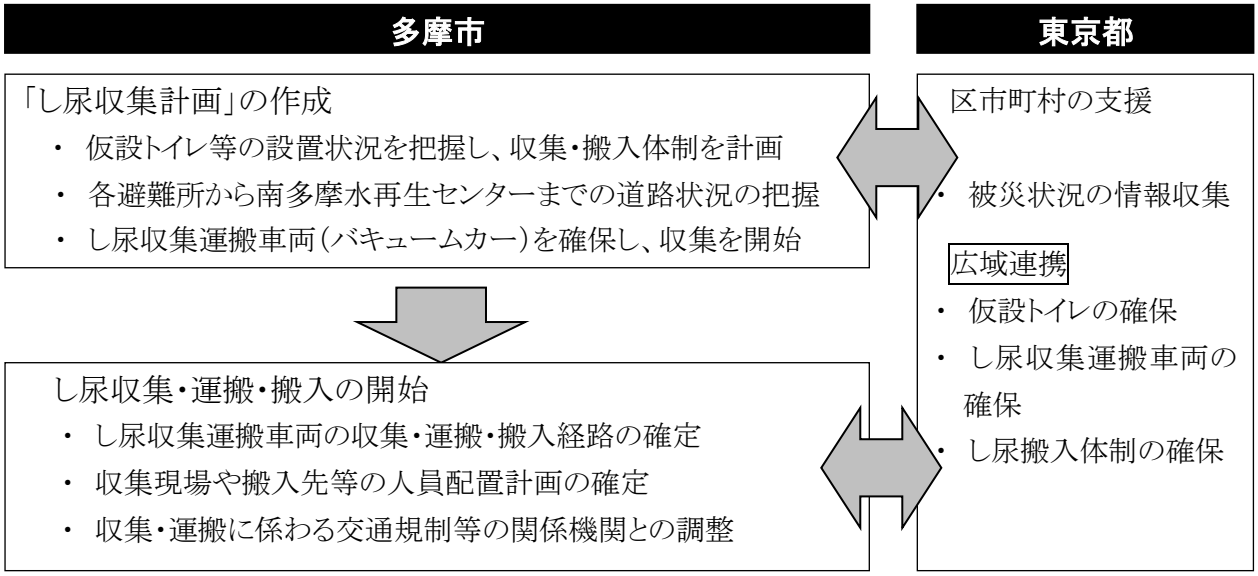
（4）　受援の要請・体制整備

○　清掃対策部長は、東京都へ広域的応援体制を要請し、し尿処理能力に余裕のある他市町村への応援処理を要請する。

○　広域支援や民間事業者に対して収集・運搬ルートを指示できるよう、図面等で整理を行う。

○　受援を行う場合には、業務の詳細な記録が作成できるよう整備する。

□　業務手順



基本方針２　災害廃棄物(ごみ・がれき等)の処理を実施する

1　ごみ処理

□　対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 清掃対策部 復旧復興・給水対策部	○　多摩市災害廃棄物処理計画及び多摩市災害廃棄物処理実行マニュアルを基に、迅速かつ効率的に収集・運搬・処理を実施する。

□　詳細な取組内容

1　ごみ処理体制の確立

ごみ処理に係る初動期の業務について、各職員の役割分担を明確化し迅速かつ効率的に活動できる体制で実施する。

ごみ発生推定量を算出し仮置場等を定めるため、多摩市災害廃棄物処理計画を基に多摩市災害廃棄物処理実行計画を必要に応じて策定する。

清掃対策部長は、被害の状況に応じてごみ処理を実施するため、以下の準備を行う。

○　多摩ニュータウン環境組合等の廃棄物処理施設における設備等の被害状況及び当面の処理能力を把握する。

○　多摩ニュータウン環境組合への短期間大量投入が困難である場合には、仮置場で一時保管し収集の効率化を図る。

○　市内の被害状況、避難施設・災害対策拠点の設置状況に応じて、段階的に多摩市災害廃棄物処理実行計画を策定する。

○　燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、有害性ごみ、有害性物質・危険性物質等、感染性廃棄物にそれぞれに分別する。

○　ごみ処理業者等に協力を依頼するとともに、ごみ収集運搬車両等を確保する。

○　粗大ごみ等の一時保管場所が必要となった場合は、仮置場を確保する。

○　東京都への広域的応援体制の要請、ごみ処理能力に余裕がある協定締結市町村へ応援処理を要請する。

○　市民・事業所等へ、収集方式・分別方法・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報等で公開する。

2　収集・処理の実施

清掃対策部長は連携・協力し、次の点に留意しながら、生活ごみを処理する。

○　災害時であっても、分別を徹底し可能な限り再利用・再資源化を実施する。

○　生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は優先的に収集運搬及び処理する。

○　仮置場においては、中間処理施設の設置等による減量化、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒等を実施する。

○　道路等に排出・放置されたごみは、関係各対策部及び応援団体等の協力により、分別収集を行い仮置場に搬送する。

○　被害が大きく、収集運搬委託業者等の現有能力（人員・車両）では、不足が生じると判

断した場合には、関係機関と調整の上、臨時車両、人員等の応援要請を行い処理する。

○　有害物質及び危険物質等は、東京都と協議し専門処理業者の協力を要請する。

○　感染性廃棄物や医療廃棄物は、専門処理業者へ要請する。

2 災害廃棄物処理

□　対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、被災状況や委託要請の状況を踏まえ、東京都と仮置場や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

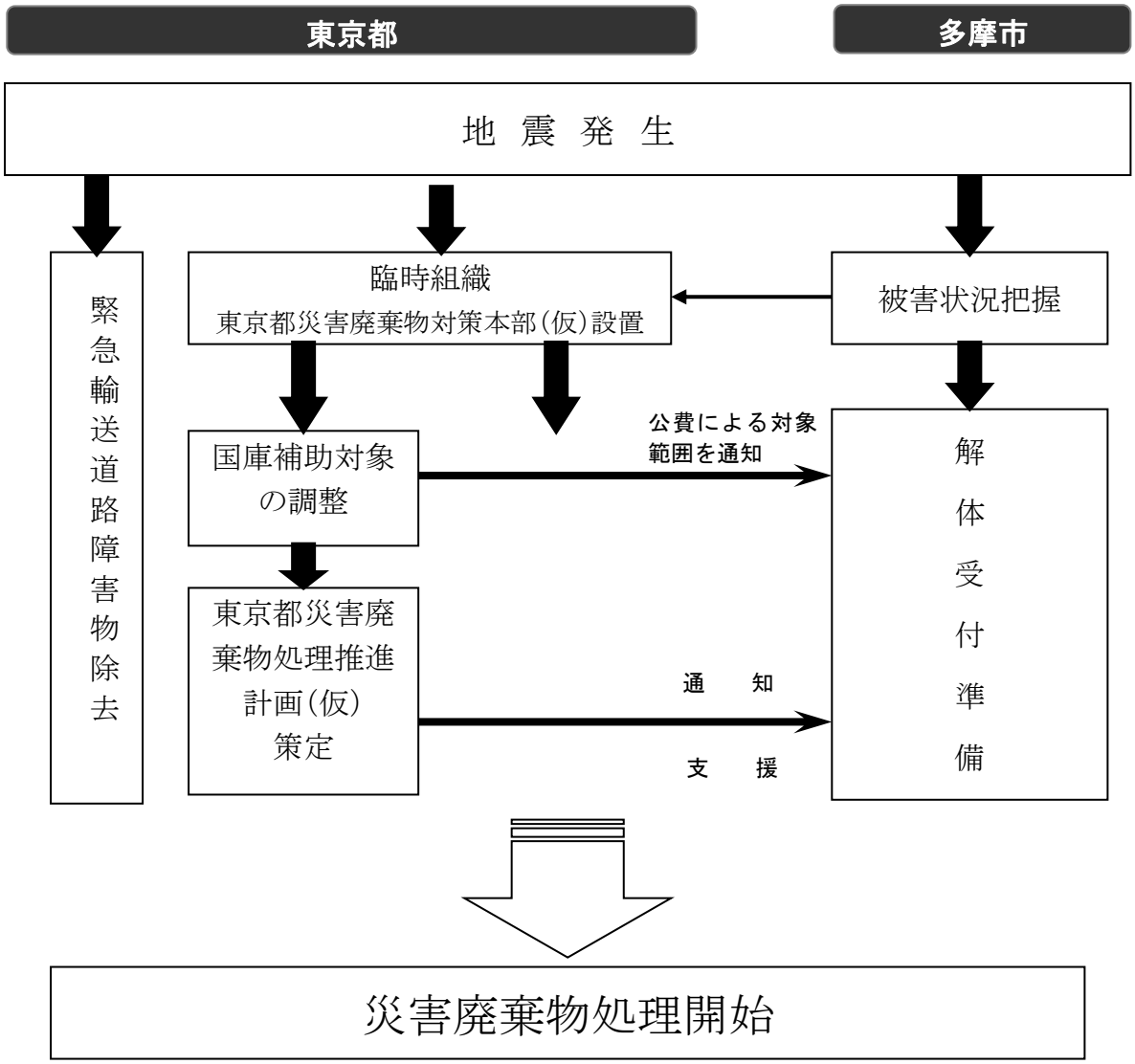
機関名	対策内容
多摩市清掃対策部 復旧復興・給水対策部	○　多摩市災害廃棄物処理実行マニュアル等に沿って実施する。 ○　災害廃棄物の発生推定量を算出し、仮置場等を決定するとともに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。 ○　被災状況を東京都に報告し、必要に応じて応援を要請する。

□　業務手順

【災害廃棄物処理のタイムスケジュール】

段階	東京都	多摩市
第１段階 発災直後 ～ ２週間程度	● 緊急道路障害物除去等の災害廃棄物の処理 ● 「災害廃棄物処理部会」の設置 ● 災害廃棄物発生量予測 ● 廃棄物処理施設等の被災状況調査 ● 東京都との連絡調整 ● 広域連絡及び応急要請 ● 仮置場候補地の把握 ● 中間処理・最終処分場に関する調整 ● 有害物・危険物に関する対策 ● 多摩市災害廃棄物処理実行計画策定 ● 災害時広報	● 緊急道路障害物除去等の災害廃棄物の処理 ● 被害状況の把握 ● 市内発生量の予測 ● 必要な組織の設置 ● 災害廃棄物処理実行計画の策定
第２段階 第1段階終了後 2週間程度	● 家屋情報提供に関する多摩市との調整 ● 公共施設の解体に伴う仮置場の確保 ● 仮置場の確保に関する支援	● 解体等の受付開始に伴う準備 （解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等）
第３段階 発災1か月後 以降	● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整	● 解体・撤去作業及び震災災害廃棄物処理

【発災直後からの作業行程】



□　詳細な取組内容

1　災害廃棄物処理の基本方針

○　発災後、速やかに災害廃棄物処理を行う臨時組織である「災害廃棄物処理体制」を設置し、東京都と連携して市内の災害廃棄物を処理する。

○　最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等は再資源化を基本として処理する。

【「災害廃棄物処理体制」の構成等】

構成課	所管業務
清掃対策部	○　円滑かつ効果的な処理を推進するため、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び災害廃棄物発生量（推計）について東京都に報告する。 ○　「多摩市災害廃棄物処理計画」及び「多摩市災害廃棄物処理実行マニュアル」に従って処理する。 ○　人員が不足する場合は、統括対策部へ報告し各対策部へ応援要請を行い、迅速な対応に努める。
復旧復興・給水対策部	○　緊急道路障害物除去災害廃棄物を処理する。 ○　倒壊建物解体・除去災害廃棄物を処理する。 ○　倒壊建物の解体・除去に伴う災害廃棄物の処理手続等を周知する。 ○　倒壊建物の解体・除去申請受付及び審査を実施する。

2　被害状況の確認

市内における被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を確認し公表する。

3　災害廃棄物処理実行計画の策定

発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、市内における災害廃棄物処理の基本方針を明らかにした、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

4　緊急道路障害物除去作業に伴う災害廃棄物の処理

緊急道路障害物除去作業により発生する災害廃棄物を、各地域の仮置場に分別（廃木材・コンクリートがら・金属くず等）搬入する。

5　災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体・撤去

（1）　実施方針

○　被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の分別・再資源化を適正に処理する。

○　有害物質等は、廃棄物処理法等の規定に従い適正に処理する。

○　災害廃棄物の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、市民からの申請受付及び民間事業者との契約事務を行うとともに、その適正処理について指導する。

○　倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様に実施する。

時期	内容
特例措置適用前	個人住宅や一部の中小事業所に限り、住民からの申請受付、業者との契約及び適正処理の指導等の事務を行う。
特例措置適用後	個人住宅や一部の中小事業所に限り、市が倒壊家屋等の解体除去を行う。

○　市内における被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、公費負担による災害廃棄物処理の対象の範囲を定め公表する。また、処理物が発生した場合は、都への被害状況（廃棄物処理施設、建物、家屋等）及び災害廃棄物発生量を速やかに報告する。

○　多摩市が設置する仮置場において、災害廃棄物の適切な分別を推進し、再利用の徹底を図るとともに、再利用することが不可能なものについては、清掃工場等において焼却処理するなどできるだけ減容化した上で、環境汚染防止に配慮しつつ最終処分する。

○　災害廃棄物処理実行計画を策定し適正かつ迅速に実施する。

【注】
大気汚染防止法の一部改正（令和3年4月施行）に基づき、今後、建築物の解体時には、災害時においてもアスベスト含有に係る事前調査が必要となった。

（2）　受付事務

次の事項に対応する。

事　項	内　容
申請受付窓口の設置	○　発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を市役所等に設置する。
解体・撤去の適否判断	○　申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等（課税課「土地・建物台帳」を利用）を確認し、解体・撤去の適否を判断する。
確認書類	○　申請時には、次の書類を必要とする。 ・　個人の場合……身分証明書 ・　中小企業の場合　……登記簿、従業員数を確認できる書類

（3）　民間業者との契約事務

○　緊急道路障害物除去終了後、倒壊建物解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

（4）　適正処理の指導事務

○　解体・撤去作業は、災害廃棄物を種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の

有害物質については、各規定に基づき、適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

○　搬出した災害廃棄物については、指定した仮置場に搬入する。

（5）　災害廃棄物仮置場の設置

○　仮置場は、積替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

○　各仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできる限り減容化する。

（6）　持込み災害廃棄物の仮置場搬入申請書・許可証等

○　仮置場への災害廃棄物の搬入は、持込み災害廃棄物の仮置場搬入承認書で申請した市民に限る。

○　「倒壊建物解体・撤去災害廃棄物」及び「持込み災害廃棄物」の仮置場搬入申請書及び仮置場搬入許可証等の発行状況を記録する。

○　市が解体・撤去作業の委託契約を締結した業者に対しては、契約時に仮置場搬入許可証を発行する。

（7）　仮設中間処理施設と再資源化

○　災害が甚大で大量の災害廃棄物が発生する場合は、仮設中間処理施設を検討する。また、必要に応じて広域で仮設中間処理施設を建設することを東京都に委託する。

○　災害廃棄物は、処理方法によっては再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用されるよう、積極的に再生資材として再資源化する。なお、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」などに基づいて処理する。

＜再利用の再生資材等＞

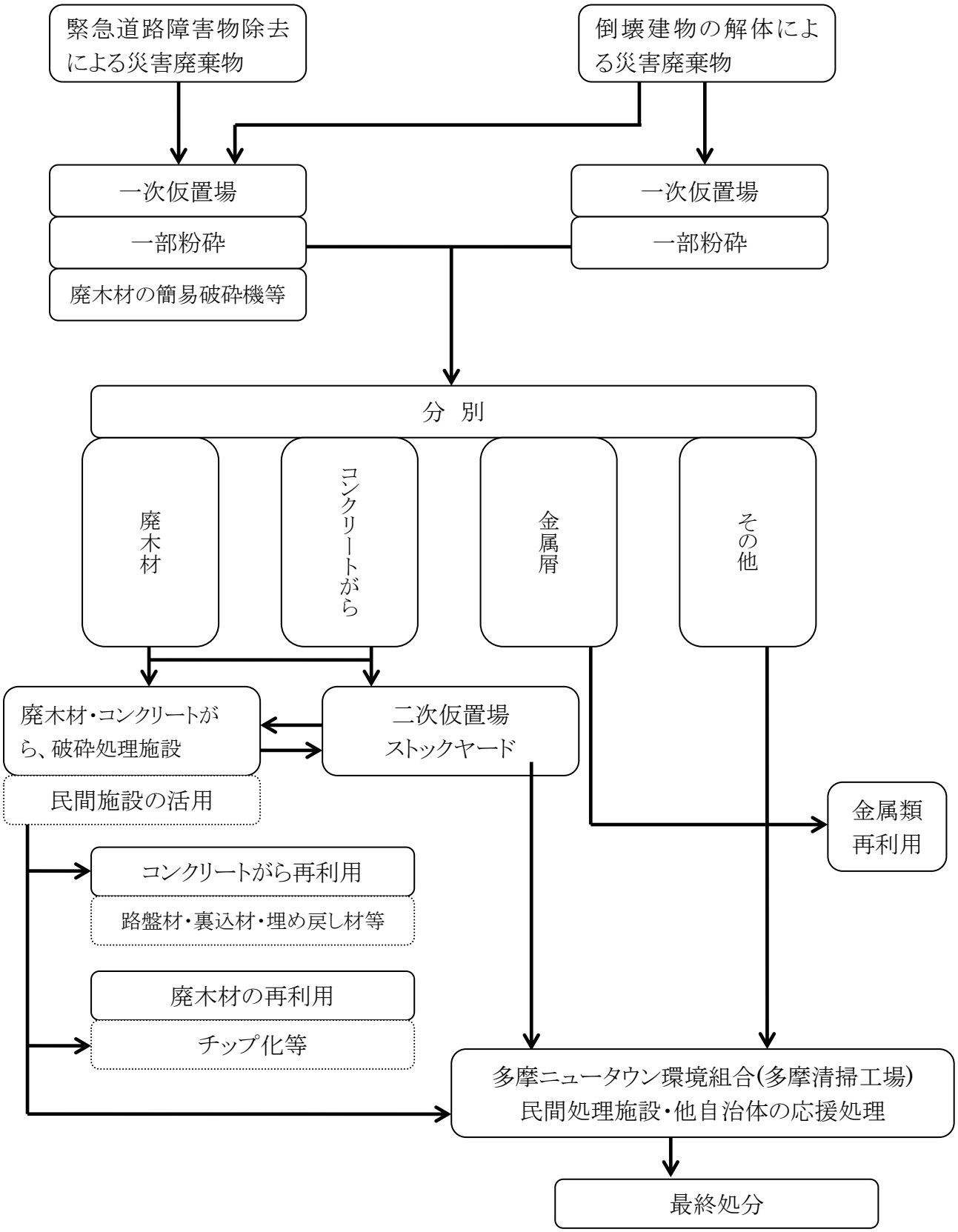
災害廃棄物	再生資材等
廃木材(解体大型資材・大型生木・木くず)	○　破砕処理した後、製紙原料、木炭、パーティクルボード、ボード用、燃料、その他リユース材等として再利用する。 ○　再利用が難しいものについては、清掃工場等において焼却処理する。
コンクリートがら アスファルトがら	○　破砕処理した後、路盤材、骨材等として再利用する。また、工事現場における埋め戻し材料等にも再利用する。
金属くず 廃家電(家電リサイクル法対象外)	○　金属、金属スクラップ、廃プラスチック等に再利用する。

（8）　災害廃棄物処理に必要な協力体制について

災害廃棄物処理は、次の業務について資器材等の提供を含め民間事業者に協力を求め効率的に実施する。

業　務	内　容
倒壊建物の解体・「災害廃棄物」の撤去	○　倒壊建物の解体・運搬業務 ○　発生「災害廃棄物」の撤去業務
「災害廃棄物」仮置場の設置	○　仮置場の開設整備業務 ○　仮置場の維持管理業務 ○　仮置場からの搬出
「災害廃棄物」の中間処理・再利用・最終処分	○　廃木材・コンクリートがら等破砕処理 ○　再利用施設への搬出 ○　再利用施設での優先的な処理 ○　最終処分場への搬出

災害廃棄物**処理の基本的な流れ**



第３部
災害復興計画

第１章　　復興の基本的考え方

１　復興の基本的考え方

市域に大規模な震災被害が発生したときは、多摩市は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

多摩市は「東京都震災復興マニュアル」及び「区市町村震災標準マニュアル」を参考とし、地域性を反映した「多摩市震災復興マニュアル」の策定を検討する。それらに基づき、震災後一日も早く都市の復興と市民生活の再建を図るための計画を定め「災害に強い街・防災都市多摩」の実現を目指すために復興事業を推進していく。

（1） 生活復興

○　第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。

○　心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

○　個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、助成や様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。

○　自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

（2） 都市復興

人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた多摩をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

○　特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さないまちづくり」を行う。

○　復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高いまちの実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

○　市民、事業者、多摩市、都、国等が「協働と連帯によるまちづくり」を行う。

2 事前復興まちづくりの検討

1 基本的考え方

○　被災して市街地が灰燼に帰した後に取り組む復興まちづくりは、現在のまちを対象とする防災まちづくりとは取り組み方が全く異なる。防災まちづくりは現状をもとに課題を解決するための改善に取り組む「修復型のまちづくり」であるが、災害で消滅した街を復興する復興まちづくりは、基盤整備など「改造型のまちづくり」に取り組む必要がある。

○　災害が発生した際に、応急対応や復旧を行いながら、復興まちづくり計画案の作成や復興に向けた合意形成を短期間に進めることは、行政や住民等にとって大きな負担となる。このため、大地震が起きた際の備えとして、市街地の復興に向けた準備として地域における事前復興の取り組みをあらかじめ進めておくことが必要である。具体的には、被災後に取り組む復興まちづくり計画の策定や進め方について、事前に復興まちづくり策定マニュアルや復興ビジョンを検討し、準備しておく必要がある。

○　震災に向けた事前の取り組みとして、被害の軽減及び安全な市街地の形成を目指す「防災都市づくり」に加え、被災後の復興に向けて事前の準備を行う「事前復興まちづくり」に取り組む。災害が発生した際にも、円滑に復興まちづくりに着手できる体制を整備する。

2 事前復興に関する検討

○　本市は、計画的に都市基盤が整備されたニュータウン区域と、個別に開発された既成市街地に区分できる。既成市街地の中でも、土地区画整理事業等により計画的に都市基盤が整備された地域と、小規模な開発や個別に住宅が建設された地域がある。計画的に都市基盤が整備されていない地域においては、災害が発生した際に早期に復興まちづくりに着手できるよう、復興で目指すまちづくりの目標設定やその実施方法など、東京都が作成した「区市町村震災復興標準マニュアル（平成 21 年 3 月初版）」や国土交通省が作成した「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成 30 年 7 月）」及び「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインについて（令和 5 年 7 月）」に基づき、復興事前準備を進める。

○　復興まちづくり計画の策定マニュアルの検討にあたっては、地域が被災した場合を想定し、どのように生活や住宅を再建するとともに、どのようなまちを復興していくことが想定できるかなどを地域とともに考える「復興まちづくり訓練」などに今後取り組む。

○　復興まちづくりや被災者が住宅を再建するにあたり、道路境界や敷地境界を事前に確定しておくことが重要である。このため、地籍調査が完了していない地域では、事前に地籍の確定にも取り組む。

第２章　　復興本部

1　復興本部の設置

○　　市長は、地震により被害を受けた地域が多摩市内で相当の範囲に及び、かつ復旧・復興に相当の時間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に復興本部を設置する。
復興本部は、災害復旧・復興を中・長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常業務や災害応急対策を行う組織とは別に臨時組織として設置する。
市長は、被災後1週間程度の早い時期に復興本部を設置する。
市長は、復興本部が設置された時は、次に掲げるもののうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- 各部長
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- 都知事
- 隣接地方公共団体、地方行政機関等

各部長は本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。
本部が設置された場合、設置場所に「多摩市復興本部」の標示を行う。
復興本部の事務局は、都市整備部及び企画政策部とし、事務局長を都市整備部長とする
また、企画政策部長は、副事務局長として事務局長を補佐する。

2　復興本部の役割及び災害対策本部との関係

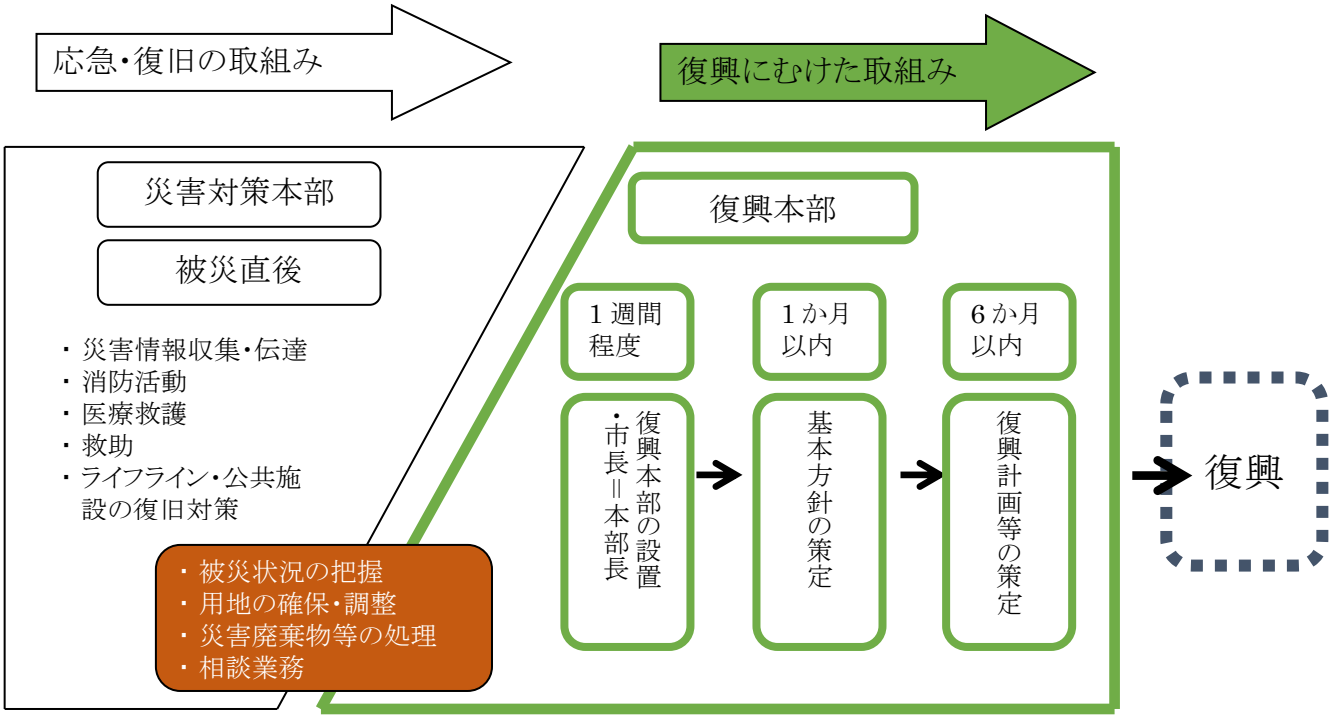
○　復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

復興本部は、震災復興計画を策定するとともに、震災復興事業の総合調整を行う。

東京都に対しては、必要に応じて、連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のための職員を派遣するよう要請する。

【震災時における多摩市の取組図】



3　復興本部の関連組織

○　復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部員は各部長相当職をもって充てる。

本部員の職責は、本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、震災復興に係る事務事業を企画立案し、実施すること、担任事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関すること。

復興本部の事務局は、都市整備部及び企画政策部とし、事務局長を都市整備部長とする。また、企画政策部長は、副事務局長として事務局長を補佐する。（再掲）

本部長は、学識経験者、市民代表及び行政関係職員等により構成される震災復興計画検討委員会を設置し、震災復興基本方針等を諮る。

4　復興本部における各局の分掌事務

○　復興本部の事務分掌は、それぞれ「所管事項に係る震災復興対策に関すること。」とするが、被災状況などに応じて、本部長の命により変更されることがある。

災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急、復旧、復興対策と推移するため、災害対策本部と復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

復興本部は平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制とし、組織規程上の各部に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。

5 復興本部の廃止

○　本部長は、多摩市の地域において、災害復旧・復興対策がおおむね完了し、多摩市が支援を行うことを必要とする市民の生活やまちの復興が成し遂げられたと認めたときは、復興本部を廃止する。

復興本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

第３章　　震災復興計画の策定

市長は、震災発生後、復興本部を設置し、復興に係る基本的方針を策定するとともに、被災後6ヶ月以内を目途に震災復興計画を策定する。

1 震災復興基本方針の策定

○　復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後1か月以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定する。

震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- くらしのいち早い再建と安定
- 安全で快適な生活環境づくり
- 雇用の確保、事業の再開
- 多摩地区の中枢機能の速やかな回復

2 震災復興計画の策定

○　本部長は、多摩市災害復興基本方針に基づき、復興に係る多摩市の最上位計画として総合的な多摩市災害復興計画を策定する。この計画では、復興の基本目標と多摩市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

○　多摩市災害復興計画の策定にあたっては、本部長は災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を諮問する。本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後6ヶ月を目処に復興計画を策定する。

○　作成過程において広く市民等の声を聴き、その意見を反映することとする。

○　都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、多摩市災害復興計画の策定と並行して整合性を保ちながら、個別の復興計画を策定する。

3 特定分野計画の策定

○　生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

震災復興計画を踏まえ、地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。原案をもとに地域住民との協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組んでいく。

(1) 都市の復興

○　市は、被害の状況を把握し、事前復興の準備内容を踏まえ、都、国等と調整を図りながら、都市復興の基本的な考え方をまとめる「多摩市復興方針」や、都市復興への具体的な計画をまとめる「多摩市復興計画」等の作成を行う。

○　市は、「多摩市都市計画マスタープラン」を基に、被災状況に応じた「多摩市復興計画

（原案）」を、被災後およそ2か月を目途に公表する。

○　それに基づき、「多摩市復興計画」をおよそ6か月で作成し、地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

(2) 住宅の復興

○　住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握したうえで、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。

○　併せて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

(3) くらしの復興

○　市民のくらしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

○　ボランティアや NPO 等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

(4) 産業の復興

○　震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、多摩市の産業振興を図る施策を進める。

○　産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、産業施策、農林業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

○　復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

(5) 都市復興のプロセス

○　都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を策定しておく。

○　多摩市は東京都と連携し、次の段階を目安に、都市の復興を推進していく。

項目	期間	内容
復興初動態勢の確立	発災～1 週間	復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な態勢を確立する。
震災復興基本方針等の策定	1 週間～1 ヶ月	被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、次表に定める 4 段階の復興対象地区を設定する。また、円滑な復興事業の推進のため、復興方針、復興地区区分、建築指導の方針等を盛り込んだ復興整備条例（仮称）の策定に向け関係所管と事前に調整を協議する。
震災復興計画等の策定	1 ヶ月～6 ヶ月	被災市街地ごとの復興の基本的な計画並びにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。
震災復興事業計画等の確定	6 ヶ月～1 年	復興事業の対象となる住民と十分に合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。
震災復興事業の推進	1 年以降	復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。ただし、都市復興基本方針との整合がとれている既定の都市計画事業等については、住民合意の下に、被災後速やかに実施する。

○　復興対象地区の設定

地区名	項目	内容
重点復興地区	抜本改造型	被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。
復興促進地区	部分改造・自力再建型	重点復興地区と復興促進地区の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施しその他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。
復興誘導地区	自力再建型	被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。
一般地区		被災がほとんど見られない地区をいう

4　被災者総合相談窓口の設置

多摩市は、復興対策の本格化に応じて、関係各部との連携・協力により、被災者総合相談窓口を設置する。

1　開設場所……会議室及び駐車場を有する市内の適切な場所
2　開設時期……被災後1か月程度を目途とする。
3　開設決定……復興本部において決定する。
4　相談分野、相談内容……各部が連携し、復興過程における様々な相談業務に迅速に対応する。

想定される相談内容
・　復興に関する市政一般相談
・　復興に関する苦情受付
・　復興情報の提供
・　外国人の生活相談
・　税務相談
・　市税に関する相談（減免措置、徴収猶予等の相談）
・　住宅総合相談（都や市の支援策・応急仮設住宅窓口の案内など）
・　住宅の修理・解体・撤去に関する相談
・　建築制限にかかる相談
・　住宅に係る法律相談や税相談
・　中小企業の経営相談・資金融資相談
・　消費生活情報及び消費生活相談
・　動物の保護・譲渡・飼育
・　震災ごみの分別、収集
・　生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等の相談
・　生活保護等福祉相談
・　障がい者相談
・　生活資金相談
・　高齢者相談
・　メンタルヘルスケア
・　医療・健康相談
・　衛生相談（感染症の予防、環境衛生）
・　子ども相談
・　保育相談
・　教育相談

第　４　部
南海トラフ地震等防災対策

第１章　対策の考え方

1　　策定の趣旨

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第3条に基づき指定される南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていないが、南海トラフ地震が発生した場合は、震度5強程度と予測されることから、本市において必要な対策を定めるものとする。

2　　基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定した。

1　南海トラフ巨大地震による多摩地域の最大震度などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本市における対策は、震災編第1部から第3部までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

2　南海トラフ地震臨時情報について、情報収集及び伝達方法に関する事項を定めるものとする。

第２章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

本節では、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応について定める。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、地震・津波による被害が発生している場合は、「第3節　災害応急対策」に基づいて対応する。

1　　南海トラフに関連する情報

（1）　南海トラフに関連する情報の発表

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼び

かけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

○ 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表

○ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記

○ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○ 監視領域内※1でマグニチュード 6.8以上※2の地震※3が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※5が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
		界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震※3 が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

1　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

2　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する。

3　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。

4　気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の 1.5～1.8 倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

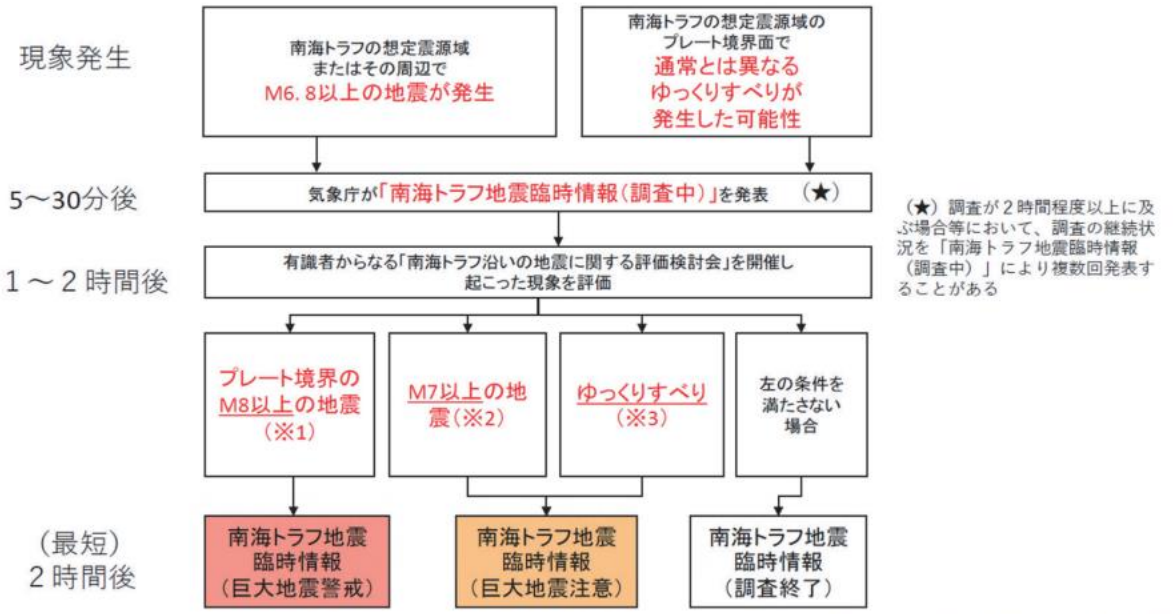
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

5　ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が

繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

6　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（資料）気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」（令和元年5月31日）

（2）　南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応

①　市内に震度5弱以上の地震が発生した場合

震災編に基づき対応する。

②　市内に震度5弱以上の地震が発生していない場合

<table>
<tr><th>発表された情報</th><th colspan="2">警戒(注意)期間</th><th>市の態勢</th><th>職員の配備態勢</th></tr>
<tr><td>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</td><td colspan="2">－</td><td rowspan="4">災害対策本部を状況に応じて設置</td><td rowspan="4">統括対策部(防災安全課)による情報収集態勢</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く)が発生する場合</td><td>注意期間:1週間</td></tr>
<tr><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合</td><td>注意期間
:プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間</td></tr>
<tr><td>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</td><td colspan="2">警戒期間:1週間
注意期間:警戒期間経過後1週間</td></tr>
</table>

（3） 情報伝達体制

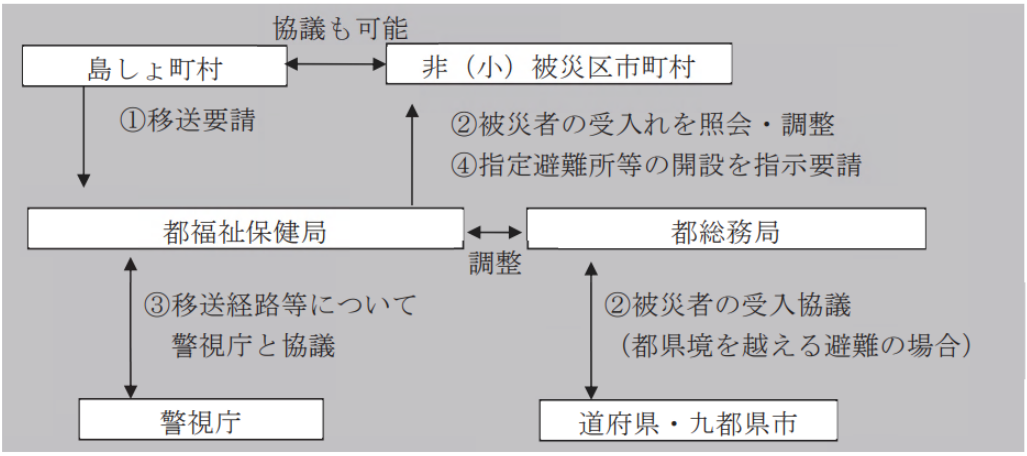
機　関	内　容
統括対策部 市民情報対策部	○　統括対策部長は、気象庁、総務省消防庁、東京都、関係機関等から情報収集を行うとともに、防災行政無線、電話及びその他の手段の活用により、直ちにその内容を庁内、多摩中央警察署、多摩消防署、その他各関係機関に伝達する。 ○　統括対策部長及び市民情報対策部長は、多摩市公式ホームページ、防災情報メール、公式 X、公式 LINE 等を活用し、市民等に対して情報提供を行う。 ○　各対策部長は、統括対策部長から情報を受けたときは、電話、無線電話等の活用により直ちに部内各課及び各出先職場に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。

第３章　被災者の受け入れ

機　関	内　容
統括対策部 各対策部	○ 受入態勢の整備 ○ 移送後の1次避難所（指定避難所）等の運営
都福祉保健局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 島しょ町村による要配慮者等の移送支援
島しょ町村	○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における1次避難所（指定避難所）等の管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 1次避難所（指定避難所）等の運営への積極的な協力

2　受け入れスキーム

受け入れに当たっては、都福祉保健局と調整のうえ、以下のスキームにより実施する。



3　受け入れ施設

避難生活が中長期的に及ぶことを想定し、ホテルなどの宿泊施設、市営住宅や民間空き住宅等を受け入れ施設として提供することを検討する。

＜資料＞東京都の津波予報区（気象庁）



東京都が該当する津波予報区

津波予報区	区域	対応する東京都の区市町村
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）	江戸川区、江東区、中央区、港区、品川区、大田区
伊豆諸島	東京都（大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。）	大島町、新島村、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島	東京都（小笠原支庁に限る。）	小笠原村

第　５　部
火山災害対策計画

富士山の現況等

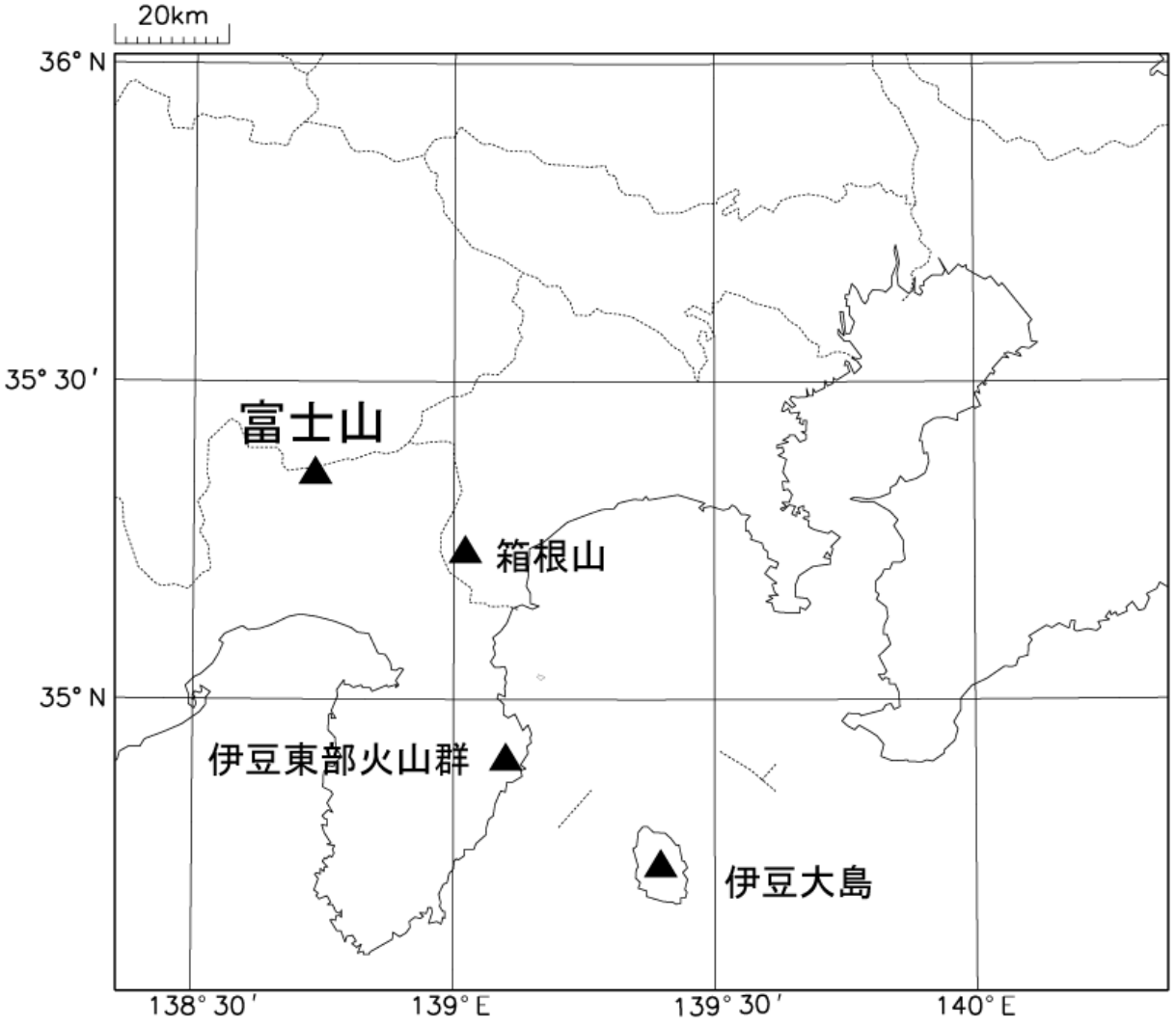
1 富士山の概要

○ 富士山は、我が国に 111 存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

○ 標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 ㎥で我が国の陸域で最大の火山である。

○ 山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。 山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。

○ 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。



2　富士山の活動史

○　富士山は今から約 70～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円錐形の火山となったと考えられている。

○　それ以降も活発な火山活動を繰り返し、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

1　富士山の成り立ち

○　富士山は、約 10 万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。

○　“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

○　“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期に分類できる。

新富士火山の主な噴火活動期（宮地直道「新富士火山の活動史」（１９８８）に基づく）

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
1	約 11,000 年前 ～約　8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
2	約 8,000 年前 ～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
3	約 4,500 年前 ～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
4	約 3,200 年前 ～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
5	約 2,200 年前 以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

3 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は、以下のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまでの 300 年間、富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	命名噴火
781 年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた	
800～802 年 (延暦 19～20 年)	大量の降灰、噴石	延暦噴火
864～866 年 (貞観 6～7 年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。 溶岩により人家埋没。湖の魚被害。	貞観噴火
937 年(承平 7 年)	噴火	
999 年(長保元年)	噴火	
1033 年(長元 5 年)	溶岩流が山麓に到達	
1083 年(永保 3 年)	噴火	
1560 年(永録 3 年)	噴火	
1707 年(宝永 4 年)	噴火前日から地震群発。12 月 16 日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。	宝永噴火

※ 最近の活動

平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下の深さ 15 ㎞付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

4 富士山における噴火の特徴

これまでにわかっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。

○ 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。

○ 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。

○ 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。

○ 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

5　噴火による被害想定

1　被害想定

○　本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成 16 年（2004年）6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

○　東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

○　なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、季節など様々な条件によって変化する。

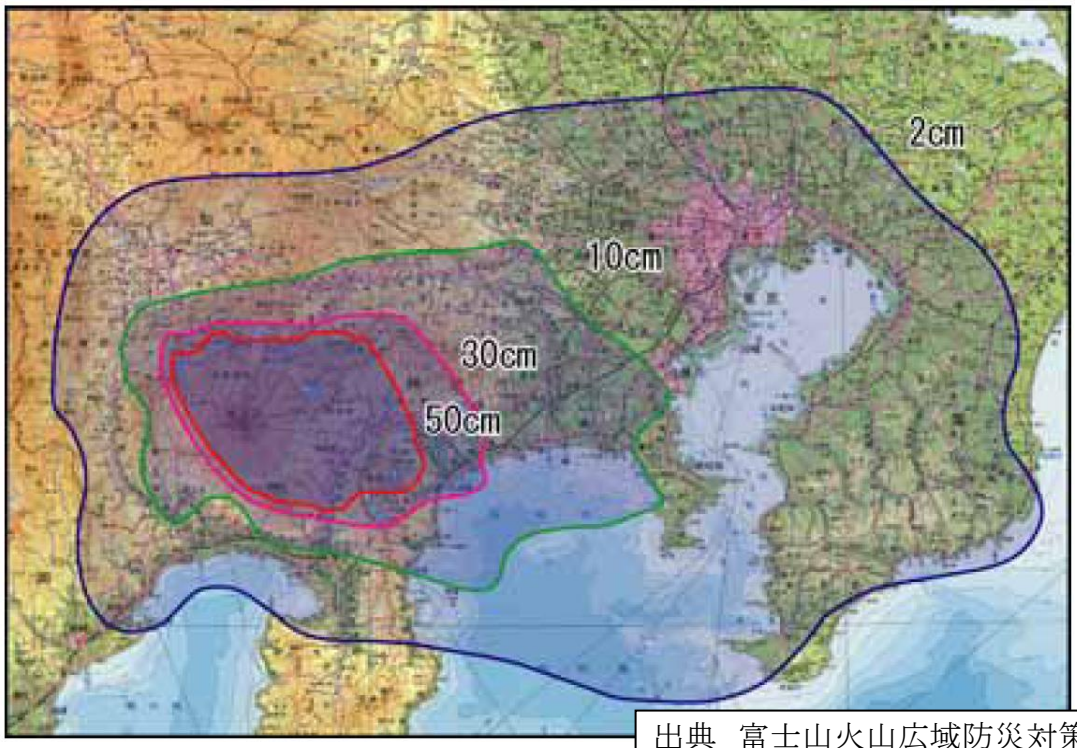
※ 噴火の規模・被害の概要

区分	内容	
噴火の規模	規　　模	宝永噴火と同程度
	継　続　期　間	16 日間
	時　　期	①梅雨期　②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度 （降灰の堆積）	八王子市及び町田市の一部　10cm程度 その他の地域　2cm～10cm程度（具体的な範囲は、別図のとおり）	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

2　市内の推測される降灰量

○　多摩市に2cm の降灰があった場合、0.02m×21.01k㎡＝42.02 万㎥（10 トンダンプ4万2千台）と推定される。

図　降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典　富士山火山広域防災対策基本方針

3　　降灰による主な影響

※　令和2年4月　大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ　首都圏における降灰の影響と対策～富士山噴火をモデルケースに～（中央防災会議報告）から抜粋

鉄道	微量の降灰で地上路線の運行が停止する。車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは運行が停止する。
道路	乾燥時 10 ㎝以上、降雨時3㎝以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
物資	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食糧、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
人の移動	鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時的滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、回路の移動についても制限が生じる。
電力	降雨時 0.3 ㎝以上で碍子※の絶縁低下による停電が発生する。数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。 電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。 ※ 鉄塔や電柱で電線等を支持するとともに、鉄塔や電柱と電線等との絶縁性を保つ器具をいう。

通信	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
上水道	原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
下水道	降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
建物	降雨時 30 ㎝以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5㎝以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

第２章　富士山火山災害対策

1　基本的考え方

多摩市では、富士山火山災害に対しては、基本的には降灰に伴う対処が主対策と想定される。

降灰時の市民の生活については、一応に通常生活を継続しつつ、各個人、各家庭は、日常生活の中で降灰対策を実施するものと考えられる。

多摩市では、これらを踏まえ、市民サービスを保持するための通常業務の継続を基本とし、次号のとおり火山災害対策を行う。

○　気象庁からの降灰予報や火山噴火の動向等の情報を的確に収集し、市民及び関係機関に伝達する。
○　市民からの降灰に係わる問合せ窓口を設置し、円滑な相談体制を構築する。
○　火山灰による健康への影響、火山灰の処理方法などの市民に直接関係する情報を的確に提供する。
○　都等と連携し、降灰の除去、処理等の適切な対策を講じる。
○　火山活動が長期化した場合は、その活動状況に応じた体制を構築し、対策を実施する。
○　多摩市の総力を挙げて対処する必要がある場合には、時期を失することなく災害対策本部を設置し対処する。

2　第 2 部震災対策編との整合性

第5部火山災害対策計画は、多摩市が実施する火山に関連する対策に特化した計画とし、ここに定めのない対策は、第 2 部震災対策編を準用し対策を行う

3　活動体制

富士山が噴火した場合の多摩市への直接的な影響の有無については、噴火の規模や偏西風などの気象条件により異なる。

多摩市は、状況に応じた応急活動を円滑に実施できるように、警戒時からの関係機関を通じた情報収集、情報共有を行う。

降灰後の降雨による河川積止めの氾濫や土石流の発生の危険性も視野に入れた、気象予報等の情報収集を行う。

1　災害対策本部の設置

富士山が噴火した場合は、災害対策本部を設置する。

その態勢は、第2部第2章を準用するとともに、降灰状況に応じ柔軟に対応する。

2　態勢の変更

応急的に対応する場合は、全部局が連携し、次の任務分担を例示として火山災害対策に取組む。

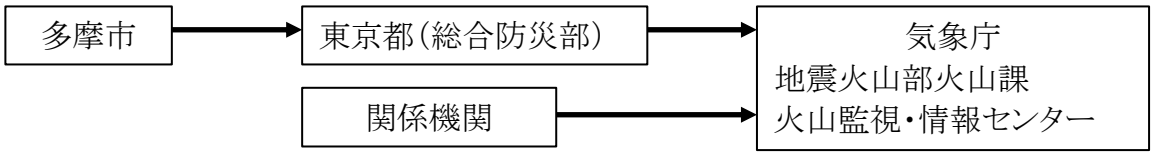
① 降灰対応に伴う統括・総合調整……総務部（防災安全課）
② 市民からの電話相談等の対応 ……企画政策部
※ 専用回線を設置し、相談受付要員は全所属から選出し対応する。
③ 降灰に係わる広報 ……企画政策部
④ 降灰に伴う健康相談……健康福祉部
⑤ 降灰の処理……環境部
⑥ 降灰の調査……環境部
※ 各施設管理者と連携して実施する。
⑦ 公共施設の降灰の除去 ……全所属
⑧ 降灰に伴う河川積止め有無の調査……都市整備部
⑨ 降灰に伴う法面の崩落危険の調査……環境部・総務部
※ 総務部が対処する場合には、防災安全課が消防団を運用し、警戒、応急措置を実施する。
⑩ 雑務や応援……全所属

2　降灰情報の収集・伝達等

1　降灰調査

東京都内降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。

2　降灰調査結果（降灰情報）の報告



（出典　東京都地域防災計画　火山編）

3　降灰調査項目

降灰の有無・堆積の状況・時刻・降灰の強さ・構成粒子の大きさ・構成粒子の種類・特徴等
堆積物の採取・写真撮影・降灰量・降灰の厚さ

※　降灰の強さ（火山観測指針　気象庁（1999）を一部改変）

階級	解説
1	降っているのがようやく分かる程度
2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため視界不良となり、10～20分で厚さ1㎜以上積もる程度

○　東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターでとりまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。

○　解説資料は、東京都、市区町村及び防災関係機関に伝達される。

○　火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

4　降灰予想

○　気象庁は、平成 20 年より降灰予報の発表を開始した。

○　平成 27 年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。

○　また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

○　気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1)　降灰予報（定時）

・　噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表

・　噴火の発生に関わらず、一定の規模の噴火を仮定して定期的に発表

・　18 時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供

(2)　降灰予報（速報）

・　噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

・　発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供

(3)　降灰予報（詳細）

・　噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

・　降灰予測の結果に基づき「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表

・　噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

表　降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 ㎜以上
やや多量	0.1 ㎜以上 1 ㎜未満
少量	0.1 ㎜未満



①降灰予報（定時）

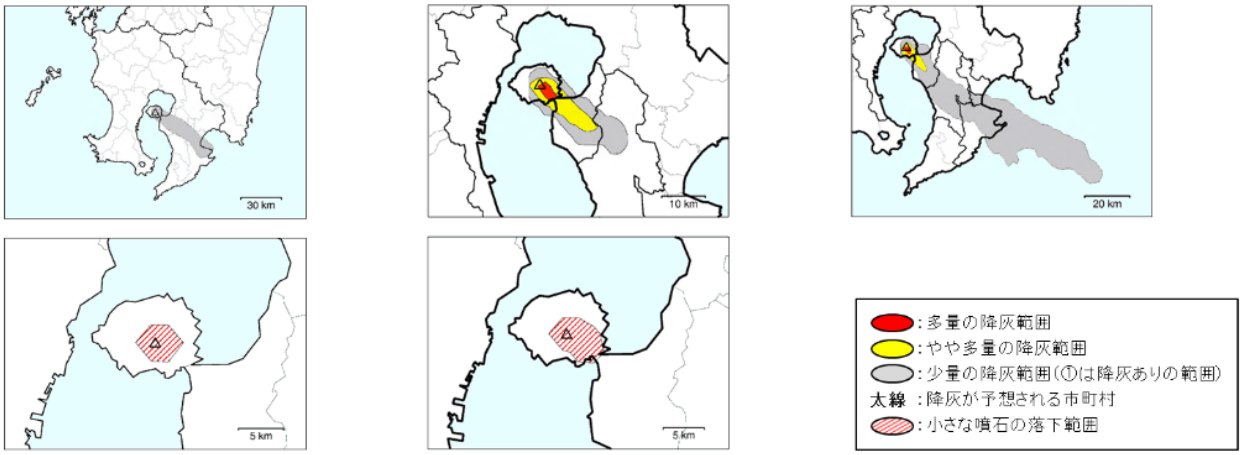
噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します

②降灰予報（速報）

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します

③降灰予報（詳細）

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

5　降灰量階級表

降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を階級で表現します。 降灰量を、降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級に区分し、降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示します

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ＜1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

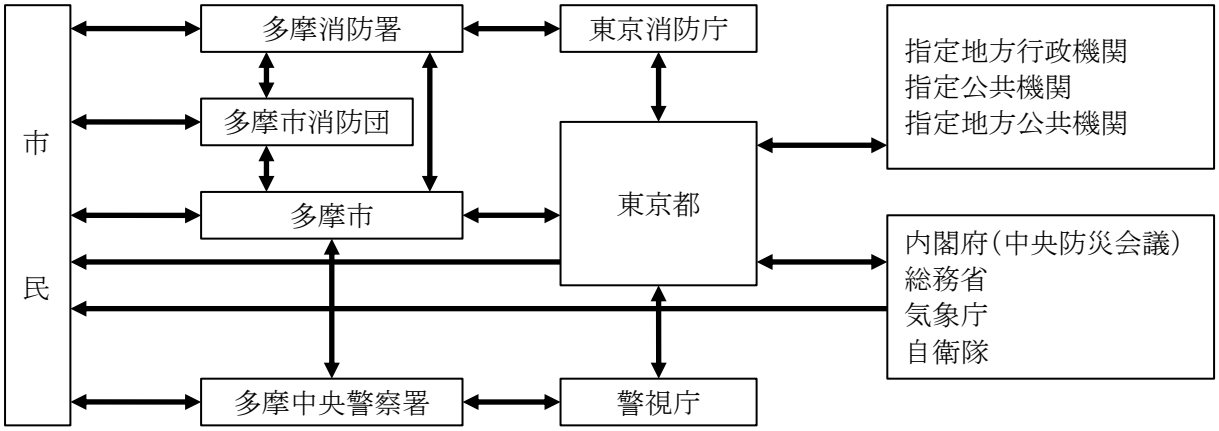
※1　掲載写真は気象庁、鹿児島市、（株）南日本新聞社による
※2　富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

4　情報収集及び伝達

1　伝達体制

多摩市は、必要により防災行政無線を活用して市民に対して必要な情報を伝達する。

多摩市は、既設の通信手段（通常電話等）を有効に活用し、効率的に関係機関と情報連絡を行う。



2　被害状況等の調査報告

○　市は、降灰による被害の発生に際して、速やかに市内の被害状況等を迅速、的確に把握し、東京都等に報告する。

○　各対策部における報告内容については、次のとおりとする。

・　統括対策部長は、火山活動による降灰が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を東京都に報告する。なお、家屋の倒壊及び火災が多発する災害が発生した場合並びに災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

・　復旧復興・給水対策部長は、都道及び市道の降灰による被害状況並びに災害活動状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

・　復旧復興・給水対策部長は、上下水道の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。

5　広報広聴

1　広報

(1)　直ちに行う広報

市民情報対策部長は、火山活動にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、統括対策部長と連携を図り、必要な広報を行う。

①　火山噴火時の広報

・　噴火の規模及び状況

・　避難場所の所在地
・　避難誘導路の周知
・　その他必要な事項

②　被災者に対する広報

・　被害情報
・　食糧及び物資の配給状況
・　医療機関の診療状況
・　デマ情報の防止
・　通信及び交通機関の復旧状況
・　その他必要な事項

(2)　重点的に行う広報

火山活動においては、災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項について、積極的な広報活動を実施する。

・　出火防止対策
・　降灰による健康被害防止
・　噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供
・　その他必要な事項

(3)　広報手段

市民情報対策部長は、庁内部局等と連携し、印刷物の配布、ホームページ、防災　行政無線、報道機関を活用し広報を行う

2　広聴

○　市民情報対策部長は、必要により電話相談を受付ける専用コーナーを設置し運営する。
○　統括対策部長は、電話相談等に対し、全庁的に係員の応援派遣を行う

6　火山灰の除去・収集及び処理等

1　宅地等の降灰除去

○　火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。
○　このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。 そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。
○　宅地に降った火山灰は、所有者、又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。

(1)　降灰に関する基本的対策

清掃対策部長は、以下の、降灰に関する基本的事項を実施する。

○　降灰予報及びその他火山情報の把握

○　宅地の降灰運搬
○　収集した降灰の処分
○　測定
○　被害額の算定及び報告

(2)　民間宅地の火山灰の除去等

清掃対策部長は、市民に対して、次の処理方法等を提示し、市民（事業者を含む。）による火山灰の除去を推進する。

○　一般廃棄物等との分別の要領
○　集めた火山灰の集積場所（市民・事業者の灰捨て場の位置、持込先）
○　火山灰の回収袋
○　市による回収日
○　その他必要な事項や留意事項

(3)　公共施設（道路、公園などを含む）の火山灰の除去等

○　各施設管理者は、所管する施設内の火山灰を除去する。
○　環境部は、分別、回収袋、回収日等を定め、全庁的に周知する。
○　各施設管理者及び環境部は、除去、回収等に際して、火山灰の飛散防止のため、散水処理等を行う。

2　宅地火山灰の収集・運搬

○　火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
○　火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
○　宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行うものとする。
○　宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

3　法令上の火山灰の取り扱い

火山灰は「大規模火山災害対策への提言」参考資料より（一部修正）により、以下のとおりとされている

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない
○「土壌汚染対策法」の対象外

4　火山灰仮置き場

○　清掃対策部長は、東京都及び関係機関と十分に調整し、回収した火山灰を処理する。
○　清掃対策部長は、以下の考え方に基づき、回収した火山灰仮置き場を設定し、火山灰を集積する。

(1)　考え方

道路、その他施設の火山灰の除去作業を行い、地域内又は近隣に一時的に集積する場所

仮置き期間は、1～3か月程度を想定

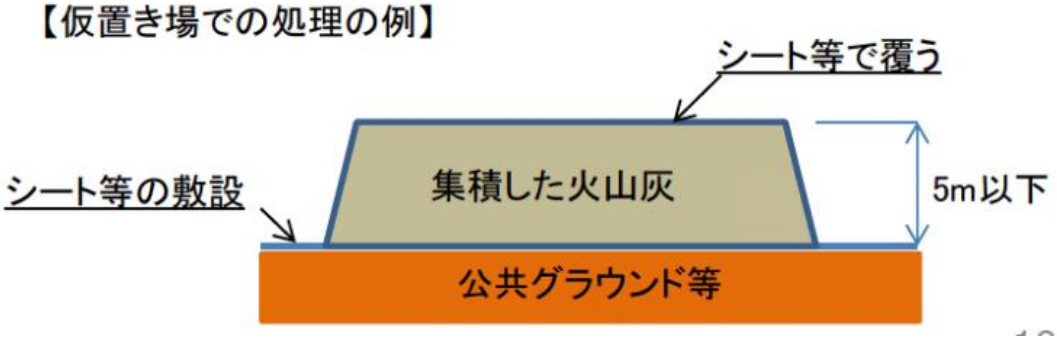
(2)　用地の主な要件

・　平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）
・　河川や水路などから一定程度離れた場所（下流域への流出を防止）
・　ダンプトラックの往来が可能な場所（後日処分場へ移動させることを念頭に）

・　公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者との合意が必要）
（例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地など

(3)　留意事項

・　用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設）
・　風による飛散防止（シート等で被う）
・　降雨による流出防止（排水溝の設置）
・　火山灰盛土の崩壊防止（盛土高5m以下）　等



5　公共施設の点検

○　復旧復興・給水対策部長は、公共下水の点検を行い、火山灰の流入等による下水道詰まりの防止対策を行う。

○　各施設管理者は、建物及び敷地内の点検を行い、火山灰による機能不全の防止対策を行う。

3　避難対策

○　統括対策部長は、降灰後の降雨などにより、降り積もった火山灰が起因となり、河川積止めによる洪水や法面崩壊などの危険が発生する恐れがある場合には、必要により避難指示等を発令するとともに、警戒区域を設定し、対象地域の住民を避難させる。

○　大規模な避難者が発生する場合には、原則として災害対策本部を設置し、対処する。避難対策については、「第 2 部第 9 章」に準ずる

4　応援協力・派遣要請

○　災害対策本部長は、降灰により被害を受け又は受ける恐れがある場合には、各防災機関及び住民と協力して、災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に努め、被害を最小限にとどめる。

○　災害対策本部長は、降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合には、都を通じて、自衛隊の派遣を要請する。

○　災害対策本部長は、自衛隊の派遣を要請する場合には、原則として災害対策本部を設置し、対処する。

5　警備・交通規制

○　降灰時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。また、視界不良による交通事故や降灰に伴うスリップ事故等の増加が予想される。

○　多摩市は、以下の多摩中央警察署が実施する、警備活動及び交通規制に対し、協力する。

- 各種の犯罪予防
- 各種の取締り
- 交通秩序の維持
- 公共の安全と秩序の維持
- 治安の維持
- その他必要な事項

6　医療救護活動

○　多摩消防署は、降灰による傷病者から119番通報があった場合には、救急活動を行う。

○　多摩市及び多摩消防署は、降灰による傷病者が多数発生した場合には、連携し救急活動を行う。また、多摩市は必要により医療救護活動を行う。

※　医療救護活動については、「第 2 部第 7 章」の必要部分を準用する。

7　道路の応急・復旧対策

○　道路管理者等は、降灰により道路（道路施設を含む）が被害を受けた場合には、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、復旧を図る。

※　道路の応急・復旧対策については、「第 2 部第 4 章」に準ずる

8　農業対策

○　降灰により、農作物及び農業関連施設に被害が及ぶおそれがある。

○　農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図るなど当面の方策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的に必要となる。

○　住民対策部長は、関係機関と連携し、次の対策を実施する。

- 降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導
- 土壌改良の指導及び代替作物の選定
- 除灰作業の指導
- JA 東京南との連絡